

議案第11号

習志野市第3次学校施設再生計画の策定について

習志野市第3次学校施設再生計画について、別記のとおり策定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会

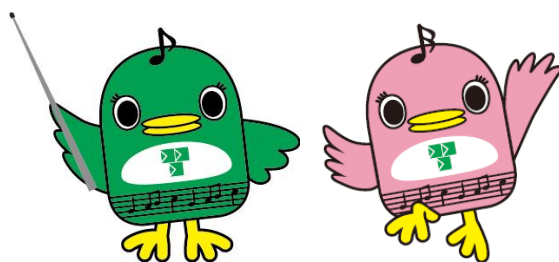
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市第3次学校施設再生計画を策定するものである。

# 習志野市第3次学校施設再生計画

令和8(2026)年度～令和23(2041)年度



習志野市ご当地キャラ  
「ナラシド♪」・「ソラシノ♪」

あしたのハーモニーが響くまち 習志野市

習志野市教育委員会

# 習志野市第3次学校施設再生計画

## 目次

<b>第1章 学校施設再生計画の背景・目的等</b>	<b>3</b>
1. 学校施設再生計画とは	3
2. 背景	4
3. 計画期間	5
4. 対象施設	5
<b>第2章 学校施設の実態</b>	<b>6</b>
1. 学校施設の運営状況・活用状況等の実態	6
2. 第2次学校施設再生計画の事業実施状況及び今後の見通し	24
<b>第3章 学校施設整備の基本的な方針</b>	<b>30</b>
1. 学校施設の目指すべき姿	30
2. 学校施設の整備の基本的な方針	31
<b>第4章 第3次学校施設再生計画</b>	<b>36</b>
1. 策定にあたっての見直し事項	36
2. 第3次学校施設再生計画 実施計画	41
3. 第3次学校施設再生計画 事業費の試算	48
<b>第5章 学校施設再生計画の継続的運用方針</b>	<b>49</b>
1. 情報基盤の整備と活用	49
2. 推進体制の整備	49
3. フォローアップ	49

# 第1章 学校施設再生計画の背景・目的等

## 1. 学校施設再生計画とは

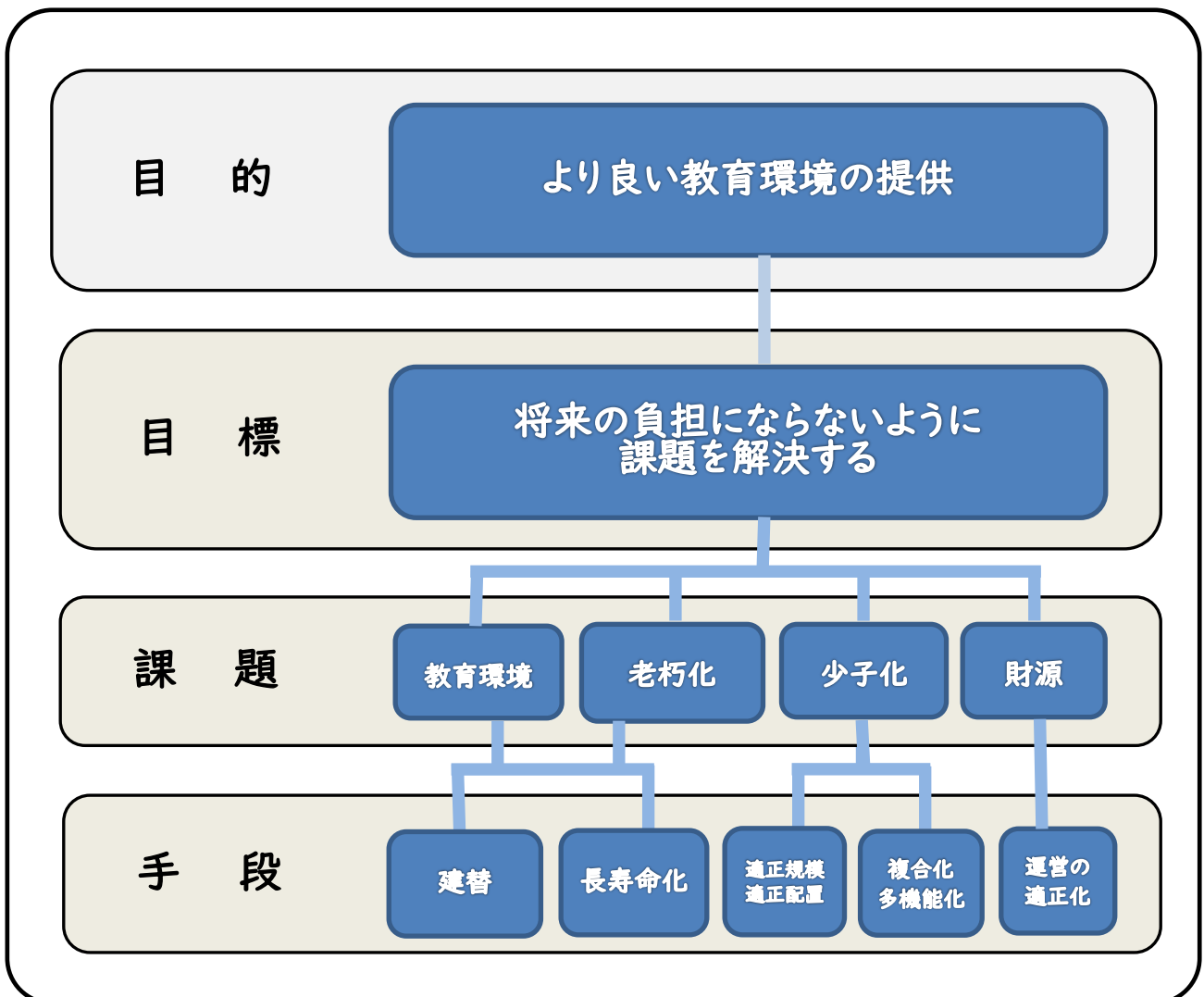
学校施設は学校教育活動を行う児童・生徒の学習及び生活の場として、重要な要素です。

学校施設再生計画とは、老朽化した学校施設を単に改修することではなく、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的とした学校施設の再生計画です。

子どもたちの教育環境をより良いものにしていかなければならない一方で、現在の社会経済情勢を踏まえ、習志野市全体の行財政運営の状況等にも考慮した上で、トータルコストの縮減・平準化などを図りながら、計画を立案する必要があります。

また、近年の学校をめぐる教育環境の変化を見据える中では、今までの学校施設を建設当時の状態に戻すだけでなく、時代の要請と変化に対応した教育水準などを満たした施設へと転換していく必要があります。

そこで、学校施設再生計画においては、子どもたちの将来に負担を先送りすることなく、管理手法の効率化や、コスト削減を行いながら、様々なアイデアを実践し、より良い教育の提供をするための環境整備を行いつつ、課題を解決することを目標とします。



## 2. 背景

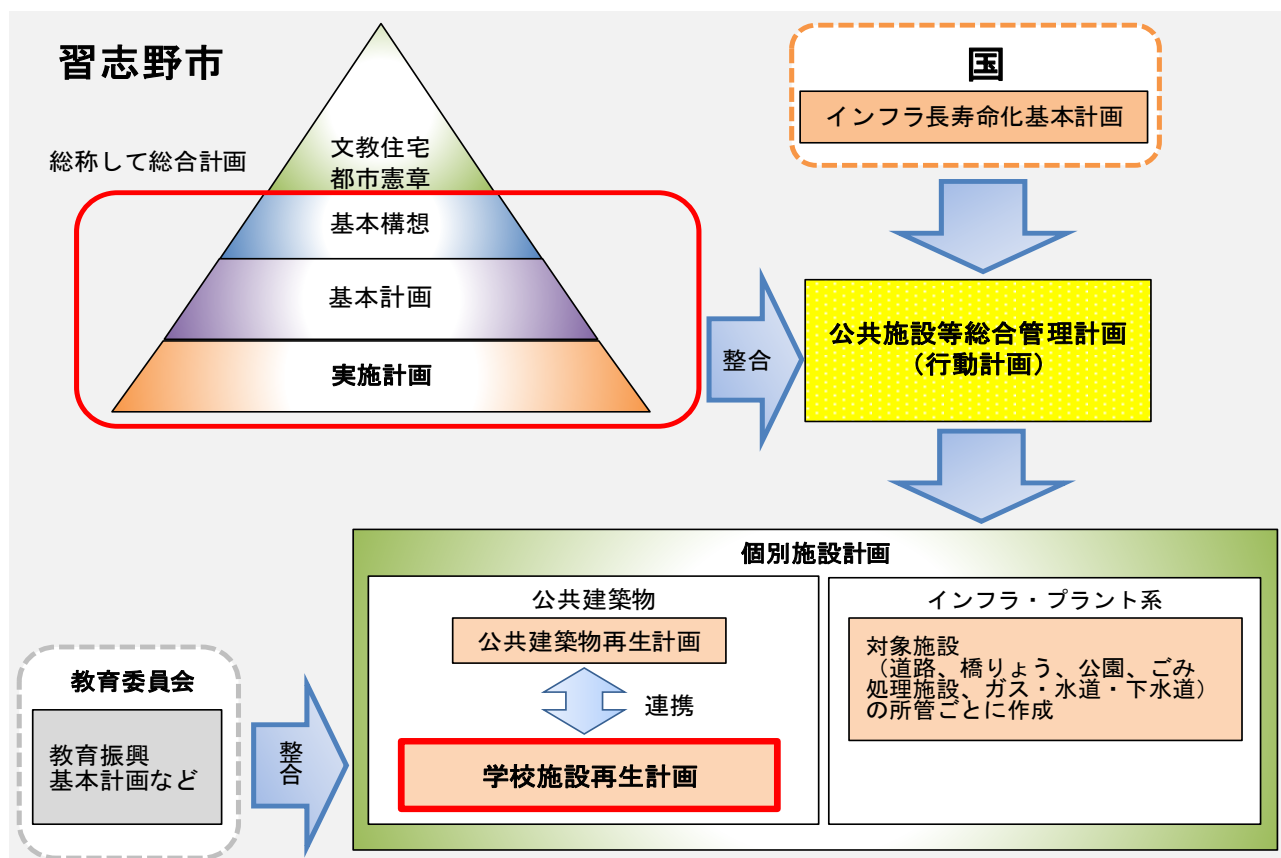
本市では、平成21(2009)年3月に、「公共施設マネジメント白書」を策定して、公共施設の老朽化対策に着手し、平成24(2012)年5月に、公共施設のうち公共建築物に関する老朽化対策の基本方針をまとめた「公共施設再生計画基本方針」を策定しました。平成26(2014)年3月には、当該基本方針に基づく個別施設計画である「公共施設再生計画」を策定するとともに、教育委員会においても、平成26(2014)年1月に、「学校施設再生計画」を策定し、当該計画に基づく再生事業を推進してきました。

このような本市独自の取り組みを進めてきた中で、平成25(2013)年11月に、国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26(2014)年4月には総務省から、当該基本計画に基づく公共施設の老朽化対策に関する「公共施設等総合管理計画」及び当該総合管理計画に基づく「個別施設計画」の策定要請がありました。そのため本市では、平成28(2016)年3月に、「習志野市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共建築物に加え、インフラ及びプラント系施設の老朽化対策の基本的な考え方や取り組みの方向性を示すとともに、教育委員会においては、学校施設の個別施設計画として、令和2(2020)年3月に、「第2次学校施設再生計画」を策定し、学校施設の老朽化対策の取り組みを進めています。

この「第2次学校施設再生計画」は、令和7(2025)年度までの計画であることから、令和8(2026)年度以降の計画として、「習志野市第3次学校施設再生計画」を策定しました。

本計画は、本市が保有する公共建築物の個別施設計画である「第3次公共建築物再生計画」、また、令和8(2026)年度からを計画期間とする本市教育の基本的な方向性を示す「教育振興基本計画」との整合を図りながら、それぞれの計画の見直しを反映させ、学校施設の再生を進める実施計画として策定しました。

【図表1-1】 学校施設再生計画の位置付け



### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、総合計画及び公共建築物再生計画との整合を図り、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの期間を第3期、令和16(2034)年度から令和23(2041)年度までの期間を第4期計画期間とします。

ただし、社会経済状況の変化や児童生徒数、学級数の動向、令和16(2034)年度からを計画期間とする次期教育振興基本計画の内容等を踏まえながら、計画期間の中でも、適宜、必要な見直しを行うこととします。

【図表1-2】 学校施設再生計画の計画期間



### 4. 対象施設

本市が保有する学校施設(小学校16校、中学校7校、高等学校1校の合計24校)を本計画における対象とします。

## 第2章 学校施設の実態

### 1. 学校施設の運営状況・活用状況等の実態

#### (1) 対象施設一覧

本市が保有する学校施設は、令和7(2025)年3月31日現在で、小学校16校、中学校7校、高等学校1校であり、総延床面積は、20万1,344.26㎡となっています。

【図表2-1】 学校施設一覧表(小学校)

学校名	建物名	コミュニティ	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		建築後 経過年数	
						西暦	和暦		
						令和7年3月31日現在			
小学校	津田沼小学校	校舎1	津田沼	RC	4	7,003.00	2012	H24	14
	津田沼小学校	体育館	津田沼	S	2	1,740.00	2012	H24	14
	津田沼小学校	プール棟	津田沼	RC	2	933.26	2013	H25	13
	大久保小学校	体育館	藤崎	S	1	875.00	1959	S34	67
	大久保小学校	校舎1	藤崎	RC	4	7,698.00	2024	R6	2
	谷津小学校	校舎1	谷津	S	3	2,560.00	2016	H28	10
	谷津小学校	校舎2	谷津	RC	4	9,576.00	2020	R2	6
	谷津小学校	体育館	谷津	RC	2	1,023.00	2020	R2	6
	鷺沼小学校	校舎1	鷺沼・鷺沼台	RC	4	2,879.00	1970	S45	56
	鷺沼小学校	校舎2	鷺沼・鷺沼台	RC	3	2,175.00	1979	S54	47
	鷺沼小学校	体育館	鷺沼・鷺沼台	S	1	855.00	1964	S39	62
	実籾小学校	校舎1	実籾・新栄	RC	3	2,590.00	1963	S38	63
	実籾小学校	校舎2	実籾・新栄	RC	4	2,351.00	1978	S53	48
	実籾小学校	体育館	実籾・新栄	S	1	835.00	1970	S45	56
	大久保東小学校	校舎1	大久保・泉・本大久保	RC	3	3,759.00	1963	S38	63
	大久保東小学校	校舎2	大久保・泉・本大久保	RC	3	666.00	1967	S42	59
	大久保東小学校	校舎3	大久保・泉・本大久保	S	2	364.00	2001	H13	25
	大久保東小学校	校舎4	大久保・泉・本大久保	RC	2	964.00	1978	S53	48
	大久保東小学校	体育館	大久保・泉・本大久保	S	1	748.00	1971	S46	55
	袖ヶ浦西小学校	校舎1	袖ヶ浦西	RC	2	1,586.00	1967	S42	59
	袖ヶ浦西小学校	校舎2	袖ヶ浦西	RC	2	822.00	1967	S42	59
	袖ヶ浦西小学校	校舎3	袖ヶ浦西	RC	2	781.00	1967	S42	59
	袖ヶ浦西小学校	校舎4	袖ヶ浦西	RC	4	1,272.00	1975	S50	51
	袖ヶ浦西小学校	校舎5	袖ヶ浦西	RC	4	2,081.00	1971	S46	55
	袖ヶ浦西小学校	体育館	袖ヶ浦西	S	1	802.00	1973	S48	53
	袖ヶ浦東小学校	校舎1	袖ヶ浦東	RC	3	3,700.00	1969	S44	57
	袖ヶ浦東小学校	校舎2	袖ヶ浦東	RC	4	1,086.00	1970	S45	56
	袖ヶ浦東小学校	校舎3	袖ヶ浦東	RC	1	217.00	1974	S49	52
	袖ヶ浦東小学校	体育館	袖ヶ浦東	S	1	814.00	1975	S50	51
	東習志野小学校	校舎1	東習志野	RC	3	1,854.00	1969	S44	57
	東習志野小学校	校舎2	東習志野	RC	3	2,001.00	1969	S44	57
	東習志野小学校	校舎3	東習志野	RC	3	1,898.00	1970	S45	56
	東習志野小学校	校舎4	東習志野	RC	3	1,391.00	1974	S49	52
	東習志野小学校	体育館	東習志野	S	1	866.00	1971	S46	55
	屋敷小学校	校舎1	本大久保・花咲・屋敷	RC	4	2,555.00	1972	S47	54
	屋敷小学校	校舎2	本大久保・花咲・屋敷	RC	4	2,133.00	1974	S49	52
	屋敷小学校	校舎3	本大久保・花咲・屋敷	RC	3	1,349.00	1980	S55	46
	屋敷小学校	体育館	本大久保・花咲・屋敷	S	1	814.00	1973	S48	53
	藤崎小学校	校舎1	藤崎	RC	3	2,827.00	1974	S49	52
	藤崎小学校	校舎2	藤崎	RC	4	2,117.00	1979	S54	47
	藤崎小学校	体育館	藤崎	S	1	814.00	1976	S51	50
	実花小学校	校舎1	実花	RC	4	5,038.00	1975	S50	51
	実花小学校	体育館	実花	RC	2	885.00	1978	S53	48
	向山小学校	校舎1	向山	RC	4	5,123.00	1975	S50	51
	向山小学校	体育館	向山	S	1	813.00	1978	S53	48
	向山小学校	校舎2	向山	RC	2	1,080.00	1979	S54	47
	秋津小学校	校舎1	秋津・茜浜	RC	4	3,260.00	1979	S54	47
	秋津小学校	校舎2	秋津・茜浜	RC	4	3,836.00	1979	S54	47
秋津小学校	体育館	秋津・茜浜	S	2	850.00	1981	S56	45	
香澄小学校	校舎1	香澄・芝園	RC	3	1,614.00	1980	S55	46	
香澄小学校	校舎2	香澄・芝園	RC	4	3,326.00	1980	S55	46	
香澄小学校	体育館	香澄・芝園	S	2	855.00	1982	S57	44	
谷津南小学校	校舎1	向山	RC	4	5,274.00	1985	S60	41	
谷津南小学校	校舎2	向山	RC	1	342.00	1991	H3	35	
谷津南小学校	体育館	向山	S	1	885.00	1985	S60	41	
小学校(16校) 小計						116,555.26	—	—	—

※大久保小学校は改築工事中であり、体育館は令和8年度に解体予定

※向山小学校は長寿命化改修工事実施済、屋敷小学校は令和7年度に長寿命化改修工事完了

【図表2-1】 学校施設一覧表(中学校・高等学校)

築50年以上

築30年以上

令和7年3月31日現在

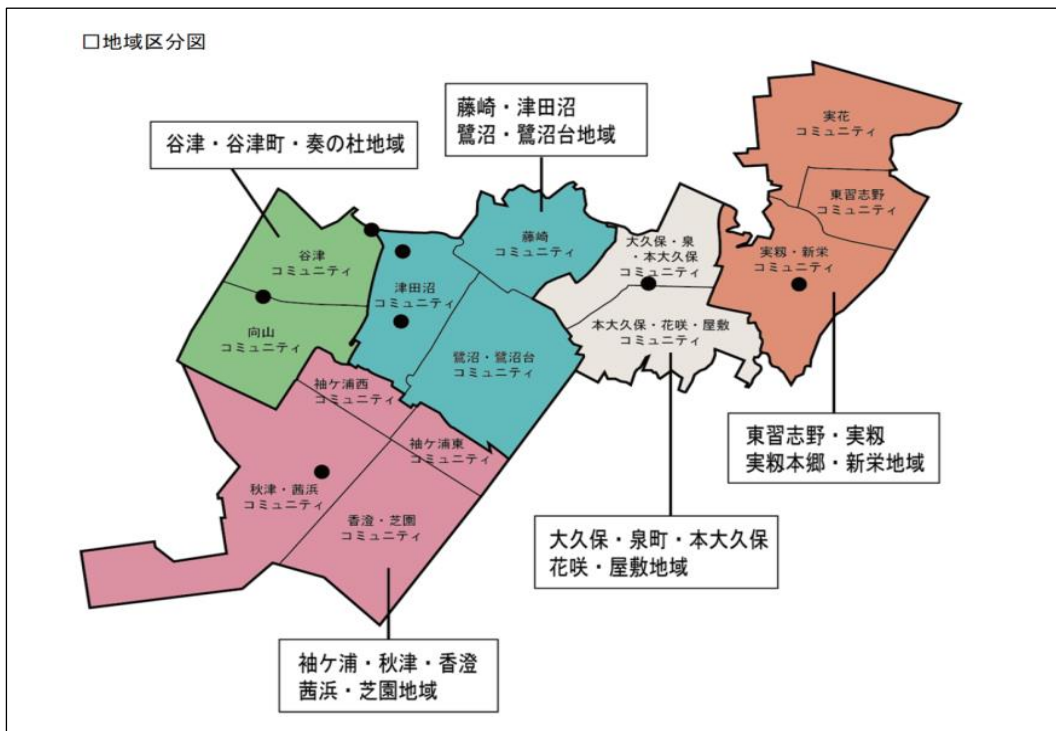
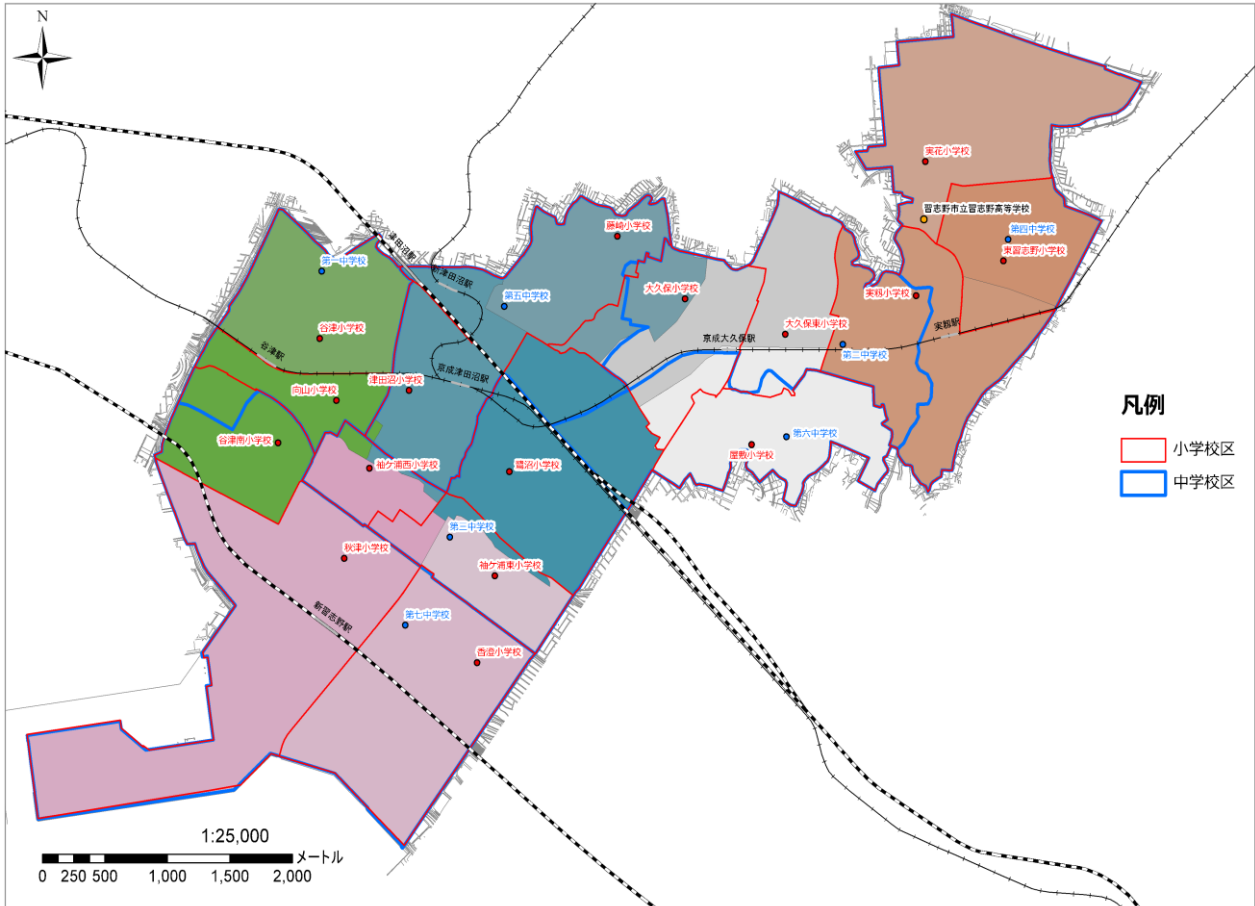
学校名	建物名	コミュニティ	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		建築後 経過年数	
						西暦	和暦		
第一中学校	校舎1	谷津	RC	4	1,759.00	1971	S46	55	
第一中学校	校舎2	谷津	RC	5	3,763.00	1972	S47	54	
第一中学校	校舎3	谷津	RC	1	176.00	1972	S47	54	
第一中学校	校舎4	谷津	RC	2	339.00	2008	H20	18	
第一中学校	体育館	谷津	RC	2	1,634.00	1972	S47	54	
第一中学校	校舎5	谷津	S	3	2,775.00	2023	R5	3	
第二中学校	体育館	実籾・新栄	RC	2	2,720.00	2017	H29	9	
第二中学校	校舎1	実籾・新栄	RC	4	7,908.00	2024	R6	2	
第三中学校	校舎1	袖ヶ浦東	RC	3	2,467.00	1967	S42	59	
第三中学校	校舎2	袖ヶ浦東	RC	3	2,809.00	1972	S47	54	
第三中学校	校舎3	袖ヶ浦東	RC	4	1,623.00	1976	S51	50	
第三中学校	校舎4	袖ヶ浦東	S	2	334.00	1998	H10	28	
第三中学校	体育館	袖ヶ浦東	RC	2	1,913.00	1978	S53	48	
第四中学校	校舎1	東習志野	RC	3	2,854.00	1968	S43	58	
第四中学校	校舎2	東習志野	RC	4	2,162.00	1973	S48	53	
第四中学校	校舎3	東習志野	RC	4	1,733.00	1975	S50	51	
第四中学校	校舎4	東習志野	RC	3	155.00	1975	S50	51	
第四中学校	校舎5	東習志野	S	1	279.00	1999	H11	27	
第四中学校	体育館	東習志野	RC	2	1,925.00	1977	S52	49	
第五中学校	校舎1	藤崎	RC	5	3,518.00	1978	S53	48	
第五中学校	校舎2	藤崎	RC	5	927.00	1981	S56	45	
第五中学校	校舎3	藤崎	RC	3	793.00	1989	H1	37	
第五中学校	校舎4	藤崎	RC	2	784.00	1978	S53	48	
第五中学校	校舎5	藤崎	RC	2	681.00	1981	S56	45	
第五中学校	校舎6	藤崎	RC	2	435.00	2000	H12	26	
第五中学校	体育館	藤崎	RC	2	1,678.00	1979	S54	47	
第六中学校	校舎1	本大久保・花咲・屋敷	RC	3	2,855.00	1978	S53	48	
第六中学校	校舎2	本大久保・花咲・屋敷	RC	3	2,976.00	1979	S54	47	
第六中学校	校舎3	本大久保・花咲・屋敷	RC	2	349.00	2001	H13	25	
第六中学校	体育館	本大久保・花咲・屋敷	RC	2	2,446.00	1979	S54	47	
第七中学校	校舎1	香澄・芝園	RC	5	2,987.00	1979	S54	47	
第七中学校	校舎2	香澄・芝園	RC	5	1,672.00	1981	S56	45	
第七中学校	校舎3	香澄・芝園	RC	2	925.00	1979	S54	47	
第七中学校	校舎4	香澄・芝園	RC	2	386.00	1981	S56	45	
第七中学校	校舎5	香澄・芝園	RC	2	846.00	1988	S63	38	
第七中学校	体育館	香澄・芝園	RC	2	2,072.00	1979	S54	47	
中学校(7校) 小計					65,658.00	—	—	—	
高等学校	習志野高等学校	校舎1	東習志野	RC	4	3,181.00	1974	S49	52
	習志野高等学校	校舎2	東習志野	RC	3	384.00	1974	S49	52
	習志野高等学校	校舎3	東習志野	RC	1	193.00	1976	S51	50
	習志野高等学校	校舎4	東習志野	RC	4	5,319.00	1974	S49	52
	習志野高等学校	校舎5	東習志野	RC	2	1,222.00	1978	S53	48
	習志野高等学校	体育館	東習志野	RC	2	2,302.00	1975	S50	51
	習志野高等学校	武道場	東習志野	RC	3	2,156.00	1976	S51	50
	習志野高等学校	その他1	東習志野	S	1	110.00	1977	S52	49
	習志野高等学校	その他2	東習志野	RC	2	854.00	1988	S63	38
	習志野高等学校	その他3	東習志野	S	2	263.00	1996	H8	30
	習志野高等学校	その他4	東習志野	S	2	814.00	1997	H9	29
	習志野高等学校	その他5	東習志野	RC	2	1,037.00	2000	H12	26
	習志野高等学校	その他7	東習志野	S	2	283.00	2007	H19	19
	習志野高等学校	その他8	東習志野	S	2	493.00	2008	H20	18
習志野高等学校	室内練習場	東習志野	S	1	520.00	2020	R2	6	
高等学校(1校) 小計					19,131.00	—	—	—	
小中高等学校(24校) 合計					201,344.26	—	—	—	

※第一中学校は長寿命化改修工事実施済

## (2) 学校施設の配置状況

本市における学校施設の小学校16校、中学校7校、高等学校1校の配置状況は以下のとおりです。  
また、学区と地域コミュニティは概ね一致していますが、部分的に分断されている箇所もあります。

【図表 2-2】 学校施設の配置状況



### (3) 児童生徒数及び学級数の変化

#### ① 児童生徒数及び学級数の推移

小学校の児童数は、約9,000人台で推移していましたが、令和4(2022)年度の9,097人を境に減少傾向に転じています。一方で学級数は、340 学級台で推移しており、全体で大きな増減は見られない状況です。

【図表 2-3】 小学校の児童数及び学級数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津田沼小学校	25 (4) 655 (26)	24 (5) 639 (29)	23 (4) 661 (32)	24 (5) 637 (32)	23 (4) 617 (26)	23 (4) 588 (22)
大久保小学校	28 (3) 818 (19)	29 (4) 811 (22)	28 (4) 800 (26)	28 (5) 770 (27)	28 (5) 767 (33)	28 (5) 737 (37)
谷津小学校	36 (3) 1,132 (20)	40 (5) 1,200 (33)	43 (6) 1,272 (36)	44 (5) 1,309 (35)	45 (6) 1,326 (41)	46 (7) 1,298 (45)
鷺沼小学校	27 (2) 798 (14)	27 (2) 774 (9)	27 (2) 767 (11)	28 (4) 745 (23)	28 (4) 742 (24)	27 (4) 707 (24)
実籾小学校	16 (4) 385 (28)	16 (4) 366 (28)	16 (4) 344 (30)	16 (4) 333 (29)	15 (4) 308 (27)	16 (5) 310 (33)
大久保東小学校	20 (3) 461 (17)	18 (3) 439 (19)	16 (3) 432 (17)	16 (3) 427 (18)	17 (3) 429 (17)	17 (2) 437 (12)
袖ヶ浦西小学校	11 (3) 207 (15)	12 (4) 202 (20)	11 (4) 198 (23)	11 (4) 193 (24)	12 (5) 190 (26)	11 (4) 188 (25)
東習志野小学校	32 (3) 929 (18)	32 (3) 911 (23)	29 (3) 864 (24)	28 (3) 861 (20)	27 (3) 791 (23)	26 (3) 731 (21)
袖ヶ浦東小学校	13 (2) 291 (14)	12 (2) 280 (12)	11 (2) 265 (13)	12 (2) 267 (12)	12 (2) 256 (11)	13 (2) 256 (9)
屋敷小学校	29 (5) 799 (29)	29 (5) 789 (32)	29 (5) 796 (33)	30 (6) 789 (35)	29 (5) 778 (30)	28 (4) 767 (24)
藤崎小学校	22 (3) 637 (20)	23 (4) 612 (25)	22 (4) 602 (26)	22 (4) 570 (26)	22 (4) 573 (32)	22 (4) 562 (28)
実花小学校	24 (4) 635 (26)	25 (4) 648 (28)	25 (4) 658 (30)	23 (3) 652 (20)	23 (3) 649 (18)	21 (2) 617 (16)
向山小学校	13 (1) 266 (2)	14 (1) 267 (2)	13 (1) 273 (6)	13 (1) 296 (8)	14 (2) 312 (9)	14 (2) 327 (11)
秋津小学校	13 (2) 240 (15)	12 (2) 237 (9)	12 (2) 233 (11)	12 (2) 237 (12)	12 (2) 244 (11)	12 (2) 221 (10)
香澄小学校	13 (3) 241 (11)	13 (3) 222 (10)	13 (3) 215 (10)	12 (3) 218 (10)	12 (2) 221 (12)	12 (2) 221 (11)
谷津南小学校	20 (2) 537 (12)	23 (2) 628 (14)	26 (3) 704 (23)	29 (4) 793 (26)	29 (4) 857 (25)	32 (4) 928 (31)
計	342 (47) 9,031 (286)	349 (53) 9,025 (315)	344 (54) 9,084 (351)	348 (58) 9,097 (357)	348 (58) 9,060 (365)	348 (56) 8,895 (359)

※上段は学級数、下段は児童数。( )は特別支援学級数・児童数で内数。

中学校の生徒数は、約 4,000 人から約 4,100 人、学級数は、130学級台から 140 学級台で推移しており、全体では大きな増減は見られない状況です。

【図表 2-4】 中学校の生徒数及び学級数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一中学校	21 (3) 618 (17)	21 (3) 626 (20)	22 (3) 661 (22)	24 (4) 697 (21)	24 (3) 733 (21)	25 (3) 749 (18)
第二中学校	24 (5) 668 (31)	24 (6) 654 (35)	24 (6) 666 (41)	24 (6) 661 (44)	23 (5) 618 (33)	21 (4) 591 (28)
第三中学校	16 (4) 382 (23)	15 (4) 371 (25)	15 (4) 357 (23)	14 (3) 348 (13)	14 (3) 354 (11)	12 (3) 344 (20)
第四中学校	26 (5) 767 (28)	26 (5) 777 (32)	26 (4) 819 (22)	27 (4) 824 (27)	26 (3) 809 (21)	26 (4) 823 (23)
第五中学校	20 (1) 675 (8)	22 (2) 668 (11)	24 (4) 701 (23)	25 (6) 698 (36)	25 (5) 704 (29)	24 (4) 726 (24)
第六中学校	15 (1) 457 (5)	17 (2) 486 (8)	16 (2) 483 (9)	19 (3) 533 (17)	19 (4) 528 (22)	19 (4) 534 (26)
第七中学校	15 (3) 412 (20)	15 (3) 411 (21)	15 (3) 376 (19)	13 (3) 351 (17)	12 (2) 320 (10)	12 (2) 316 (10)
計	137 (22) 3,979 (132)	140 (25) 3,993 (152)	142 (26) 4,063 (159)	146 (29) 4,112 (175)	143 (25) 4,066 (147)	139 (24) 4,083 (149)

※上段は学級数、下段は生徒数。( )は特別支援学級数・生徒数で内数。

市立習志野高等学校の生徒数(定員)は、全日制が普通科720人、商業科240人の合わせて、960人となります。学級数は、普通科 18 学級、商業科 6 学級となります。

## ②児童生徒数及び学級数の推計

児童・生徒数推計の基本となるデータは、令和6(2024)年4月の住民基本台帳の人数を用いています。

【図表 2-5】 小学校の児童数及び学級数の推計

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津田沼小学校	23 (4) 586 (22)	23 (4) 587 (22)	21 (3) 566 (16)	21 (3) 577 (16)	21 (3) 592 (16)	21 (3) 604 (16)
大久保小学校	29 (5) 747 (38)	29 (5) 721 (36)	29 (5) 705 (36)	29 (5) 701 (36)	28 (5) 671 (36)	27 (5) 653 (36)
谷津小学校	46 (7) 1,300 (44)	45 (6) 1,306 (43)	42 (5) 1,233 (37)	41 (5) 1,230 (37)	41 (5) 1,226 (37)	42 (5) 1,244 (37)
鷺沼小学校	27 (4) 672 (23)	25 (3) 662 (21)	25 (3) 675 (23)	25 (3) 664 (23)	25 (3) 662 (23)	26 (3) 688 (23)
実籾小学校	16 (5) 321 (32)	15 (4) 317 (32)	15 (4) 311 (30)	15 (4) 297 (30)	16 (4) 313 (30)	16 (4) 314 (30)
大久保東小学校	17 (2) 435 (12)	18 (2) 462 (11)	19 (2) 477 (12)	19 (2) 469 (12)	19 (2) 484 (12)	19 (2) 498 (12)
袖ヶ浦西小学校	9 (3) 174 (20)	10 (4) 174 (19)	10 (4) 172 (21)	10 (4) 172 (21)	10 (4) 167 (21)	10 (4) 162 (21)
東習志野小学校	24 (3) 660 (19)	23 (3) 620 (20)	21 (3) 576 (18)	19 (3) 510 (18)	18 (3) 459 (18)	17 (3) 441 (18)
袖ヶ浦東小学校	11 (1) 228 (7)	10 (1) 226 (7)	10 (1) 222 (4)	10 (1) 218 (4)	9 (1) 203 (4)	8 (1) 193 (4)
屋敷小学校	28 (4) 752 (21)	27 (4) 702 (19)	26 (4) 669 (19)	24 (4) 600 (19)	22 (4) 549 (19)	20 (4) 480 (19)
藤崎小学校	22 (4) 544 (28)	22 (4) 568 (25)	22 (4) 579 (27)	22 (4) 572 (27)	22 (4) 560 (27)	22 (4) 554 (27)
実花小学校	21 (2) 591 (13)	21 (2) 576 (13)	19 (2) 511 (11)	18 (2) 475 (11)	17 (2) 431 (11)	16 (2) 392 (11)
向山小学校	14 (2) 353 (12)	15 (2) 391 (15)	16 (2) 417 (15)	17 (2) 432 (15)	18 (2) 442 (15)	18 (2) 437 (15)
秋津小学校	11 (2) 209 (10)	11 (2) 200 (10)	9 (1) 191 (7)	8 (1) 176 (7)	7 (1) 156 (7)	7 (1) 153 (7)
香澄小学校	13 (2) 233 (9)	13 (2) 237 (11)	13 (2) 241 (11)	12 (2) 235 (11)	11 (2) 231 (11)	11 (2) 227 (11)
谷津南小学校	34 (4) 960 (27)	35 (4) 971 (28)	34 (4) 950 (27)	33 (4) 888 (27)	32 (4) 842 (27)	29 (4) 752 (27)
計	345 (54) 8,765 (337)	342 (52) 8,720 (332)	331 (49) 8,495 (314)	323 (49) 8,216 (314)	316 (49) 7,988 (314)	309 (49) 7,792 (314)

※上段は学級数、下段は児童数。( )は特別支援学級数・児童数で内数。

【図表 2-6】 中学校の生徒数及び学級数の推計

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第一中学校	25 (3) 754 (17)	26 (3) 829 (18)	28 (3) 915 (21)	30 (3) 1,004 (21)	31 (3) 1,023 (21)	31 (3) 1,013 (21)
第二中学校	18 (4) 521 (23)	18 (3) 525 (22)	18 (4) 517 (24)	20 (4) 570 (24)	19 (4) 552 (24)	19 (4) 547 (24)
第三中学校	13 (3) 357 (22)	15 (4) 359 (25)	13 (3) 358 (20)	13 (3) 347 (20)	13 (3) 347 (20)	12 (3) 335 (20)
第四中学校	26 (3) 821 (22)	26 (3) 823 (22)	25 (4) 783 (22)	25 (4) 760 (22)	24 (4) 703 (22)	23 (4) 663 (22)
第五中学校	24 (4) 728 (23)	24 (4) 719 (24)	25 (4) 710 (22)	23 (4) 678 (22)	23 (4) 686 (22)	22 (4) 640 (22)
第六中学校	19 (3) 531 (22)	19 (4) 519 (25)	19 (4) 513 (24)	19 (4) 510 (24)	19 (4) 501 (24)	18 (4) 490 (24)
第七中学校	11 (2) 308 (10)	11 (2) 307 (10)	12 (2) 308 (9)	11 (2) 320 (9)	12 (2) 331 (9)	11 (2) 319 (9)
計	136 (22) 4,020 (139)	139 (23) 4,081 (146)	140 (24) 4,104 (142)	141 (24) 4,189 (142)	141 (24) 4,143 (142)	136 (24) 4,007 (142)

	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第一中学校	30 (3) 987 (21)	31 (3) 984 (21)	29 (3) 927 (21)	29 (3) 893 (21)
第二中学校	19 (4) 518 (24)	20 (4) 525 (24)	19 (4) 528 (24)	19 (4) 522 (24)
第三中学校	12 (3) 327 (20)	12 (3) 311 (20)	12 (3) 313 (20)	12 (3) 304 (20)
第四中学校	22 (4) 598 (22)	21 (4) 589 (22)	18 (4) 515 (22)	17 (4) 464 (22)
第五中学校	22 (4) 620 (22)	21 (4) 587 (22)	20 (4) 582 (22)	21 (4) 573 (22)
第六中学校	16 (4) 454 (24)	16 (4) 431 (24)	16 (4) 425 (24)	16 (4) 401 (24)
第七中学校	11 (2) 304 (9)	11 (2) 288 (9)	11 (2) 287 (9)	11 (2) 283 (9)
計	132 (24) 3,808 (142)	132 (24) 3,715 (142)	125 (24) 3,577 (142)	125 (24) 3,440 (142)

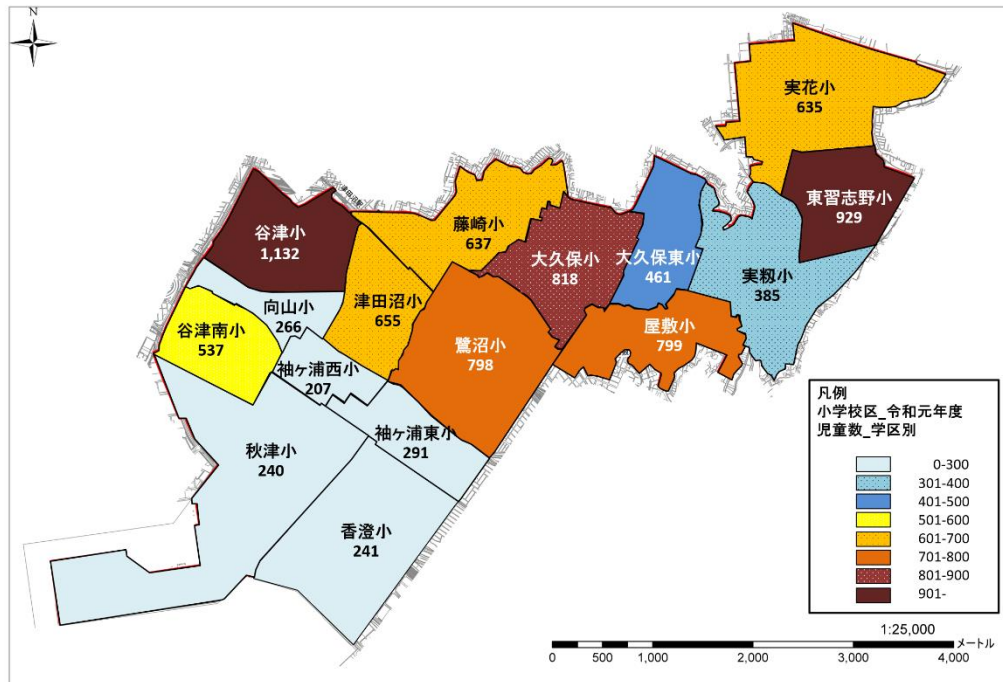
※上段は学級数、下段は生徒数。( )は特別支援学級数・生徒数で内数。

出典：令和6年度版 小・中学校児童・生徒数及び学級数推計(令和6年12月)

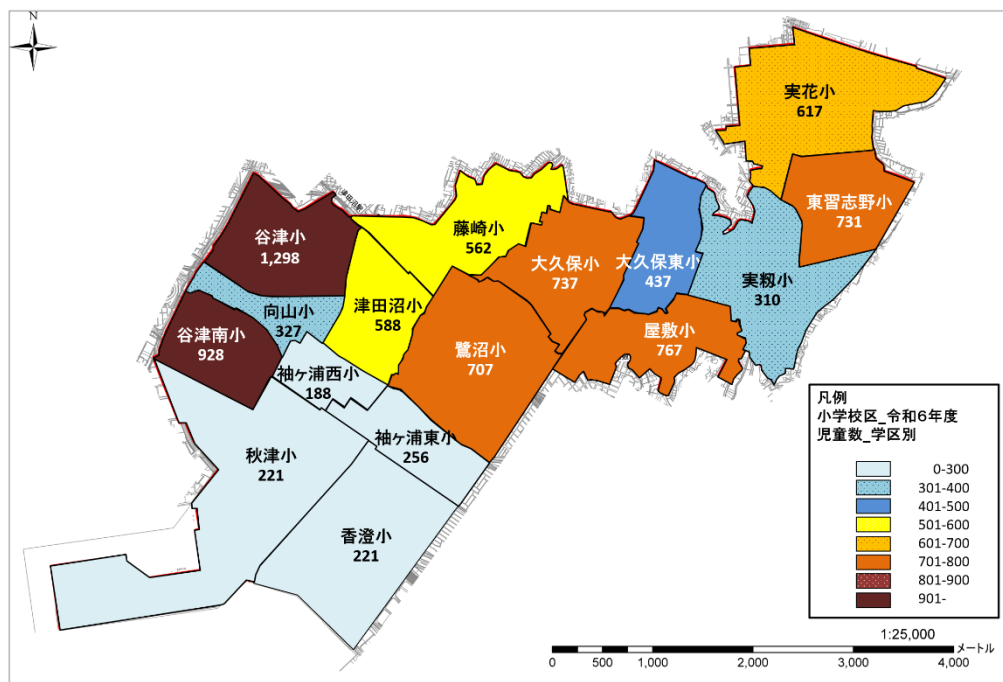
○小学校の児童数の推計

■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)  
 ・市内の南側と北側の児童数の差が明確になっています。  
 ・令和6(2024)年度における児童数は、谷津小、谷津南小、向山小の児童数が増加しましたが、その他の学校では減少傾向にあります。

【令和元(2019)年度】



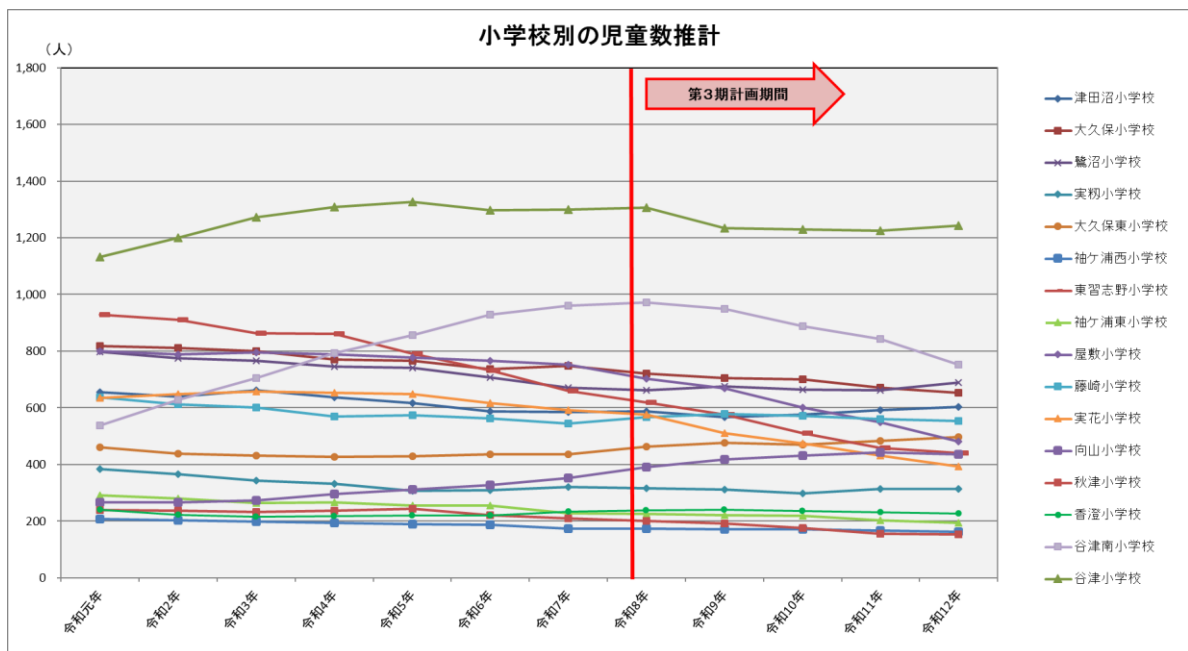
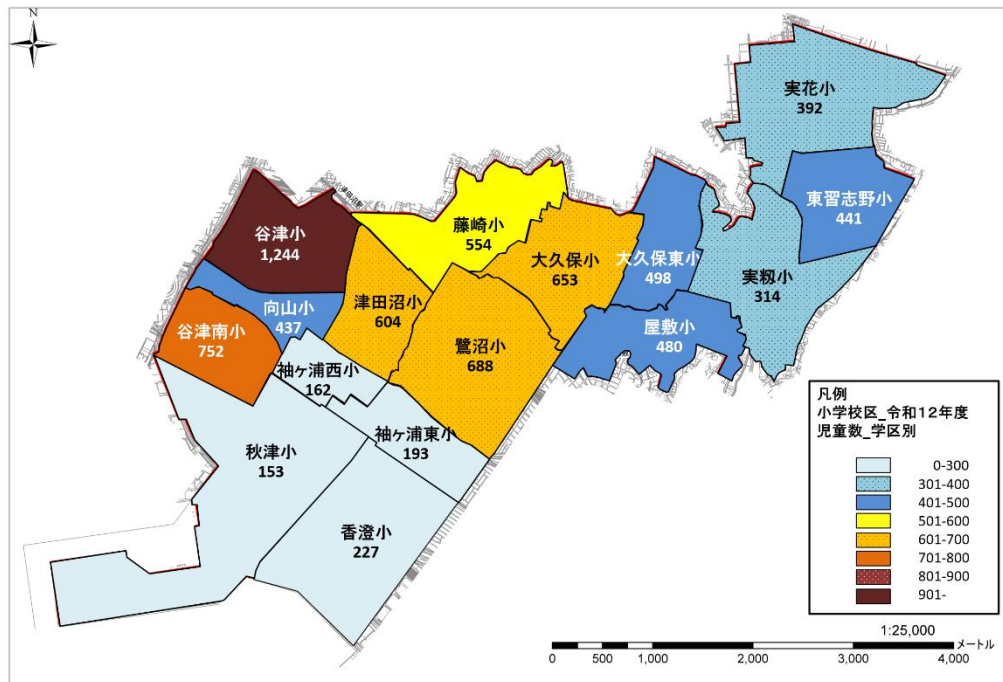
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和12(2030)年度)

- ・向山小では大幅な増加が予想されます。
- ・全体的に減少傾向にありますが、特に東習志野小、屋敷小、実花小、秋津小、谷津南小の減少が顕著となっています。

【令和12(2030)年度(推計値)】

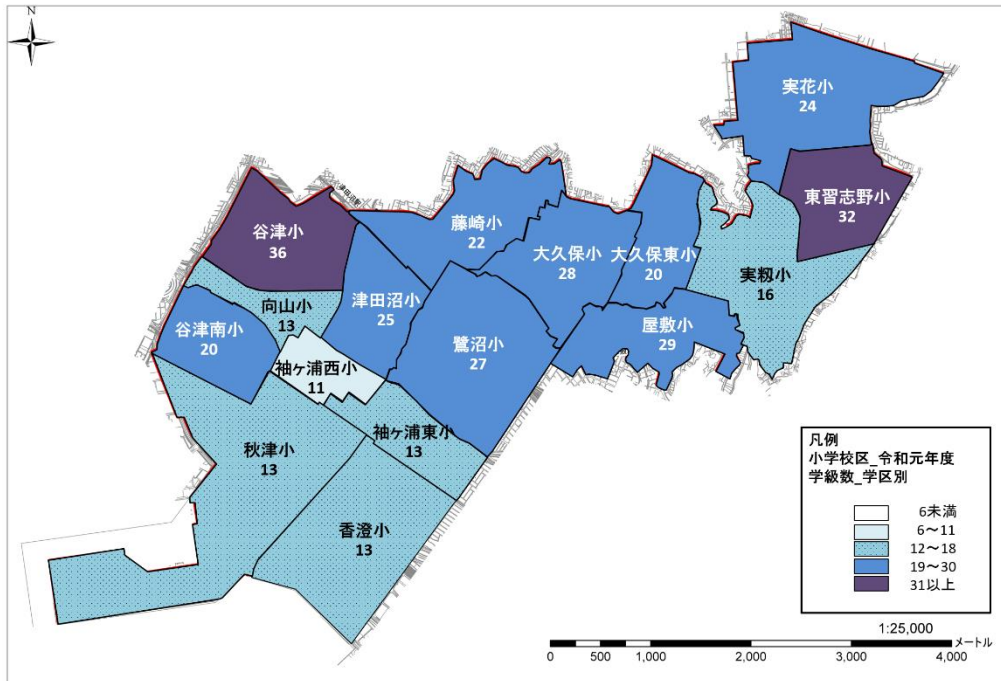


○小学校の学級数の推計

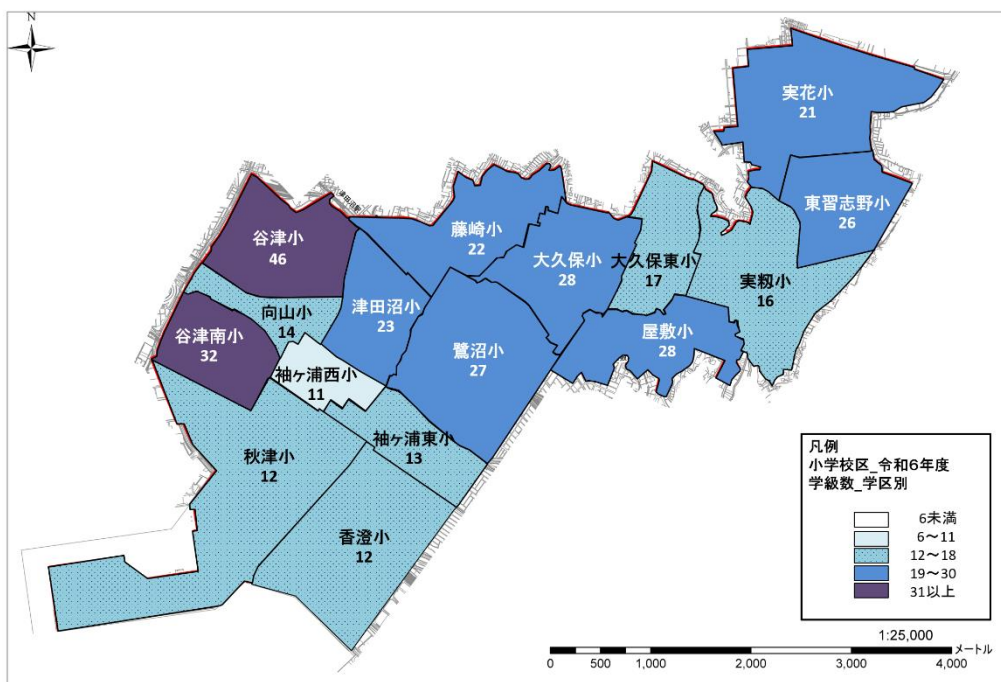
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・市内の南側と北側の学級数の差が明確になっています。
- ・令和6(2024)年度における学級数は、谷津小46学級と最も多く、次いで谷津南小(32学級)、大久保小(28学級)、屋敷小(28学級)、鷺沼小(27学級)、東習志野小(26学級)となっています。その一方で袖ヶ浦西小(11学級)は11学級以下となっています。

【令和元(2019)年度】



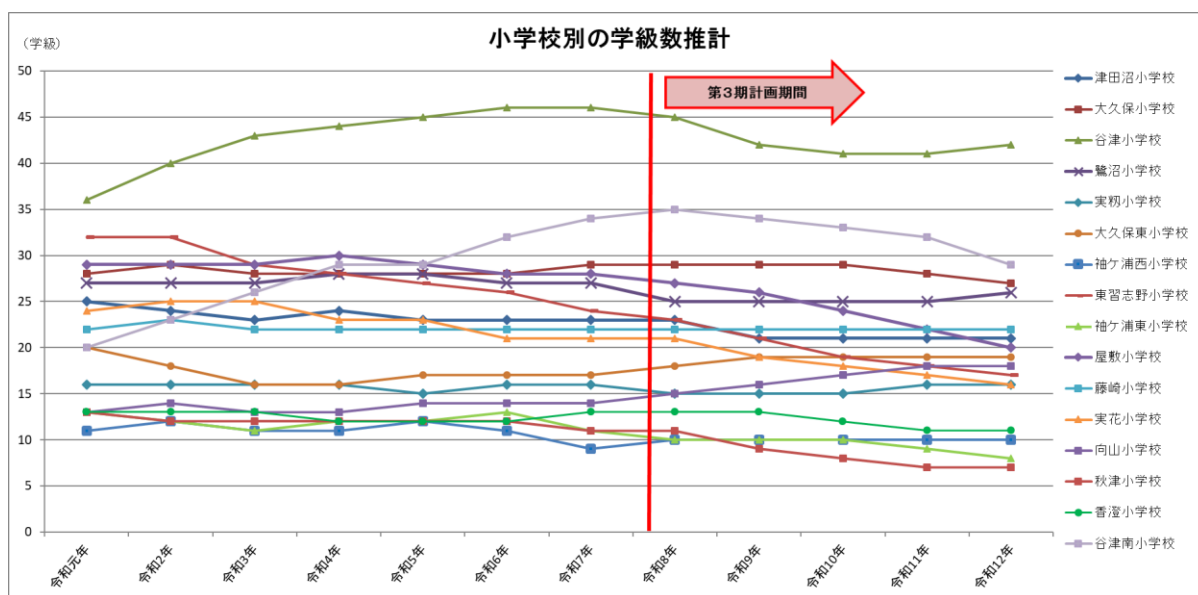
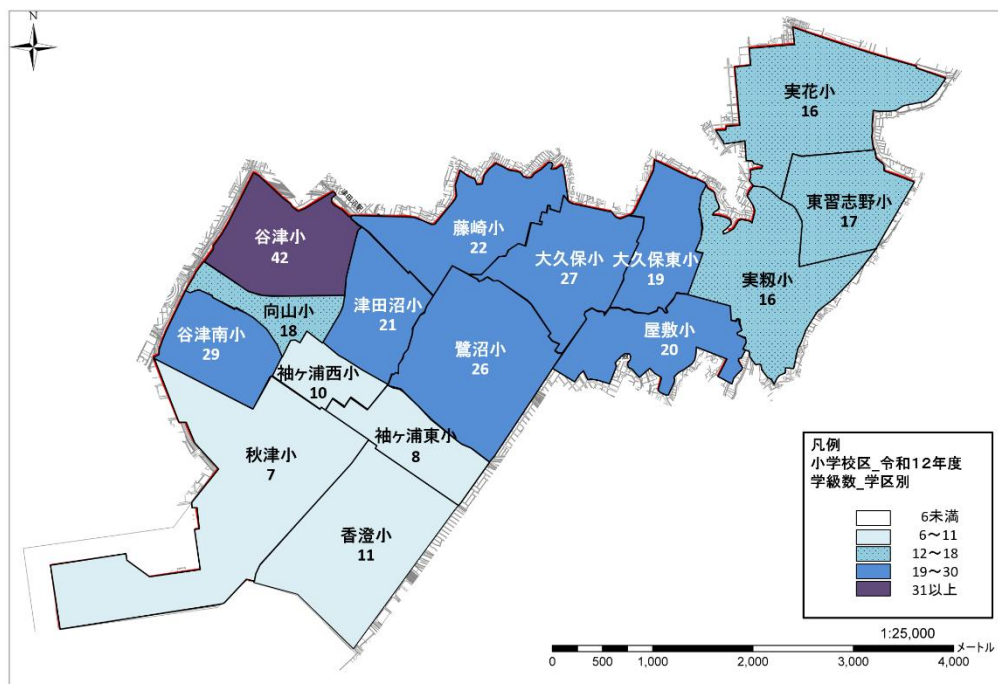
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和12(2030)年度)

- ・全体的に減少傾向にあります。東習志野小、屋敷小、実花小、秋津小の減少が顕著となっています。

【令和12(2030)年度(推計値)】

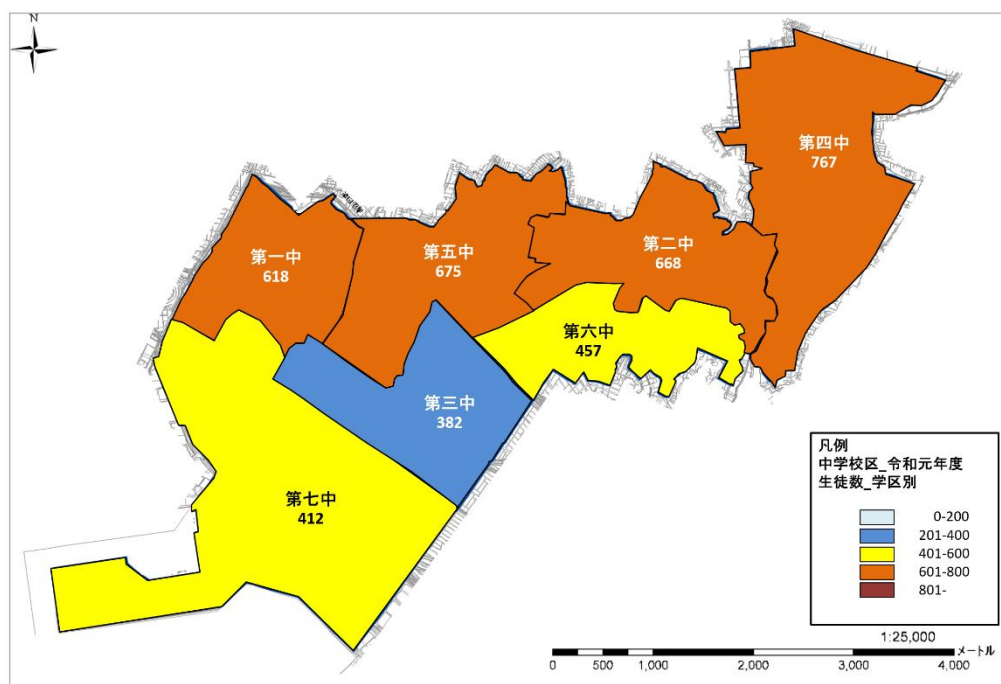


○中学校の生徒数の推計

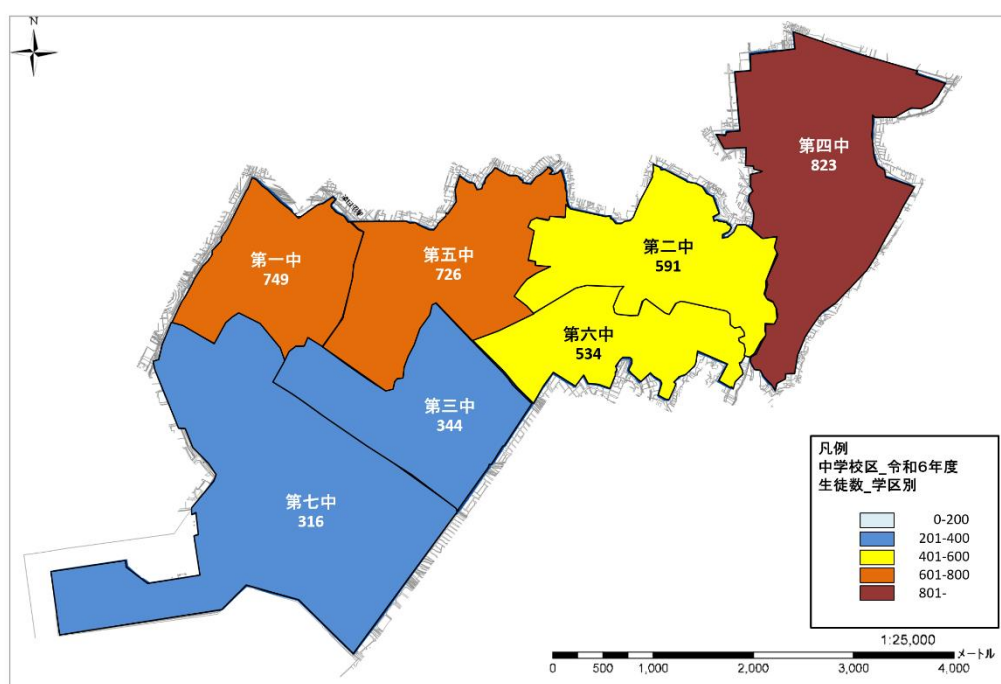
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

・市内の北側の生徒数が多い傾向にあり、令和6(2024)年度においては、第一中、第四中、第五中は700人以上となっています。一方で、南側の第三中と第七中は300人台となっており、減少傾向にあります。

【令和元(2019)年度】



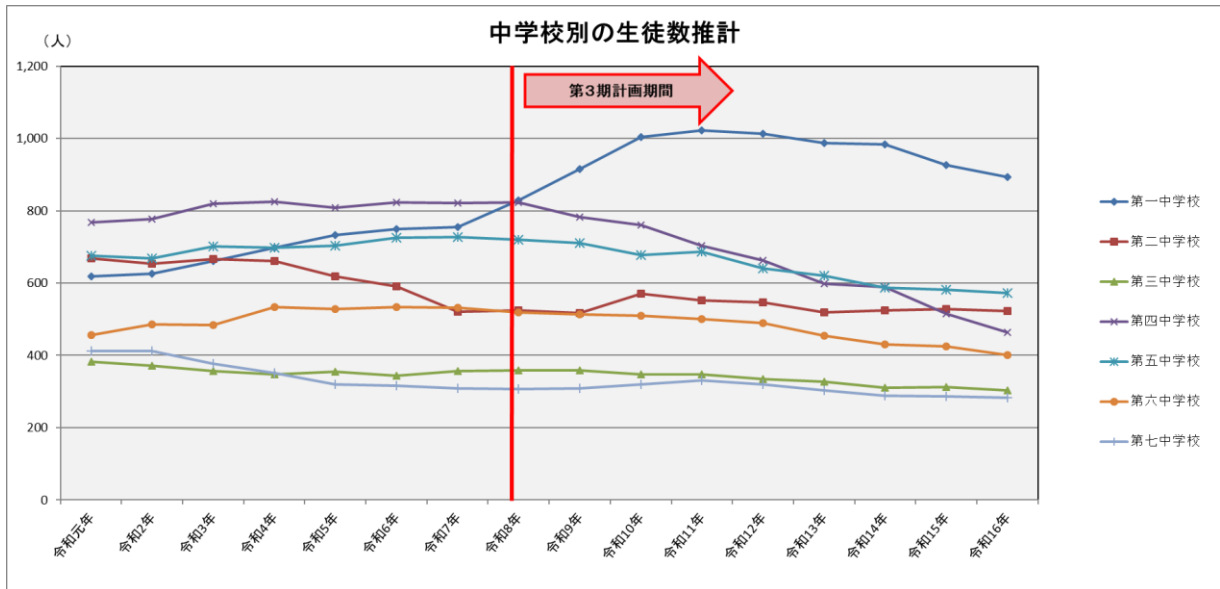
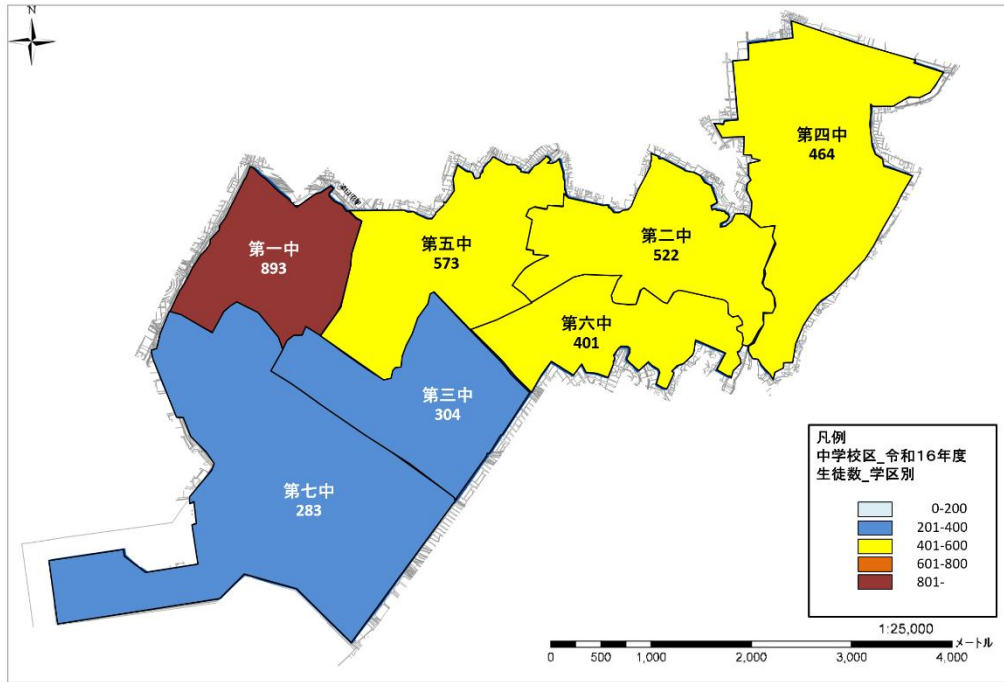
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和16(2034)年度)

- ・第一中は、大幅に増加する見込みとなっています。一方で、他の中学校では減少傾向にあり、特に第四中学校では減少が顕著となっています。

【令和16(2034)年度(推計値)】

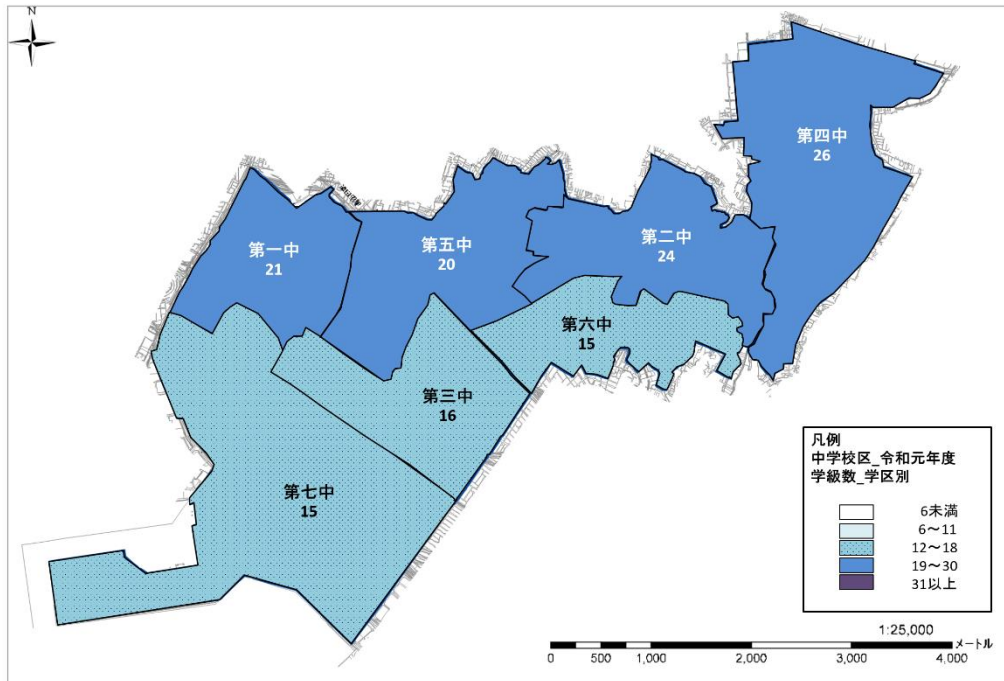


○中学校の学級数の推計

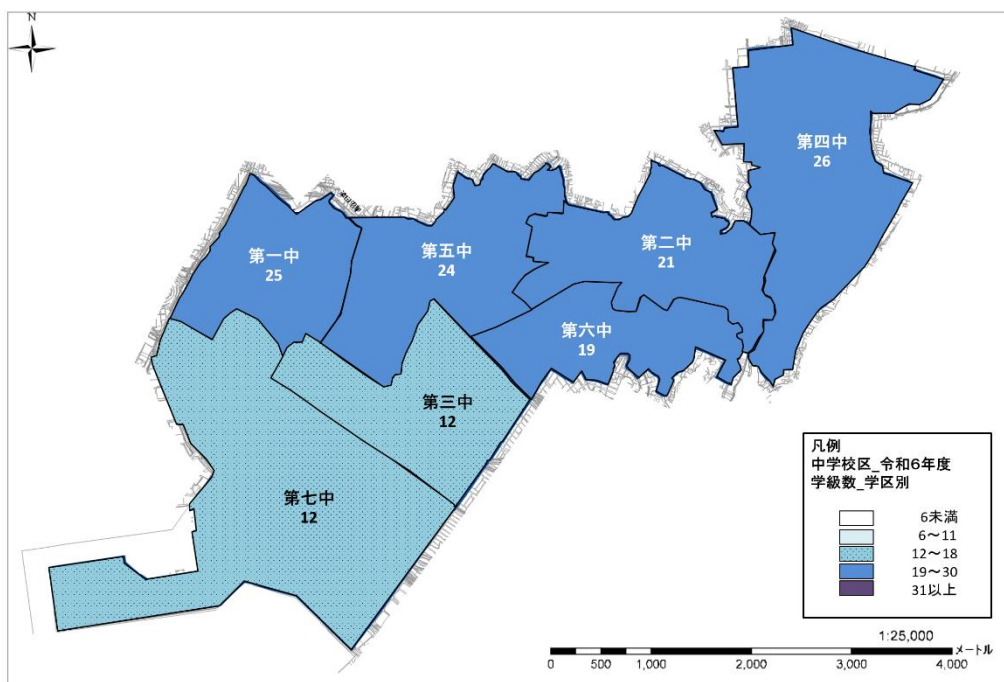
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・第四中(26学級)、第一中(25学級)、第五中(24学級)、第二中(21学級)が20学級以上、次いで、第六中(19学級)、第三中(12学級)、第七中(12学級)となっています。
- ・第一中、第五中、第六中で増加傾向、第二中、第三中、第七中で減少傾向となっています。

【令和元(2019)年度】



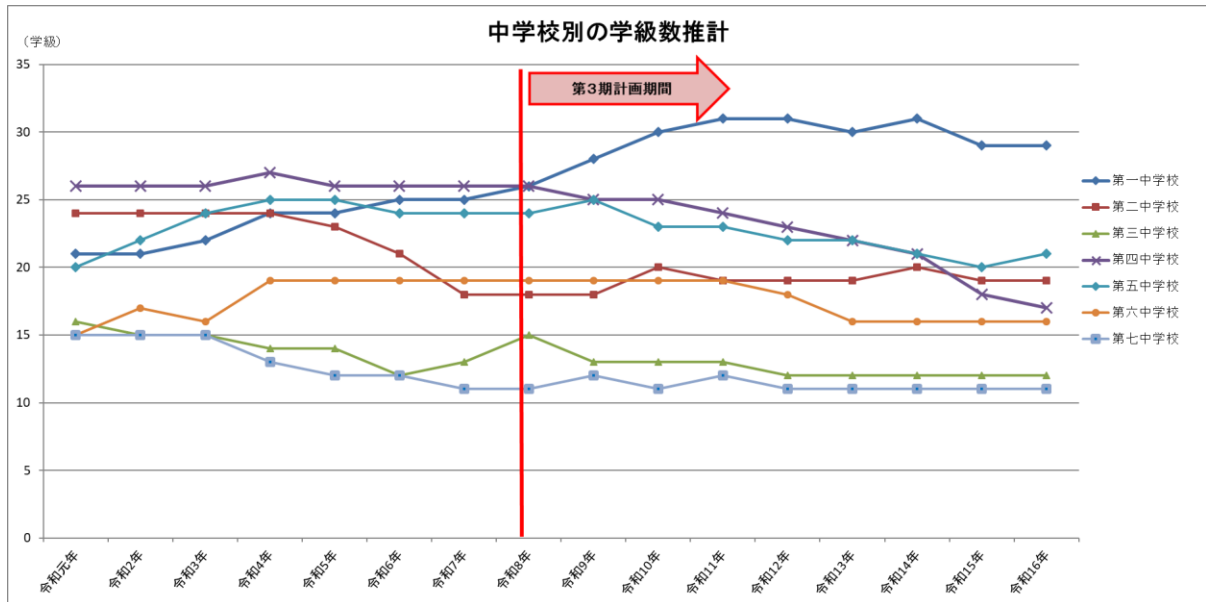
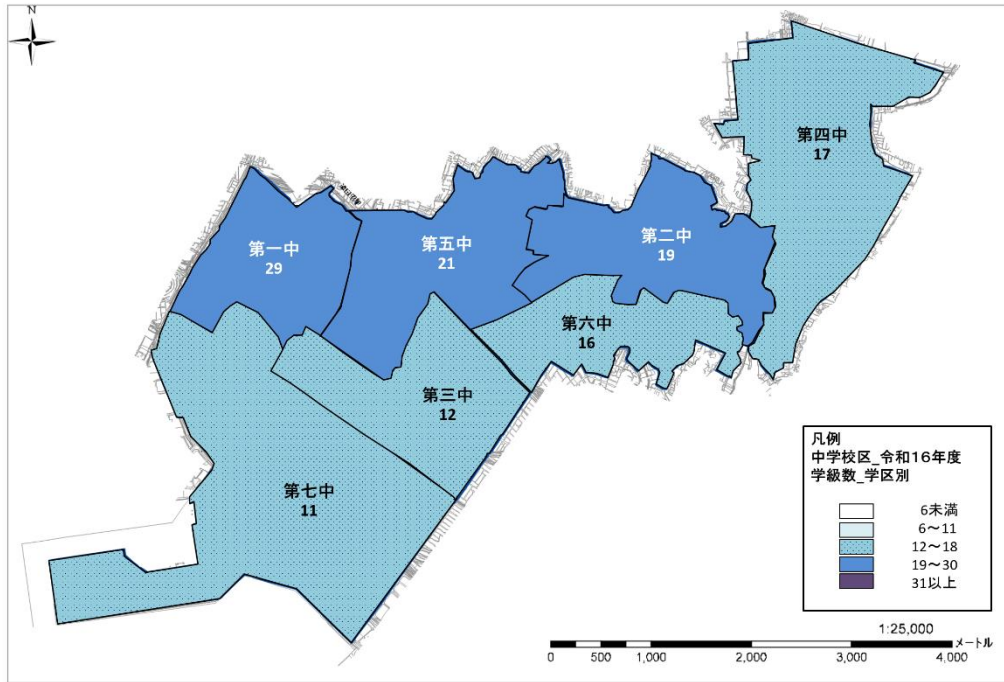
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和16(2034)年度)

・第一中で増加することが予想されます。一方で、第四中では減少が顕著となっています。

【令和16(2034)年度(推計値)】

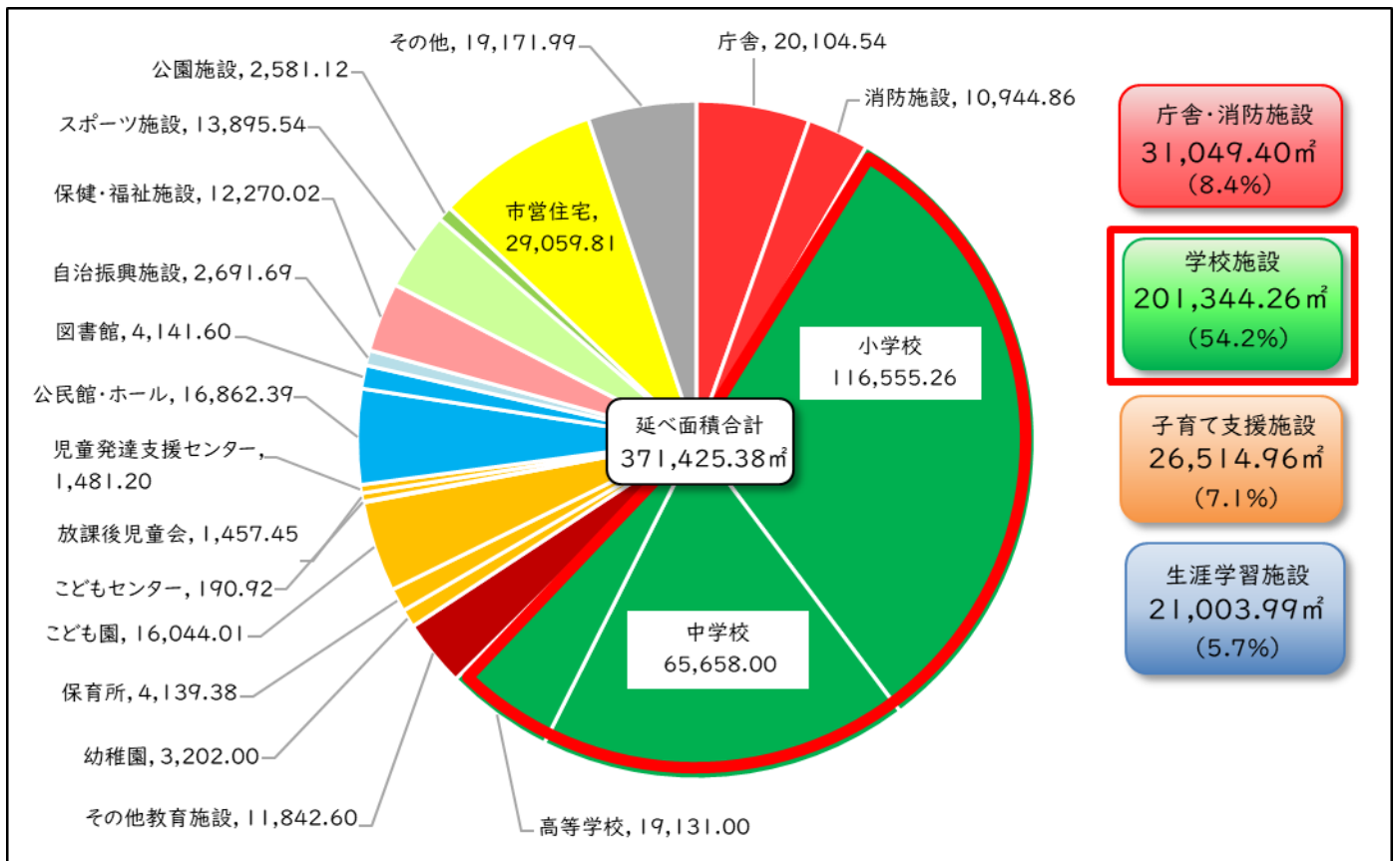


#### (4) 学校施設の保有状況

##### ① 公共建築物に占める学校施設の割合

現在、本市が保有する公共建築物の総延床面積37万1,425.38㎡のうち、本計画の対象となる学校施設は、20万1,344.26㎡と54.2%を占めており、その内訳としては、小学校で31.4%、中学校で17.7%、高等学校で5.1%となっています。

【図表 2-7】 公共建築物に占める学校施設の割合（令和7（2025）年3月31日現在）



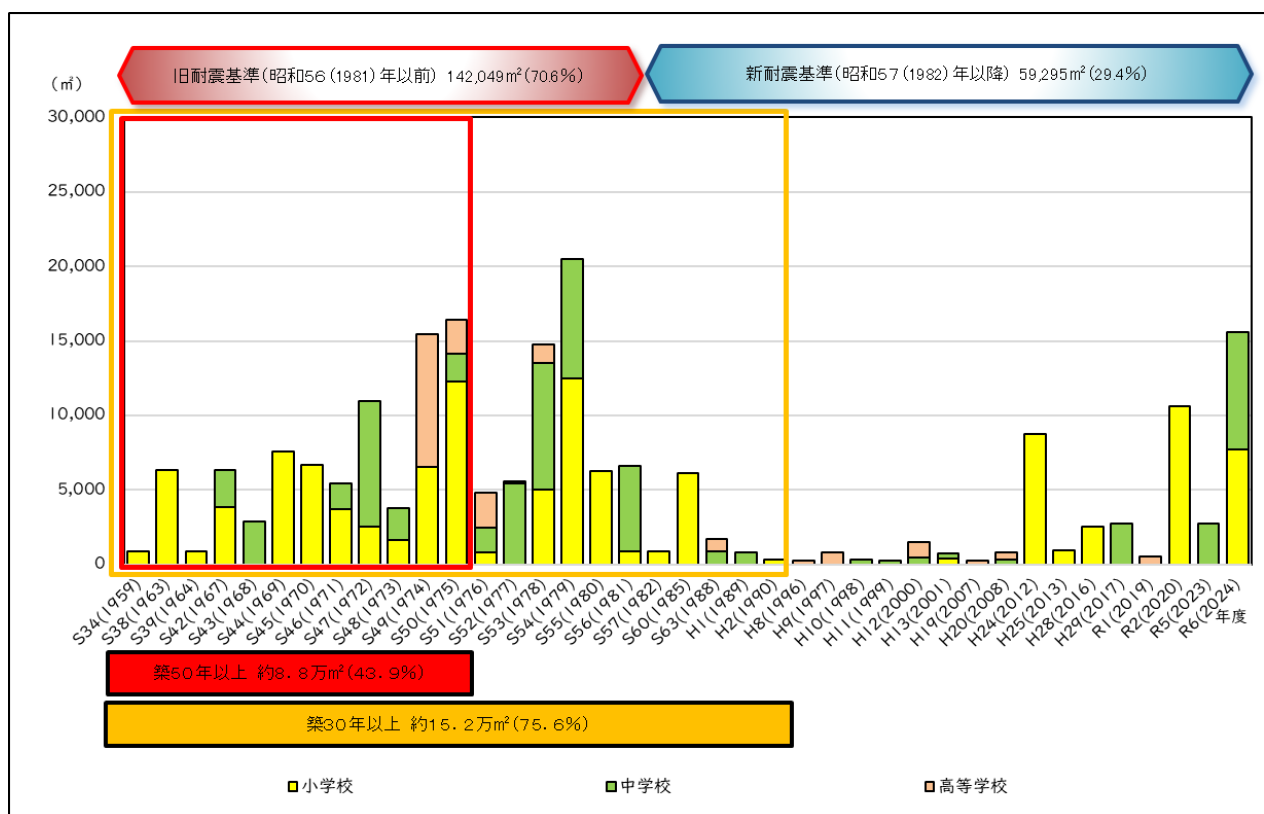
## ②学校施設の築年別整備状況(令和7年3月31日現在)

本市における学校施設は、築30年以上が 15 万 2,161 ㎡(75.6%)、築50年以上が 8 万 8,352 ㎡(43.9%)と高い割合となっています。

なお、築30年以上のうち、既に長寿命化改修工事を実施した向山小学校と第一中学校、令和7(2025)年度で長寿命化改修工事が完了する屋敷小学校の延床面積は 2 万 4,313 ㎡(16.0%)となっており、今後は、これらを除いた学校施設の計画的な老朽化対策に取り組んでいく必要があります。

また、耐震基準では、旧耐震基準の建物が 14 万 2,049 ㎡(70.6%)でしたが、耐震改修が必要な建物については平成 25(2013)年度までに全て改修が完了しています。

【図表 2-8】 築年別整備状況



## (5) 学校施設の老朽化状況の調査

本計画の策定にあたって、令和6(2024)年度に構造躯体の健全性や構造躯体以外の劣化状況等について、棟ごとに点検調査を行いました。

なお、本調査は、第2次学校施設再生計画策定にあたって、平成30(2018)年度にも調査を行っています。

### ①劣化状況評価

劣化状況の評価にあたっては、屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価しました。

【図表 2-9】(参考)劣化状況の評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

	評価	基準	評価点
良好	A	概ね良好	100点
	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)	75点
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)	40点
劣化	D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり)、(躯体の耐久性に影響を与えている)、(設備が故障し施設運営に支障を与えている)等	10点

経過年数による評価【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

	評価	基準
良好	A	20年未満
	B	20~40年
	C	40年以上
劣化	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

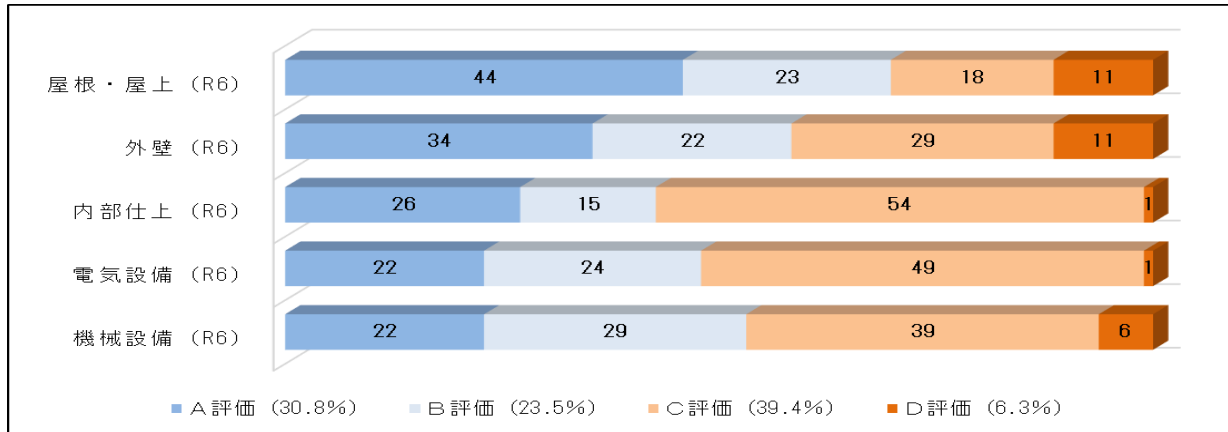
### 【調査の結果】

前回の平成30(2018)年度調査では、A評価とB評価の合計が43.3%でしたが、近年実施した建替えや改修により、54.3%と改善しています。(【図表 2-11】参照)

一方で、本市の学校施設の約8割を占める築40年以上の建物では、C評価又はD評価とされた建物が半数以上を占めており、今後も計画的な老朽化対策が必要となっています。

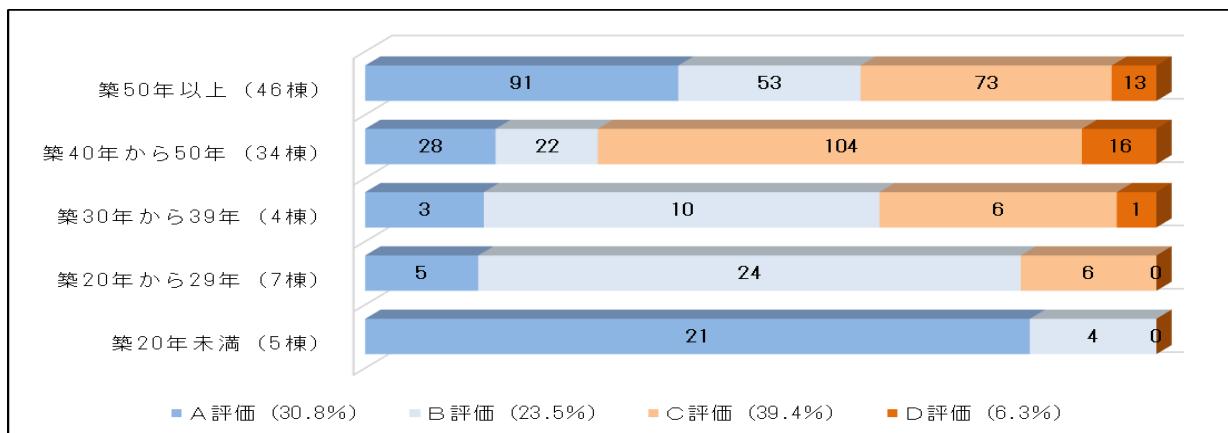
【図表 2-10】劣化状況評価結果（部位別該当建物数）

調査対象建物総数：96棟



【図表 2-11】劣化状況評価結果（築年数別該当建物数）

調査対象建物総数：96棟



## ②健全度の算定

健全度とは、各建物の5つの部位の劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下記【図表 2-12】のように定め、③健全度を100点満点で算定します。（健全度が高いほど良好な状況となっており、健全度が低いほど劣化が進行していることとなります。）

【図表 2-12】健全度の計算方法

### ①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

### ②部位コスト配分

1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

### ③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。  
 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

（「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例）

	評価	⇒	評価点	×	配分	=	
1 屋根・屋上	C	⇒	40	×	5.1	=	204
2 外壁	D	⇒	10	×	17.2	=	172
3 内部仕上げ	B	⇒	75	×	22.4	=	1,680
4 電気設備	A	⇒	100	×	8	=	800
5 機械設備	C	⇒	40	×	7.3	=	292
						計	3,148
						÷	60
						健全度	52

（出典：文部科学省 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書）

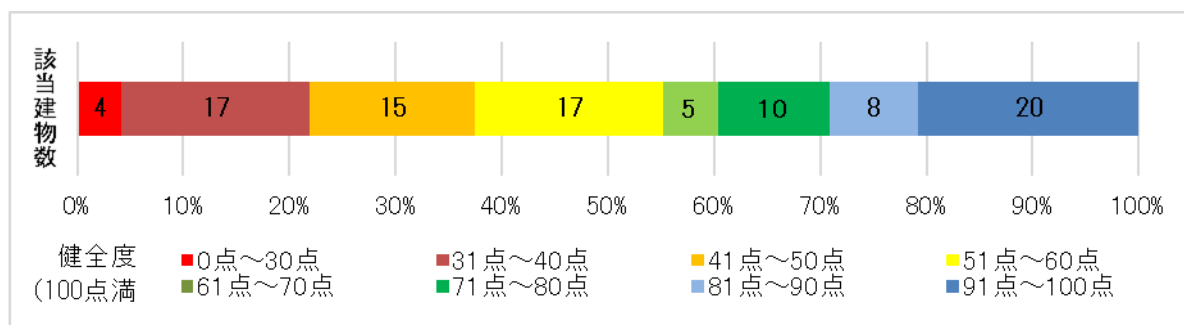
## 【算定の結果】

近年実施した建替えや改修により、健全度 91 点以上である建築物の割合が最も高くなっています。

一方で、健全度70点以下の建物が約6割となっており、特に、老朽化対策に着手していない建物が多  
い築40年から 49 年の建物では、健全度の平均点が 50.5 点となっていることから、今後も計画的な老  
朽化対策が必要となっています。（【図表 2-14】参照）

【図表 2-13】 健全度算定結果

調査対象建物総数：96棟



※劣化状況評価における全ての部位が A 評価であれば健全度は100点、B 評価であれば75点となります。  
よって、75 点未満の建物は、いずれかの部位に安全上、機能上の不具合の発生の兆しや問題が生じてい  
ることになります。

【図表 2-14】 築年数別健全度平均点

調査対象建物総数：96棟

築年数区分	(該当棟数)	平均点
築20年未満	(5棟)	96.6点
築20年から29年	(7棟)	71.6点
築30年から39年	(4棟)	66.3点
築40年から49年	(34棟)	50.5点
築50年以上	(46棟)	68.0点
合計	(96棟)	63.5点

## 2. 第2次学校施設再生計画の事業実施状況及び今後の見通し

### (1) 第2次学校施設再生計画における予定事業及びその進捗状況

令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までを計画期間(以下、「第2期計画期間」という。)としている第2次学校施設再生計画における予定事業及びその進捗状況は、以下のとおりです。

【図表 2-15】 第2期計画における予定事業及び進捗状況

工事区分	学校名	予定/実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大規模改修	実籾小学校	予定		設計	工事	工事		
		実績		設計	工事			
大規模改修	袖ヶ浦東小学校	予定				設計	工事	工事
		実績				設計	工事	工事
大規模改修	谷津南小学校	予定	工事	工事	工事			
		実績		工事	工事	工事	工事	
長寿命化改修	屋敷小学校	予定		設計	設計	工事	工事	工事
		実績		設計	設計	工事	工事	工事
長寿命化改修	藤崎小学校	予定			設計	設計	工事	工事
		実績						設計
長寿命化改修	実花小学校	予定					設計	設計
		実績						
長寿命化改修	向山小学校	予定	設計	設計	工事	工事	工事	
		実績	設計	設計	工事	工事	工事	
建替	谷津小学校	予定	工事	工事				
		実績	工事	工事				
建替	大久保小学校	予定	設計	設計	工事	工事	工事	
		実績	設計	設計	設計/工事	工事	工事	工事
建替	大久保東小学校	予定			設計	設計	設計	工事
		実績			設計	設計	設計	設計/工事
建替	鷺沼小学校	予定				設計	設計	設計
		実績				設計	設計	設計
長寿命化改修	第一中学校	予定		設計	設計	工事	工事	工事
		実績		設計	設計	工事	工事	
長寿命化改修	第六中学校	予定						設計
		実績						
建替	第二中学校	予定	設計	設計	工事	工事	工事	
		実績	設計	設計	設計/工事	工事	工事	工事
建替	第三中学校	予定						設計
		実績						

事業内容の精査が必要となるなど、一部計画どおりに進められていない学校もありますが、計画されている学校のうち、8割の学校で事業に着手しています。

今後は、事業実施を見送った学校について、第3次学校施設再生計画に位置付けていく必要があります。

### (2) 学校施設の老朽化状況の経年変化

平成30(2018)年度と令和6(2024)年度に実施した学校施設の老朽化状況の経年変化を見ますと、令和6(2024)年度の調査時点において工事に着手している建物は、改善が見られたものの、着手できていない建物では、全体的に評価が下降しており、今後必要な改修を行っていく必要があります。

【図表 2-16】 学校施設の老朽化状況(小学校)

施設情報		H30(2018)年度調査時点 (A)						令和6(2024)年度調査時点 (B)						(A)と(B)の差分					
施設名	建物名	屋上・屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋上・屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋上・屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度
津田沼小学校	校舎1	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
津田沼小学校	体育館	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
鷺沼小学校	校舎1	C	C	C	B	B	49	D	C	C	C	B	47	↓	→	→	↓	→	↓
鷺沼小学校	校舎2	C	D	C	C	C	31	D	D	C	C	D	24	↓	→	→	→	↓	↓
鷺沼小学校	体育館	C	D	C	C	C	31	C	D	C	C	D	26	→	→	→	→	↓	↓
実籾小学校	校舎1	D	D	B	C	C	42	A	A	A	B	B	90	↑	↑	↑	↑	↑	↑
実籾小学校	校舎2	A	A	B	C	C	75	A	B	A	B	B	85	→	↓	↑	↑	↑	↑
実籾小学校	体育館	D	C	C	C	C	37	A	A	A	B	B	90	↑	↑	↑	↑	↑	↑
大久保東小学校	校舎1	C	C	D	C	C	29	C	C	D	C	C	30	→	→	→	→	→	↑
大久保東小学校	校舎2	B	B	B	C	C	66	B	B	B	C	C	61	→	→	→	→	→	↓
大久保東小学校	校舎3	B	B	A	A	A	91	B	B	A	A	A	93	→	→	→	→	→	↑
大久保東小学校	体育館	C	C	B	C	C	53	C	C	B	C	C	51	→	→	→	→	→	↓
袖ヶ浦西小学校	校舎1	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
袖ヶ浦西小学校	校舎2	A	C	A	B	A	79	A	C	A	B	B	77	→	→	→	→	↓	↓
袖ヶ浦西小学校	校舎3	A	C	A	B	A	79	A	C	A	B	B	77	→	→	→	→	↓	↓
袖ヶ浦西小学校	校舎4	A	B	A	B	A	90	A	B	A	B	B	85	→	→	→	→	↓	↓
袖ヶ浦西小学校	校舎5	A	A	A	A	A	100	A	A	A	B	B	90	→	→	→	↓	↓	↓
袖ヶ浦西小学校	体育館	B	B	B	B	B	75	B	B	B	B	B	75	→	→	→	→	→	→
袖ヶ浦東小学校	校舎1	C	C	C	C	C	40	A	A	C	B	C	62	↑	↑	→	↑	→	↑
袖ヶ浦東小学校	校舎2	B	C	B	C	C	56	B	C	B	C	C	54	→	→	→	→	→	↓
袖ヶ浦東小学校	校舎3	B	C	B	C	C	56	A	A	C	B	C	62	↑	↑	↓	↑	→	↑
袖ヶ浦東小学校	体育館	B	D	C	C	C	34	B	D	C	C	C	35	→	→	→	→	→	↑
東習志野小学校	校舎1	A	A	B	B	A	87	A	A	C	B	B	71	→	→	↓	→	↓	↓
東習志野小学校	校舎2	A	A	B	B	A	87	A	A	C	B	B	71	→	→	↓	→	↓	↓
東習志野小学校	校舎3	A	A	B	B	A	87	A	A	C	B	B	71	→	→	↓	→	↓	↓
東習志野小学校	校舎4	C	C	C	C	C	40	A	A	C	B	B	71	↑	↑	→	↑	↑	↑
東習志野小学校	体育館	B	B	B	A	A	81	B	B	C	C	B	59	→	→	↓	↓	↓	↓
屋敷小学校	校舎1	C	B	C	C	C	50	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
屋敷小学校	校舎2	C	B	C	C	C	50	C	B	C	C	C	48	→	→	→	→	→	↓
屋敷小学校	校舎3	C	C	C	C	C	40	C	C	C	C	C	40	→	→	→	→	→	→
屋敷小学校	体育館	B	B	B	C	B	70	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
藤崎小学校	校舎1	D	D	B	B	B	51	D	D	C	D	C	27	→	→	↓	↓	↓	↓
藤崎小学校	校舎2	B	C	B	C	B	60	C	C	C	C	C	40	↓	→	↓	→	↓	↓
藤崎小学校	体育館	C	D	C	B	B	40	C	D	C	C	B	42	→	→	→	↓	→	↑
実花小学校	校舎1	B	B	C	C	C	53	B	B	C	C	C	50	→	→	→	→	→	↓
実花小学校	体育館	C	B	C	C	C	50	C	C	C	C	D	32	→	↓	→	→	↓	↓
向山小学校	校舎1	C	D	B	D	D	37	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
向山小学校	体育館	D	D	B	C	C	42	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
向山小学校	校舎2	B	D	B	C	D	44	B	D	B	C	C	47	→	→	→	→	↑	↑
秋津小学校	校舎1	B	B	C	C	C	53	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	↑	↑
秋津小学校	校舎2	B	B	C	C	C	53	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	↑	↑
秋津小学校	体育館	D	C	C	C	C	37	A	C	C	C	C	44	↑	→	→	→	→	↑
香澄小学校	校舎1	B	B	C	C	B	57	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	→	↑
香澄小学校	校舎2	B	B	C	C	B	57	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	→	↑
香澄小学校	体育館	B	C	C	C	B	47	C	C	C	C	C	40	↓	→	→	→	↓	↓
谷津南小学校	校舎1	D	D	C	B	B	38	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
谷津南小学校	校舎2	C	D	B	B	B	53	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
谷津南小学校	体育館	C	D	B	B	B	53	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑

※ 大久保小学校・谷津小学校は竣工後間もないことから、調査対象外

【図表 2-16】 学校施設の老朽化状況(中学校・高等学校)

施設情報		H30(2018)年度調査時点(A)						令和6(2024)年度調査時点(B)						(A)と(B)の差分					
施設名	建物名	屋上・屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋上・屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋上・屋根	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度
第一中学校	校舎1	B	C	C	C	C	43	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
第一中学校	校舎2	C	C	C	C	C	40	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
第一中学校	校舎3	B	B	C	C	C	53	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
第一中学校	校舎4	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
第一中学校	体育館	A	A	C	C	C	62	A	A	A	A	A	100	→	→	↑	↑	↑	↑
第三中学校	校舎1	C	C	B	A	A	68	C	D	C	B	B	47	→	↓	↓	↓	↓	↓
第三中学校	校舎2	C	C	B	A	A	68	D	D	C	B	B	45	↓	↓	↓	↓	↓	↓
第三中学校	校舎3	C	B	C	C	C	50	C	B	C	C	D	40	→	→	→	→	↓	↓
第三中学校	校舎4	A	A	B	B	B	84	B	B	B	C	B	70	↓	↓	→	↓	→	↓
第三中学校	体育館	C	B	B	C	C	63	C	C	C	C	D	32	→	↓	↓	→	↓	↓
第四中学校	校舎1	A	B	B	B	B	77	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
第四中学校	校舎2	A	B	B	B	C	73	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
第四中学校	校舎3	A	B	B	B	C	73	A	A	B	A	A	92	→	↑	→	↑	↑	↑
第四中学校	校舎4	A	B	B	B	B	77	A	A	B	A	A	92	→	↑	→	↑	↑	↑
第四中学校	校舎5	A	A	B	B	B	84	B	B	B	B	B	75	↓	↓	→	→	→	↓
第四中学校	体育館	C	B	C	C	C	50	A	B	C	C	C	52	↑	→	→	→	→	↑
第五中学校	校舎1	C	C	C	C	C	40	D	D	C	C	C	31	↓	↓	→	→	→	↓
第五中学校	校舎2	C	C	C	C	C	40	D	C	C	C	C	38	↓	→	→	→	→	↓
第五中学校	校舎3	B	C	C	C	C	43	B	C	C	C	C	42	→	→	→	→	→	↓
第五中学校	校舎4	C	C	C	C	C	40	A	C	C	C	C	44	↑	→	→	→	→	↑
第五中学校	校舎5	C	C	C	C	C	40	A	C	C	C	C	44	↑	→	→	→	→	↑
第五中学校	校舎6	A	A	B	B	B	84	A	A	B	B	C	73	→	→	→	→	↓	↓
第五中学校	体育館	D	C	C	C	C	37	A	C	C	C	B	53	↑	→	→	→	↑	↑
第六中学校	校舎1	D	C	B	C	C	51	D	C	B	C	C	49	→	→	→	→	→	↓
第六中学校	校舎2	D	C	C	C	C	37	D	C	C	C	C	38	→	→	→	→	→	↑
第六中学校	校舎3	A	A	B	B	B	84	B	B	B	B	B	75	↓	↓	→	→	→	↓
第六中学校	体育館	C	B	C	C	C	50	C	C	C	C	C	40	→	↓	→	→	→	↓
第七中学校	校舎1	D	C	B	C	C	51	D	C	C	C	C	38	→	→	↓	→	→	↓
第七中学校	校舎2	C	C	B	C	C	53	C	C	C	C	C	40	→	→	↓	→	→	↓
第七中学校	校舎3	D	C	B	C	C	51	D	C	C	C	C	38	→	→	↓	→	→	↓
第七中学校	校舎4	C	C	B	C	C	53	A	C	C	C	C	44	↑	→	↓	→	→	↓
第七中学校	校舎5	C	C	B	B	B	62	C	C	B	B	C	56	→	→	→	→	↓	↓
第七中学校	体育館	C	B	B	C	C	63	C	C	C	C	C	40	→	↓	↓	→	→	↓
習志野高等学校	校舎1	B	C	C	C	C	43	A	A	C	C	C	57	↑	↑	→	→	→	↑
習志野高等学校	校舎2	B	B	B	C	C	66	A	A	C	C	C	57	↑	↑	↓	→	→	↓
習志野高等学校	校舎3	C	B	B	C	C	63	A	A	C	C	C	57	↑	↑	↓	→	→	↓
習志野高等学校	校舎4	C	C	C	C	C	40	A	A	C	C	C	57	↑	↑	→	→	→	↑
習志野高等学校	校舎5	B	D	C	B	B	43	B	D	C	C	C	35	→	→	→	↓	↓	↓
習志野高等学校	体育館	B	B	B	C	C	66	B	B	C	C	C	50	→	→	↓	→	→	↓
習志野高等学校	武道場	C	A	B	C	C	70	C	B	C	C	C	48	→	↓	↓	→	→	↓
習志野高等学校	その他1	D	C	C	C	C	37	D	C	C	C	D	31	→	→	→	→	↓	↓
習志野高等学校	その他2	C	C	B	B	B	62	C	C	B	B	C	56	→	→	→	→	↓	↓
習志野高等学校	その他3	B	D	B	B	B	56	B	D	B	B	B	60	→	→	→	→	→	↑
習志野高等学校	その他4	B	C	C	B	B	52	B	C	C	C	B	51	→	→	→	↓	→	↓
習志野高等学校	その他5	B	B	C	B	B	62	B	B	C	B	B	64	→	→	→	→	→	↑

※第二中学校校舎は竣工後間もないことから、調査対象外

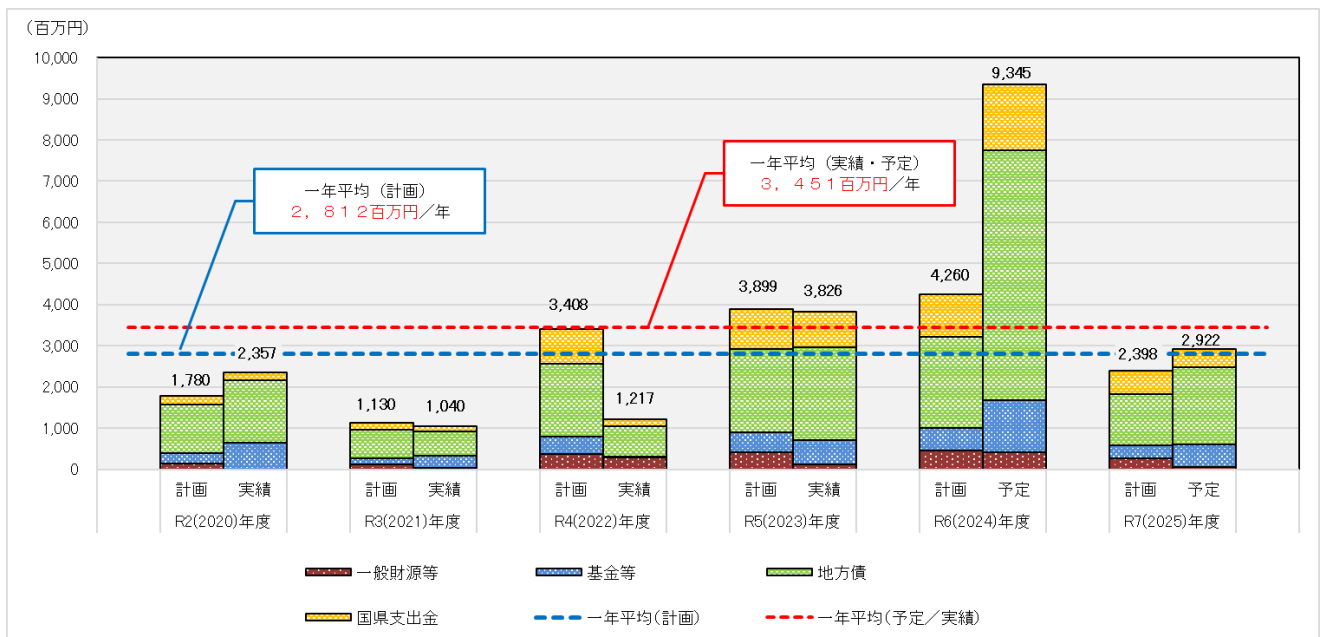
### (3) 事業費及び財源内訳の実績

第2期計画期間における計画と実績で事業費に増減がありますが、これは、計画上は均等に割り振って各年度の事業費を計上していましたが、実際に事業を実施する上で、各年度の事業費との差が生じたことによるものです。

計画における一年平均事業費は約 28 億円と見込んでいましたが、近年の建築資材価格の高騰、労務単価の上昇のほか、少人数教育やバリアフリー化など、現在の社会的要請に合わせた改修が生じたことなどにより、実績では約 35 億円となる見込みです。

また、事業費だけでなく、その財源としての地方債と基金の充当額も増加しており、地方債の償還費の増加や基金残高の減少といった後年度の負担が更に大きくなることが想定されます。

【図表 2-17】 第2期計画期間における事業費及び財源内訳(令和5(2023)年度実績までを反映)

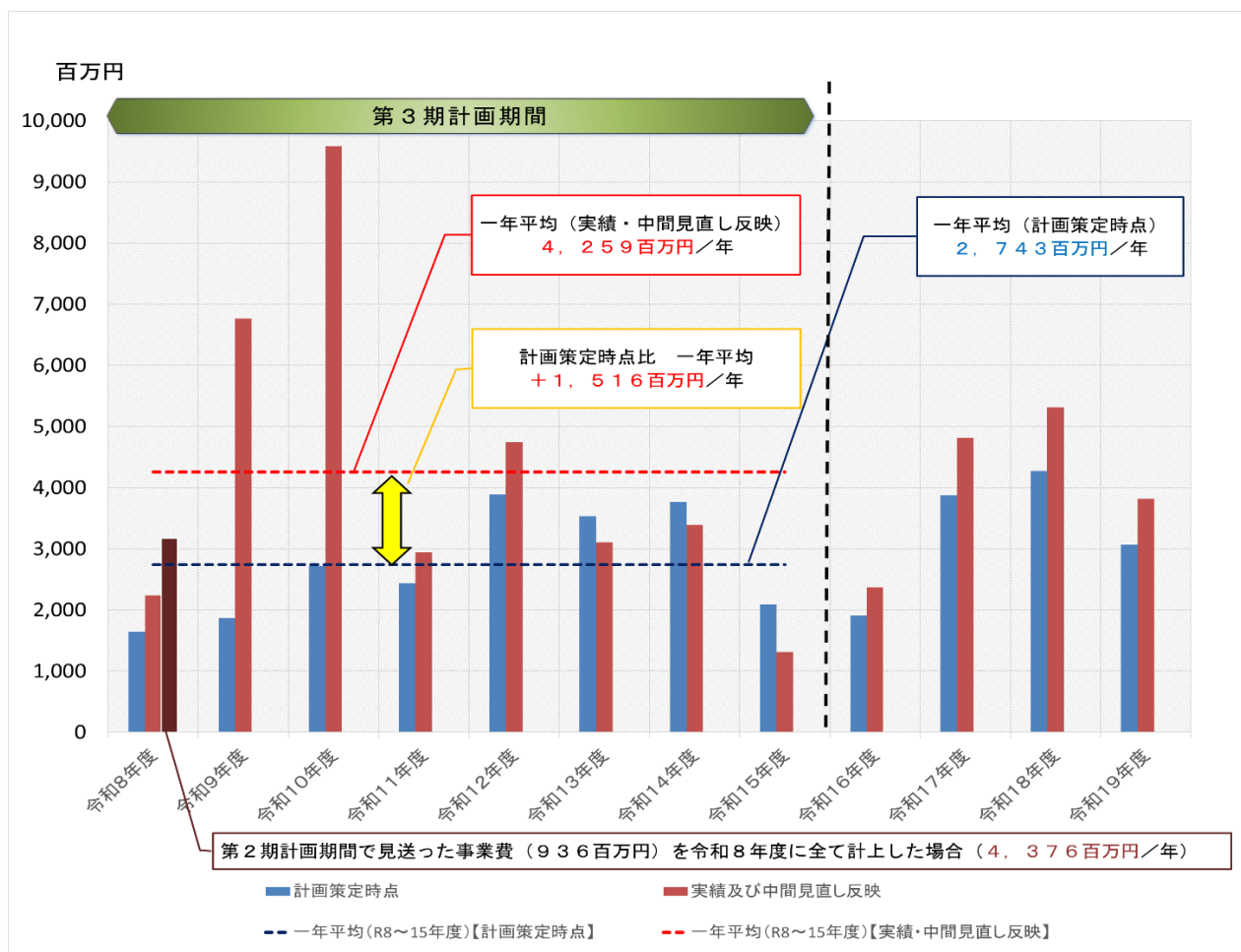


### (4) 今後の事業費見込み

第2期計画期間中に、事業実施を見送った学校については、第3次学校施設再生計画に位置付けていく必要がありますが、建築資材価格の高騰や労務単価の上昇、社会環境の変化等への対応など、今後も事業費の増加が想定されます。

そこで、第2期計画期間での実績を踏まえ、今後の事業費見込みを試算しました。

【図表 2-18】 第2期計画期間での実績を踏まえた今後の事業費見込み額



### 【事業費見込み額の算出方法】

- ① 令和7年度当初予算までに設定された継続費の事業費を計上
- ② 上記以外は、第2次公共建築物再生計画における事業費（中間見直しを含む）に、令和5年度までの実績を踏まえ、計画策定時点からの伸び率を乗じて算出  
（伸び率は令和5年度までに事業が完了した施設に限定して算出）

### 【試算の結果】

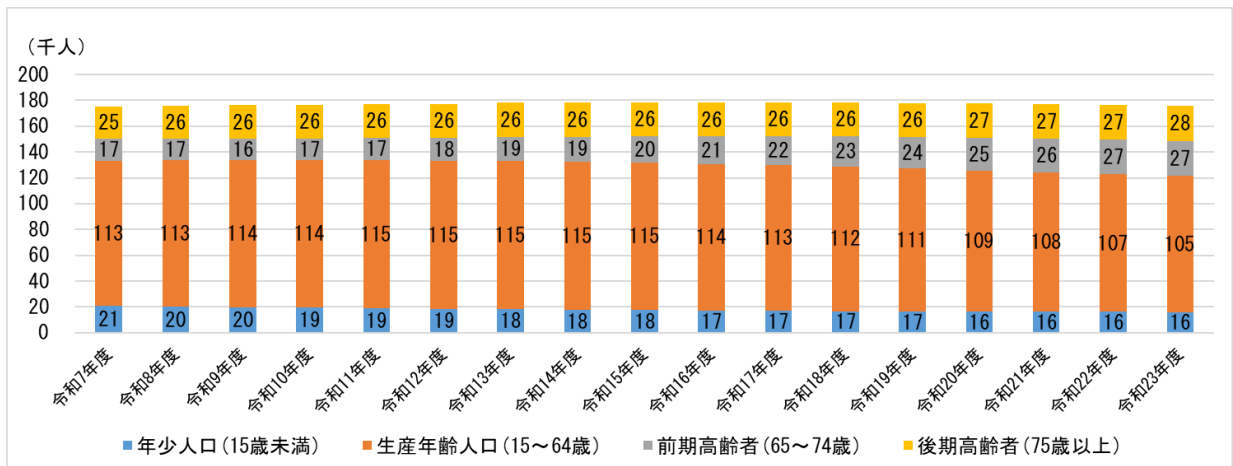
今後の事業費見込み額としては、第2期計画を策定した令和元（2019）年度時点での第3期計画期間における一年平均事業費は、約 27 億円でありましたが、令和5（2023）年度までの実績及び中間見直しを反映した結果、約 15 億円の増となる約 43 億円と見込んでいます。これに加え、第2期計画期間で見送った事業費が約 9 億円あり、更に事業費が増加することとなります。

なお、この試算は令和5（2023）年度までの実績を踏まえたものであり、今後も建築資材価格の高騰や労務単価の上昇が継続したり、社会環境の変化等への対応などが新たに必要となったりした場合は、更に事業費が増加する可能性があります。

## (5) 本市の人口推計

令和6(2024)年度に実施した人口推計(中位推計)の結果では、65歳以上の高齢者人口が緩やかに増加していく一方、生産年齢人口が減少していく見込みとなっています。これは、社会保障関係経費の増加とそれを支える市税収入の減少を意味しており、学校施設整備の財源としての市税収入の確保が困難になると考えられます。

【図表 2-19】 人口推計(中位推計)



(出典:「令和6年度習志野市人口推計結果報告書」より作成)

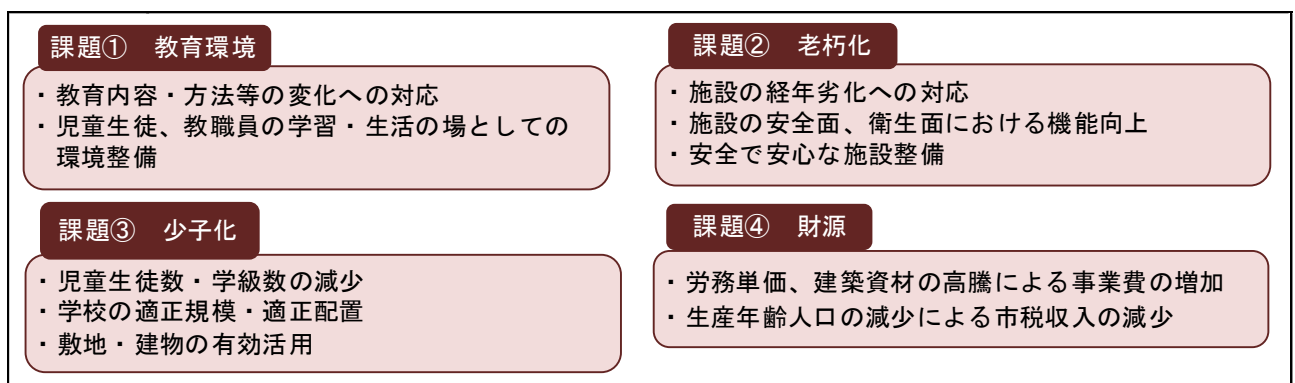
## (6) 事業費及び財源内訳の実績並びに事業費見込み額の算出結果を踏まえた課題

前述のとおり、第2期計画期間における実績では、近年の建築資材価格の高騰、労務単価の上昇や現在の社会的要請に合わせた改修が生じたことなどにより、事業費が増加したほか、その財源としての地方債と基金の充当額も増加するなど、後年度の負担が更に大きくなることが想定されます。

また、第3期計画期間における事業費見込み額としては、第2期計画策定時点と比較して、一年平均で約15億円の増加と試算されているほか、人口推計結果から、社会保障関係経費の増加とそれを支える市税収入の減少が見込まれます。

以上のことから、今後の事業実施は困難となると想定され、第3期以降の事業計画については、この厳しい現状を踏まえた計画を立案していく必要があります。

【図表 2-20】 学校施設の整備を進めていくにあたっての課題



## 第3章 学校施設整備の基本的な方針

### 1. 学校施設の目指すべき姿

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものです。従って、充実した教育活動を存分に発揮できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全、安心なものでなくてはなりません。そのうえで、習志野市の教育の目指す姿を実現できる学校施設として整備していくことが重要になります。

また、「文教住宅都市憲章」のもと習志野市のまちづくりを進める中で、教育水準や教育環境をいかに向上させていくかという点は、まさに将来のまちづくりの根幹となる重要な視点です。学校施設の整備にあたっては、関係法令及び文部科学省の「小中学校施設整備指針」等を基本とし、各校の特色や教育理念・教育環境に十分配慮しながら、以下に示す5つの視点に立ち、施設の整備に取り組んでいきます。

#### 視点① 柔軟性に富んだ施設

多様化する教育や学習内容を確実に支える基盤として、多機能で柔軟性を備えた施設とし、変化する教育内容や教育方法に弾力的に対応できる構造にします。

#### 視点② ゆとりと潤いのある施設

児童生徒の学習の場・生活の場として、ゆとりと潤いのある施設とするとともに、学習意欲を高める生活空間などを形成します。

#### 視点③ 環境に配慮した施設

再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー設備の導入、緑化等を通して、環境への負荷を抑制し、周辺の自然環境と調和した施設とします。

#### 視点④ 安全・安心で質の高い教育環境

学校施設は災害時に地域の避難所になることから、地域の人々の生命を守る施設・機能を備えたものとし再生します。

#### 視点⑤ 地域との交流・連携施設

地域に開かれた学校づくりを推進するため、子どもを含めた地域の人々が交流・連携しやすい空間を形成します。

## 2. 学校施設整備の基本的な方針

### (1) 習志野市の老朽化対策の基本方針

#### 習志野市公共施設等総合管理計画(令和8(2026)年3月改訂)

##### 公共建築物

##### (1) 老朽化対策の基本方針

##### 基本方針1 複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

###### 《基本方針1-1》

- ・施設重視から機能優先の考え方により、公共建築物の複合化・多機能化を積極的に推進します。
- ・公共建築物が竣工から一定期間経過した段階で、存続、廃止などの今後の方向性に関する検討を行います。

###### 《基本方針1-2》

- ・適正な機能をできる限り維持し、総量を圧縮することにより、公共建築物の更新等経費を削減します。

###### 《基本方針1-3》

- ・人口動態、市民ニーズなどを勘案して、公共建築物の更新の優先順位付けを行います。
- ・優先順位は公共建築物につけるのではなく、機能に順位付けを行います。

##### 基本方針2 長寿命化の推進と適正な質の確保

###### 《基本方針2-1》

- ・環境負荷低減のため、脱炭素化の取り組みとして計画的な維持保全を実施することにより、公共建築物の長寿命化を推進します。
- ・予防保全を実施することにより公共建築物のLCC(ライフサイクル・コスト)を低減します。
- ・法定点検等を着実に実施し、安全性の確保が困難な状況が確認された際には、計画の見直しを速やかに検討します。
- ・防水、外壁、設備等の耐用年数が異なるものについて、適切な時期に予防保全を実施することができるよう計画に位置付けます。

###### 《基本方針2-2》

- ・バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、DXの推進や既存業務の見直しなどにより、時代の変化に対応できるよう公共建築物の適正な質の確保を図ります。

###### 《基本方針2-3》

- ・災害時における避難所としての機能を強化・維持します。

##### 基本方針3 資産の有効活用と財源の確保

###### 《基本方針3-1》

- ・機能統合などにより発生した未利用地については、原則売却・貸付などによる有効活用を実施し、老朽化対策の財源として公共施設等再生整備基金に積み立てます。
- ・老朽化対策の財源確保策として、民間活力の活用を推進します。

## 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 小学校・中学校・習志野高等学校

#### 【現状と課題】

「学校施設再生計画」の対象施設である小学校、中学校、習志野高等学校の床面積は、市が保有する建築物の54.2%を占めており、そのうち、建築後30年以上を経過する床面積の割合は、75.6%であり老朽化が深刻な問題となっています。

しかし、老朽化対策を計画的に実行するために策定した「学校施設再生計画」に基づく整備事業の実行段階では、様々な課題が顕在化し、老朽化対策が計画通りには実施できなかったことから、課題解決に向けた対策の実践が必要となっています。

今後は、教育環境の変化への対応、複合化・多機能化の推進、施設の老朽化への対応、事業費の増加と少子高齢化による市税収入の減少など、学校施設の再生にあたっての課題に適切に対応するため、具体的な対策を実施し、次代を担う児童・生徒の教育環境の改善に向け早期の対策を実行していく必要があります。

また、習志野高等学校は、本市が保有する施設で最大の延べ面積を有する施設であり、施設更新には多額の経費を要することや、将来的にも市立高校の存在は、本市のまちづくりに大きな影響を与えることが想定されることから、早い段階からの施設更新計画の検討が必要です。

#### 【基本方針】

- ◎ 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものであることから、「学校施設再生計画」に基づき、充実した教育活動を存分に実施できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育む場としてふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた施設整備を行います。
- ◎ その際、本市の教育の目指す姿を踏まえ、**「柔軟性に富んだ施設」、「ゆとりと潤いのある施設」、「環境に配慮した施設」、「安全・安心で質の高い教育環境」、「地域との交流・連携施設」**の5つの視点に立ち、施設整備に取り組みます。
- ◎ 学校の施設整備にあたっては、社会経済状況の変化に適切に対応するため、将来的な人口減少や少子化の進行、今後の市内の開発動向、厳しさを増す財政状況など、本市の行財政運営状況を考慮するとともに、上記の各課題解決に向けた対策を早期に実施しつつ、適宜、「学校施設再生計画」の見直しを行い、トータルコストの縮減、平準化などを図っていくこととします。
- ◎ また、施設を長きにわたり有効に活用する、長寿命化改修を優先的に検討するとともに、維持管理については、引き続き**「事後保全型」**から**「予防保全型」**への転換を引き続き図っていくこととします。
- ◎ 習志野高等学校については、これまで市立高校として築いてきた、進学指導や部活動、地域とのつながりといった、確かな実績を継承しつつ、さらに向上させていくことで、受験生や保護者に選ばれる、特色や魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ◎ 習志野高等学校の施設更新に向けては、そのあり方を含め、多くの検討が必要と想定されることから、関係機関等との協議も含め、早い段階から着手していくこととします。

## (2) 基本方針を踏まえた今後の取り組み

習志野市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画としての位置付けとなっている本計画においては、以下の取り組みを通じ、老朽化した学校施設の再生を推進します。

### ①複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

#### I 施設整備規模の圧縮

学校施設の建替えを行う際には、将来的な児童生徒数・学級数の減少も視野に入れ、校舎建設を2期に分けるなど、施設整備規模の圧縮による事業費及び維持管理費の削減に取り組みます。

また、さらにその後の児童生徒数・学級数の減少の可能性についても考慮し、学校以外の用途への転用や減築等を行えるよう、それぞれの動線を確保した柔軟性の高い学校施設の整備についても検討していきます。

#### II 施設の「あり方検討」による保有総量の圧縮【新規】

児童生徒数・学級数の減少により生じた余裕教室については、引き続き、放課後児童会や放課後子供教室等での活用を進め、施設の有効活用を進めていきます。

また、市長事務部局で進める各駅勢圏を基に5つの地域区分に分けられた各地域における公共施設の「あり方検討」の進捗にあわせ、地域コミュニティの核としての役割も担っている学校を地域の拠点とし、建替えや長寿命化改修を実施する際には、児童生徒の安全や教育環境の確保に十分な配慮をしながら、当該地域に必要な他施設との複合化・多機能化等を図ることで、市が保有する公共建築物全体の総量圧縮を検討していきます。

##### 【「あり方検討」の実施時期】

各施設における「長寿命化改修／機能向上大規模改修」または「建替」の設計開始年度から概ね10年前から2年前までの間

※ただし、付近の施設の検討時期に合わせて、前倒しになることがあります。

### ②長寿命化の推進と適正な質の確保

#### I 施設の長寿命化の推進

学校施設の築年数や劣化状況などに応じて、構造躯体を再利用する長寿命化改修を引き続き実施することで、環境負荷の低減及び事業費を抑制し、限りある予算で、より多くの学校施設の整備に取り組みます。

#### II 適正な質の確保

近年の多様な学習内容・学習形態への変化や施設のバリアフリー化といった社会的要請に対応した環境整備を行います。

また、施設の劣化状況調査や法定点検等を通じて施設の実態を把握し、その結果に応じて速やかに計画の見直しを行うとともに、外壁や設備といった部位別の修繕工事を計画に位置付けることで、計画的な予防保全を実施し、ライフサイクルコストの低減と適切な維持保全に努めます。

### (3) 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準

#### ①改修等の整備水準

本市全体の財政状況を鑑み、これまで以上にコスト削減を徹底したうえで、学校施設の再生に取り組むこととします。

そのうえで、建替及び改修等における各部の整備水準を設定し、適切な仕様を選択することにより、建物の整備水準の統一化を図ります。

#### ②維持管理の項目・手法等

継続的に建物の健全性を保つため、効率的に定期点検を実施していきます。点検の評価項目については、過年度に実施した建物の劣化状況調査と同様に、建物の各部位に対して、段階的に判定していきます。

#### ③学校プール施設の老朽化に伴うあり方

これまでの学校へのプール施設設置の可否基準については、民間プール施設の活用により、気温や天候に影響されない計画的な水泳授業の実施やプールの維持管理に係る教職員の労力やコストの削減が期待できることから、建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際に、設計時に民間プール施設の活用を含めて学校プールの整備の要否や内容を判断するとしており、令和7(2025)年度は、小学校4校について民間プール施設にて業務委託の上、水泳授業を実施しました。

今後、小学校のプール施設につきましては、大規模改修や改築を行わず、機器等の老朽化で継続利用が困難となった段階、あるいは校舎の建替時において、民間プール施設の利用へ順次移行することとします。

また、中学校については、原則自校プール施設での水泳授業を行うこととしますが、令和9(2027)年に告示が予定されている次期学習指導要領の内容を考慮し、改めて令和10(2028)年度以降の水泳授業のあり方について検討します。

#### ④空調設備の設置

小中学校への空調設備の設置については、普通教室は令和元(2019)年度に、特別教室及び体育館は令和7(2025)年度までに整備を行いました。空調設備の更新につきましては、耐用年数及び使用状況を鑑み、学校運営に支障がないよう段階的に計画します。

※大久保小学校体育館は、令和8(2026)年度に完成する新体育館の建替にあわせ整備を行います。

#### ⑤エレベーターの整備

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月1日内閣官房)の次展開であり、計画期間が令和8(2026)年度から令和12(2030)年度とされる「第1次国土強靱化実施中期計画」においても公立小中学校施設について防災機能強化に係る整備目標等が示されたことから、本市においては校舎の建替や長寿命化改修を行う際等に整備することとします。

#### ⑥給食室の整備

現在の学校給食は、単独校方式と給食センター方式で提供を行っています。小学校の給食室の整備については、建替時等に単独校方式と給食センター方式を比較検討し、給食室の整備の要否を判断することとします。

なお、中学校においては、すべて単独校方式となっていることや給食センターは中学校の給食提供を行っていないことなどから、現状のまま、単独校方式を維持することとします。

【図表 3-1】 改修等の整備水準(案)

標準的な整備水準一覧表 (案)

部 位	整備水準			〔設備等 修繕水準〕	既存の整備水準	
	建替	長寿命化改修	大規模改修			
外部	屋根・屋上	防水	防水改修		補修程度	防水
		断熱あり	断熱あり	断熱なし	断熱なし	断熱なし
	外壁	塗装 (耐候性塗料)	塗装改修 (耐候性塗料、複層塗材E)		補修程度	塗装
		断熱あり	断熱あり	断熱なし	断熱なし	断熱なし
	外部開口部	スチールサッシ アルミサッシ	サッシ交換 (カバー・はつり工法)		開閉調整程度	スチールサッシ アルミサッシ
複層強化ガラス または 強化ガラス		複層強化ガラス または 強化ガラス	強化ガラス	シーリング打替え	ガラス	
その他	手すり (アルミ・スチール溶融 垂鉛メッキ)	手すり改修 (更新または塗装改修)			手すり	
内部	内部仕上げ (教室等)	床:ビニルシート 壁:塗装 天井:ボード	床:ビニルシート 壁:塗装(下地共) 天井:ボード(下地共)	床:ビニルシート 壁:塗替え 天井:張替え	補修程度	床:ビニルタイル 壁:塗装 天井:ボード
	トイレ	乾式	乾式化		現状維持	湿式(タイル張り)
		洋式	洋式化		洋式化・補修程度	建設時の便器
家具類	新設	更新	塗装程度			
外構	グラウンド 設備等	散水設備			補修程度	建設時の仕様
防球ネット・フェンス		ネット改修				
省エネ化	電気設備	LED照明	LED照明に交換		LED照明に交換	蛍光灯・水銀灯
		太陽光発電				
	給排水衛生 設備	節水型便器 小便器(センサー)	節水型便器 小便器(センサー)			建設時の便器
空調設備	手洗い(センサー)	手洗い(センサー)	部分改修		手洗い(センサー)	
	受水槽+増圧ポンプ	受水槽+増圧ポンプ	部分改修		受水槽+高架水槽	
バリアフリー	建築	ヒートポンプ式 マルチエアコン	ヒートポンプ式 マルチエアコン	部分改修	補修程度	ヒートポンプ式 マルチエアコン
		車椅子対応駐車場	車椅子対応駐車場			
		スロープ・手すり	スロープ・手すり			
	案内板・カウンター ・誘導ブロック	案内板・カウンター ・誘導ブロック				
トイレ	多機能トイレ (車椅子対応・オストメイト対応)	多機能トイレ (車椅子対応・オストメイト対応)	部分改修		多機能トイレ (車椅子対応)	
昇降機	車椅子対応	車椅子対応				
防災・防犯	防犯カメラ	防犯カメラ				
	給排水衛生 設備	受水槽 (災害時利用蛇口付・緊急 遮断弁付)	受水槽 (災害時利用蛇口付・緊急 遮断弁付)			受水槽 (災害時利用蛇口付き)
	マンホールトイレ	マンホールトイレ				

※改修範囲は実施設計時に定めるものとする

## 第4章 第3次学校施設再生計画

### 1. 策定にあたっての見直し事項

これまで述べてきたように、学校施設の老朽化や社会経済情勢といった課題を踏まえると、現状のままでは、今後学校施設再生の取り組みを進めていくことは困難であると考えられます。一方で、児童生徒の安全・安心を確保し、適切な教育環境を整えていく必要もあります。

これらの課題を踏まえ、第3次学校施設再生計画の策定にあたっては、以下の見直しを行うこととしました。

#### (1) 目標耐用年数の設定【新規】

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は47年となっておりますが、これは税務上、減価償却費を算定するためのものであり、使用可能年限を示すものではありません。物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされて、コンクリート及び鉄筋の強度が確保されている場合には70年から80年程度、さらに技術的には100年以上もたせるような長寿命化も可能であるとされています。

これを踏まえ、第2期計画期間における事業実績や他市の事例なども考慮し、物理的な耐用年数として【図表4-1】のとおり設定します。

【図表4-1】構造別の目標耐用年数一覧

構造	目標耐用年数※1
鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造） または 鉄筋コンクリート造（RC造）	70～100年
重量鉄骨造（S造）	70年～80年（100年※2）
軽量鉄骨造（LGS造）	50年
木造（W造）	50年

※1 建物の劣化状況、周辺施設との関係性や今後の施設の維持コストなどを考慮して、記載の年数より短い、または長い年数とすることもあります。

※2 目標耐用年数を100年とする校舎と一体的に整備する学校体育館などは、S造であっても目標耐用年数を100年とする場合もあります。

## (2) 「長寿命化改修」及び「機能向上大規模改修」の定義【見直し】

これまで、長寿命化に適すると判断するコンクリート圧縮強度の基準を本市独自に「20N/mm<sup>2</sup>以上」と設定していましたが、環境負荷の低減及び事業費を抑制し、限りある予算で、より多くの学校施設の整備に取り組んでいくため、第2期計画期間における長寿命化改修の実績を踏まえて、文部科学省の基準に合わせることにしました。

また、「公共施設再生基本方針」策定後に竣工した建物は、「使えるものはより長く使う」という考えのもと行われる長寿命化改修とは前提が異なることから、「機能向上大規模改修」とし、名称を差別化しました。

### 【長寿命化改修/機能向上大規模改修の定義】（見直し後）

- (1) 構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が13.5N/mm<sup>2</sup>超であるもの
- (2) 建築後40年以上を経過しているもの
- (3) 改修後は原則として、その後30年以上使用するもの

## (3) 設備等修繕の位置付け【新規】

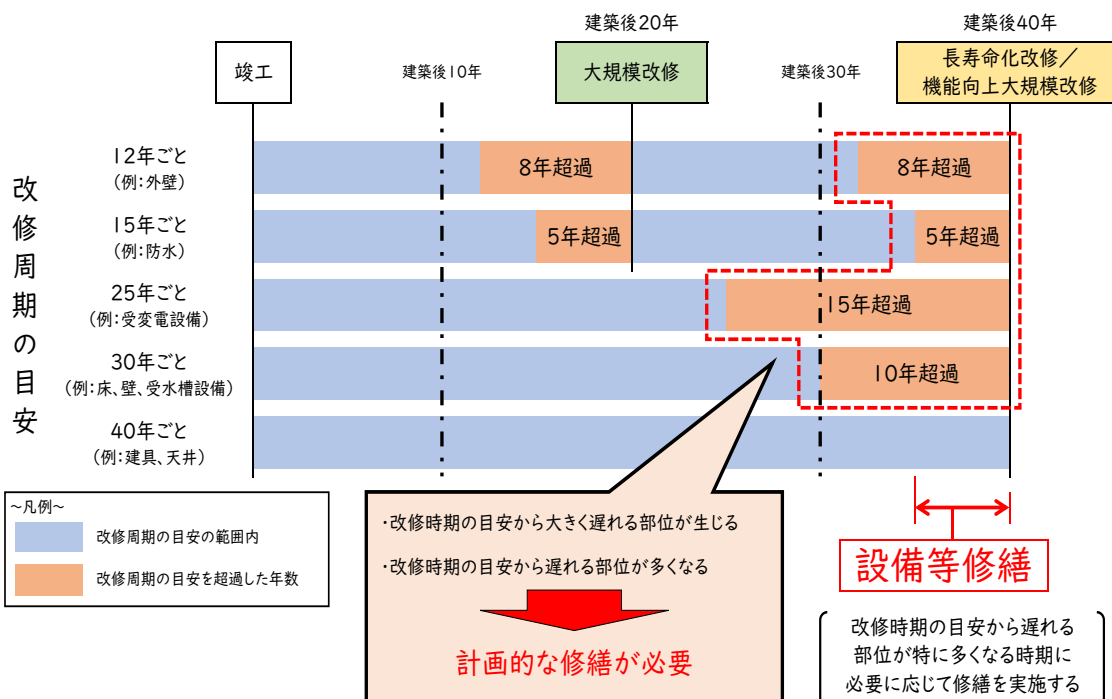
建物を構成する外壁、屋上防水、設備といった部位ごとに、改修が必要とされる時期の目安が異なるため、建築後一定の周期で実施する「大規模改修」や「長寿命化改修」だけでは、改修時期が目安から大きく遅れる部位が生じてしまいます。

そのため、本計画においては、新たに「設備等修繕」に関する事業費を計画に明確に位置付け、施設の安全性を確保する観点から、着実に実施していくことにしました。

### 【設備等修繕の定義】（新規）

建築後一定の周期で実施する改修工事とは別に、必要に応じて実施する部位別の修繕工事

【図表 4-2】 「設備等修繕」実施の一例



#### (4) 竣工から再整備までの標準的なケース別スケジュール

各方針に基づき、一定のルールでケース分けした竣工から再整備までの標準的なケース別スケジュールを以下のように設定し、事業計画を立案します。

原則	
・	構造、建築後経過年数などで分類したケースに応じて、竣工から再整備までに一定の大規模な改修等を実施する。
・	ケースによっては、必要に応じて大規模な改修とは別に設備等修繕を実施する。
・	竣工から一定の時期が経過した段階で、施設の今後のあり方を検討する。
例外	
・	本計画の標準的なケース別スケジュールに従うことで、「第2次公共建築物再生計画」で位置付けた事業の実施年度が相当年数変わることとなる施設については、本計画策定時点における各施設の劣化状況評価の結果や健全度、過去に実施した改修等の履歴等を踏まえ、事業の実施年度を調整する。
・	「あり方検討」や定期点検の結果によっては、ケース分類に関わらず、目標耐用年数よりも短いまたは長い年数での施設の廃止・再整備の実施や、計画上で位置付けた年度・内容の改修とは別に、劣化状況を踏まえた工事を実施する。
・	同一敷地内に複数の棟がある場合は、最も早期の対策が必要な棟（劣化状況などで判断）を基準として工期及び改修内容を設定する。
・	ただし、当該各棟の建築後の経過年数や劣化状況に相当な差異がある場合や、計画期間における事業費の平準化、施設の利用制限の抑制などが必要な場合は棟ごとの改修の是非について事業の実施前に検討する。
・	また、「総合計画」や「都市マスタープラン」に基づいて一体的に今後の施設のあり方を検討すべき場合などは、当該地域内の建築物のうち最も早く工期を迎える建築物に合わせて、当該一体的に検討すべき施設の各建築物における「あり方検討」や改修工事の実施時期を設定する。

図表 4-3 標準的なスケジュールの概要

ケース分けの条件	構造		SRC造、RC造、S造		LGS造		W造										
	建築年度		平成24(2012)年度以降		平成23(2011)年度以前												
	令和2(2020)年4月時点での建築後経過年数		20年未満		20年以上50年以下		51年以上										
ケース分類		ケース1 (SRC造、RC造)		ケース2 (S造)		ケース3		ケース4		ケース5		ケース6		ケース7			
基本的な改修の考え方		【長寿命化 実施不要】 機能回復・機能向上改修により目標耐用年数まで使用		【長寿命化 実施対象】 機能回復・長寿命化改修により目標耐用年数を延伸		【長寿命化 実施対象外】 必要最低限の機能回復を実施し目標耐用年数経過時に建替											
目標耐用年数		100年		80年 (100年※1)		80年※2		80年		70年		50年		50年			
竣工から再整備までの実施時期		「あり方検討」の実施時期		「機能向上大規模改修」及び「建替」設計開始年度の10年前から2年前まで		「長寿命化改修」及び「建替」設計開始年度の10年前から2年前まで				「建替」設計開始年度の10年前から2年前まで							
工事種別		【機能回復】大規模改修		・21年目 ・61年目 ・81年目		・21年目 ・61年目 (・81年目※1)		・21年目 ・61年目		-		21年目		-			
		【機能向上】長寿命化改修／機能向上大規模改修		41年目		41年目		41年目		51年目		-		-			
		建替		101年目		81年目 (101年目※1)		81年目		81年目		71年目		51年目		51年目	
		設備等修繕		・36~40年目 ・76~80年目		36~40年目		36~40年目		建築物の状況に応じて実施		56~60年目		-		-	

※1 目標耐用年数を100年とするSRC造またはRC造の建築物と一体で整備された建築物については、目標耐用年数を100年とする場合がある。

※2 施設の劣化状況や工事履歴等を勘案し、目標耐用年数を100年とする場合がある。

(参考) 工事種類の分類

各工事の種別については、図表4-4のとおりです。

図表 4-4 工事種別ごとの工事内容

			大規模改修	長寿命化改修/ 機能向上大規模改修	建替	設備等修繕	
改修の効果	劣化部位の機能回復 <span style="border: 1px solid black;">機能回復</span>		該当	該当	/	非該当	
	社会的な要請への対応 <span style="border: 1px solid black;">機能向上</span>		非該当	該当	/	非該当	
	物理的耐用年数の延伸		非該当	該当※1	/	非該当	
	劣化部位の修繕		非該当	非該当	/	該当	
改修内容/ 改修周期の目安 ※2	建築外構	防水	15年ごと	○	○	/	▲
		外壁	12年ごと	○	○	/	▲
		建具	40年ごと	▲	○	/	▲
		鉄部塗装※3		▲	○	/	-
	建築内部	床	30年ごと	▲	○	/	▲
		壁	30年ごと	▲	○	/	▲
		天井	40年ごと	▲	○	/	▲
		建具		▲	○	/	-
		家具		-	▲	/	-
	電気	受変電設備	25年ごと	▲	○	/	▲
		幹線設備		▲	○	/	-
		強電設備		▲	○	/	-
		弱電設備		▲	○	/	-
	機械	受水槽設備	30年ごと	▲	○	/	▲
		給排水設備		▲	○	/	-
		換気設備		▲	○	/	-
		空調設備		▲	○	/	-
	共通	便所		▲	○	/	-
		躯体		-	▲	/	-
		外構※4		-	▲	/	-
その他※5			▲	▲	/	-	

※1 長寿命化改修に限る(詳細は次頁参照)

※2 一般的に改修が必要とされる時期の目安

※3 非常階段・バルコニー手摺等

※4 門扉・フェンス・外構排水等

※5 学校要望等

凡例

○: 全面改修

▲: 部分改修

-: 改修せず

(参考) 工事種別ごとの工期及び単価

本計画における各工事の単価については、第2次公共建築物再生計画における施設分類ごとに設定した各工事の単価または第2期計画期間で実施した工事の実績に対し、令和6(2024)年度までの物価上昇率を乗じて設定しました。

なお、工事期間については第2次公共建築物再生計画及び第2次学校施設再生計画から変更していません。

図表 4-5 施設分類・工事種別ごとの工期及び単価一覧

設計/工事	工期/単価 ※1	工事種別					設備等修繕
		大規模改修	長寿命化改修/ 機能向上大規模改修	建替 ※2			
				既存解体	新築	外構	
計画・設計	工期	1年	2年	3年			—
	単価	8,400	17,000	5,400	39,000	1,400	—
工事	工期	2年	3年	3年			1年
	単価	165,000	293,000	76,000	552,000	20,000	6,375

※1 ・延床面積が200㎡未満である場合は、工事種別に関わらず「設計1年、工事1年」とする。

・単価の単位は[円/㎡](消費税10%)とする。

※2 「既存解体」、「新築」、「外構」に分けて設定することとし、それぞれ以下の面積に対して乗じるものとする。

「既存解体」：既存建築物の延べ面積に対する単価

「新築」：建替後の建築物の延べ面積に対する単価

「外構」：敷地面積に対する単価

## (5) 事業費の平準化、事業実施時期の見直し

先述のとおり、第2期計画期間での実績を踏まえた、第3期計画期間の事業費の見込み額は、約15億円の増となる約43億円と見込んでおり、これに加え、第2期計画期間で見送った事業費が約9億円あることから、更に事業費が増加することとなり、今後の事業実施は困難となることが想定されます。

そのため、実現可能な計画となるよう、これまでの事業計画に対し、事業実施時期や方法を見直す必要があります。

また、市長事務部局において進める各駅勢圏における公共施設の「あり方検討」にあたっては、庁内における合意形成及び市民説明会、パブリックコメントの実施など、一定の期間が必要となります。


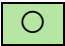
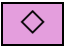







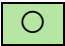
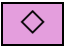







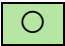
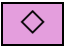






このようなことから、第3期以降に実施を予定していた事業を最大7年（第3期計画期間の早い段階で「あり方検討」を実施するための期間として5年程度、実現可能な事業計画を立案するための事業費の平準化として更に2年）遅らせることとしますが、施設の老朽化状況や計画期間中の事業量を考慮した上で、必要な「設備等修繕」を行うことで、施設の安全性・機能性を確保します。

## 2. 第3次学校施設再生計画 実施計画

第3次学校施設再生計画策定にあたっての見直し事項を踏まえ、本計画の計画期間である令和8（2026）年度から令和23（2041）年度までの事業実施計画については、【図表 4-6】のとおりとなります。

施設の「あり方検討」の実施時期は、各駅勢圏における公共施設の「長寿命化改修／機能向上大規模改修」または「建替」の設計開始年度から概ね10年前から2年前までの間とし、当該地域に必要な他機能との複合化・多機能化等を図ることを検討します。

※ただし、付近の施設の検討時期に合わせて、前倒しになることがあります。

凡 例	以下の工事種別に応じた記号を事業実施年度に記載												
	<p>《工事種別に応じた記号》</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 建替（設計）</td> <td style="text-align: center;"> 大規模改修（設計）</td> <td style="text-align: center;"> 長寿命化改修（設計）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 建替（工事）</td> <td style="text-align: center;"> 大規模改修（工事）</td> <td style="text-align: center;"> 長寿命化改修（工事）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 機能向上大規模改修（設計）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 機能向上大規模改修（工事）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 設備等修繕（工事）※</td> </tr> </table> <p>※・設備等修繕は工事のみで設計については位置付けていない。          ・また、あくまで修繕が必要となる時期の目安を示すものであり、各施設の劣化状況等によっては、実施する時期が前後する場合もある。</p>	 建替（設計）	 大規模改修（設計）	 長寿命化改修（設計）	 建替（工事）	 大規模改修（工事）	 長寿命化改修（工事）	 機能向上大規模改修（設計）			 機能向上大規模改修（工事）	 設備等修繕（工事）※	
 建替（設計）	 大規模改修（設計）	 長寿命化改修（設計）											
 建替（工事）	 大規模改修（工事）	 長寿命化改修（工事）											
 機能向上大規模改修（設計）													
 機能向上大規模改修（工事）	 設備等修繕（工事）※												





通し番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																						
				計画期間	第3期					第4期																
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23						
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041											
10	小学校	屋敷小学校			概要																					
		事業費																								
		建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事時期	第5期以降:R32～37	工事種別	建替	あり方検討開始年度	第3期:R8														
		校舎1～3	RC	6,037.00 ㎡																						
		体育館	S	814.00 ㎡																						
建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□対策の□方針	・建替について、令和32(2050)～34(2052)年度に設計、令和35(2053)～37(2055)年度に工事を実施する。																						
S47(1972)	54																									
11	小学校	藤崎小学校			概要	◆ ◆ ◆ ◆ ◆																				
		事業費			1,741百万円																					
		建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事時期	第3期:R8～12	工事種別	長寿命化改修	あり方検討開始年度	第3期:R8														
		校舎1、2	RC	4,944.00 ㎡																						
		体育館	S	814.00 ㎡																						
建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□対策の□方針	・継続費に基づき、設計を行う。 ・工事の時期及び事業費については、設計最終年度の翌年度を初年度として、本計画で定める平均的な工期及び単価に基づき位置付ける。 ・長寿命化改修について、令和8(2026)～9(2027)年度に設計、令和10(2028)～12(2030)年度に工事を実施する。																						
S49(1974)	52																									
12	小学校	実花小学校			概要	◆ ◆ ◆ ◆ ◆																				
		事業費			38百万円 1,836百万円																					
		建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事時期	第3期:R8～12 第3～4期:R13～17	工事種別	設備等修繕 長寿命化改修	あり方検討開始年度	第3期:R8														
		校舎1	RC	5,038.00 ㎡																						
		体育館	S	885.00 ㎡																						
建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□対策の□方針	・建物の劣化状況や事業費平準化を図る観点から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間に実施する。 ・長寿命化改修について、令和13(2031)～14(2032)年度に設計、令和15(2033)～17(2035)年度に工事を実施する。																						
S50(1975)	51																									
13	小学校	向山小学校			概要																					
		事業費																								
		建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事時期	第5期以降:R35～40	工事種別	建替	あり方検討開始年度	第3期:R11														
		校舎1、2	RC	6,203.00 ㎡																						
		体育館	S	813.00 ㎡																						
建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□対策の□方針	・建替について、令和35(2053)～37(2055)年度に設計、令和38(2056)～40(2058)年度に工事を実施する。																						
S50(1975)	51																									
14	小学校	秋津小学校			概要	◆ ◆ ◆ ◆ ◆																				
		事業費			41百万円 2,463百万円																					
		建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事時期	第3期:R8～11 第4期:R17～21	工事種別	設備等修繕 長寿命化改修	あり方検討開始年度	第3期:R8														
		校舎1、2	RC	7,096.00 ㎡																						
		体育館	S	850.00 ㎡																						
建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□対策の□方針	・建物の劣化状況や事業費平準化を図る観点から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～11(2029)年度の間に実施する。 ・長寿命化改修について、令和17(2035)～18(2036)年度に設計、令和19(2037)～21(2039)年度に工事を実施する。																						
S54(1979)	47																									

通し 番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																
				計画 期間	第3期							第4期								
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
15	小学校	香澄小学校		概要	[Hatched]							[Diamond]								
				事業費	58百万円							2,083百万円								
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 時期	第3期:R8～12 第4期:R18～22	工事 種別	設備等修繕 長寿命化改修	あり方 検討 開始 年度	第3期:R8									
	校舎1、2	RC	4,940.00 ㎡																	
	体育館	S	855.00 ㎡	老朽化□ 対策の□ 方針																
建築年度(最古)	建築後経過年数		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の劣化状況や事業費平準化を図る観点から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。</li> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和18(2036)～19(2037)年度に設計、令和20(2038)～22(2040)年度に工事を実施する。</li> </ul>																	
S55(1980)	46																			
16	小学校	谷津南小学校		概要								[Diamond]								
				事業費								9百万円								
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 時期	第4～5期以降:R23～27	工事 種別	長寿命化改修	あり方 検討 開始 年度	第3期:R11									
	校舎1、2	RC	5,616.00 ㎡																	
	体育館	S	885.00 ㎡	老朽化□ 対策の□ 方針																
建築年度(最古)	建築後経過年数		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の劣化状況や事業費平準化を図る観点から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。</li> <li>・直近で「大規模改修」を実施していることから、建築後56～60年目の「設備等修繕」は位置付けない。</li> <li>・長寿命化改修について、令和23(2041)～24(2042)年度に設計、令和25(2043)～27(2045)年度に工事を実施する。</li> </ul>																	
S60(1985)	41																			
17	中学校	第一中学校		概要																
				事業費																
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 時期	第5期以降:R31～36	工事 種別	建替	あり方 検討 開始 年度	第3期:R11									
	校舎1～4	RC	6,037.00 ㎡																	
	体育館 校舎5	S	4,409.00 ㎡	老朽化□ 対策の□ 方針																
建築年度(最古)	建築後経過年数		<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎5(一時校舎)はリース物件であり、リース期間満了後の取り扱いは事業者との協議による。</li> <li>・そのため、校舎1～4及び体育館について、標準的なスケジュールで事業の実施内容及び時期を定める。</li> <li>・建替について、令和31(2049)～33(2051)年度に設計、令和34(2052)～36(2054)年度に工事を実施する。</li> </ul>																	
S46(1971)	55																			
18	中学校	第二中学校		① 概要																
				② 概要	[Blue]							[Blue]								
	① 事業費																			
	② 事業費	247百万円																		
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	① ケース2 ② ケース1	工事 時期	① 第5期以降:R26～28 ② 第3期:R8～9	工事 種別	① 大規模改修 ② 建替	あり方 検討 開始 年度	第3期:R8									
体育館	S	2,720.00 ㎡																		
校舎1	RC	7,908.00 ㎡	老朽化□ 対策の□ 方針																	
建築年度(最古)	建築後経過年数		<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎1と体育館で建築年度が相当年数異なることから、それぞれの建築年度に基づき事業の実施内容及び時期を定める。</li> <li>・ただし、体育館における劣化状況評価の結果や健全度が高いことから、学校施設全体での劣化状況や事業費平準化のための標準的なスケジュールと異なる改修時期及び内容を位置付ける。</li> <li>・また、校舎1の建築は令和6(2024)年度に完了したが、令和8(2026)年度以降は継続費に基づき建替えに伴う外構工事を実施する。</li> </ul>																	
H29(2017)	9		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第二中学校(体育館) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模改修について、令和26(2044)年度に設計、令和27(2045)～28(2046)年度に工事を実施する。</li> </ul> </li> <li>② 第二中学校(校舎1) <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続費に基づき、建替えに伴う外構工事を行う。</li> <li>・建替(外構工事)について、令和8(2026)～9(2027)年度に工事を実施する。</li> </ul> </li> </ul>																	

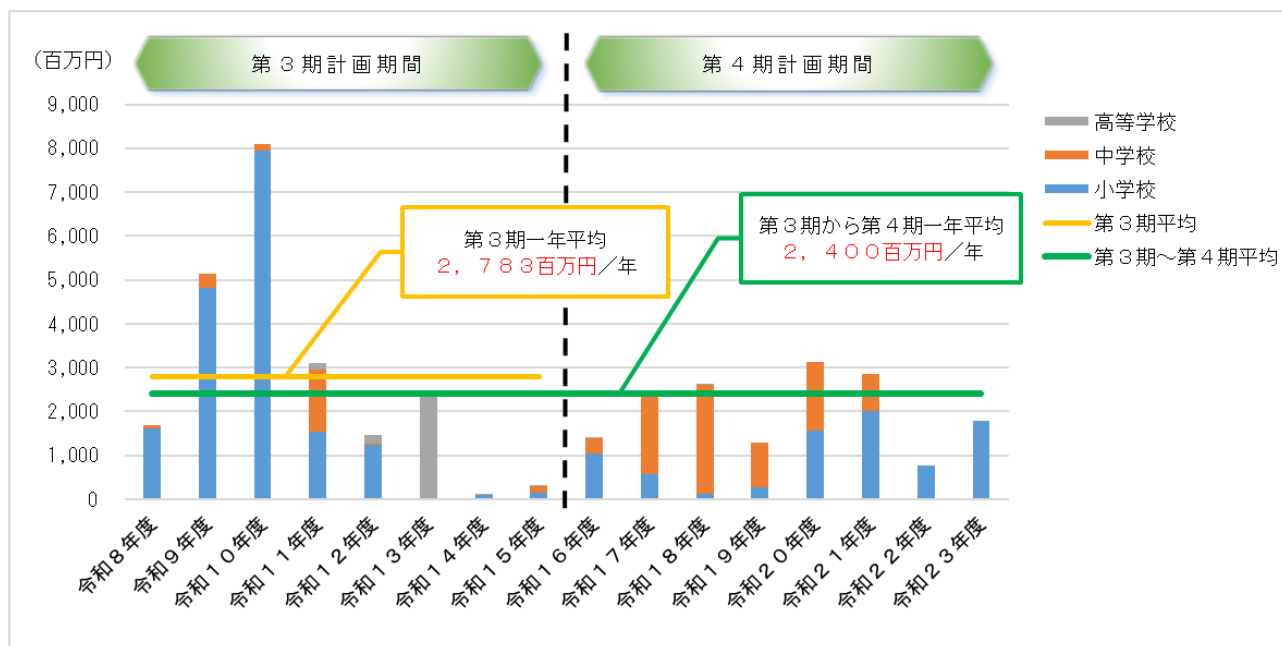
通し 番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																
				計画 期間	第3期								第4期							
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
19	中学校	第三中学校		概要	○ ● ●															
				事業費	1,586百万円															
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース5	工事 時期	第3期:R9～11	工事 種別	大規模改修	あり方 検討 開始 年度	第3期:R8									
	校舎1～3	RC	6,899.00 ㎡																	
	校舎4 体育館	S	2,247.00 ㎡																	
	建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□ 対策の□ 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の劣化状況や事業費平準化を図る観点から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。</li> <li>・施設の安全性を確保する観点から、標準的なスケジュールにおける建築後56～60年後の「設備等修繕」は位置付けず、代わりに本計画の第3期計画期間の早い時期に「大規模改修」を位置付ける。</li> <li>・大規模改修について、令和9(2027)年度に設計、令和10(2028)～11(2029)年度に工事を実施する。</li> </ul>															
S42(1967)	59																			
20	中学校	第四中学校		概要																
				事業費																
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース5	工事 時期	第5期以降:R25～30	工事 種別	建替	あり方 検討 開始 年度	第3期:R8									
	校舎1～4	RC	6,904.00 ㎡																	
	校舎5 体育館	S	2,204.00 ㎡																	
	建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□ 対策の□ 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の劣化状況や事業費平準化を図る観点から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。</li> <li>・直近で「大規模改修」を実施していることから、建築後56～60年目の「設備等修繕」は位置付けない。</li> <li>・建替について、令和25(2043)～27(2045)年度に設計、令和28(2046)～30(2048)年度に工事を実施する。</li> </ul>															
S43(1968)	58																			
21	中学校	第五中学校		概要	◆ ◆ ◆ ◆ ◆															
				事業費	56百万円 2,733百万円															
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 時期	第3期:R8～12 第3～4期:R14～18	工事 種別	設備等修繕 長寿命化改修	あり方 検討 開始 年度	第3期:R8									
	校舎1～6	RC	7,138.00 ㎡																	
	体育館	S	1,678.00 ㎡																	
	建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□ 対策の□ 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の劣化状況や事業費平準化を図る観点から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。</li> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和14(2032)～15(2033)年度に設計、令和16(2034)～18(2036)年度に工事を実施する。</li> </ul>															
S52(1977)	49																			
22	中学校	第六中学校		概要	◆ ◆ ◆ ◆ ◆															
				事業費	55百万円 2,674百万円															
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 時期	第3期:R8～12 第3～4期:R15～19	工事 種別	設備等修繕 長寿命化改修	あり方 検討 開始 年度	第3期:R8									
	校舎1～3	RC	6,180.00 ㎡																	
	体育館	S	2,446.00 ㎡																	
	建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□ 対策の□ 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の劣化状況や事業費平準化を図る観点から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。</li> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和15(2033)～16(2034)年度に設計、令和17(2035)～19(2037)年度に工事を実施する。</li> </ul>															
S53(1978)	48																			
23	中学校	第七中学校		概要	◆ ◆ ◆ ◆ ◆															
				事業費	45百万円 2,755百万円															
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 時期	第3期:R8～11 第4期:R17～21	工事 種別	設備等修繕 長寿命化改修	あり方 検討 開始 年度	第3期:R8									
	校舎1～5	RC	6,816.00 ㎡																	
	体育館	S	2,072.00 ㎡																	
	建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□ 対策の□ 方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の劣化状況や事業費平準化を図る観点から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。</li> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～11(2029)年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和17(2035)～18(2036)年度に設計、令和19(2037)～21(2039)年度に工事を実施する。</li> </ul>															
S54(1979)	47																			

通し 番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																						
				計画 期間	第3期							第4期														
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23						
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041											
24	高等学校	習志野高等学校			①	概要				○	●	●														
					事業費	2,726百万円																				
					②	概要																				
					事業費	2百万円																				
		建物名	構造	延床面積(計)	分類																					
		校舎1~5 体育館 武道場 その他2,5	RC	16,648.00 m <sup>2</sup>		① ケース4 ② ケース4	工事 時期	① 第3期:R11~13 ② 第3~4期:R14~18	工事 種別	① 大規模改修 ② 設備等修繕	あり方 検討 開始 年度	第3期:R8														
		その他1,3,4,7,8 室内練習場	S	2,483.00 m <sup>2</sup>																						
		建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化 対策の 方針	<p>・施設の更新に向けては、そのあり方を含め、多くの検討が必要と想定されることから、関係機関等との協議も含め、早い段階から着手していくこととする。</p> <p>・同一敷地内において、旧耐震基準に基づいて建設された棟と新耐震基準に基づいて建設された棟が混在していることから、耐震基準別に建物の劣化状況等を勘案し、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。</p> <p>・施設の安全性を確保する観点から、標準的なスケジュールにおける建築後56~60年後の「設備等修繕」は位置付けず、代わりに本計画の第3期計画期間の早い時期に「大規模改修」を位置付ける。</p> <p>・なお、室内練習場はリース物件であり、リース期間満了後の取り扱いが事業者との協議によることとしているため、改修の具体的な時期や内容は定めない。</p>																				
		S49(1974)	52			① 習志野高等学校(校舎1~5、体育館、武道場、その他1,2) ・大規模改修について、令和11(2029)年度に設計、令和12(2030)~13(2031)年度に工事を実施する。 ② 習志野高等学校(その他3~5、7,8、室内練習場) ・設備等修繕について、必要に応じて令和14(2032)~18(2036)年度の間に実施する。																				

### 3. 第3次学校施設再生計画 事業費の試算

第3次学校施設再生計画の策定にあたって、見直しを行った実施計画に基づく事業費の試算結果は、本計画の計画期間である第3期から第4期計画期間における一年平均事業費は約24億円であり、第2期計画期間における実績（予定を含む）は、約34億5千100万円であることから、実現可能な事業計画であると判断しました。

【図表 4-7】事業費試算結果



## 第5章 学校施設再生計画の継続的運用方針

### 1. 情報基盤の整備と活用

本計画を推進するにあたり、学校施設の状況や改修履歴などを施設情報として一元管理し、蓄積・更新することが重要となります。

以下の情報を適切に管理し、施設の実態を把握することで、今後の改修内容や時期などを総合的に判断します。

- ・学校施設の基本情報（学校施設台帳など）
- ・改修、修繕の履歴
- ・点検時の指摘事項（定期点検、法定点検の結果）
- ・各学校からの報告や修繕の要望

各施設情報は、施設状況に変更が生じた際や改修、報告などが行われた際に適宜更新するほか、毎年度、更新の有無を含め内容を確認します。

### 2. 推進体制の整備

- ① 学校施設の状況を正確に把握するため、学校や教育委員会、市の管財・財政・建設等の関連各課、点検等実施業者などとの連携が重要です。

また、児童生徒により良い教育環境を継続的に提供するとともに、将来世代に過度な負担とならないように学校施設の老朽化対策を進めていくには、市長事務部局で進める各駅勢圏における公共施設の「あり方検討」の進捗にあわせ、当該地域に必要な他施設との複合化・多機能化等により、市全体の公共建築物の総量圧縮を検討していく必要があります。

本計画に基づき建替や長寿命化及び大規模改修等を確実に実施するため、関係部署との連携や市民との情報共有など、推進体制の充実を図ります。

- ② 学校施設の再生に向けた実施体制を構築することで、市としてのノウハウが蓄積でき、同じ対応が可能なものは、平準化を図ることで、費用や時間を縮減することができます。

### 3. フォローアップ

本計画に基づき、効率的かつ効果的な学校施設の再生を進めて行くためには、PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

- ① 施設の状況把握及びあり方を検討した上で、それを踏まえた実施計画を策定 Plan（計画）
- ② 計画に基づく日常的な維持管理や適切な改修を実施 Do（実行）
- ③ 整備による効果を検証し、整備手法の改善点などを整理 Check（評価）
- ④ 本計画及び次期計画に反映 Action（改善）

また、毎年度、事業の進捗状況、劣化状況調査の結果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

## 【用語説明】

長寿命化：老朽化した建物やインフラについて、物理的な不具合を直し耐久性を高めるとともに、その機能や性能を現在求められる水準まで引き上げる改修を実施することで、一般的な施設の耐用年数よりも長く使い続けるようにすること。

コンクリート圧縮強度：コンクリートの圧縮強度とは、そのコンクリートがどれだけの力（重さ）に耐えられるかを示したもので、コンクリートが圧縮力を受けて破壊するときの最大強さを単位面積当たりの力で表した値のことです。「圧縮強度試験」の方法は、円柱状のコンクリート試験体の上下端面に圧力を加えて、どこまで耐えられるかを計測します。試験体が破壊するまでに試験機が示した最大荷重（N：ニュートン）を試験体の断面積（mm<sup>2</sup>：平方ミリメートル）で除して圧縮強度（N/mm<sup>2</sup>：ニュートン毎平方ミリメートル）を求めます。

複合化・多機能化：一つの建物に異なる用途の機能が存在する状態を「複合化」、一つの空間を利用時間で分けて異なる用途の機能として利用することを「多機能化」という。

習志野市第3次学校施設再生計画

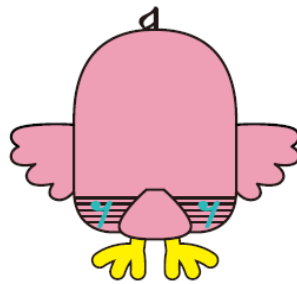
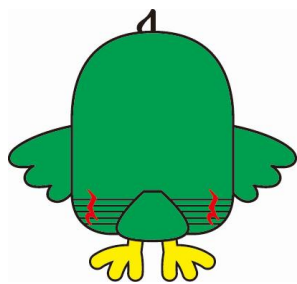
---

発行年月：令和8年3月  
発行：習志野市教育委員会  
編集：学校教育部 教育総務課

---

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号  
電話：047-451-1151(代表)  
ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>

---



## 議案第12号

### 習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 の策定について

習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別記のとおり策定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

#### 提案理由

「公立学校義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条により、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとされたことを受け、本市教育委員会として策定するものである。

習志野市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画  
(案)

令和8年4月

習志野市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、策定するものである。

習志野市で勤務する教育職員が、勤務状況を改善することで、心身ともに健康で誇りと希望を持ち、児童生徒の教育に邁進できるようにすることは、習志野市の掲げる「小さな町の大きな教育」、そして教育振興基本計画の達成には不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」により教育職員が事務作業の効率化、デジタル化を一層進め、創出された時間で児童生徒や保護者と向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

### (2) 習志野市の現状

習志野市では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和6年2月に習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正し、業務量の適切な管理について定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月30.5時間	33.6%	2.6%
中学校	月38.3時間	38.1%	10.0%

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

業務量の適切な管理等に係る取組を推進し、原則として、条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が、1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないようにする。千葉県教育委員会「学校における働き方改革推進プラン」に準拠する。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。

【令和6年度の本市の割合 12.6%】全国10.0%

イ ストレスチェックにおける健康リスクの値を85以下とする。

【令和6年度の本市の値 86】全国100

(100を基準として小さいほどよい状況)

ウ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を45.0%以上とする。

【令和6年度の本市の割合 43.0%】

(3) 校務の効率化に関する目標

ア「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%以上とする。

【令和6年度の状況 41.9%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

(現状)

- ・学校、保護者、地域住民による見守り活動を実施しているが、地域住民の高齢化やPTA組織の変更により、見守り活動の維持が厳しい地域もある。

(実施内容)

- ・学校運営協議会に協力を仰ぎ、保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各学校の実情を踏まえつつ、部活動における朝練習の回数の見直し等、児童生徒が学校に登校する時間の適正化を検討する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(現状)

- ・放課後から夜間における見回りは、警察や地域住民が行っているが、地域住民の組織の運営が厳しい地域もある。
- ・補導された児童生徒の引き取りは、原則保護者であるが、学校も対応する事案もある。

(実施内容)

- ・放課後から夜間における見回りは、学校運営協議会に協力を仰ぎ、警察や地域住民に委ねることとし、学校が主催して行う見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りは、学校警察連絡協議会において行う。また、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 学校徴収金の徴収・管理

(現状)

- ・各学校で保護者負担の軽減について見直しをしている。
- ・AI型教材の更新により、テスト・ワーク・ドリル教材の保護者負担軽減に取り組んでいる。
- ・徴収金業務に関しては、学校徴収金、業者へ保護者が直接支払う方法等、学校毎に異なる。

(実施内容)

- ・学習教材の精選・共用品化、旅行費用徴収方法の改善等、学校徴収金として学校が集める費用を減らしていく。(令和8年度中)
- ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業

務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

- ・各学校で令和8年度からA I型教材を使用し、テスト・ワーク・ドリル教材の在り方を検討・精査し、令和9年度の移行を目指す。

#### ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

(現状)

- ・学校の連絡調整を担う教頭と、地域学校協働活動推進員等と連絡をとりながら実施している。

(実施内容)

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となり行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となっていく。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

#### ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

(現状)

- ・学校への相談は、教育職員で対応している。事案によっては、教育委員会へ報告し、指導、助言を仰ぐ。

(実施内容)

- ・習志野市教育委員会内に相談窓口を設置し、その周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

#### イ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

##### ① 調査・統計等への回答

(現状)

- ・自治体から保護者に調査や連絡を行う際、学校を介しての手続きや、紙ベースでの周知が主であり課題となっている。

(実施内容)

- ・保護者連絡機能の自治体連絡機能を運用する事で、自治体から学校を介した保護者への調査依頼や連絡を簡素化させる。
- ・教育委員会内から学校への発出文書の精選を進める。
- ・校務支援システム及び学習eポータル機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

##### ② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

(現状)

- ・ホームページの操作について、事務職員は慣れておらず、各学校で担当の教職員が行っている。

(実施内容)

- ・各校でホームページの作成ができる教育職員によって、方法を伝達する。
- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に行う。

③ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

(現状)

- ・機器のトラブル等は、学校から総合教育センター、業者へ連絡し、依頼する。

(実施内容)

- ・教育委員会及び保守・管理委託業者と連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となって行う。

④ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

(現状)

- ・学校プールに関しては、一部の民間施設を活用している学校以外は、プールの維持・管理は、教育職員が担当している。施設の点検は業者が実施している。
- ・夜間、休日の体育館等の施設・設備の管理は学校開放委員会が担っている。
- ・施設に関する申請、設備の事故対応は、管理職も対応する。

(実施内容)

- ・水泳授業の実施場所については、引き続き自校プールで行っていくことを基本としつつ、今後は、自校プールの改修や改築は行わず、機器等の老朽化で継続利用が困難となった段階、あるいは校舎の建て替え時において、民間プールの利用へ順次移行する。
- ・令和8年4月より、体育館やグラウンドの施設使用許可手続きを改善し、事務負担を軽減する。
- ・小学校の体育館及びグラウンドの休日における地域開放管理業務については、引き続き学校開放委員会が担っていく。

⑤ 校舎の開錠・施錠

(現状)

- ・管理職を中心に、教育職員の当番制による開錠、施錠を実施。

(実施内容)

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入を検討する。
- ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

(現状)

- ・各学校で安全指導、施設の点検を行うとともに、教育職員で巡回をしている。

(実施内容)

- ・休み時間の時間帯に応じた巡回指導・安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

## ⑦ 校内清掃

(現状)

- ・教育職員で分担をし、児童生徒とともに実施

(実施内容)

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

## ⑧ 部活動

(現状)

- ・中学校では、地域展開・地域連携を実施している。  
(令和7年度全中学校の77部活動中7部活動で実施)

(実施内容)

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
- ・休日の部活動の地域展開については、学校部活動を基盤としながら、令和11年度の完全実施を目標に段階的に取組を進めるとともに、持続可能で安定した運営体制の確立に向け、受益者負担の在り方についても検討を進めていく。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ① 給食の時間における対応

(現状)

- ・給食時における指導は学級担任が主で行っている。

(実施内容)

- ・給食時における児童生徒の食育指導については、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教育職員による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

### ② 授業準備

(現状)

- ・授業準備における市内での共有資料が少なく、若年層教員はゼロベースで教材研究を行う事が多い。
- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフの全校配置の活用で、業務の軽減が図れている。

(実施内容)

- ・生成AIや授業支援システムのさらなる活用により、授業事例や作成教材を市内共有する事で、教師の授業準備を簡素化し、教材のデジタル化による印刷業務の削減によってペーパーレス化を図っていく。
- ・スクール・サポート・スタッフの全校配置を継続する。

### ③ 学習評価や成績処理

(現状)

- ・紙媒体の答案用紙や成果物を評価するため、回収作業や採点業務、観点別評価の計算に時間を要している。

(実施内容)

- ・更新されたA I型教材の活用を推進する事で、採点業務や観点別評価の負担を削減する。また、授業支援システムにより、デジタル化された成果物を評価する事で、移動や回収の負担を軽減する。
- ・自動採点システムの活用を推進する。
- ・児童生徒のスタディログ及び教育データの利活用を図る。
- ・校務支援システムの機能を活用し成績処理等に係る事務負担を軽減する。

④ 学校行事の準備・運営

(現状)

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教育職員と事務職員が行っている。

(実施内容)

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教育職員と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑤ 進路指導の準備

(現状)

- ・紙媒体による進路希望調査や手打ちによる進路資料の作成による業務負担。クラウドを用いないレスポンスの遅い指導形態。

(実施内容)

- ・汎用クラウドツールを活用した進路事務の調査、回収処理。
- ・生成A Iを活用した自己分析や面接対策などの進路指導。
- ・校務支援システムを活用し、学校間、校内における進路指導に関する情報のデジタル化、共有化を推進し負担軽減を図る。

⑥ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(現状)

- ・教育課程の位置づけとして、授業支援システムおよびA I型教材の運用が明確化されていない。
- ・オンライン授業用のタブレットとアカウントが各学級に整備されていない。

(実施内容)

- ・更新されたA I型デジタルドリルや授業支援システムを教育課程の中で確実に運用し、不登校児童生徒の成果物として評価できる体制を整える。
- ・オンライン授業用のタブレットとアカウントを各学級に整備する。
- ・児童生徒や家庭の状況に応じ、不登校支援等の教育相談、医療若しくは福祉、日本語指導に関する専門的な人材による効果的な支援、業務について、これらの人材と教育職員の協働を促進する。
- ・不登校支援等の教育相談として、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による効果的な支援、相談機関や校内教育支援センターの活用している。さらに、校内教育支援センターの機能強化を促進する。

- ・医療若しくは福祉に関して、養護教諭の他、支援員等による支援、教師との連携を図る。
- ・外国にルールをもつ児童生徒への支援として、日本語指導に係る職員等による効果的な支援を図る。
- ・言語文化指導者の指導について、教材を共有することや研修体制を充実させることで学校準備の負担軽減を図る。
- ・こども家庭課等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

## (2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について  
(現状)
- ・教育課程検討委員会を開催し、行事等の見直しを含め、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。令和7年度中に各学校へ標準授業時数を大幅に上回る(小4以上は年間で1,086単位時間以上)ことがないよう、適切な授業時数を設定することを通知した。
- (実施内容)
- ・年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。また、各学校の教育課程を把握するとともに、他校の取組における状況を共有するなど適切な指導助言に努める。
- イ 各種活動の見直し  
(現状)
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等が散見される。
- (実施内容)
- ・各学校へ朝の活動や清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などについて、必要に応じて内容や実施方法の見直しを行うよう通知する。
- ウ デジタル技術の活用により、教育職員間における情報共有やサービス管理などの校務を効率化する。  
(現状)
- ・対面での連絡・相談が基本となっており、待機時間やタイミング待ちによる時間的な制限がある。
  - ・学級に内線電話がないため、場所移動に時間がかかる。
  - ・サービス整理簿が紙ベースである。
- (実施内容)
- ・汎用クラウドツールのチャット機能を活用した個人連絡やグループ連絡、内線電話機能の活用を推進する。
  - ・共有フォルダを活用する事により、サービス管理のフォーマットを市内で共有する。
- エ 電話の録音機能の導入を検討する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施する。

(現状)

- ・令和6年度より産業医面接を全学校で対象者に実施。

(実施内容)

- ・全校で、100時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施する。

イ 49人以下の学校も含め、全職員がストレスチェックを受検できるよう配慮及び勧奨を行う。また、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

(現状)

- ・全ての学校で実施。

(実施内容)

- ・ストレスチェックを全ての教育職員が受検できるようにする。

ウ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

(現状)

- ・学校閉庁日の設定や、夏季休業期間中の会議、研修等の時期を限定し、連続した休暇が取得できるようにしている。

(実施内容)

- ・学校閉庁日の設定、
- ・学校閉庁日の設定や、夏季休業期間中の会議、研修等の時期を限定する。

エ 令和8年度から、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

(現状)

- ・各学校でノー残業デー、ノー一部活動デー等を設定している。
- ・学校閉庁日の設定

(実施内容)

- ・各学校でノー残業デー、ノー一部活動デー等の設定を推進する。
- ・学校閉庁日の設定をする。

オ 早出遅出勤務、フレックス勤務等の勤務環境整備について検討する。

(現状)

- ・夏季休業期間等に実施している学校もある。

(実施内容)

- ・長期休業日に積極的に実施できるように各学校に情報提供を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度本市のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

- (2) 学校での児童生徒等の支援を行う専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、県教育委員会が管理職向けに主催するマネジメント等に関する研修を周知し、受講を促進する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の町会自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるようまちづくり会議等を通して働きかけを行う。

議案第13号

第2次習志野市文化振興計画の策定について

第2次習志野市文化振興計画を別記のように策定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

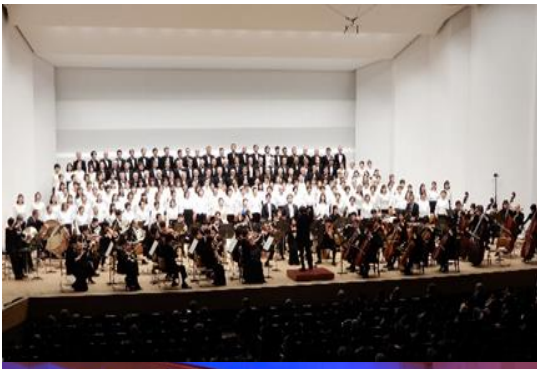
第2次習志野市文化振興計画を別記のとおり策定するものである。

# 第 2 次 習 志 野 市 文化振興計画

(案)

令和8(2026)年度～  
令和15(2033)年度

習志野市教育委員会



## はじめに

習志野市は、習志野市文教住宅都市憲章の理念に基づき、自然と都市、教育と住環境の調和を大切にしながら、まちづくりを推進してきました。教育・文化の向上と快適な生活環境は、このまちの基盤であり、市民一人ひとりが安心して暮らせる環境づくりは、憲章の根幹部分を成すものです。

文化の価値は、私たちの心を動かし、日常に彩りと感動をもたらし、人が生きる喜びや豊かさを実感させてくれるところにあります。文化にふれ、共感し、分かち合う時間そのものが、人生をより豊かにするかけがえのない体験です。

近年、「デジタルの力」を活用することで、文化へのアクセスの形が広がりつつあり、デジタル技術を用い、身体的な制約や時間・距離の壁を越えて、誰もが文化にふれ、学び、楽しむことのできる環境が整ってきています。

一方で、実際に展覧会、音楽会、地域の催し等を現地で体験することによって、空気の振動や香り、見知らぬ人との感動の共感など、市民の皆さんが五感で文化に触れることも変わらず大切なことであると認識しております。

こうして、「デジタルの活用」と「リアルでの体験」という二つの手法を両輪とし、より多様な人々が文化に触れ、関わることで、文化が育ち、広がっていく——そんな文化振興を、私たちは目指したいと考えます。

加えて、文化は単に物理的な環境を整えるだけでは育ちません。人と人、人と地域、幼い子どもから高齢の方まで、出会い、語り合い、学び合う「交流」を通じてこそ、文化は育まれ、地域の誇りと連帯感が深まります。私たちは、立場の垣根を越えてつながる「交流の場」を大切にしていける必要があります。

多様な価値観と世代が交わり、支え合う「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」の実現に向け、これからも力を尽くしてまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をお寄せいただいた市民の皆様、関係団体の皆様をはじめ、多くの方々のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。今後とも、皆様とともに学びを通じて人と人とがつながる環境づくりを進めてまいります。

習志野市教育委員会教育長

小熊 隆

---

# 目次

---

第1章 計画の基本的な考え方 .....	4
1 計画策定の趣旨 .....	4
2 計画期間(第2次) .....	4
3 計画の位置づけ .....	5
4 本計画における文化の捉え方 .....	5
第2章 習志野市の文化を取り巻く動向 .....	7
1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向 .....	7
2 習志野市の文化の現状 .....	9
3 習志野市の文化振興の現状と課題 .....	15
第3章 将来像と方向性 .....	30
1 将来像 .....	30
2 方向性 .....	30
第4章 施策と取り組み .....	32
【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～ .....	33
【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供 .....	33
【施策2】身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供 .....	38
【施策3】文化に関する情報の収集と提供 .....	39
【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～ .....	40
【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり .....	40
【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備 .....	43
【施策3】伝統文化を担う子ども・若手の育成 .....	44
【方向性3】文化を活かす ～活用～ .....	45
【施策1】音楽のまち習志野の推進 .....	45
【施策2】文化的資源の活用 .....	48
【施策3】公民館活動等を通したまちづくり .....	50
第5章 推進に向けて .....	54
1 関係各課等との調整 .....	54
2 評価の方法 .....	54
参考資料 .....	55
1 本計画関連施設・指定文化財等・屋外彫刻 .....	56
2 社会教育委員関係 .....	63
3 本計画関連法令等 .....	69
4 習志野市組織図(本計画に関わる部署・業務のみ) .....	82

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

「習志野市文化振興計画」は本市の文化振興に関する包括的な計画です。本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成することを目指すものです。文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで5年間を第1次の計画期間として策定しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだ他、施設が休館となる等、文化・芸術の分野においても多大なる影響がありました。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったものと考えます。

コロナ禍により、文化・芸術が果たす役割が再認識される中、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術等デジタル技術を活用した取り組みが急速に普及、定着しました。

その一方、実際に文化を体験することの価値があらためて見直されることとなりました。同じ空間で演者や作品と向き合い、観客同士で感情を共有する体験は、オンラインでは得がたい深い感動と記憶を生み出します。実際の体験だからこそ感じられる臨場感や偶然性、空気感、人と人との交流を生み、人と文化を強く結びつける力を持っています。

そうした中で、本市では、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、老朽化のため令和4(2022)年度末を以て長期休館となりました。同ホールは、市民が直に舞台芸術を鑑賞できる貴重な施設として重要な役割を果たしてきました。その長期休館により、文化芸術の直接体験の場が一時的に失われたことは、大きな課題となっています。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリング等を通じて、第1次計画期間(令和3(2021)~7(2025)年度)の取り組みと、総合指標の達成度等を確認し、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、より多くの市民がさらに文化に親しみ心豊かに暮らせるよう、本第2次計画を策定するものです。

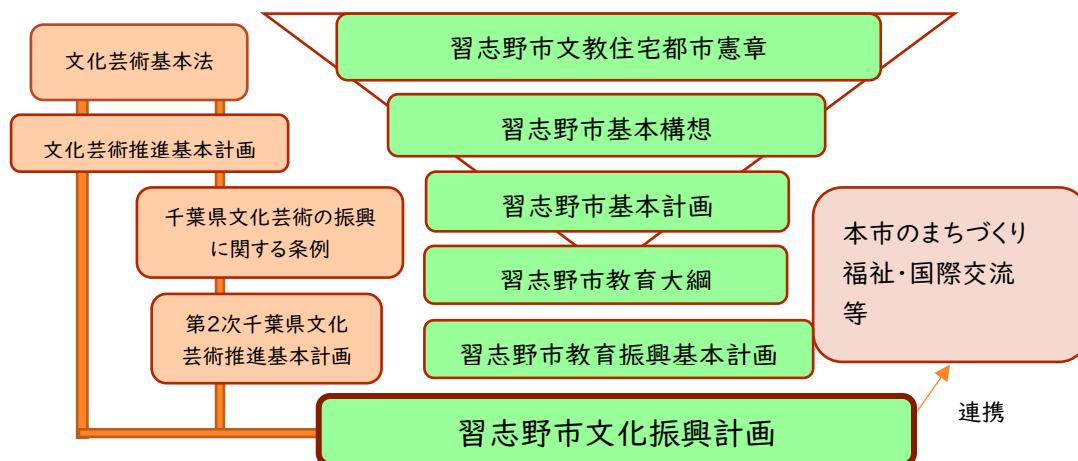
### 2 計画期間(第2次)

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」の第7条の2の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第2期文化芸術推進基本計画」や千葉県「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」の内容等を踏まえ、策定します。

市の計画では、習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた習志野市前期基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）や習志野市教育振興基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）の文化芸術施策に関する個別計画とし、さらに、まちづくり、福祉、国際交流等の各関連分野も踏まえた内容とします。









### 4 本計画における文化の捉え方




本計画において「文化」とは、「文化芸術基本法」及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で定義する文化の範囲に加え、本市の自然や歴史等を背景として生まれたものを含めます。

また、本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化」及び「国民娯楽」のうち伝統的なもの、「文化財等」及び「地域における文化芸術」とします。


なお、最新の電子機器等を用いた発信手段も含まれます。

#### ■文化芸術基本法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例の文化の範囲

ジャンル	内容
芸術 	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術 	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能 	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能 	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化 	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽 	囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物等 	出版物等
文化財等 	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における 文化芸術 	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※34ページ以降の取り組み内容に上記文化のジャンルのロゴが標記されています。

※すべてのジャンルが当てはまる場合は  が示されています。

## 第2章 習志野市の文化を取り巻く動向

### 1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向

#### (1) 社会・経済情勢

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性、コミュニケーション能力等、人間にとって重要な資質を形成するものです。また、共に生きる社会基盤の形成や新たな需要を生み出す質の高い経済活動を実現するものです。さらには、国際化が進展する中であって、異文化に親しむと共に自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。人口減少や少子高齢化が進展する中、文化芸術の持つこれらの意義が十分に発揮されるよう、我が国では強固な文化力の基盤形成に取り組むことで文化芸術立国の実現に取り組んできました。

また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により社会的な行動制限を人々が経験する中で、文化芸術が人々に安らぎと勇気、希望を与えるものとして改めてその価値が認識されるようになりました。

一方で感染拡大を防ぐための新しい生活様式として、非対面・非接触を取り入れることが求められたのをきっかけに、オンラインによる鑑賞・発表・交流といった新しい文化芸術のあり方が生まれデジタル技術を活用した新たな創造・発信・交流のかたちが定着するとともに、対面により味わう文化芸術の価値が改めて認識されるようになりました。

#### (2) 国の動向

「文化芸術基本法」の改正により(旧・文化芸術振興基本法)、年齢・障がいの有無・経済状況・居住地域を問わず誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境整備と児童生徒への教育の重視が法律に明記され、さらに文化芸術の本質的価値だけでなく社会的・経済的価値をも活かし、観光・まちづくり・福祉・教育・産業等と有機的に連携する政策を推進する初の「文化芸術推進基本計画(第1期)」が策定されました。

加えて「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」とその基本計画によって障がいのある人の創造・発表・交流機会の拡充が制度化され、劇場・音楽堂の活性化やバリアフリー・多言語対応等実演芸術施設の整備とも連動した文化芸術振興の包括的体制が整備されました。

さらに、「第2期文化芸術推進基本計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)」では、第1期計画の基本的な「中長期目標」を引き継ぎながら、現代の社会課題や環境変化に対応するための新たな重点取り組みを掲げています。

【文化芸術推進基本計画(第2期)における今後の文化芸術施策の目指すべき姿(中長期的目標)】

中長期目標1:文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

中長期目標2:創造的で活力ある社会の形成

中長期目標3:心豊かで多様性のある社会の形成

中長期目標4:持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

## 【文化芸術推進基本計画（第2期）における重点取組】

- ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- 文化資源の保存と活用の一層の促進
- 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- 多様性を尊重した文化芸術の振興
- 文化芸術のグローバル展開の加速
- 文化芸術を通じた地方創生の推進
- デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

### (3) 県の動向

千葉県では、「第2次千葉県文化芸術推進基本計画（令和7（2025）年度～13（2031）年度）」を推進しています。めざす姿を「誰もが文化芸術に親しめる千葉」とし、文化芸術の振興はもとより文化芸術と社会の様々な分野との関わりによる波及効果を重視し、文化芸術を活かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進し県民の誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを促進しています。

その実現に向けて、「県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実」、「文化芸術を通じた連携・協働」、「多様な伝統文化の保存・継承・活用」、「ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信」を4つの柱としており、その柱に基づいて各施策を展開しています。

## 2 習志野市の文化の現状

### (1) 文化活動

習志野市では、これまでも市民一人ひとりが文化に親しみ、創造的な活動に参加できる環境づくりが進められてきました。地域に根ざした文化活動や芸術団体による取り組み、そして市が推進する特色ある文化政策等、多様な主体が関わり合いながら、文化の振興が図られています。

以下に、現在までの習志野市における主な文化活動の展開状況について概観します。

#### ① 公民館での活動の展開

昭和45(1970)年に制定した文教住宅都市憲章の下、本市は、教育と文化に力を注ぎ、まちを発展させてきました。特に昭和40年代半ば以降、各地域に公民館を順次設置し、市民の生涯学習、文化活動を支援すると共に、公民館を拠点とした様々な自主的なサークルが作られ、身近な場所で日常的に文化活動が行われるようになりました。また、市民文化祭等の行事を行いながら、市民同士の文化交流も図られています。現在では、公民館だけでなく、コミュニティセンター等も活動の場となり、市内全域にわたって多種多様な市民の文化活動が行われています。

#### ② 習志野市芸術文化協会による活動の展開

本市の文化芸術活動を長年にわたり牽引してきた団体の一つに、習志野市芸術文化協会があります。昭和38(1963)年に習志野市文化協会として発足し、加盟団体相互の資質向上に努めつつ、本市の芸術文化の推進団体として活動を展開してきました。

平成6(1994)年には習志野市芸術文化協会に組織を替え、美術、音楽、詩吟、能楽、邦楽、書道、華道、茶道等の連盟が加入し、地域に根差した活動を行う中で、平成21(2009)年には文部科学大臣により地域文化功労者表彰を受賞しています。現在はそれぞれの活動を行う他、全体活動として、春の芸術祭、秋の市民文化祭、習志野市美術展覧会(市展)等を開催し、会員同士の交流を深め、文化の質の向上と生涯学習の発展に取り組んでいます。

さらに、近年ではいくつかの連盟で「伝統文化親子教室」を開催し、こどもたちや若い世代への伝統文化の継承にも力を注いでいます。



習志野市美術会  
市展(市庁舎開催)

### ③ 音楽のまち習志野の展開

本市の文化の特徴の一つとして、音楽が挙げられます。これまで本市は、こどもから大人まで様々な年代で音楽に親しむ音楽のまちとして習志野の名を高めてきました。

本市の音楽文化の歴史をたどると、今から約100年前の第一次世界大戦の頃、大正4年からの数年間、現在の東習志野4丁目と5丁目の一部にあった「習志野俘虜収容所」で、ドイツ兵捕虜達が結成したオーケストラや合唱団による演奏会が行われていました。様々な記録資料から、収容所内では文化的な活動も行われており、捕虜達がロズさんだ南ドイツの民謡のメロディーを収容所に関わった地元の人が覚えていたというエピソードも残っています。このように古くから音楽と関わりの深い本市では、昭和44(1969)年に県下2番目のアマチュア・オーケストラとして「習志野フィルハーモニー管弦楽団」が結成され、その後、習志野高等学校や小・中学校の音楽部の卒業生による様々な音楽団体も作られ、また、公民館ではコーラス・合唱をはじめとする音楽サークルが活動し、市民の音楽活動が盛んに行われてきました。

また、地域では中学校区ごとに公民館と地域、学校が連携し、その特性を活かしたコンサートが開催され、学校や音楽サークルが出演する中で、音楽を通じた地域や世代間の交流の輪が広がっています。公民館のロビー等を活用したコンサートも行われ、身近な施設で音楽に触れることのできる環境にあります。

それらを象徴し、文化の拠点として、特に本市の音楽文化に重要な役割を担ってきたのが習志野文化ホールです。昭和53(1978)年の建設当時、日本を代表する多目的ホールであったNHKホール並みのクオリティを目指しつつ、「すべての市民が自由に参加できる文化の広場を創造したい」という理念で整備されました。多くの市民の間で自分達の文化活動を発表するのに十分な規模のホールを待望する声が高まっていた中、文化ホールができたことで、身近でありながら最高の環境で文化芸術に触れ、発表することができるようになりました。

文化芸術活動の拠点及び交流の場として多くの方に親しまれてきた習志野文化ホールでしたが、建築後40年が経過し施設の老朽化による大規模改修を早期に必要とする中、JR津田沼駅南口再開発事業にともない令和5(2023)年3月31日をもって、長期休館となりました。ホールの長期休館により、身近な場所での鑑賞・活動機会の提供や広域的なホール利用が課題となっています。

一方で、習志野文化ホールに代わる新しいホールの建設も計画中であり、“文教住宅都市”、音楽のまち習志野のシンボルとしてふさわしい、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場となるべく検討しています。



NPO 法人習志野第九合唱団  
習志野第九演奏会



ならしの学校音楽祭

なお、習志野文化ホールのこけら落とし公演として行われたのは、「習志野第九演奏会」であり、以降40年以上にもわたり毎年開催されています。初演からの参加者をはじめ、幅広い年代からの新たな参加もあり、現在では他市のホールに場を移していますが、年末の恒例行事として変わらず盛況を博しています。

さらに、学校においては、昭和47(1972)年に第一中学校管弦楽部が初めて全国学校合奏コンクールで最優秀賞を受賞し、昭和51(1976)年に谷津小学校管弦楽クラブがこども音楽コンクール合奏の部で全国最優秀賞を受賞しました。その後、習志野高等学校吹奏楽部では、昭和56(1981)年に初めて全日本吹奏楽コンクールの金賞を受賞して以降、毎年のように全国大会へ出場するようになりました。

平成12(2000)年度には、谷津小学校・第一中学校・習志野高等学校の3校が、それぞれ全国大会で最優秀賞を受賞し、初めて小・中・高揃っての受賞を果たしました。

また、平成29年度には、全日本小学校バンドフェスティバルで大久保小学校、全日本マーチングコンテストで第二中学校、第四中学校、習志野高等学校がそれぞれ金賞を受賞し、マーチング全国大会で市内4校同時金賞受賞の快挙を達成しました。

その後も優秀な成績を残している学校の音楽活動ですが、習志野高等学校吹奏楽部の部員が講師となり、小学生、後に中学生にも楽器の技術と音楽の楽しさ、素晴らしさを伝える管楽器講座が行われるようになり、学校での音楽活動は市内全体に広がりを見せ、近年では、多くの学校が全国大会等で優秀な成績を収めるようになりました。その集大成が、年度末に行われる「ならしの学校音楽祭」であり、その成果を発表し、好評を得ています。

なお、学校教育における音楽活動では、年間行事の中で校内音楽会や合唱コンクールが行われ、こどもの頃から日常的に身近で音楽に親しむ環境にあります。

このように文教住宅都市憲章制定から50年以上が経過しましたが、時代は移り変わっても、文化に親しむ風土や環境は、本市の中で脈々と受け継がれています。

## (2) 文化財の保護

本市には、およそ3万年前の昔から人々が暮らしてきた歴史があり、様々な文化が育まれてきました。その中で残され、伝えられてきたのが数多くの文化財です。建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事等その種類は多様です。

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものですが、経年劣化、災害、開発の進展や生活スタイルの変化等により、常に危機にさらされています。文化財のうち、特に重要なものは下の表のとおり、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

文化財の保護においては、その存在を広く周知し、理解を深めてもらうことも重要です。本市の指定文化財のうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴛田家住宅は一般公開し、多くの見学者が訪れています。鷺沼城址公園にある古墳時代の鷺沼古墳B号墳箱式石棺は、覆い屋をかけて見学ができるようにしています。その他、現地を訪れることのできる文化財は説明板による解説に努めています。これに加えて、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎や公共施設等での展示、出前講座等による啓発に取り組んでいます。

さらに、今後予定される(仮称)新総合教育センターの再整備において複合施設の整備により実花公民館の跡施設に歴史資料展示室を開設予定です。歴史資料に関する講座や、文化財等の見学会も想定しています。



藤崎富士講社の富士塚

### ■習志野市の指定・登録文化財

分類	名称	種別
千葉県指定文化財	1. 小金原のしし狩り資料 村小旗	有形文化財
	2. 旧大沢家住宅	有形文化財
	3. 旧鴛田家住宅 附 大工手間日記・大工出面書留板・襖引手裏板	有形文化財
	4. 下総三山の七年祭り	無形民俗文化財
	5. 藤崎堀込貝塚	史跡
習志野市指定文化財	1. 実籾3丁目遺跡出土土器	有形文化財
	2. 谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財
	3. 谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財
	4. 谷津貝塚出土銭貨	有形文化財
	5. 谷津貝塚出土金属製品	有形文化財
	6. ドイツ捕虜関係資料	有形文化財
	7. 海苔養殖用具他一括	民俗文化財
	8. 藤崎富士講社の富士塚	民俗文化財
	9. 鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺	史跡
	10. 藤崎正福寺大イチョウ	天然記念物
国登録文化財	1. 千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	有形文化財
	2. 旧陸軍演習場内圍壁	有形文化財
	3. 廣瀬家住宅 主屋	有形文化財
	4. 廣瀬家住宅 蔵	有形文化財
	5. 廣瀬家住宅 倉庫	有形文化財
	6. 廣瀬家住宅 井戸上屋	有形文化財

### (3) 文化活動で利用できる公共施設

本市には、市民が文化活動に取り組める施設として、公民館、生涯学習複合施設プラッツ習志野、図書館の他コミュニティセンター等の自治振興施設があり、多くの市民が利用しています。

#### ①公民館

昭和46(1971)年の菊田公民館、昭和48(1973)年の旧大久保公民館の開館に始まり、昭和52(1977)年に旧屋敷公民館、昭和54(1979)年に実花公民館、昭和56(1981)年に袖ヶ浦公民館、昭和57(1982)年に谷津公民館と順次整備が進み、さらに平成4(1992)年には新習志野公民館が開館し、市民が学習や文化活動に取り組みやすくなりました。

公民館は、市民の知識や技能の習得、文化芸術の練習や発表への参加、さらには地域交流の拠点として子どもから高齢者まで多世代が利用しています。

しかし、老朽化が進行しており、令和元(2019)年には旧大久保公民館は中央公民館に改称し、旧屋敷公民館等の機能を統合して、プラッツ習志野内に新たに開館しました。

また、菊田公民館は令和13(2031)年度末で築後60年を迎え、本市の公共建築物再生計画において機能停止と位置付けられています。そのため諸室機能については旧庁舎跡地の公共施設とこども園に統合後の津田沼幼稚園舎にて代替する予定としています。

実花公民館は(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されています。

新しい複合施設として生まれ変わった後も、市民に親しまれ、多くの人に利用され続けることが期待されています。

#### ②市民ホール

市民ホールは、老朽化が進んだ京成大久保駅周辺の公共施設の再編を受け、令和元(2019)年にプラッツ習志野内に開設されました。

市民ホールには、音響や照明設備が整っており、京成大久保駅前という利便性も相まって、日頃の練習成果を発表する場としてだけでなく、多くの人々が音楽や様々な文化を楽しむ鑑賞の場としても広く利用されています。



市民カレッジ公開講座

### ③ 図書館、自治振興施設

習志野市の図書館は、昭和41(1966)年に旧市民会館内の図書室から始まり、昭和55(1980)年に大久保図書館が独立開館し、昭和57(1982)年に東習志野図書館開館、平成に入り新習志野・藤崎・谷津の各図書館が開館しました。

令和元(2019)年に大久保図書館は、藤崎図書館の機能を統合し、中央図書館としてプラッツ習志野内で開館しました。

各図書館を結ぶ図書館情報システムと資料の配送業務により、市内全体で蔵書を共有できる体制を整えています。

また、市民による図書館ボランティア活動も行われ、市民と連携した運営に取り組んだり、出生児に特別にデザインした「誕生記念図書館カード」を配布する等、読書への関心を乳幼児期から育てるきっかけづくり等も行っています。

その他の施設として、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保及び実籾コミュニティホールの4つの自治振興施設を設置し、講座やイベント、サークル活動への諸室の貸し出し等日常的に多くの市民に利用されています。

今後、(仮称)新総合教育センターの再整備により、老朽化が進んでいる東習志野図書館と東習志野コミュニティセンターは実花公民館と共に複合化が予定されています。

### ④ 歴史資料展示室

従前より市民からの要望が多い歴史資料や郷土資料を展示できる常設施設がなく、埋蔵文化財調査室、市役所展示スペース等で出土品や一部歴史資料を展示する形に留まっていました。

今後、(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されている実花公民館跡施設に歴史資料を展示できるスペースを開設し、保存と展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施する予定です。

また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の収蔵場所の確保を検討しています。



実籾3丁目遺跡出土土器



歴史講座

### 3 習志野市の文化振興の現状と課題

本市では、公民館を拠点として、様々なサークルが文化活動等に取り組み、多くの文化団体が習志野市芸術文化協会に所属しています。音楽分野については、特に小中高校での学校教育や部活動での取り組みに力を入れてきました。また、長期休館中の習志野文化ホールや、公民館等において、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。

#### (1) 市民の文化芸術の鑑賞や活動について

令和6(2024)年度文化・スポーツに関する市民アンケート(以下、「市民アンケート」という。)及び令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート(以下、「小中高生アンケート」という。)によると、市民の約8割は文化芸術を大切だと感じています。

「文化芸術の鑑賞、活動の状況」については、鑑賞・活動共に過去1年間に経験したと回答した件数は、80代以上を除き令和元(2019)年に実施した前回調査の割合を上回っています。

「文化芸術を鑑賞した市民」は85.2%と前回調査の84.8%から0.4ポイントの増とほぼ横ばいとなっています。映画・歴史・文学・美術等の順に鑑賞割合が高く、年に複数回鑑賞する市民が多いことから、今後も鑑賞機会の充実を図ることが大切です。

「文化芸術活動に取り組む市民」については前回調査の23.5%に対し、今回は26.1%と、2.6ポイント増加しています。30代が落ち込んでおり、50代に向けて上昇しつつ60代で若干減少し、その後再び上昇していく傾向があります。鑑賞のみならず、活動についても機会を維持・創出していくことが求められます。

文化芸術の鑑賞や活動に係る情報については、前回の調査同様インターネットや身近な人から入手する市民が多くなっています。一方、広報習志野や市公式HP・SNSの利用は少なくなっています。このため、市民に伝わりやすい情報発信手法を引き続き検討していくことが重要です。

過去1年間に何も鑑賞していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が56.5%、続いて「興味のある催し物が少ない」が51.9%、「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が34.4%となっています。「仕事や生活が忙しく時間がない」が前回調査時と同様最も多く、6.5ポイント増加し、年代別では30代から50代までの層でそれぞれ理由の3割を占め、最も多くなっています。「興味のある催し物が少ない」は20代以下と60代で最も多く、こちらもそれぞれ3割を占めています。一方、3番目となった「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が前回から11.4ポイントと大きく上昇しています。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられます。年代別では70代で2割を占め最も多く、30代以下の層でも1割強から2割と比較的多い回答となっています。また、70代では「情報が入手しづらい」が2割程度と、他の年代が1割程度であるのに比べ、多い回答となっています。

過去1年間に何も活動していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が50.3%と最も多く、続いて「自分が活動することに興味がない」が26.9%、「興味があるものがない」が22.0%と、活動しない理由は、前回調査と同じ内容が上位となっています。仕事や生活が忙しい30代・40代、そして60代に対しては文化芸術に触れる機会を新たに創出すること、文化芸術への興味・関心が高まる50代に対しては文化芸術を鑑賞・活動する機会づくりを強化すること、高齢で外出が難しい80代以上に対しては身近な場所

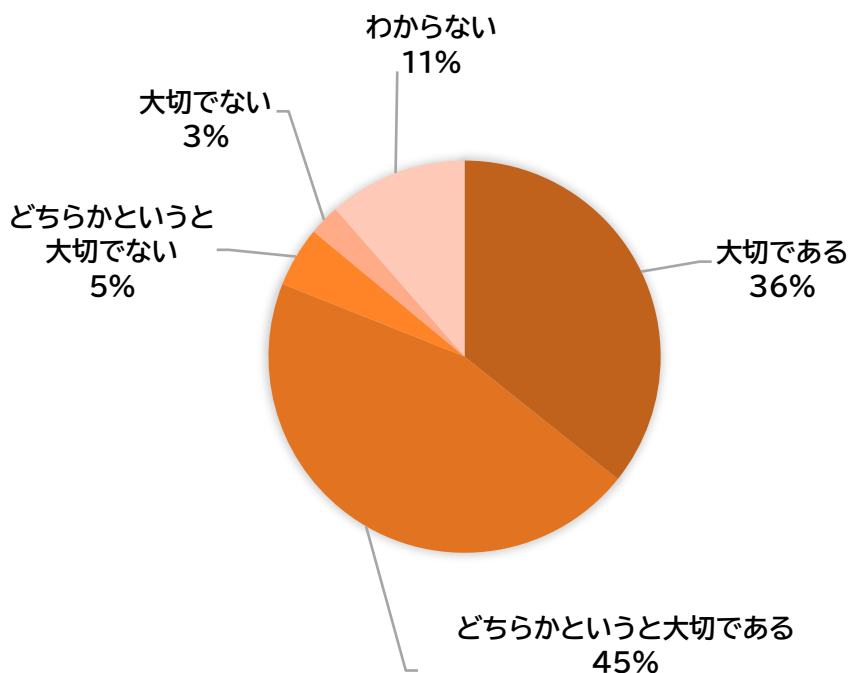
で文化芸術に触れる機会づくりを行うこと等、各ライフステージにおいて文化芸術を鑑賞・活動する機会が分断されない取り組みを進めていくことが大切です。

イベントの認知度と参加・鑑賞経験について、市教育委員会が共催・後援する文化祭、展覧会、コンサート等の行事に関する問いでは、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。なお、これらの行事を「知っている」と回答した割合を年代別で見ると、どの行事も40代以上から増える傾向にあります。認知度の向上を図ると共に、参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要です。

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、習志野文化ホールが長期休館し、新ホールの建設が待たれる中、「誰も利用しやすいホールや劇場の整備」が47.3%、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が41.0%と約半数を占めています。

### ■文化芸術の鑑賞や活動の大切さ

文化芸術の鑑賞や活動の大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が約80%となっています。

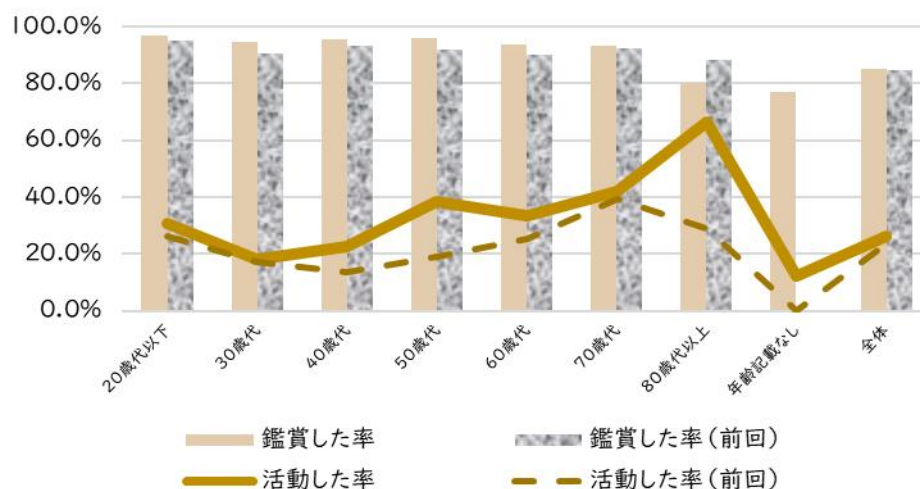


(n=865)

出典：文化スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

### ■文化芸術の鑑賞と活動の状況

前回の調査と比較すると、本市市民の文化芸術の鑑賞・活動経験は横ばいまたは微増です。



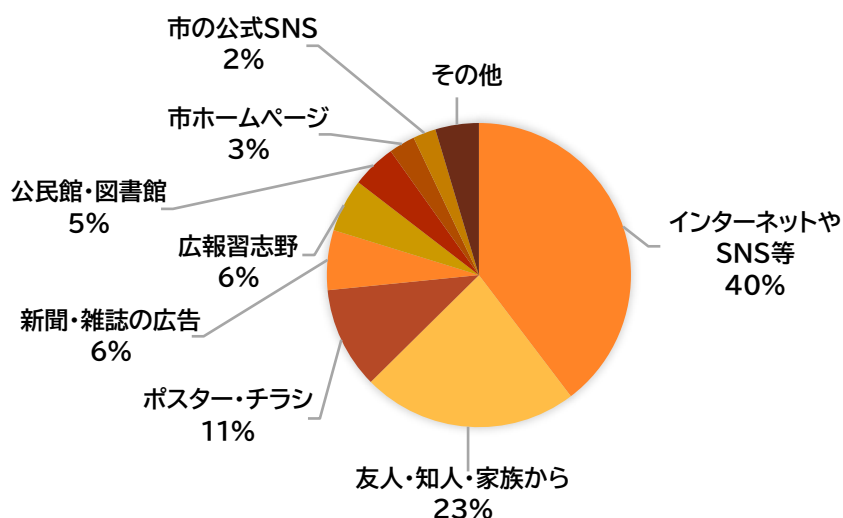
(n= 前回 1,047 今回 886)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

### ■文化芸術の情報入手先

過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先については、「(市の公式HPやSNS以外の)インターネットやSNS等」や「友人・知人・家族」が多くなっており、「広報習志野」や「市の公式HP」、「市の公式SNS」はあまり利用されていません。

### ■過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先(複数回答)



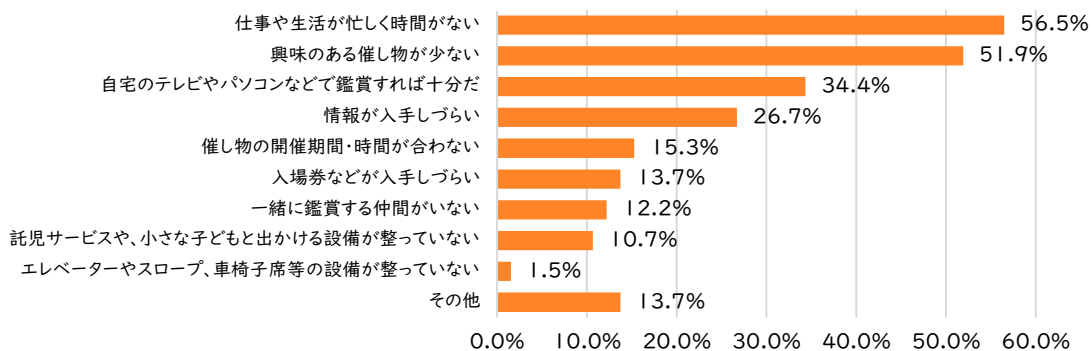
(n=708)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

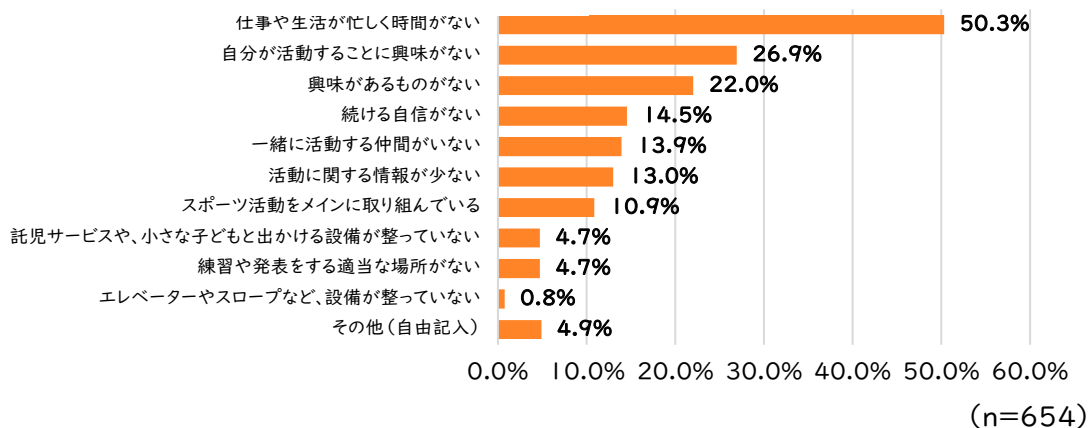
■鑑賞／活動をしていない理由(複数回答)

鑑賞や活動をしていない理由としては、「仕事や生活が忙しく時間がない」が最も多くなっています。また、15歳以下の子どもがいる人の鑑賞していない理由としては、「託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない」も上位になっています。

■鑑賞していない理由(複数回答)

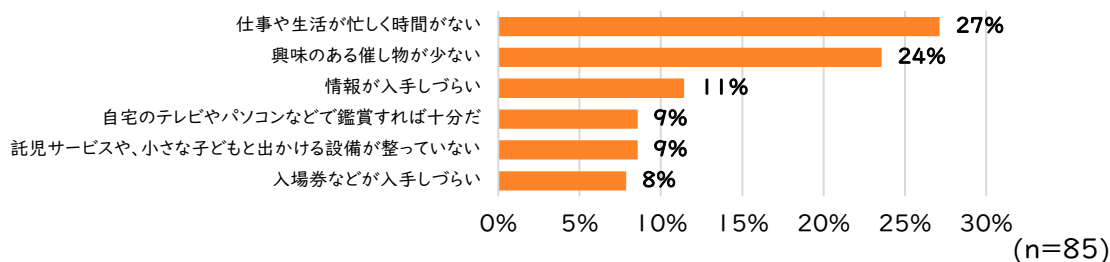


■活動していない理由(複数回答)

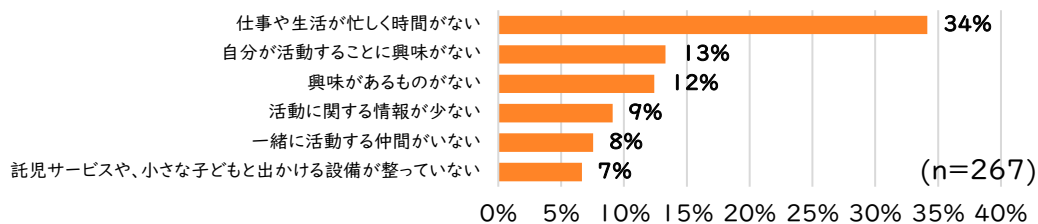


<子ども(15歳以下)がいる人の場合(上位6つ)>

■鑑賞していない理由(15歳以下の子どもがいる場合上位)



■活動していない理由(15歳以下の子どもがいる場合)

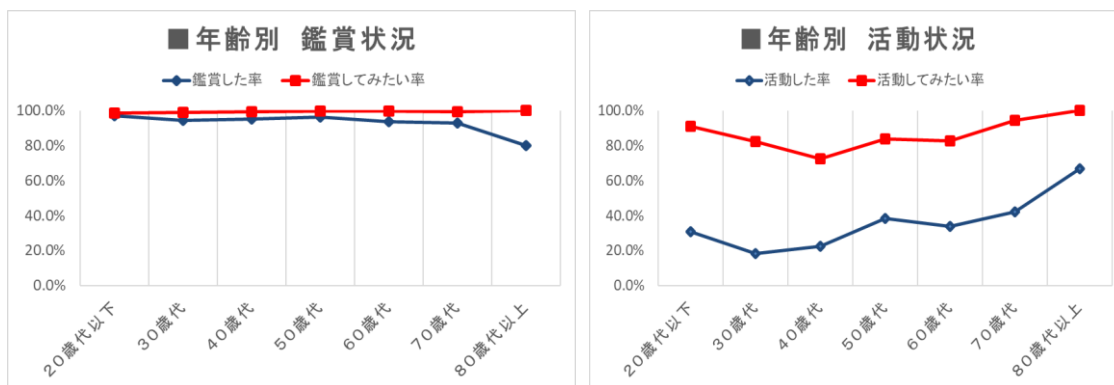


出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

### ■年齢別 市民の文化芸術の鑑賞と活動の状況

市民の過去1年間の鑑賞の意欲はどの年代も90%以上で高く推移していますが、80歳代以上については、100%の高い意欲に対し、実際に鑑賞した経験は80%と意欲と経験に差が出ています。

過去1年間の活動については、30代が82.3%の割合で活動への意欲があるものの、実際に活動をしているのは18.3%と意欲と経験に大きな差が生まれています。



出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度) (N=886)

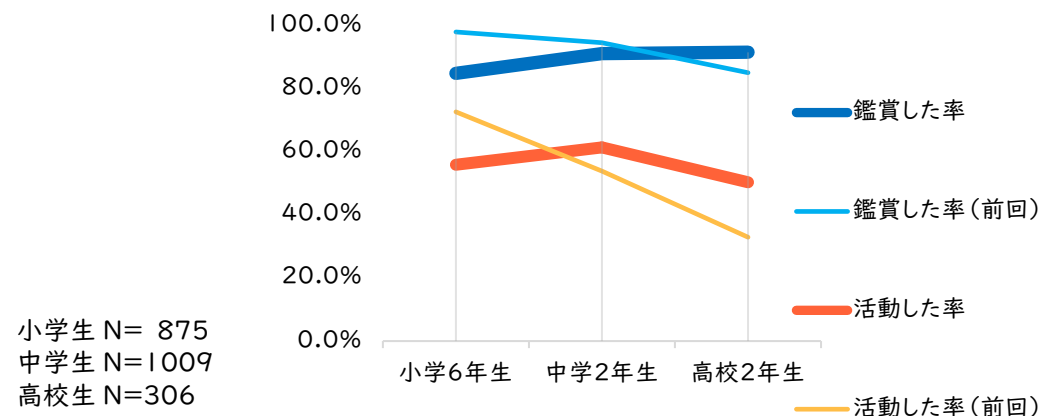
### (2) こどもの文化芸術の鑑賞や活動について

過去3年間の文化芸術の鑑賞・活動の経験(学校行事を除く)主体的な経験を尋ねたところ、鑑賞については、小・中学生は前回調査の割合を下回りましたが、高校生は前回調査を上回りました。一方、活動については、小学生以外は前回を上回りました。前回調査では、鑑賞・活動とも学年が上がるにつれ下がる傾向でありましたが、今回は、コロナ禍の時期と重なるため、年代が低い程、行動制限等から受けた影響が大きいことが考えられます。

なお、鑑賞した主なジャンルは「映画」、「クラシックやポップス等の音楽」、「美術」の順に多くなっています。また、活動については「音楽」、「美術」等が多くなっていますが、電子機器を利用した「映像制作」等も上位に入っています。

本市では小中高校において学校教育や部活動を通じて、子どもたちが文化芸術に触れる機会づくりに注力しており、引き続き子どもや若者が文化芸術に触れる機会づくりを継続していくことが大切です。

### ■こどもの文化芸術の鑑賞と活動の状況

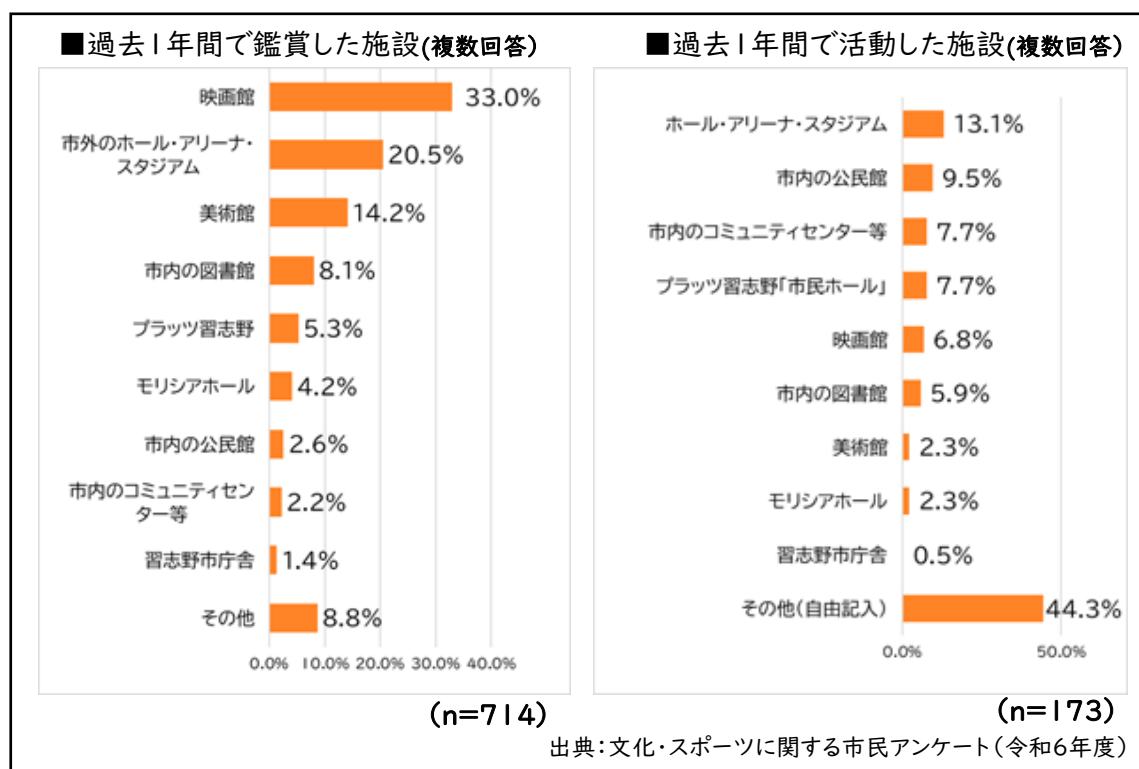


出典:文化に関する市立小中高生アンケート(令和6年度)

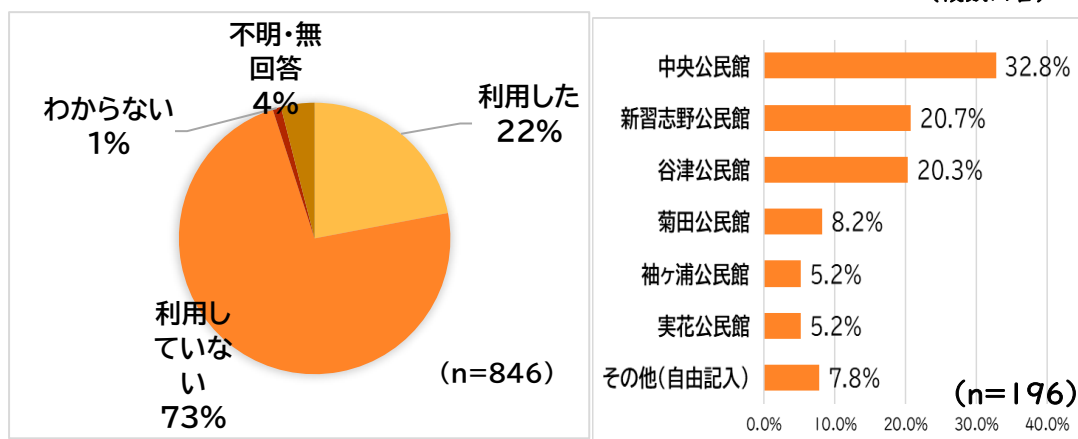
### (3) 鑑賞・活動の場である主な施設等について

市民が鑑賞した施設では映画館、活動した施設ではホール・アリーナ・スタジアムが最も多くなっていますが、本市の公民館や図書館でも、身近に文化に触れるための活動が行われてきました。また、市民ホールでは文化芸術の公演を市民に届けると共に、市民の文化芸術活動の創造・発表の場としても親しまれています。

過去1年間に公民館・図書館を利用した割合の設問では、公民館を「利用した」との回答は約2割、「利用していない」は約7割となっています。一方、図書館を「利用した」との回答は約4割、「利用していない」は約6割となっています。それぞれの施設で「利用していない・わからない」と回答した方に、どのようにであれば利用するかを問う設問について、公民館は「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」が35.1%、「利用方法がわかりやすい」が29.9%、「興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている」が19.1%と上位となっています。また、図書館では、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」が47.3%、「どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる」が30.2%、「図書館が夜遅くまで開いている」が30.2%と上位に上がっています。公民館においては、利用しやすい施設が、図書館においては資料の充実が求められています。



■過去1年間の公民館の利用と利用した公民館



■公民館を利用したくなる条件

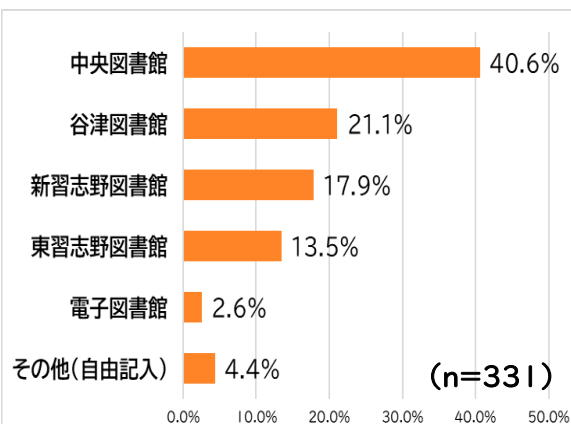
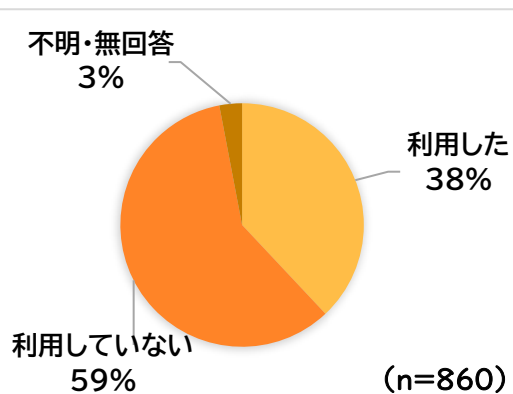
どのようであれば公民館を利用する課(複数回答)	件数(件)	構成比
気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある	226	35.1%
利用方法がわかりやすい	192	29.9%
興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている(具体的に記入)	123	19.1%
自分がやりたいことを教わったり、体験することができる(具体的に記入)	113	17.6%
学習スペースがある	89	13.8%
世代や地域を超えた交流ができる	41	6.4%
音楽、演劇、ダンスなどの練習や美術の作品制作等に必要設備や備品が整っている	34	5.3%
その他(自由記入)	79	12.3%

(n=643)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■ 過去1年間の図書館の利用と利用した図書館

(複数回答)



■ 図書館を利用したくなる条件

どのようであれば図書館を利用するか(複数回答)	件数(件)	構成比
読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている	249	47.3%
どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる	159	30.2%
図書館が夜遅くまで開いている	135	25.7%
家の近くで本を受け取れるサービスがある	116	22.1%
利用方法がわかりやすい	101	19.2%
学習スペースがある	65	12.4%
その他(自由記入)	74	14.1%

(n=526)

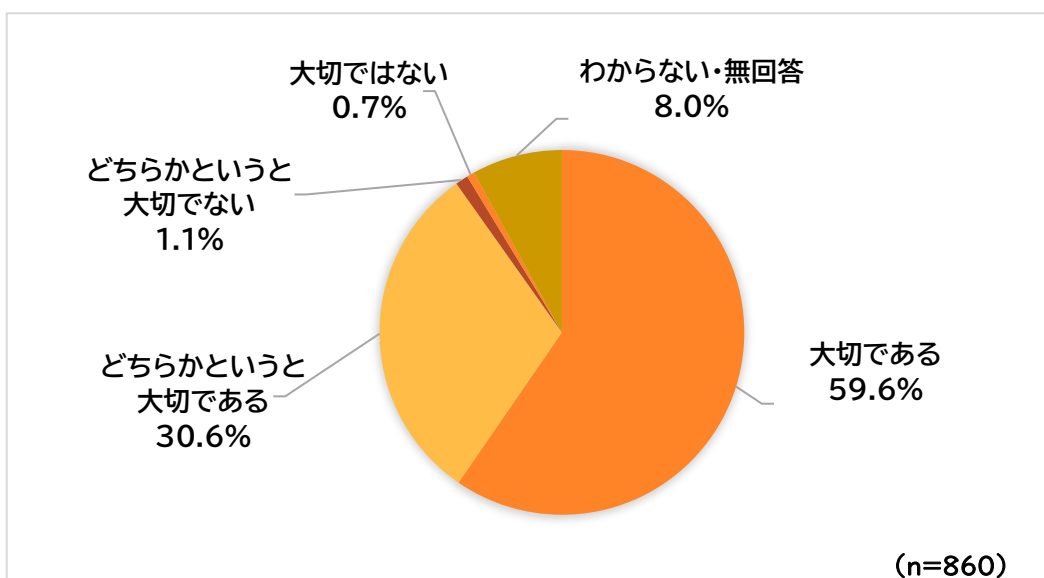
出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

#### (4) 文化財の保存・活用について

文化財を保存・活用することについては、9割の市民が大切であると認識しています。その理由としては、歴史的事実を伝えるものとしての価値、失うと戻らない唯一性、未来に受け継ぐべきことといった文化財そのものの価値が重視されています。

文化財・歴史的な場所の認知度については、行楽地としての記憶がまだ残っていると考えられる谷津遊園を別とすると、ランドマーク的な場所の認知度が高い傾向がうかがえます。また、関心度は認知度と関連していません。関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要です。

##### ■文化財を保存・活用することについて



##### ■文化財を保存・活用することが大切だと思う理由

文化財を大切だと思う理由(複数回答)	件数(件)	構成比
歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから	618	77.3%
失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから	497	62.2%
昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから	392	49.1%
地域の魅力につながるから	165	20.7%
観光資源となるから	92	11.5%
文化財を通じて人々の交流が生まれるから	45	5.6%
地域に親しまれているから	35	4.4%
その他(自由記入)	7	0.9%

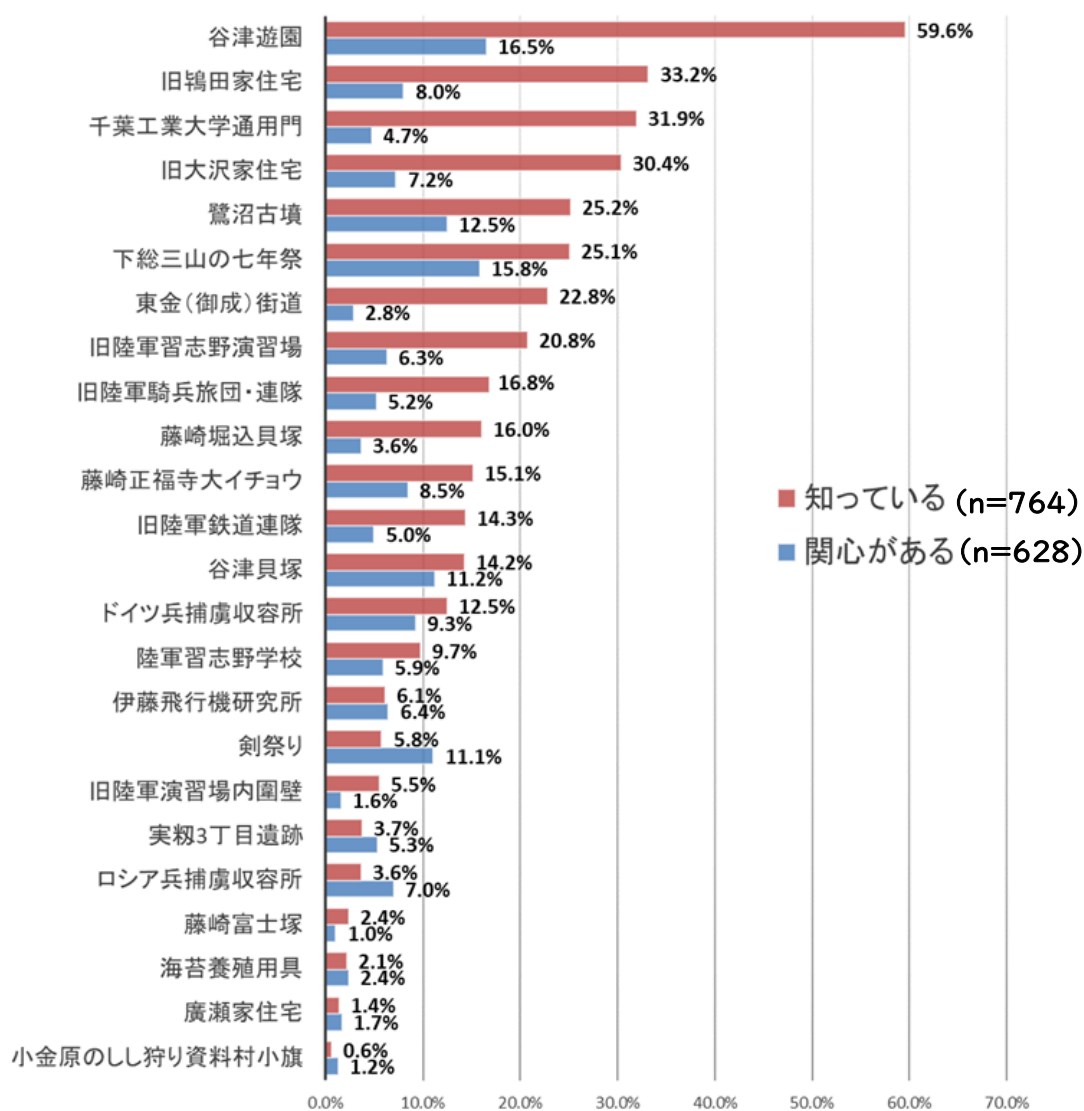
出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度) (n=799)

■文化財・歴史的な場所の認知度・関心度

文化財・歴史的な場所に対する認知度では、「谷津遊園」が約 60%と圧倒的に高く、「旧鴫田家住宅」、「千葉工業大学通用門」や「旧大沢家住宅」が30%台です。

関心度は、「下総三山の七年祭り」が約 15%ですが、「谷津遊園」、「鷺沼古墳」、「谷津貝塚」、「剣祭り」以外は 10%を切り、全般的に低調です。

【文化財・歴史的な場所の認知度・関心度】(複数回答)



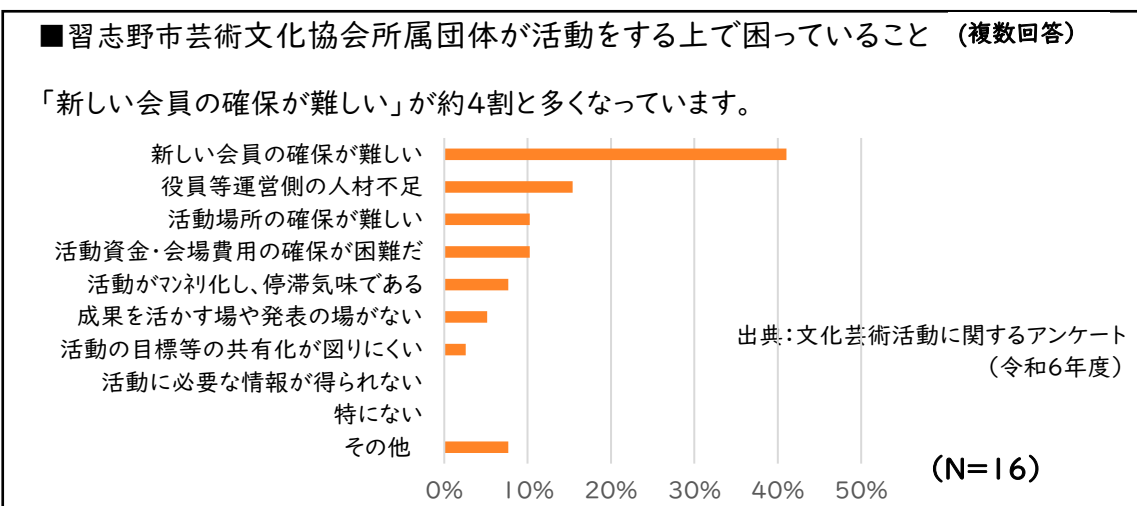
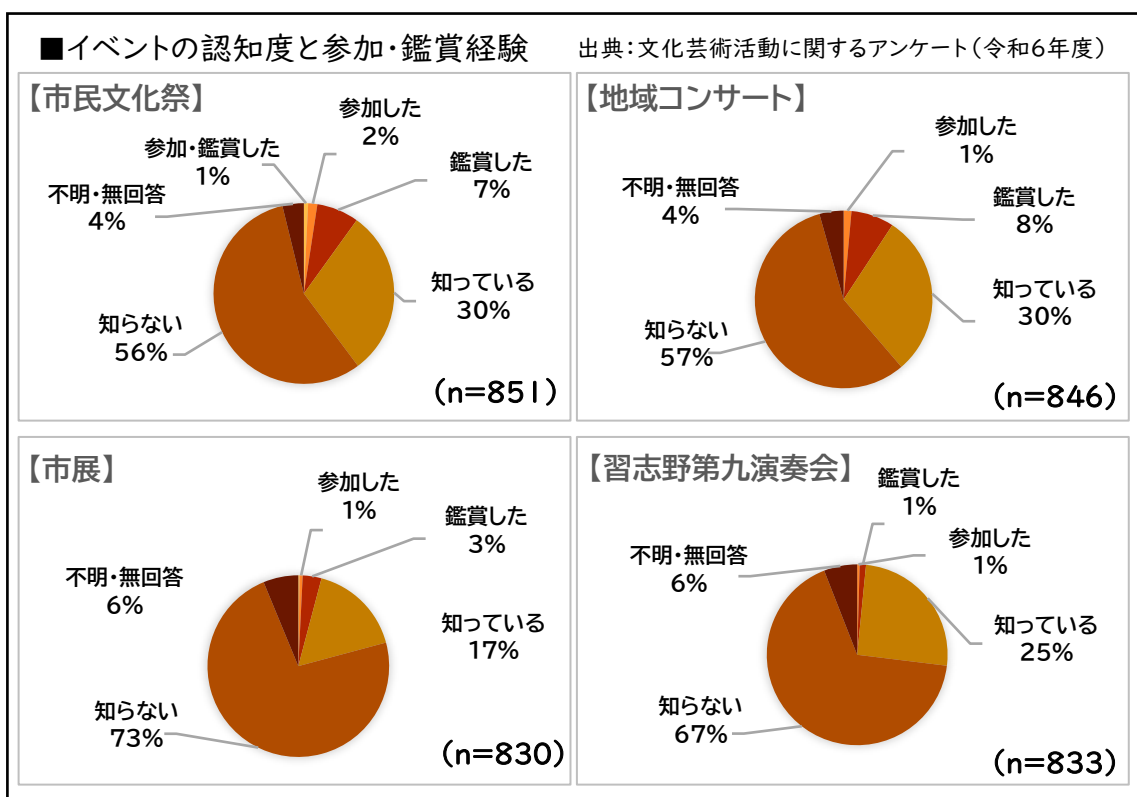
出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

## (5) 今後の文化芸術に関する取り組みについて

本市では市民が文化芸術を鑑賞・発表する行事の開催に取り組んできました。しかし、市教育委員会が共催・後援する行事は、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。特に「市展」や習志野第九演奏会を知らない市民は約7割となっています。認知度の向上を図ると共に参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要と考えられます。

また、習志野市芸術文化協会の加盟団体に対して実施した文化芸術活動に関するアンケート(令和6(2024)年度)によると本市の文化芸術を支える文化団体は新しい会員の確保が課題となっています。

また、市民は今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについて誰もが利用しやすいホールの整備、小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供を求めています。こうした市民ニーズや文化団体ニーズを踏まえ、本市の文化芸術の取り組みを継続していくことが重要です。



■若年層の文化芸術団体が活動をする上で困っていること(主な意見)

※習志野市芸術文化協会非所属団体等の個別ヒアリング等(5団体 音楽2、美術3)

- ・練習・発表、作品制作・展示の場所がない。
- ・大型楽器等を施設で借用できない、借用をする際補助をして欲しい。
- ・市民ギャラリーの設置と学芸員等の配置。

■今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組み

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」、「文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業」等が多くなっています。

今後力を入れた方がよい取組(複数回答)	件数(件)	構成比
誰もが利用しやすいホールや劇場の整備	419	47.3%
小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供	363	41.0%
文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業	197	22.2%
未就学児を対象とした文化芸術事業	176	19.9%
文化芸術活動を紹介する情報発信	173	19.5%
地域の身近な場所で美術品や歴史的展示を鑑賞出来る取組	158	17.8%
文化財の保存・活用	120	13.5%
文化芸術活動を支援する人材の育成	116	13.1%
市民の文化芸術活動の発表や創作の場、及び文化芸術を通じた交流の場の提供	63	7.1%
その他(自由記入)	39	4.4%
		(n=886)

出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

## (6) 前計画の評価指標及び実施状況結果概要

「第1次習志野市文化振興計画(令和3(2021)～7年(2025)年度)」に設定した評価指標の達成度と、取り組み内容の実施状況を「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」の方向性ごとに一覧化したものです。

### <方向性 I> 文化に触れる～機会の提供～

#### 【評価指標】 I 項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	84.8%	85.2%	86%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	23.5%	26.1%	25%

#### 【取り組み内容の実施状況】 I 5取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	20.0%	73.3%	6.7%	—
R4(2022)	—	60.0%	40.0%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%

令和3～5年度は 3段階評価

A:実施予定事項が概ねできた(80～100%) B:実施予定事項が一部できた(21～79%)

C:実施予定事項が全くできなかった(0～20%)

令和6年度は、 5段階評価

A+: (120%)当初の見込みを上回る成果が達成できた

A: (100%)実施予定事項が達成できた

B: (75%)実施予定事項が実施過程もしくはわずかに達成できない事項があった

C: (50%)実施予定の半分程度が達成できた

D: (25%以下)実施予定事項のほとんどが達成できなかった

評価指標であった「文化芸術活動をした市民の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した市民の割合」は目標値をわずかに下回りました。

また、実施状況においては市民文化祭、親子や高齢者が参加する講座やイベント、アウトリーチ事業等、集合を前提とする取り組みにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBまたはCとなるものが見られました。

令和4年度以降は、徐々に社会活動が再開したことに伴い、これらの取り組みも復調傾向を見せています。令和5年度から6年度にかけては、ほとんどの事業が再びA評価を獲得しています。

特に、ICTを活用した資料閲覧やホームページの充実等、非接触型の取り組みは継続して高い評価を維持しています。

<方向性Ⅱ>文化をつなぐ ～継承と育成～

【評価指標】 1項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	93.1%	89.5%	95%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	56.0%	63.1%	58%

※学校行事を除く主体的な鑑賞を対象とする

【取り組み内容の実施状況】 13取り組み

	A+	A	B	C	D
R3 (2021)	—	53.8%	46.2%	0.0%	—
R4 (2022)	—	92.3%	7.7%	0.0%	—
R5 (2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6 (2024)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※評価記号 A+～D の表す達成度は<方向性Ⅰ>と同様。R6 (2024) より5段階評価に変更。

評価指標であった「文化芸術活動をした小中高生の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した小中高生の割合」は達成できませんでした。コロナ禍によって奪われた、子どもたちの鑑賞・活動機会を提供することが必要です。

また、実施状況においては、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、伝統文化親子教室等世代間交流を通じた文化継承の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価が B となるものが見られましたが令和4年度以降は大半が A 評価に回復しています。

<方向性Ⅲ>文化を活かす ～活用～

【評価指標】 達成項目なし

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	実績	目標値
公民館での音楽会・コンサートの実施回数	実績値	13回	16回 (R6)	18回
県指定文化財(旧大沢家・旧鴫田家住宅) 1日当たりの入館者数	実績値	61.1人	63人 (R4)	70人

※県指定文化財(旧大沢家・旧鴫田家住宅)1日当たりの入館者数は、令和5・6年度に旧大沢家住宅茅葺屋根葺き替え工事による休館が多かったため、令和4年度にて評価。

【取り組み内容の実施状況】 19取り組み

	A+	A	B	C	D
R3 (2021)	—	21.1%	52.6%	26.3%	—
R4 (2022)	—	89.5%	10.5%	0.0%	—
R5 (2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6 (2024)	0.0%	89.5%	10.5%	0.00%	0.00%

※評価記号 A+～D の表す達成度は<方向性Ⅰ>と同様。R6 (2024) より5段階評価に変更。

評価指標であった「公民館での音楽会・コンサートの実施回数」及び「県指定文化財（旧大沢家・旧鴛田家住宅）1日あたりの入館者数」はいずれも策定時の実績を上回りましたが、目標値は達成できませんでした。本市が育んできた質の高い音楽文化、文化財、公民館等の施設、そこで活動する人材等について、今後、より積極的な活用が必要となります。

「地域コンサート」の開催、地域人材による音楽活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がやCとなるものが見られましたが、令和4年度から再びA評価が増加しています。令和5・6年度には、地元大学との連携、公民館を拠点とした地域イベントの活性化、市民カレッジ卒業生の活躍等、人的資源を活用した取り組みが徐々に成果を上げており、市民主体の文化活動が地域に根つき始めています。

## 第3章 将来像と方向性

### 1 将来像



文教住宅都市憲章の下、これまで先人たちが育んできた本市の文化を継承し、市民の誰もがどのような生活環境におかれても、人と人との交流をもちながら「一文化」に触れることができ、文化に親しむ中で創造力と感性を育み、心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。第2次習志野市文化振興計画においても第1次計画を踏襲し、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を将来像として掲げます。

### 2 方向性

将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組みます。

#### 【方向性1】 文化に触れる ～機会の提供～

市民の文化芸術を鑑賞・活動する割合は、年齢・仕事・生活環境等の条件によって差はありますが、全国平均と比べて、同等またはそれ以上であった前回調査と比較しても、同様または微増であり多くの市民が文化芸術を大切だと回答しています。

文化芸術に実際に触れる重要性は維持しながら置かれた環境に関わらず、誰もが文化に触れられるよう、ICTを活用した鑑賞機会の提供等環境づくりを進めます。市庁舎や公共施設等身近な場所で作品発表や、質の高い文化芸術の鑑賞の機会を提供し、(公財)習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会と連携しながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への支援を強化します。また、市民が気軽に文化芸術に触れられるよう、情報発信にも力を入れていきます。

#### 【方向性2】 文化をつなぐ ～継承と育成～

文化は次代を担うこどもたちの豊かな情操を育て、多くの市民からもその機会の充実が期待されています。特にコロナ禍によって奪われたこどもたちの鑑賞・活動機会の提供に注力し、これまで文化を支えてきた人々から、次代を担うこどもたちに活動を継承し、世代間での交流を図ることで、本市が培ってきた文化をつないでいきます。

こどもや若い世代が文化芸術に実際に触れられるよう、文化系クラブへの活動支援や、本市の保育所やこども園等や公民館での乳幼児向けアートスタート事業等の企画・実施を行います。また、文化活動への支援や文化団体の世代間交流を促進し、生きがいにつながる環境を整備します。さらに、小中学校での管楽器講座の開催等、現役の大人・若者の高い技術が次世代のこどもたちの意欲を引き出す世代間の好循環を支援します。

習志野市芸術文化協会と連携し、伝統文化に地域で親しむ機会を設けると共に、伝統文化親子教室や講座を通じて若い世代の参画と担い手育成を図ります。

### 【方向性3】 文化を活かす ～活用～

文化財をはじめとする本市の文化を教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させ地域の活性化に向けた活用につなげます。これらと共に、歴史資料展示室の開設や講座の実施を通じて文化財の価値を広く伝えます。

また、音楽のまち習志野を象徴する、ならしの学校音楽祭や地域コンサート、習志野第九演奏会等の支援を行います。

さらに本市文化の拠点でもある音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備の検討を進めます。

そして、公民館等教育施設を活用した市民の学びや文化事業を強化し、(仮称)新総合教育センターの再設備においては公民館・図書館等複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げ、地域を担う人材の育成とにぎわいづくりに取り組みます。

## 第4章 施策と取り組み

【将来像】	【方向性】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】
【本計画の将来像】 誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち	【方向性1】文化に触れる機会を提供	施策1 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	(1) 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり	1. 土日・祝日等の講座等の実施 2. 利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 3. 高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 4. 図書館資料の充実
			(2) 多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進	5. 市民文化祭の実施 6. 多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供
			(3) 保育付きや親子で参加できる講座の充実	7. 保育付きの講座やイベントの充実 8. 親子で参加可能な講座やイベントの充実
			(4) 障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供	9. 障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 10. 多文化交流ができる機会の充実
		施策2 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	(1) 幅広い鑑賞機会の充実	11. 市民ホールや音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 12. アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援
			(2) 誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供	13. ICTを利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 14. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知
		施策3 文化に関する情報の収集と提供	(1) 市ホームページ・SNS等を活用した情報提供	15. 文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信
	【方向性2】文化をつなぐ継承と育成	施策1 子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	(1) 未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供	16. 公民館等でのアートスタートの実施 17. 親子で本に親しむ機会の提供 18. 伝統文化に触れる行事等の実施
			(2) 教育における文化芸術活動の推進	19. 文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 20. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 21. 伝統文化に触れる行事等の実施(再掲No.18)
		施策2 文化を次世代につなげる環境の整備	(1) 文化の世代間交流の場の提供	22. 伝統文化親子教室の開催支援 23. 文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 24. 文化芸術団体と小中学生の交流の場づくり
			(2) 文化財の保存の推進	25. 文化財の収集・保存の充実 26. 埋蔵文化財調査の充実
		施策3 伝統文化を担う子ども・若手の育成	(1) 伝統文化を担う子ども・若手の育成	27. 伝統文化親子教室の開催支援(再掲No.22) 28. 伝統芸能及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供
【方向性3】文化を活かす活用	施策1 音楽のまち習志野の推進	(1) 音楽のまちを支える学校・団体の活動や交流支援	29. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実(再掲No.20) 30. コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供 31. 身近なところで子どもたちが目標を持つことができる環境の維持	
		(2) 音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり	32. 地域の人材を活かした音楽会の実施	
		(3) 音楽のまちを象徴する新ホールの検討	33. 音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討	
	施策2 文化的資源の活用	(1) 文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり	34. 学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 35. 親しみやすい市の歴史の発信【新規】 36. 文化的資源の展示や活用 37. 歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】	
		(2) 文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり	38. 特産品開発等の産業への文化の活用 39. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知(再掲No.14)	
	施策3 公民館活動等を通したまちづくり	(1) 交流を促す文化活動の活性化	40. 交流を通じた発表の場づくり 41. 展示スペースの提供 42. プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催【新規】 43. 複合施設連携による学びと地域交流の場づくり【新規】	
		(2) 大学等と連携した公民館活動	44. 地元大学等と連携した公民館事業の実施 45. 学生の公民館活動への参加機会の提供	
(3) 社会教育を通した地域の魅力の発信		46. まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 47. 地域を活性化させるイベントやまつりの実施		
(4) 地域を担う人材の育成		48. プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援【新規】 49. 市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり		

## 【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～

文化芸術に触れる機会の拡充を図るため、年齢、障がいの有無、国籍、仕事や子育て等といった要因にとらわれず、誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出に努めます。また市民ホールを中心に公共施設等を活用し、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに取り組みます。

さらに、こうした文化芸術に触れる機会等の情報について、広報や市ホームページ等を活用し、市民に伝わりやすい取り組みを進めます。

また、若者を中心に、SNS等を通じ、写真、イラスト、小説等を投稿して自己表現をすることや、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れることが日常化していることから、これらの活動も文化芸術活動としてとらえ、ICTを活用した鑑賞機会の拡充に取り組みます。

### 【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	85.2% (令和6年度)	89.2%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	26.1% (令和6年度)	30.1%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に実際に体験した鑑賞や活動のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別にデジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れた機会の状況についても把握します。

## 【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供






本市は、文化芸術を鑑賞する市民の割合は高いものの、文化芸術活動に取り組む市民の割合は低くなっています。年齢や生活環境などの対象別、また地域の特性別の取り組みを強化することで、誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会を提供します。

【小施策(1)】 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり

仕事や子育てで忙しい市民も含めて広く市民が、文化芸術活動がしやすいよう、土日や祝日等を利用した講座・行事の実施や、施設を利用しやすいよう管理・運営の方法を検討します。

さらに、高齢者にとって身近な場所で文化芸術に親しみ、活動に取り組めるようにします。

【取り組み内容】



No.	取り組み名	概要	所管
1	土日・祝日等の講座等の実施 	公民館・図書館において、広く市民が参加しやすいよう、土日・祝日等を利用して、講座や行事を実施します。	公民館 図書館
2	利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 	多くの利用者において使いやすい施設の管理・運営方法を検討します。	公民館
3	高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 	公民館や福祉施設で行う高齢者を対象とする事業や講座の中に、文化芸術の内容をさらに取り入れ、身近な場所で文化芸術に親しめる環境づくりをします。	公民館 高齢者支援課
4	図書館資料の充実  	読書に親しむため、市民ニーズに基づいた資料整備をします。	図書館

【小施策(2)】多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進

本市では公民館を中心に、地域の文化活動が盛んに取り組まれてきました。これをさらに推進していくため、公共施設の他、公用施設においても市民文化祭の会場としての活用に取り組めます。

また、文化施設や社会教育施設以外での発表機会の提供を進めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
5	市民文化祭の実施 	本市で活動する文化芸術団体や公民館・コミュニティセンターのサークルの活動成果を発表する市民文化祭を開催します。	社会教育課 公民館 協働政策課
6	多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供 	市庁舎・自治振興施設、体育館等の多様な施設で発表や文化を体験する機会をつくります。	社会教育課 協働政策課 障がい福祉課



習志野市芸術文化協会市民文化祭(市庁舎開催)





(公財)習志野市文化スポーツ振興財団主催事業 カルチャー&スポーツ

【小施策(3)】保育付きや親子で参加できる講座の充実

子育て中の家族が気兼ねすることなく文化芸術に触れる機会を充実させるためには、保育付きや親子で参加できる講座等の充実が不可欠です。保育付きの講座を行うことで、親がこどもを預けて自分の時間を持つことができ、参加へのハードルを低くすることができます。また、親子でイベント等に参加することで感動を共有し、絆を深める効果も期待できます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
7	保育付きの講座やイベントの充実 	子育て中の家族が参加しやすいよう、保育サービスのある講座を実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課
8	親子で参加可能な講座やイベントの充実 	親子で参加して楽しめる内容の講座やイベントを実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課



子育てパパママのクッキング





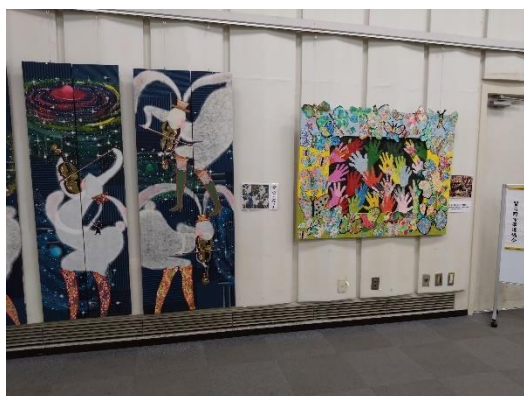
親子チャレンジ(房総太巻き寿司作り)

【小施策(4)】障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供

障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動に触れる機会を充実させ、互いの表現を認め合い、理解と交流を深める文化的な環境づくりを推進します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
9	障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 	「福祉ふれあいまつり」「花の実園さくらまつり」等において、障がいのある人による舞台発表を行う他、理解と交流を深めるため障がいの有無に関係なく作品を共に展示する展覧会等を開催します。	健康福祉政策課 障がい福祉課 社会教育課 公民館
10	多文化交流ができる機会の充実 	外国人と日本人が、交流を通じて相互の文化を理解し体験できる取り組みを行う習志野市国際交流協会を支援します。	多様性社会推進課



習志野市芸術文化協会芸術祭  
NPO 法人 希望の虹レインボー学園  
ちぎり絵作品展示



青少年訪問団(タスカルーサ市)  
旧鴛田家住宅庭園でのお囃子鑑賞

## 【施策2】 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供

市民にとって身近な場所で、幅広い文化芸術を鑑賞する機会を提供することが大切です。これまでこのような役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館している中、市民ホール等での事業を一層強化すると共に、市庁舎等多様な施設の利用やインターネット等を活用した鑑賞の機会づくりにも取り組みます。



### 【小施策(1)】 幅広い鑑賞機会の充実

プラッツ習志野にある市民ホールは、市民による自主的な文化・芸術活動の発表の場として活用される一方で、優れた音響環境により本格的な演奏会の開催にも十分対応できる仕様となっているため、プロ・アマを問わず幅広い利用が可能です。今後も、ホールの機能を活かしながら、市民が身近なホールで文化に親しむことができるように努めます。

また、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより、これまでホールに足を運ぶことにはためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていくことが必要です。

市民に対して幅広い文化芸術を鑑賞する機会の一層の充実に努めます。

#### 【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
11	市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 	市民ホールの自主事業やホールを利用した講座等で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 公民館
12	アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援 	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団が、演奏家等をスポーツ施設や地域のイベント等へ派遣することにより、市民が質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課








(公財)習志野市文化スポーツ振興財団・中央公民館共催ファミリーコンサート  
(公財)習志野市文化スポーツ振興財団 旧鴛田家住宅での月待コンサート

### 【小施策(2)】誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供

施設等を訪れて文化芸術を鑑賞することが難しい方等もインターネット等デジタル技術の活用を徹底的に進め、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を創出します。

#### 【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
13	ICT※ <sup>1</sup> を利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 	本市が所蔵する資料や作品を、ICTを活用してインターネット上で鑑賞できる環境を整備すると共に、電子書籍の充実を図ります。	社会教育課 図書館
14	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知    	本市が所蔵する屋外彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課


### 【施策3】文化に関する情報の収集と提供

文化の鑑賞・活動に関する情報について、市民に発信していくことが大切です。このため、市ホームページ等を活用し、これまで以上に充実した情報の発信に努めます。

#### 【小施策(1)】市ホームページ・SNS等を活用した情報提供

文化に関わる市ホームページの充実を図ると共に、これまで様々なページに分散していた文化に関連する情報を一元化するとともにSNS等を活用した情報発信を行うことにより、容易に情報が入手できる環境を整備します。

#### 【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
15	文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信 	文化に関わるホームページを充実すると共に、これまで分散していた文化に関連する情報を一元化したページを管理します。また、LINE等を利用し情報発信します。	社会教育課

※<sup>1</sup>「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

## 【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～

本市で先人たちが受け継いできた文化が停滞しないよう、次世代の子どもや若者に継承し、担い手を育成していくことが大切です。このため、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充すると共に、世代間交流を通じて文化の継承に取り組めます。また、子どもや若者が文化を学び、体験する機会づくりに取り組めます。

### 【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	89.5% (令和6年度)	93%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	63.1% (令和6年度)	67%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に学校行事を除き、実際に鑑賞や活動した体験のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別に学校行事やデジタルの媒体での鑑賞や活動の状況についても把握します。

## 【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり







子どもや若い世代へ文化を継承し、将来に向けて育むため、未就学の子どもたちへの文化芸術の取り組みを拡充すると共に、学校教育における文化芸術に触れられる機会の充実に取り組めます。

### 【小施策(1)】未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供

未就学の子どもたちの豊かな感性と創造性を育むため、子どもたちが文化芸術に触れるアートスタートを実施すると共に、絵本に触れるブックスタート事業等親子で本に親しむ機会を提供します。

また、日本の伝統文化が身近に感じられる行事や給食等での行事食を実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
16	公民館等でのアートスタートの実施 	公民館で開催される講座・イベントにおいて、乳幼児が絵や工作等の表現活動をするアートスタートを実施します。	公民館
17	親子で本に親しむ機会の提供 	こどもが生まれた家庭への誕生記念図書館カードの配布、絵本を贈呈するブックスタート事業等、親子で本に親しむ機会を提供します。	子育てサービス課 図書館
18	伝統文化に触れる行事等の実施    	伝統文化を感じられる行事を実施します。	こども園 幼稚園 保育所 こども保育課



ひな祭り









節分

【小施策(2)】教育における文化芸術活動の推進

子どもや若い世代が文化芸術に触れるためには、社会教育においてだけでなく学校教育においても取り組みを強化していくことが大切です。このため、小学校・中学校・高等学校・公民館等において、文化芸術鑑賞や体験、発表等の機会を提供すると共に、ICT を活用した手法も検討しながら、学校行事や部活動における文化芸術の取り組みへの支援を行います。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
19	文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 	小・中学校において、音楽を鑑賞する機会を提供します。また、総合教育展や文集の発行、デジタルを活用した発信等文化芸術を鑑賞・制作・発表できる機会を提供します。	社会教育課 学習指導課
20	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 	小中学校音楽会やならしの学校音楽祭等、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を設けると共に、習志野高等学校吹奏楽部が小中学生に演奏指導を行う取り組みを支援し、次世代の音楽人材の育成につなげていきます。	学習指導課
21	伝統文化に触れる行事等の実施(再掲)    	伝統文化を感じられる行事を実施します。	学校教育課 学習指導課 公民館



どんど焼き



ならしの”こども美術館”




## 【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備

本市の文化を次世代に継承していくため、大人と子どもが交流する機会の拡充に取り組みます。

### 【小施策(1)】文化の世代間交流の場の提供

世代間交流により次世代へ文化を継承するため、伝統文化親子教室の取り組みを強化すると共に、習志野市芸術文化協会の発表や展覧会等へ小中高生が参加できる環境づくりに取り組みます。



#### 【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
22	伝統文化親子教室の開催支援 	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業伝統文化親子教室を実施する団体に対し、申請や実施に係る支援をします。	社会教育課
23	文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 	文化芸術団体が行う市展や市民文化祭に小中高生が参加や出品することを推進し、世代を超えた交流ができるように支援します。	社会教育課 公民館
24	文化芸術団体と小中学生の交流の場づくり 	習志野第九演奏会の公開リハーサル見学を行い、本市で培われてきた文化を共有する交流を支援します。	社会教育課

### 【小施策(2)】文化財の保存の推進

本市の歴史に培われてきた文化財等の把握及び調査に努め、その保存を図ります。

#### 【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
25	文化財の収集・保存の充実 	文化財の調査・収集・保存の充実に努めます。文化財指定を目指した調査・検討を進めます。	社会教育課
26	埋蔵文化財調査の充実 	埋蔵文化財調査を充実させ、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課



## 【施策3】 伝統文化を担うこども・若手の育成

本市の生活文化や伝統文化に携わる人材を育てていくため、こども・若者が文化を学び、体験する機会をつくります。

### 【小施策(1)】 伝統文化を担うこども・若者の育成

これからの本市の文化を担うこどもや若者を育てるため、引き続き伝統文化親子教室の支援に取り組むと共に、伝統芸能の体験をはじめ、地域の行事や慣習への理解を深める機会を創出します。

#### 【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
27	伝統文化親子教室の開催支援 (再掲) 	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業伝統文化親子教室を実施する団体を支援します。	社会教育課
28	伝統芸能体験及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供 	伝統芸能や地域行事・慣習について、こどもや若者が体験したり、理解を深める機会を提供します。	公民館 学習指導課



和太鼓 in ならしの



伝統文化親子教室 開催支援  
(市民文化祭での親子や子どもの作品展示)

## 【方向性3】文化を活かす ～活用～

市民が育んできた本市の文化について、教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させていきます。特に文化財をはじめ、本市で特徴のある音楽文化や公民館活動等について、地域の活性化に向けた文化の活用の取り組みを進めます。

### 【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
公民館主催講座の受講者数	実績値	42,630人 (令和6年度)	44,900人
県指定・市指定・国登録文化財の数	実績値	21件 (令和6年度)	22件

## 【施策1】音楽のまち習志野の推進

本市は、長年にわたって学校や地域で音楽活動が盛んに行われてきた経緯から、次第に音楽のまち習志野としての特色が根付いてきました。この強みを今後さらに活かしていくためにも、本市の音楽文化を支える学校や団体の取り組みを引き続き支援していくことが重要です。




### 【小施策(1)】音楽のまちを支える学校・団体の活動や交流支援

本市は小中高校が全国レベルでの音楽コンクールで優秀な成績を収める一方で、地域の音楽団体も活発に活動しており、こうした学校や団体を支援しながら、子どもたちが質の高い演奏に触れて刺激や感銘を受けられる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



小中学校管楽器講座

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
29	学校行事や部活動における音楽を 発表する機会の充実(再掲) 	「小中学校音楽会」やならしの学 校音楽祭等、学校行事や部活動 で音楽を発表する機会を設ける と共に、習志野高等学校吹奏楽 部が小中学生に演奏指導を行う 取り組みを支援し、次世代の音 楽人材の育成につなげていきま す。	学習指導課
30	コンクール優秀団体の発表の場 と鑑賞機会の提供 	コンクールにおいて優秀な成績 を収めた団体の演奏の発表の場 としてならしの学校音楽祭を実 施し、鑑賞機会を提供します。	学習指導課
31	身近なところで子どもたちが目標 を持つことができる環境の維持 	習志野市小・中学校管楽器講座 への参加やならしの学校音楽祭 への出場を目指したり、習志野 第九演奏会のリハーサル見学の 機会等をとおして刺激や感銘を 受け、身近なところで子どもたち が目標を持つことができる環境 をつくります。	学習指導課

【小施策(2)】音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり

地域でのコンサート開催等を通じて、身近な場所で音楽を楽しみ交流が図れる機会づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
32	地域の人材を活かした音楽会の実施	学習圏会議※ <sup>2</sup> や地域と共に連携したコンサートを実施します。また、演奏や歌の技術に長けた人材が豊富である音楽のまちの強みを活かし本市にゆかりがある音楽家等によるコンサートを実施します。	社会教育課 公民館



バラの街♪音楽会

【小施策(3)】音楽のまちを象徴する新ホールの検討

多くの市民に親しまれてきた習志野文化ホールは、本市の音楽文化の中心的な拠点として、その発展に大きく寄与してきました。新たなホールにおいても音の響きを重視すると共に、幅広い創造的な文化芸術活動を支える場となるよう、再整備の検討を進めていきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
33	音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討	音の響きを大事にし、幅広い利用に対応できる誰もが利用しやすいホールとなるよう再整備を検討します。	総合政策課 社会教育課



※<sup>2</sup> 生涯学習によるまちづくりをめざし、地域の特色を活かした生涯学習を推進し実践するため、平成4年から平成6年の間に市内各公民館を拠点に設置された。構成員に制限はなく、各々特徴的なコンサートや行事等を実施している。これまでの主な活動成果として「習志野かるた」制作や、学校や町会等と協力実施する地域コンサートがある。





## 【施策2】 文化的資源の活用

本市には、文化財や美術品、民俗行事をはじめとする将来にわたって伝えていくべき文化的な資源があります。このような資源の認知度や関心度を高め、幅広い市民が地域に親しみを感じ、関心を深めることが大切です。また、教育や産業等と連携した活用にも取り組みます。

### 【小施策(1)】文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり

文化財等文化的な資源の存在が広く知られ、関心を持たれるよう、教育に活用したり、身近な場所での展示やインターネット等による情報発信の充実を図ります。

#### 【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
34	学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 	学校教育・社会教育等の場で文化財等文化的な資源を学ぶ機会の充実を図ります。	学習指導課 社会教育課 公民館 図書館
35	親しみやすい市の歴史の発信【新規】 	市民が手に取りやすく読みやすい習志野市史関連書籍の充実・周知、インターネットでの発信、説明板の更新等市民が習志野市の歴史に愛着や興味を持つような取り組みを推進します。	社会教育課
36	文化的資源の展示や活用 	文化財、芸術作品等本市の文化的資源を周知するため、公民館等での展示・公開や、旧大沢家住宅・旧鴫田家住宅を活用したイベント等を実施します。	社会教育課 公民館
37	歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】 	歴史資料展示室を開設し、保存展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施します。 また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の計画的な補修並びに新たな収蔵場所を検討します。	社会教育課



旧鴫田家住宅お月見の会





歴史資料展示

【小施策(2)】文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり

本市の文化を他分野と連携し、地域の活性化につなげるため、特産品開発等の産業分野への展開を進めていきます。これにより、地域文化を体現する製品として広く発信し、観光や産業の活性化を図ります。また、市内にある彫刻等を紹介するガイドマップを配布・発信し、まち歩きを推奨します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
38	特産品開発等の産業への文化の活用 	習志野市の文化を「ふるさと産品」等特産品開発等の産業に活用します。	産業振興課
39	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知(再掲) 	本市が所蔵する彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課



習志野ドイツフェア&フードフェス



習志野市歴史・文化財マップ

## 【施策3】 公民館活動等を通したまちづくり





公民館は本市の地域文化の担い手のひとつとして市民のまちづくりを後押ししてきました。地域文化を継承・発展させていくため、地域の魅力や課題を皆で発掘し、まつりやイベント等につなげ広く共有すると共に、大学等との連携を通じて、活動の活性化に取り組みます。また、今後の地域を担う人材が活躍できる環境づくりにも取り組みます。

### 【小施策(1)】 交流を促す文化活動の活性化

文化活動を活性化させるためには、市民や文化団体等が交流し、相互に作品・発表等を鑑賞し合い、作品・発表の機会を創出することが大切です。このため、市民に身近な公民館等公共施設において、交流の場づくりに取り組みます。

また、(仮称)新総合教育センターの再整備において、公民館・図書館等を機能統合して複合施設を開設し、人と人がつながる学びの交流基地として文化活動を支援します。

#### 【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
40	交流を通じた発表の場づくり 	サークルや文化団体の交流を促し、相互に刺激をし合える、作品や音楽等の発表の機会をつくります。	公民館
41	展示スペースの提供 	各公民館等で市民や文化団体が作品等を展示できるスペースを提供し、市民間の交流を促します。	公民館 協働政策課
42	プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催【新規】 	「ならしのクリエイターズエキスポ」「ハンドメイド・マーケット」等市民作家が展示販売と共に市民と交流し、活動の輪を広げることのできるイベントを開催します。	社会教育課
43	複合施設連携による学びと地域交流の場づくり【新規】 	(仮称)新総合教育センターの再整備において公民館・図書館等の機能統合による複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げます。	公民館 図書館 協働政策課 総合教育センター



サークルふれあいまつり





交流を促す展示

【小施策(2)】大学等と連携した公民館活動

公民館では、文化活動の担い手の減少が課題となっています。このため、青年講座等での地元大学や高校との連携を通じて、若者が公民館活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
44	地元大学等と連携した公民館事業の実施 	青年講座等において地元の大学や高校と連携しながら、公民館事業に取り組みます。	公民館
45	学生の公民館活動への参加機会の提供 	本市に在住・通学する学生が公民館活動に参加しやすい内容を取り入れ、大学等へ周知を図っていきます。	公民館



ユースリーダー講座





ならしのリーダーズ

【小施策(3)】社会教育を通じた地域の魅力の発信

地域特有の文化を生かすには、地域の魅力や課題を発掘し、これらを広く共有していくことが大切です。このため、まちづくりや地域活動について話し合う場の提供に取り組むと共に、地域を活性化させるまつりやイベントを実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
46	まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 	公民館の学習圏会議やプラッツ習志野の「フューチャーセンターならしの」において、まちづくりや地域の魅力と地域課題について話し合う機会をつくれます。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)
47	地域を活性化させるイベントやまつりの実施 	公民館で行うまつりやイベントを地域と連携して開催し、交流の輪を作り、地域の活性化につなげます。	公民館



地域のいまを知り交流やアイデアを出す場  
シン・ならしのスタディーズ  
(プラッツ習志野フューチャーセンター)



きくたこどもまつり

## 【小施策(4)】地域を担う人材の育成

これからの地域を担う人材を育むことは重要な課題です。このため、プラッツ習志野を多様な世代・分野の人材が交流・協働する拠点とし、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。また、市民カレッジで学んだ市民をはじめ、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

### 【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
48	プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援 【新規】	市民活動の導入促進・活動補助として、講座や発表会・相談会のステップから活動の初動段階を応援するイベント「一歩目フェスティバル」「ならしのクリエイターエキスポ」等を開催し、市民が活動を行うきっかけを支援します。また、市民作家の作品の展示販売である「ヒトコマ雑貨市」の開催等フューチャーセンターが登録管理・運営する「クリエイターズクラブ」の活動を支援し、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。	社会教育課 公民館
49	市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	「市民カレッジ OB ボランティア」等卒業生が、地域で活躍できる仕組みをつくります。	社会教育課



ならしのクリエイターズエキスポ



ボランティア活動とは(車椅子体験)

## 第5章 推進に向けて

### 1 関係各課等との調整

文化振興にあたっては、関連各部署との密な連絡・調整を行い、すべての施策・事業に文化的視点を融合させつつ実施します。これにより、全庁横断的な推進体制を確立し、計画的かつ統合的な文化振興を図ります。

また、文化事業の実施にあたっては、習志野市芸術文化協会や(公財)習志野市文化スポーツ振興財団と連携を密にして課題や問題点を共有し解決するとともに、広い視野をもって取り組みます。

その他にも文化的な情報収集に努め、計画を推進します。

さらに現状を把握しながら状況に即した対応をし、取り組み項目については適宜、追加・修正を行う等必要に応じた見直しを行います。

### 2 評価の方法

評価指標を設定し、実績を取りまとめ、社会教育委員会議をはじめ、各関係審議会に状況を報告します。各審議会の専門的見地からの意見等を受けて、また、社会情勢の変化と照らし合わせ、その都度将来に向けた課題を把握し、計画内容の修正や評価指標の見直し等を実施し、更なる文化振興を図ります。

---

---

## 参考資料

---

---

### 1 本計画関連施設・指定文化財等・屋外彫刻

### 2 社会教育委員関係

諮問・答申

社会教育法(抄)【第四章】

習志野市社会教育委員の設置に関する条例

習志野市社会教育委員

### 3 本計画関連法令等

習志野市文教住宅都市憲章

文化芸術基本法

千葉県文化芸術の振興に関する条例

### 4 習志野市組織図(本計画に関わる部署・業務のみ)

# I 本計画関連施設・指定文化財等・屋外彫刻

## (1) 本計画関連施設



施設名	中央公民館	菊田公民館	実花公民館	袖ヶ浦公民館
所在地	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	津田沼 7-9-20	東習志野 6-7-2	袖ヶ浦 2-5-1
電話	047-455-3517	047-452-7711	047-477-8899	047-451-6776



施設名	谷津公民館	新習志野公民館	市民ホール
所在地	谷津 4-7-10	秋津 3-6-3	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)
電話	047-452-1509	047-453-3400	047-476-3213



施設名	中央図書館	新習志野図書館	東習志野図書館	谷津図書館
所在地	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	秋津 3-6-3	東習志野 3-1-20	谷津 5-16-33
電話	047-475-3213	047-453-3399	047-473-2011	047-471-2072



施設名	谷津コミュニティセンター	東習志野コミュニティセンター	市民プラザ大久保	実籾コミュニティホール
所在地	谷津 5-16-33	東習志野 3-1-20	大久保 4-2-11	実籾 5-3-20
電話	047-471-2071	047-475-9901	047-470-8171	047-455-6500

## (2) 指定文化財等

### ① 千葉県指定文化財



名称	小金原のしし狩り資料 村小旗 (有形文化財)	旧大沢家住宅 (有形文化財)	旧鵜田家住宅 附 大工手間(てま)日記・大工出面書留板(でづらかきとめいた)・襖引手裏板(ふすまひきてうらいた) (有形文化財)	下総三山の七年祭り (無形民俗文化財)
指定年月日	昭和42年3月7日	昭和50年12月12日	平成17年3月29日	平成16年3月30日
所在地 伝承地	鷺沼2-1-1 習志野市庁舎内	藤崎1-14-43 藤崎森林公園内	実籾2-24-1 実籾本郷公園内 附は鷺沼2-1-1 習志野市庁舎内	千葉市、船橋市、習志野市及び八千代市



名称	藤崎堀込貝塚 (史跡)
指定年月日	昭和42年3月7日
所在地 伝承地	藤崎1-13

## ② 習志野市指定文化財



名称	実籾 3 丁目遺跡 出土土器 (有形文化財)	谷津貝塚出土 墨書(ぼくしよ) 土器 (有形文化財)	谷津貝塚出土 瓦塔(がとう) (有形文化財)	谷津貝塚出土 銭貨(せんか) (有形文化財)
指定 年月日	平成 26 年 4 月 2 日	平成 27 年 11 月 9 日	平成 27 年 11 月 9 日	平成 27 年 11 月 9 日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内



名称	谷津貝塚出土 金属製品 (有形文化財)	ドイツ捕虜関係 資料 (有形文化財)	海苔養殖用具他 一括 (民俗文化財)	藤崎富士講社の 富士塚
指定 年月日	平成 27 年 11 月 9 日	令和元年 9 月 3 日	昭和 51 年 7 月 16 日	令和 5 年 3 月 1 日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	谷津 2-16-32 向山小学校内	藤崎 1 丁目 176 藤崎堀込貝塚内



名称	鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺 (史跡)	藤崎正福寺大イチョウ (天然記念物)
指定 年月日	昭和 51 年 7 月 16 日	昭和 51 年 7 月 16 日
所在地 伝承地	鷺沼 1-9 鷺沼城址公園内	藤崎 1-8 子安観音堂脇

### ③ 国登録文化財



名称	千葉工業大学 通用門(旧鉄道 第二連隊表門) (有形文化財)	旧陸軍演習場内 圍壁 (有形文化財)	廣瀬家住宅 (主屋・蔵・倉庫・ 井戸上屋) (有形文化財)
登録 年月日	平成10年9月2日	平成14年2月14日	平成15年7月1日
所在地 伝承地	津田沼 2-17-1 千葉工業大学	東習志野 4丁目	津田沼 6丁目

### ④ 国認定 文化財の保存技術保持者



選定保存 技術の 名称	表具用刷毛製作
保持者	田中 重己
認定 年月日	平成22年9月6日

### (3) 屋外彫刻



作品名	希望	青春の鼓動	緑の風景	はと笛
作成者	古川 猛	四中美術クラブ	竹 道久	中野 滋
設置場所 (住所)	実花小学校正門前 (東習志野 6-7-2)	マラソン道路 (東習志野 3-12)	総合教育センター 入口 (東習志野 3-4-4)	総合教育センター (東習志野 3-4-4)



作品名	帽子をかぶった僕	思索	WARP	非ユークリッド的 形態
作成者	酒井 良	水谷 靖	田中 康二郎	村田 徹
設置場所 (住所)	実籾本郷公園 (実籾 2-24)	プラッツ習志野 (本大久保 3-8-19)	かもめ公園 (藤崎 6-5)	森林公園 (藤崎 7-14)



作品名	鬼っ子	雛を抱く少年	真心(2体)	陽だまり
作成者	片岡 康夫	虎竹 秀芳	舟越 保武	森田 伸
設置場所 (住所)	鷺沼台遊歩道 (鷺沼台 2-5)	菊田水鳥公園 (津田沼 3-2)	市役所庁舎入口 (鷺沼 2-1-1)	菊田遊歩道 (鷺沼 1-1-1)



作品名	水の音	少女の夢	番鳥(つがいどり)	空を見上げる青年
作成者	本郷 寛	川村 栄	青木 三四郎	舟越 桂
設置場所 (住所)	京成津田沼駅南口 広場 (津田沼 5-12)	まろにえ橋 (谷津 2-10)	津田沼公園 (谷津 1-16)	JR 津田沼駅北口 広場 (津田沼 1-1-1)



作品名	モジリアーノ	花の姉妹	フローラの像	華
作成者	西條 誠	中村 為延	山本 雅彦	橋本 堅太郎
設置場所 (住所)	谷津コミュニティ センター (谷津 5-16-33)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)



作品名	白いコスチューム	春風	フィンガーウェーブ	歌暁風 (うたぎょうふう)
作成者	斉藤 高德	鈴木 徹	岩下 恭子	舟越 保武
設置場所 (住所)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	葦切児童公園 (谷津 2-19-7)	袖ヶ浦体育館 (袖ヶ浦 5-1)



作品名	暢(ちょう)
作成者	石橋 亘
設置場所 (住所)	新習志野公民館 (秋津 3-6-3)

## 2 社会教育委員関係

### (1) 諮問

教 社 第 4 0 1 号  
令和7年1月22日

習志野市社会教育委員長 様

習志野市教育委員会

#### 習志野市文化振興計画の策定について(諮問)

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、「習志野市文化振興計画」の策定について、社会教育委員の意見を求めます。

#### 記

##### 1. 諮問事項

「習志野市文化振興計画」の策定について

##### 2. 計画策定の趣旨

現行の「習志野市文化振興計画」は本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3年度から令和7年度まで5年間を計画期間として策定した。

この間、新型コロナウイルスの世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだほか、施設が休館となるなど、文化・芸術の分野においても多大なる影響があった。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったと考える。

一方で、『コロナ禍』により、文化・芸術が果たす役割が再認識され、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術などデジタル技術を活用した取り組みが急速に普及した。

また習志野市では、昭和 53 年の開館より 40 年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、地区再開発の影響と老朽化のため令和4年度末を以て長期休館となった。ホールの再整備までの間、従来のホールを中心とした文化振興の取り組みから、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより振興施策の充実を図ることが必要となる。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、現行期間の取組と総合指標の達成度等を図り、その成果を踏まえつつ、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため令和8年度から令和15年度を計画期間とする次期計画を策定する。

(2) 答申

---

答 申

習志野市教育委員会 様

令和7年1月30日付け教社第401号により、習志野市社会教育委員に諮問がありました次期習志野市文化振興計画案につきまして、別紙のとおり、答申します。

令和7年9月24日

習志野市社会教育委員  
委員長 澤田 弘

### (3) 社会教育法(抄)【第四章】

#### ○社会教育法(抄)

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

#### 第四章 社会教育委員

(昭和二六法一七・旧第三章繰下)

##### (社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正)

第十六条 削除

(平一一法八七)

##### (社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正)

##### (社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正)

第十九条 削除

(昭三四法一五八)

## (4) 習志野市社会教育委員の設置に関する条例

### ○習志野市社会教育委員の設置に関する条例

昭和 25 年 2 月 28 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、習志野市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(平 25 条例 34・全改)

(委員)

第 2 条 委員の定数は 10 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(平 25 条例 34・全改)

(任期等)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情がある場合は委員の任期中でも解嘱することができる。

(平 25 条例 34・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員のうちから委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 25 条例 34・追加)

(委員の会議)

第 5 条 委員の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長を定める前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 25 条例 34・追加)

(庶務)

第 6 条 委員に係る庶務は、社会教育担当課において処理する。

(平 25 条例 34・追加)

(費用弁償)

第7条 委員が職務として研究調査を行うとき、予算の範囲においてその費用を弁償する。  
(平19条例4・旧第5条繰上、平25条例34・旧第4条繰下・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議その他運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(平19条例4・旧第6条繰上・一部改正、平25条例34・旧第5条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年3月24日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月20日条例第4号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第34号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## (5) 習志野市社会教育委員

### 習志野市社会教育委員

No.	氏名	職業・役職	委嘱事由
1	澤田 弘	芸術文化協会副会長	社会教育関係者
2	鶴岡 利江子	家庭教育学級講師(助産師)	家庭教育関係者
3	蓮 一臣	第七中学校校長	学校教育関係者
4	越智 晃	スポーツ推進委員連絡協議会副会長	社会教育関係者
5	三浦 久美	元習志野文庫連絡会役員 他	社会教育関係者
6	大村 悠	習志野市 PTA 連絡協議会会長	社会教育関係者
7	中台 雅之	青少年相談員連絡協議会会長	社会教育関係者
8	丹間 康仁	筑波大学准教授	学識経験者

関係法令 社会教育法第15条  
習志野市社会教育委員の設置に関する条例第2条及び第3条  
定数・任期 10人以内、2年  
委嘱期間 令和6年6月1日～令和8年5月31日

### 3 本計画関連法令等

#### (1) 習志野市文教住宅都市憲章

昭和 45 年 3 月 30 日議決  
改正 昭和 60 年 3 月 28 日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

#### (憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

#### (市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

#### (市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

#### (補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6ヵ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和 45 年規則第 24 号で昭和 45 年 9 月 30 日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。

## (2) 文化芸術基本法

### (前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住

- する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができ  
きるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活  
発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮され  
なければならない。
  - 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られな  
なければならない。
  - 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が  
行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展  
が図られなければならない。
  - 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよ  
う、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
  - 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関  
する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」とい  
う。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
  - 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見  
が反映されるよう十分配慮されなければならない。
  - 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を  
文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有  
の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連  
分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策  
を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主  
的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができ  
るとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理  
解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

#### (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

### (3) 千葉県文化芸術の振興に関する条例

#### (前文)

文化芸術は、人が本来的にもつ情動の発露である。

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものである。

文化芸術は、人々が相互に理解し尊重しあう場を提供し、ひいては平和に寄与するものである。

私たちが暮らす千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の彩り豊かな花、湖沼や谷津などの美しい水辺、緑豊かな里山に恵まれた郷土である。温暖湿潤な気候と自然の恵みは、古代から人々に豊かな暮らしをもたらし、貝塚をはじめとする遺跡や、伝統芸能、祭り、郷土料理などの地域固有の文化が今に受け継がれてきた。

また、我が県は、人や物、情報が活発に交流する中で、様々な文化芸術活動が盛んに行われており、伝統芸能からメディア芸術まで県内各地に多様な文化芸術を花開かせてきた。

こうした房総の特性を活かし、県民が文化芸術に親しむ土壌を醸成するとともに、世界との交流の扉を有する地にふさわしく、我が千葉県の文化芸術を広く国の内外に発信しなければならない。

私たちは、郷土への誇りと愛着を深め、先人が創りあげた文化の継承と新たな創造を決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性や専門性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の特色を反映した文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が県民共通の財産として生まれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県の文化芸術及びその魅力が、県内はもとより、国内外へ発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。

- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

#### （県の責務）

- 第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が実施する文化芸術に関する施策について、情報提供、必要な助言その他の支援に努めるものとする。

#### （県民の関心及び理解）

- 第4条 県は、県民が文化芸術を享受し、創造することができるとともに、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

#### （国、他の地方公共団体、文化芸術団体等との連携）

- 第5条 県は、基本理念の実現を図るため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育研究機関、民間事業者その他の関係者（以下「文化芸術団体等」という。）等と相互に連携を図り、その能力を活用するよう努めるものとする。

#### （財政上の措置）

- 第6条 県は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （文化芸術推進基本計画）

- 第7条 県は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならない。
- 2 前項の計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
  - 3 知事は、第1項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、文化芸術団体等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
  - 4 知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

#### （芸術の振興）

- 第8条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 県は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用等)

第13条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等の把握及び調査に努めるとともに、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 県は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。  
2 県は、前項に定めるもののほか、地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に関する発信等)

第15条 県は、県の文化芸術の県内外への周知を図るため、県の文化芸術に関し、事例の把握、情報の収集、発信その他の必要な施策を講ずるものとする。  
2 県は、文化芸術に係る国内外の交流の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第17条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(県民の文化芸術活動の充実)

第18条 県は、年齢又は障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(教育における文化芸術活動の充実)

第19条 県は、幼児期の教育、学校教育等教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校等における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第20条 県は、県民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地域の歴史的又は文化的景観の保全等)

第21条 県は、地域の歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第22条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

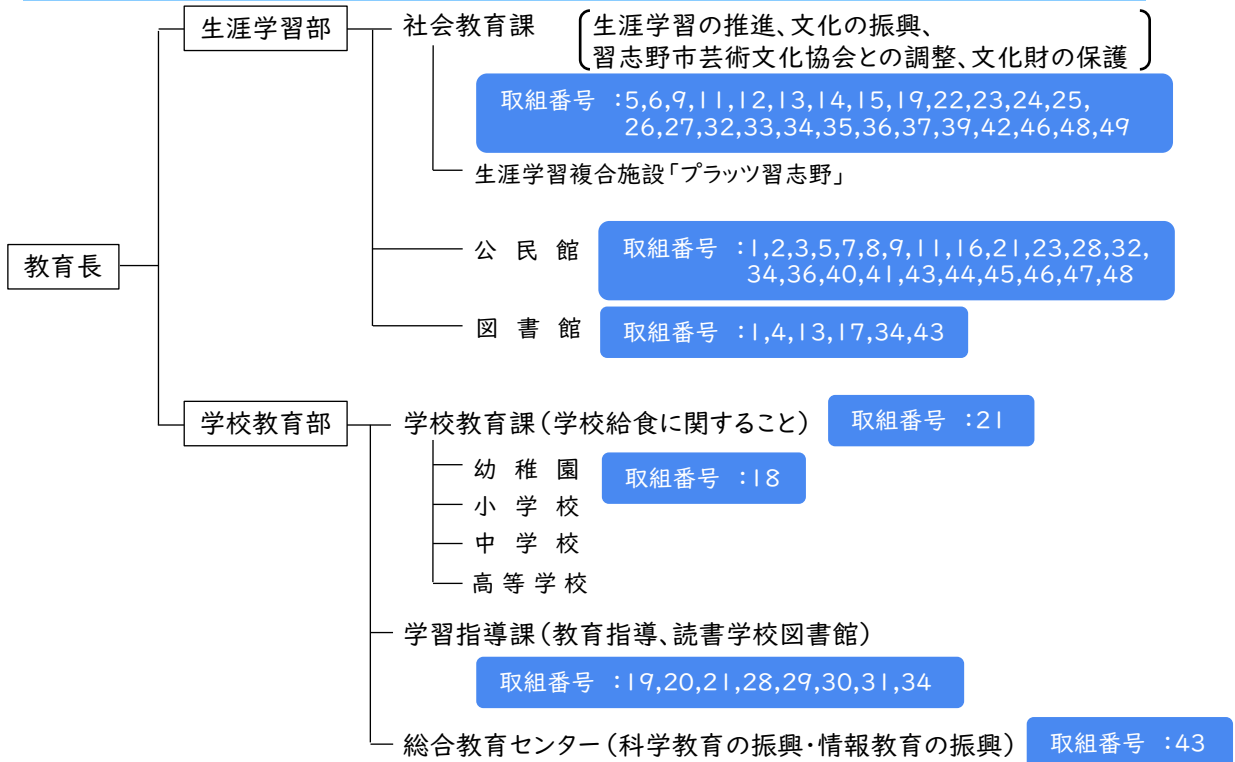
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

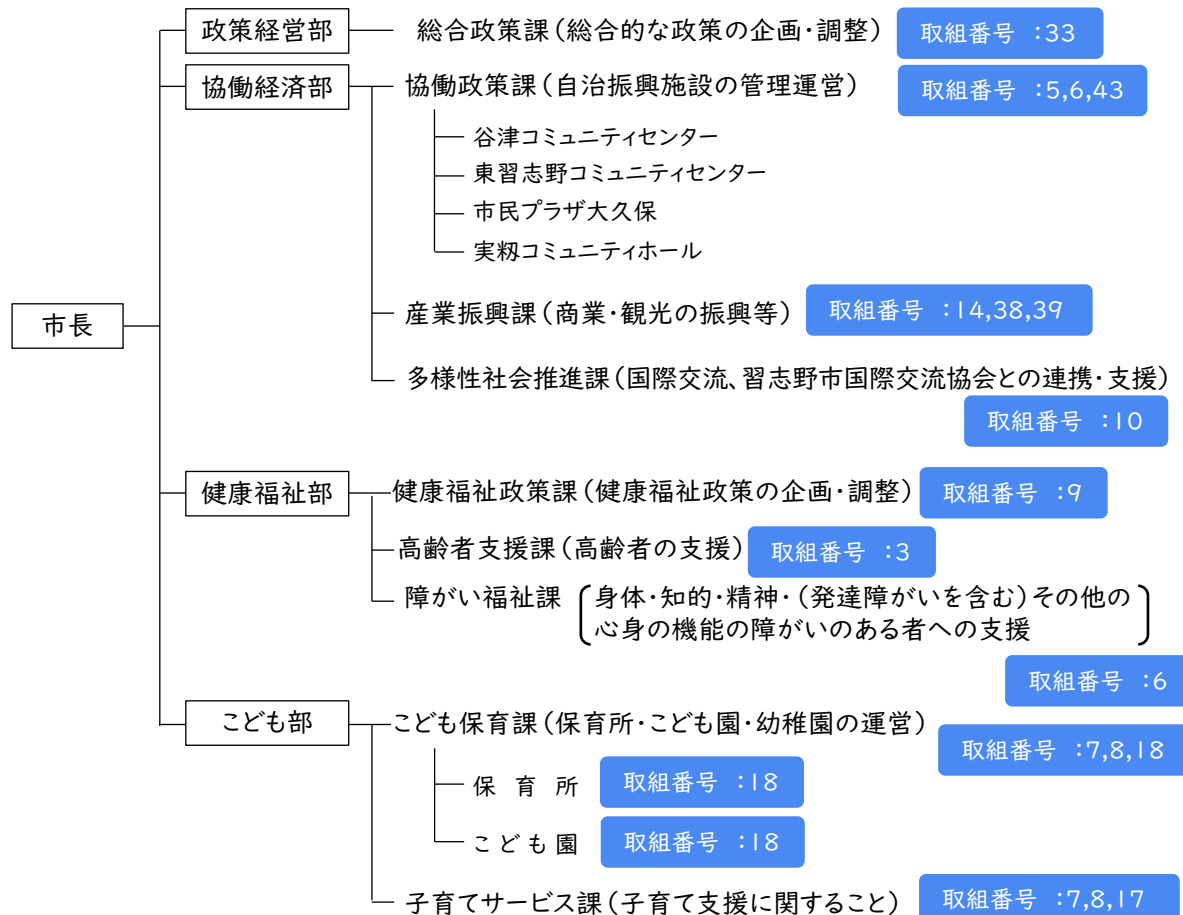
## 4 習志野市組織図(本計画に関わる部署・業務のみ)

令和8年4月1日現在

### (1) 教育委員会事務局



### (2) 市長事務局



## 表紙写真の説明

上から

写真1:NPO 法人習志野第九合唱団「習志野第九演奏会」

写真2:袖ヶ浦公民館「和太鼓 in ならしの」

写真3:習志野市美術会「第32回習志野市美術展覧会 市展」

写真4:旧鶺田家住宅お月見の会・

(公財)習志野市文化スポーツ振興財団「月待コンサート」

写真5:NPO 法人 希望の虹レインボー学園ちぎり絵作品

写真6:実花公民館「親子チャレンジ(房総太巻き寿司作り)」

## 裏表紙写真の説明

上部左、右:真心(屋外彫刻、2体)

下部左:ドイツ捕虜関係資料「ボトルシップ」

下部右:埋蔵文化財発掘調査

### 習志野市文化振興計画

発行年月:令和8年3月

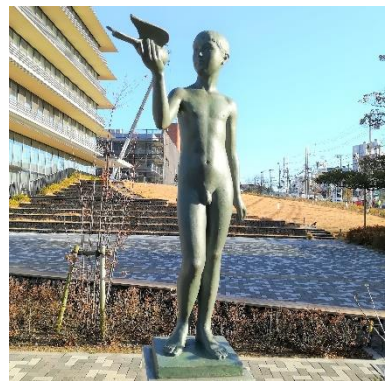
発行:習志野市教育委員会

編集:生涯学習部 社会教育課

所在地:千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話番号:047(453)5587

ホームページ:<https://www.city.narashino.lg.jp/>



議案第14号

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画の策定について

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画を別記のように策定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画を別記のとおり策定するものである。

# 第2次習志野市子どもの読書活動推進計画 (案)

(令和8(2026)年度～令和15(2033)年度)

～全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり～



習志野市教育委員会

## はじめに

社会の変化が加速度を増し、先行きが不透明な時代において、子どもたちの生活や情報環境は大きく多様化しています。このような時代において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、その基本理念を「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と定めています。

このことは、子どもたちにとって、一冊の本との出会いが、人生の道しるべとなり、心の支えとなり、あらゆる学びの糧となることを示しています。

一方で、本市における子どもたちの読書時間は年齢が上がるにつれて減少しつつあるという現実があります。子どもたちに本の楽しさを知ってもらうべく、豊かな読書機会をより多く提供するために、子ども一人ひとりがどんな本を求めているのか、どんな感情を抱えているのかに気付き、その時に最適な本を紹介できるような「橋渡し役」が必要です。このことは、保護者や教師・保育者をはじめとした、これを担う周りの大人たちが、子どもたちの心のありようをよく観察することから始まります。

また、GIGA スクール構想により、1人1台端末が整備され、紙の書籍に限らず、電子書籍を含む、多様な形での読書を通じて、子どもたちは多くの知識を得たり、異文化への理解を深めたりすることができる環境となっており、これを最大限活用することも必要です。

このような状況を踏まえ、私たち大人が子どもの読書に対する理解を深め、それぞれの発達や読書経験に応じた支援を行っていくため、また、家庭、学校、地域など、子どもたちが生活するすべての場において、読書活動を支える環境を整備していくために、「第2次習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

「物事は好きになることが上達の近道である」という考えのもと、教育・福祉・保育関係者、さらには保護者や地域の皆さまと協力し、本計画の基本目標である「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」に全力で取り組んでまいります。

習志野市教育委員会教育長 **小熊 隆**

## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	4
1 策定の趣旨 .....	4
2 計画の位置づけ .....	5
3 計画の対象 .....	5
4 計画の期間 .....	5
第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等 .....	6
1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化 .....	6
2 国・千葉県の動向 .....	6
第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等 .....	7
1 前期計画の振り返り .....	7
(1) 実施状況 .....	7
(2) 前期計画の目標達成状況 .....	8
(3) アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点 .....	11
第4章 基本目標・基本方針・施策体系 .....	18
1 基本目標 .....	18
2 基本方針 .....	18
3 施策体系 .....	19
4 計画の目標値 .....	20
第5章 計画の実現に向けた取り組み .....	21
基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進 .....	21
基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施 .....	21
基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信 .....	22
基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み .....	24
基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上 .....	25
基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進 .....	26
基本施策⑥ 学校での読書活動の推進 .....	26
基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築 .....	28
基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実 .....	28
基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり .....	29
基本施策⑨ 子ども読書活動推進体制の整備 .....	30
基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保 .....	31
《子どもの発達段階に応じた取り組み》 .....	32
《計画の推進》 .....	36
【参考資料】 .....	37
計画の策定プロセス .....	38
子どもの読書活動の推進に関する法律 .....	39
習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領 .....	41
子どもの読書活動 関係施設一覧 .....	43
習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果(抜粋) .....	49

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」の基本理念に基づき策定するものです。

近年、生活環境の変化や価値観の多様化等により、すべての世代の「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されています。文化庁が令和6(2024)年に全国の16歳以上を対象にして実施した調査では、1ヶ月に1冊も本を読まないと回答した割合が6割に上り、過去最大の数値となりました。

その中で、子どもたちも年齢が上がるに従い読書時間が減少していく傾向にあり、特に高校生の不読率<sup>①</sup>の高さは課題となっています。

習志野市では、平成16(2004)年4月に「習志野市読書活動推進計画」、平成31(2019)年4月に「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

この間、国のGIGAスクール構想により、小・中学校で1人1台タブレット端末が導入されるなど、教育におけるデジタル化が進展し、電子書籍をはじめとする様々なデジタル媒体から活字情報を得る環境が整っていることから、引き続き、多様な機会の提供に取り組む必要があります。

子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行い、知識や豊かな心を育てることができるよう、前期計画に続き、社会の変化に対応した読書環境を整備することが重要です。

また、特に育児をしながら自身の生育過程を振り返っている保護者にとっても、子どもとともに過ごす読書時間が自らの癒しや励ましにつながってほしいと願うものです。

読書とは、教養・娯楽・情報収集・語彙力の向上のためだけではなく、子ども一人ひとりの知的・情緒的・精神的発達のうちで非常に大きな役割を果たし、子どもが心身ともに健やかに成長していくための助けとなるものです。著名な児童文学者のリリアン・H・スミス<sup>②</sup>は「すぐれた子どもの本は、それを楽しんで読む子どもたちに、非常時用の錨を荒い波風におろすような安定力を与える」と述べています。

これらのことから、国や県の動向や本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえ、本市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的に、「第2次習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

① 不読率：1か月に1冊も本を読まない子どもの割合

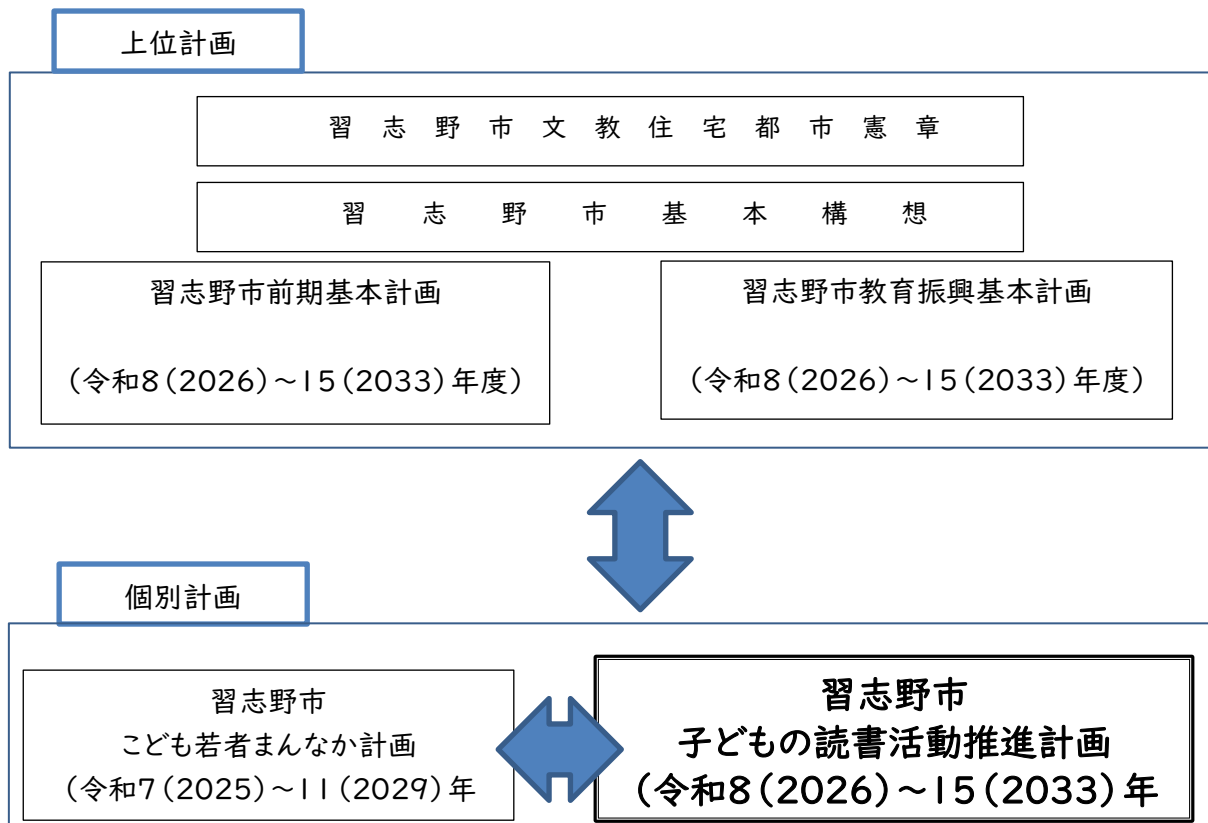
② リリアン・H・スミス：アメリカの児童文学者、小説家(1887-1983)。引用は「児童文学論」(岩波書店 2016年刊)

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」の内容等を踏まえ、策定します。なお、国計画における基本的方針は、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点です。

さらに、令和元(2019)年6月に施行した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき策定された、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」及び千葉県の「千葉県読書バリアフリー推進計画」の内容を踏まえて策定します。

また、市の他の計画について、「習志野市基本構想」における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた「習志野市前期基本計画(令和8(2026)~15(2033)年度)」や「習志野市教育振興基本計画(令和8(2026)~15(2033)年度)」の子どもの読書施策に関する個別計画とするとともに、「習志野市こども若者まんなか計画(令和7(2025)~11(2029)年度)」と調和を図ります。



## 3 計画の対象

本計画の対象は、「おおむね18歳以下の子ども」と「子どもの読書活動の推進に関わる保護者、教育・福祉・保健関係者等」とします。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

## 第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等

### 1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化

#### (1) GIGAスクール構想による1人1台端末の配備

令和元(2019)年に国から提唱されたGIGAスクール構想により、全国の小・中学校、高等学校などにおいて高速大容量の通信ネットワークを整備、児童・生徒1人に対して1台のコンピュータまたはタブレット端末の整備が進められてきました。子どもたちにとってICT機器が身近なものとなり、紙の本だけではなく、電子媒体でも読書ができる環境が広まりました。

#### (2) スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用増・低年齢化

東京大学とベネッセ教育総合研究所が小学校1年生から高校3年生を対象に実施した調査<sup>③</sup>では、各メディアの1日の平均利用時間について、スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用時間が増加しているのに対し、本に費やす時間は減少していることが分かりました。

また、スマートフォンの利用時間については、小学校4年生は1日20分のところ、高校2年生になると140分になり、学年が上がるにつれて増えている状況です。

### 2 国・千葉県の動向

#### (1) 視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

国は、視覚障がい、読字に困難がある発達障がい(ディスレクシア等)、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい方等も読書に親しむことができる社会の実現に向けて、令和元(2019)年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)を制定しました。また、読書バリアフリー法第7条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」が策定されたほか、子どもに対する読書バリアフリーの取り組みとしては、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にその内容が反映されました。

千葉県についても、令和5(2023)年3月に「千葉県読書バリアフリー推進計画」を策定し、子どもに対する取り組みとしても「千葉県子どもの読書活動推進計画(第五次)」にその内容を反映しました。

#### (2) 学校図書館図書整備等計画の策定

令和4(2022)年1月、国は、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画では、全ての公立小・中学校等において、「学校図書館図書標準<sup>④</sup>」の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充を図ることとされています。

<sup>③</sup> 「子どもの読書行動の実態-調査結果からわかること-」(令和5年10月)、ベネッセ教育総合研究所  
[https://benesse.jp/berd/up\\_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04\\_pdf.pdf](https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04_pdf.pdf),  
(参照 2025-7-15)

<sup>④</sup> 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に国が定めたもの  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\\_001/016.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm)  
(参照 2025-7-31)

## 第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等

### Ⅰ 前期計画の振り返り

#### (1) 実施状況

前習志野市子どもの読書活動推進計画（平成31（2019）年度～令和7（2025）年度）に基づき実施した77の事業の取り組み状況については、毎年度、PDCA サイクルによる実績評価を行うとともに、中間年度である令和4（2022）年度末に計画の修正を行いました。

令和7（2025）年度までの7か年における主な取り組み状況は以下のとおりです。

#### 基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

各幼稚園、保育所、こども園、小学校等で、本の読み聞かせやおはなし会等を実施し、読書に親しむ機会の提供を行いました。なお、おはなし会については、一部実施されていない施設もみられました。

#### 基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実

各関係機関にて、計画的な図書購入や市民・保護者からの寄贈を募り、図書室や園の絵本コーナーの充実を図りました。また、幼稚園、保育所、こども園等では園で絵本の貸し出し等を行いました。一部実施されていない施設もみられました。

小・中学校では、令和5（2023）年7月に習志野市学校電子図書館（ナラシド♪ライブラリー）を導入し、読書の方法が広がりました。

#### 基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及

家庭・地域に向けて公民館で子どもの読書活動の大切さを学ぶ家庭教育学級を実施しました。

学校・園では、授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、各校・園で子どもの成長に合わせた読書指導を行いました。また、市立図書館では、館の利用に関する情報を周知するとともに、子どもの読書や児童文学に関する講演会や講座を開催しました。

#### 基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動推進体制の整備として、保育所等では、保護者への情報発信ツールとして導入した保育業務支援システムを活用して、市立図書館からのお知らせや園で読み聞かせた本を周知しました。また、市立図書館では、各学校の司書と情報交換を行い、連携強化を図りました。

子どもの読書に係る人材の育成として、各市立図書館でおはなし会のボランティア登録を募り、活動を行いました。また、学校司書等が会議や研修に参加し、情報共有を図ることで資質の向上に努めました。

#### 今後に向けて

- ・各幼稚園、保育所、こども園、学校等では、子どもが読書を楽しめるようにさまざまな取り組みを行っていますが、地域ボランティアによる読み聞かせの実施や図書館の活用等、取り組み内容にはばらつきがあり、全体での情報共有を行い、取り組みを広げていく必要があります。
- ・子どもたちの生活環境は今後さらに多様化していくことが予測され、全ての子どもが本に親しむことができるよう、多様な主体が相互に連携を強化して取り組む必要があります。

(2) 前期計画の目標達成状況

① 読書が好きな子どもの割合

(小学校6年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	80.7%	75.3%	72.7%	82.1%	86.0%
千葉県	74.6%	73.7%	72.6%		
国	74.3%	73.1%	71.8%		

(中学校3年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	75.5%	75.3%	69.7%	78.5%	81.0%
千葉県	73.6%	70.2%	68.5%		
国	69.9%	68.2%	66.0%		

(資料)

平成29(2017)年度～令和5(2023)年度:全国学力・学習状況調査(国)

令和6(2024)年度:子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

読書が好きな子どもの割合は、小学校6年生・中学校3年生いずれも年度により増減が見られますが、令和6(2024)年度の数値は、計画策定当時に集計した値(平成29(2017)年度)から上回る結果となりました。ただし、目標値に対しては、小学校6年生は約4ポイント、中学校3年生は約2ポイント下回り、未達成となりました。

中学校3年生は小学校6年生よりも読書が好きな割合が下がっています。様々な取り組みにより、国や千葉県平均は超えているものの、特に学年が上がるにつれて読書離れが起きていることがうかがえます。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

② 普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間【30分以上】

※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

(小学校6年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	43.0%	42.6%	40.8%	39.7%	48.0%
千葉県	38.7%	38.4%	40.0%		
国	36.5%	36.4%	37.3%		

(中学校3年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	31.2%	32.1%	33.7%	24.7%	37.0%
千葉県	31.4%	29.1%	30.9%		
国	29.2%	27.3%	28.4%		

(資料)

平成29(2017)年度～令和5(2023)年度：全国学力・学習状況調査(国)

令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間については、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29(2017)年度)を下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、小学校6年生は約8ポイント、中学校3年生は約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

③ 学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数【月1回以上】

※昼休みや放課後、休日に本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために利用した回数

(小学校6年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	29.0%	49.4%	27.5%	58.2%	40.0%
千葉県	35.0%		30.1%		
国	38.6%		32.9%		

(中学校3年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	12.2%	25.8%	14.9%	27.4%	20.0%
千葉県	16.5%		16.0%		
国	19.4%		18.5%		

(資料)

平成29(2017)年度、令和5(2023)年度：全国学力・学習状況調査(国)

令和4(2022)年度、令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数(月1回以上)については、年度により調査媒体が異なり、数値の揺れがありますが、令和6年度の数値において、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29年度)を2倍近く上回る結果となりました。

また、目標値に対して、小学校6年生は約18ポイント、中学校3年生は約7ポイント上回り、目標を達成しました。

豊富に蔵書がある学校図書館や地域の図書館に足を運び、本に触れられるように、引き続き蔵書の充実に努め、魅力的な周知を実施していく必要があります。

－未就学児－

④本が好きな保護者の割合

対象	H30年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R6年度	目標値
習志野市	78.6%	77.9%	66.8%	84.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

本が好きな保護者の割合については、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約11ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約17ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

本に親しむ子どもを増やすには、保護者に向けてもアプローチを行い、親子で読書を楽しめるようなイベントや講座を開催するなどの取り組みが必要だと考えます。

⑤子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	H30年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R6年度	目標値
習志野市	74.6%	67.6%	65.5%	80.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

週1回以上子どもに読み聞かせを行う回数についても、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約9ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約15ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

⇒P.16【未就学児の読書活動について】へ

⑥市立図書館で子どもの本を借りる割合【月1冊以上】

対象	H30年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R6年度	目標値
習志野市	45.6%	44.2%	38.7%	51.0%

(資料)市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

月1冊以上、市立図書館で子どもの本を借りる割合についても、計画策定当時に集計した値（平成30（2018）年度）から徐々に減少し、令和6（2024）年度には約7ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

令和6（2024）年度に実施したアンケートで、読み聞かせに使う本の入手方法について尋ねたところ、「家にある本を利用する」が78.9%と最も多く、「本屋やインターネットで購入」が58.5%、「図書館から借りる」という回答は3番目に多い34.5%でありました。他にも、幼稚園、保育所、こども園から借りるという人も4.6%存在しています。このことから、本の入手方法は市立図書館に限らずさまざまな方法であることがわかりました。市立図書館は、豊富な蔵書の中から自分で手に取って選ぶことができたり、司書が本の選び方の相談に乗ることができること等が特徴であり、引き続きその魅力について伝えていくことが大切です。

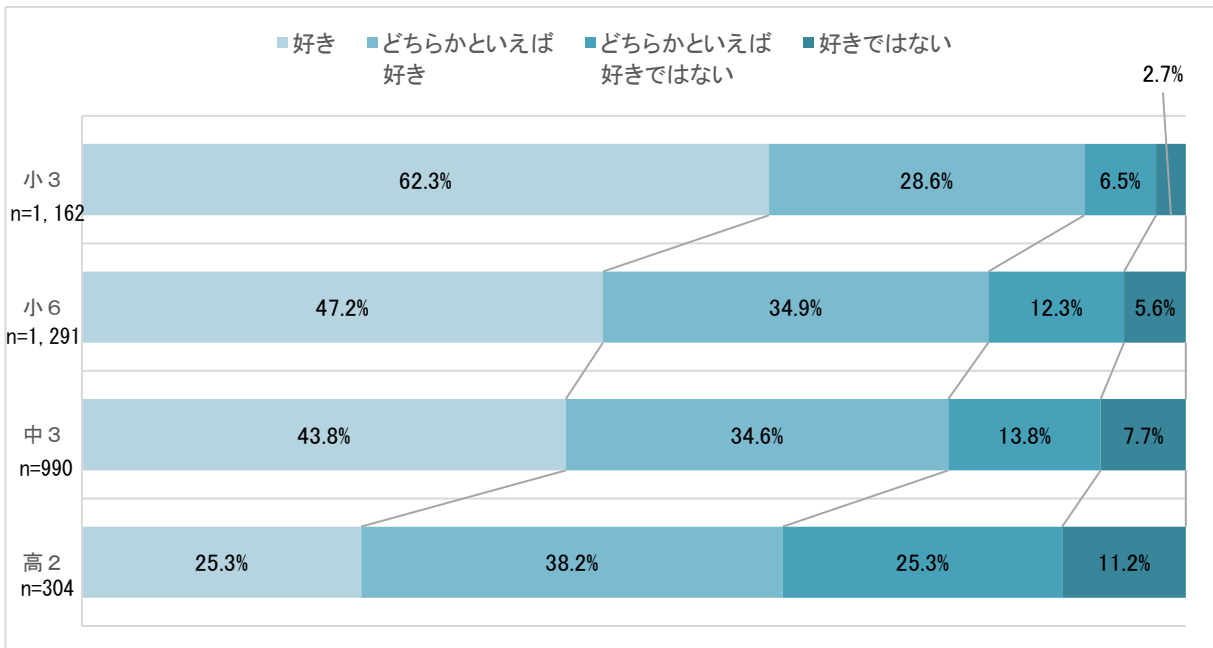
### （3）アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点

#### 【学年が上がるにつれての読書離れについて】

令和6年度に実施したアンケート調査によると、読書が好きな子どもの割合は、学年間（小3・小6・中3・高2）の比較において、小学校3年生が最も多く、その後学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。また、1日あたりの読書時間についても、同様の傾向にあります。

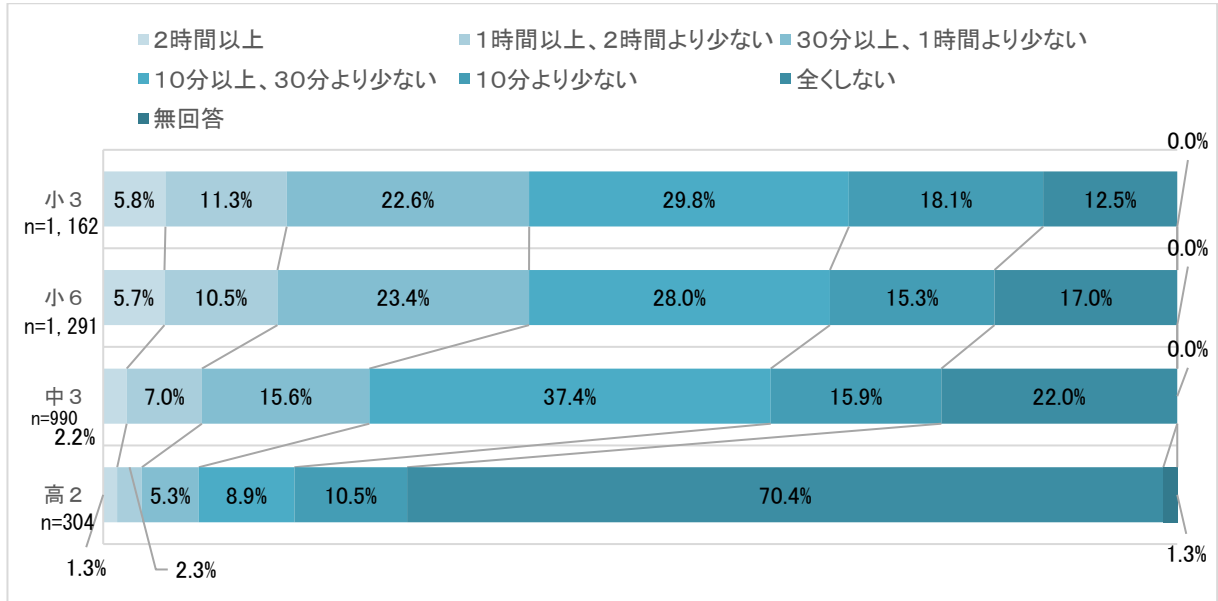
16歳以上が対象ではありませんが、令和5（2023）年度に文化庁が実施した「国語に関する世論調査」でも、全国的に読書量が減っているとの回答が、過去の調査で最多の69.1%（16歳から19歳の年齢別では66.3%）となり、その理由として「情報機器（携帯電話・スマートフォン等）で時間が取られる」、「仕事や勉強が忙しくて読む時間がない」が16歳から19歳の回答で大多数であり、このことは学年が上がるにつれて読書離れとなる要因の一つであると考えます。

#### ◆読書は好きか



（資料）令和6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

◆一日の読書時間(平日)について



(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

《参考》

「読書量が減っている理由」について回答した割合(年齢別：16～19歳)

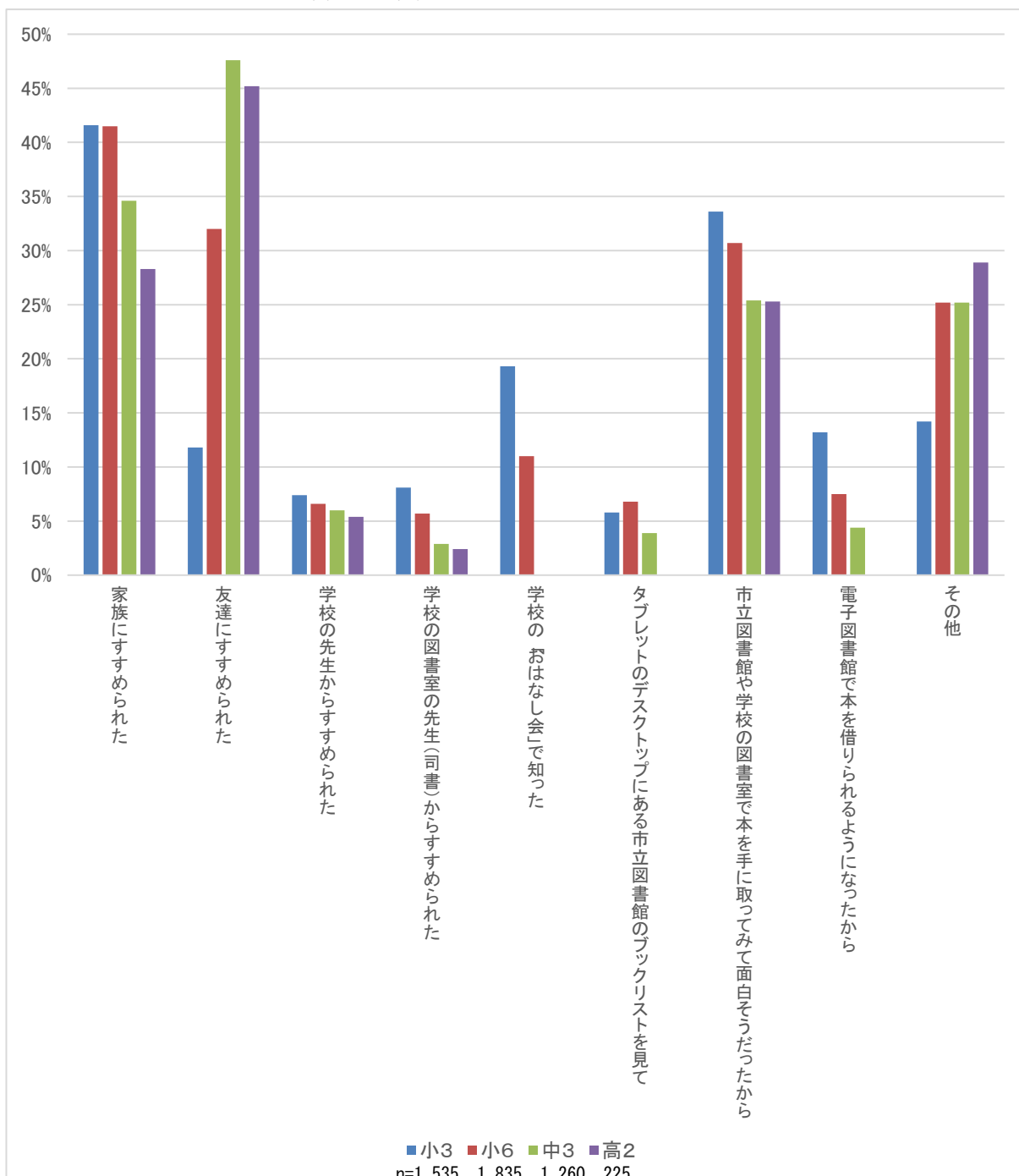
総数 (人)	情報機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機等)で時間が取られる	仕事や勉強が忙しくて読む時間がない	視力など健康上の理由	テレビの方が魅力的である	読書の必要性を感じない
55人	70.9%	56.4%	1.8%	7.3%	12.7%

魅力的な本が減っている	近くに本屋や図書館がない	良い本の選び方が分からない	読みたい本が電子書籍でしか読めない	学校での読書指導が十分でない
1.8%	3.6%	5.5%	-	5.5%

(資料) 令和5(2023)年度国語に関する世論調査(文化庁) ※全国調査

本を読むきっかけについて尋ねた設問では、すべての学年で「家族にすすめられた」が一定割合を占めています。「友達にすすめられた」は学年が上がるにつれて増加傾向にあります。また、「図書館や図書室で本を手にとってみて面白そうだったから」も一定割合を占めますが、一方で「学校の先生からすすめられた」「学校の司書からすすめられた」という回答は比較的低くなっています。なお、令和3(2021)年に国立青少年教育振興機構が実施した調査<sup>⑤</sup>では、「1日に読むページを決めて読むこと」「学校や市の推薦図書を選ぶこと」を多く経験することは、読書量の少なさと関連することが示唆されており、「読まされる」ことにより自由な読書を妨げてしまう可能性があります。

◆本を読むきっかけについて(複数回答)



(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

<sup>⑤</sup> 「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」(令和3年3月)。国立青少年教育振興機構。  
[https://www.niye.go.jp/pdf/210811\\_02.pdf](https://www.niye.go.jp/pdf/210811_02.pdf) , (参照 2025-7-15)

### 今後の取り組みの視点

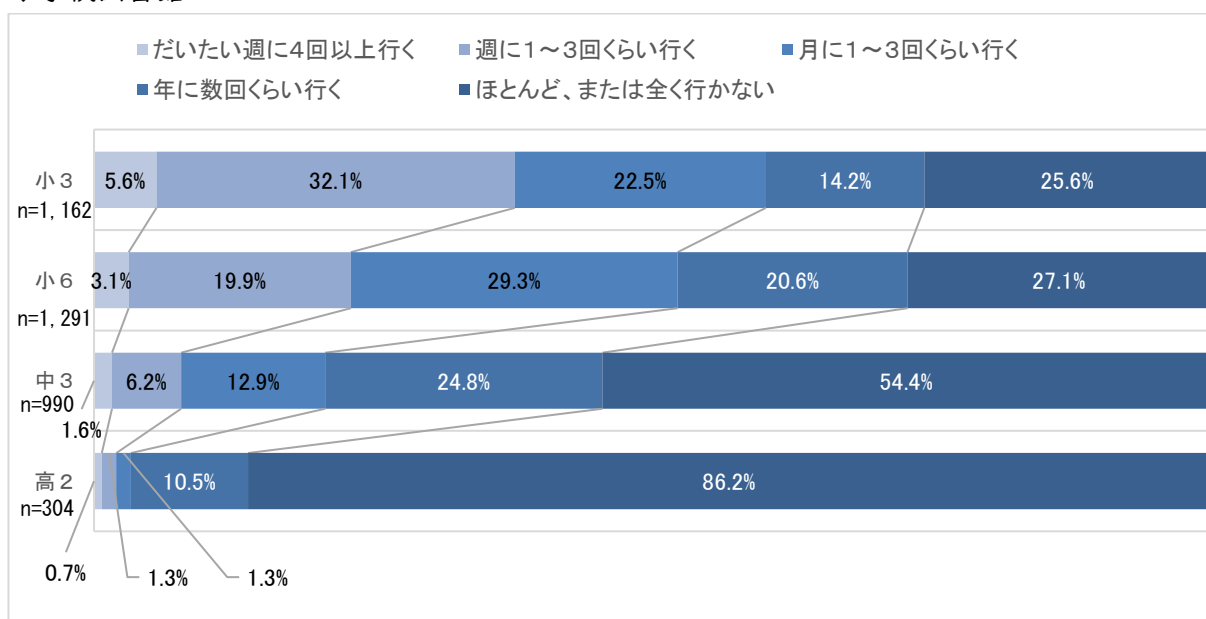
- ◆動画視聴では得られない楽しさが本にはあることを、親・学校の先生・学校図書館や市立図書館の司書など、周りの大人がいかに伝えられるかが大切だと考えます。⇒基本施策①③へ
- ◆その中で、子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割は大きく、啓発に繋がるような情報発信をしていく必要があります。⇒基本施策②⑩へ
- ◆しかしながら、本を読むことを強制的に押し付けるのではなく、「面白い本があるよ」といったように、やわらかく本の良さを伝えていくことが重要です。

### 【学校での読書活動の推進について】

学校図書館の利用頻度は、学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。「こうすればもっと学校図書室へ行く」という設問に対し、「自分の興味のある本があること」といった蔵書面の回答が最も多く見られ、「休み時間や放課後に自由に図書室を使えること」との回答も多くありました。

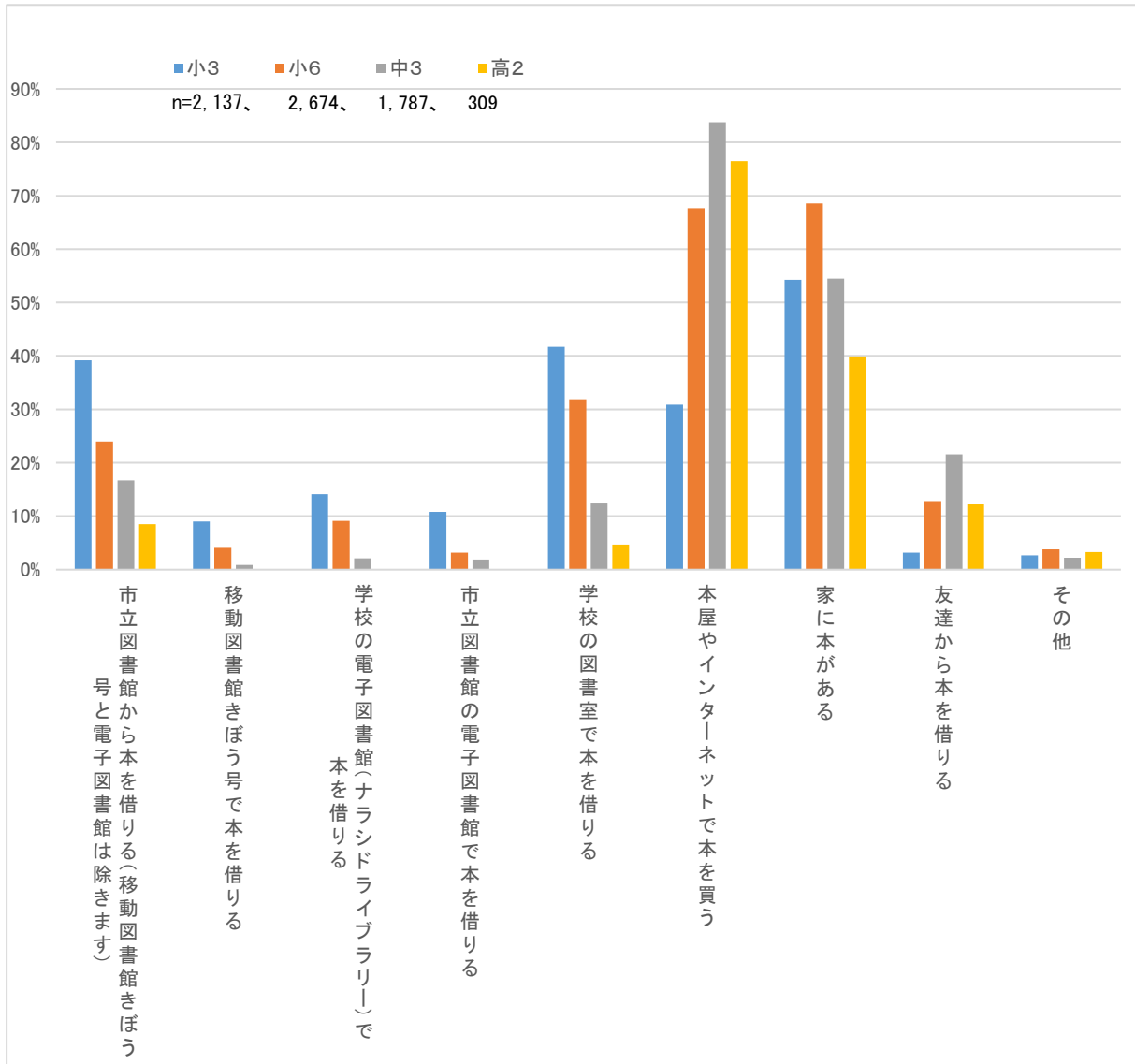
また、本の入手方法において、学年が上がるにつれて市立図書館や学校図書館で借りる割合が低下し、本屋やインターネットで購入したり、友達から借りる割合が上昇する傾向が見られています。

### ◆学校図書館について



(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

◆本の入手方法



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

**今後の取り組みの視点**

◆学年が上がるにつれ忙しさが増すことが推測されるなか、毎日通う学校にある学校図書館がもっと使われる取り組みを行う必要があります。

(利用しやすい学校図書館づくり・学校図書館の開館時間の拡大検討など)

⇒基本施策⑧へ

◆各学校での取り組みを学校間で共有し、取り組みを全市的に広めていく必要があります。

⇒基本施策④⑥へ

◆子どもの読書活動の推進について、教職員等への意識付けを行い、授業やさまざまな目的で子どもが本に触れる機会を作っていくことが大切です。

⇒基本施策④へ

【未就学児の読書活動について】

前期計画の目標達成状況によると、10ページの未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下している傾向にあります。

また、他の設問で、家庭の中で子どもに読み聞かせを行うのは「母親」との回答が最も多く、「読み聞かせをするうえで、障壁となっていること」を尋ねる設問では、「保護者が仕事や家事で忙しく時間がない」という回答が1番多く5割を超えており、2番目に「保護者が疲れていて読み聞かせできない」という回答が多く見られました。アンケートのフリーアンサーでは、幼稚園、保育所、こども園でたくさん読み聞かせをしてほしいという声や、園での本の貸出しを希望する声が複数寄せられました。

共働き家庭が増加し、習志野市でも保育施設の数が増えている中、仕事等で忙しい保護者等による子どもへの読み聞かせの頻度が減っていることが要因の1つであると考えられ、幼稚園・保育所・こども園での読書への期待が大きくなっています。

◆読み聞かせをするうえで、障壁となっていること(複数回答)

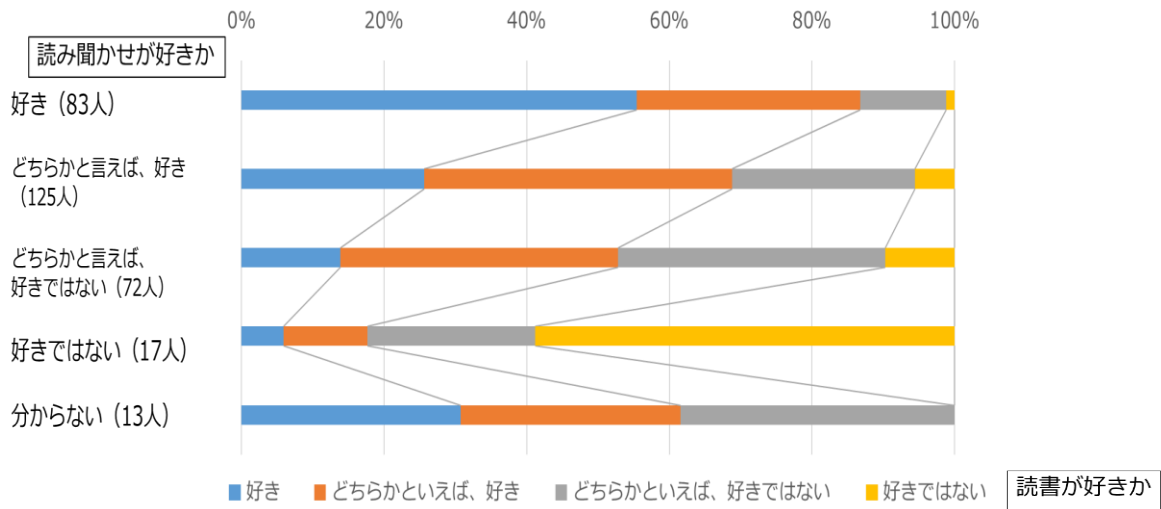
回答	障壁は特にはない	保護者が仕事や家事で忙しく時間がない	子どもが習い事などで忙しく時間がない	保護者が読み聞かせに興味がない	子どもが本に興味を持たない	保護者が疲れていて読み聞かせできない
回答数	75	167	11	13	41	102
割合	24.8%	55.1%	3.6%	4.3%	13.5%	33.7%

回答	本の入手が難しい	本の選び方が難しい	その他	回答総数	回答者数
回答数	13	13	19	454	303
割合	4.3%	4.3%	6.3%		

(資料) 令和6(2024)年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

また、保護者自身の読書の好き嫌い子どもへの読み聞かせの好き嫌いについては、相関が見られました。

◆縦：読み聞かせが好きか 横：読書が好きか（クロス集計）



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

なお、市立幼稚園、保育所、こども園において、職員による読み聞かせの実施や保護者への読書の啓発を積極的に行っていますが、市立図書館や読み聞かせを行っている地域のボランティア団体等と連携できていない園がありました。

東京大学とベネッセ教育総合研究所の共同調査<sup>⑥</sup>によると、小学校入学前に保護者から読み聞かせを「週4日以上」受けた子どもは、「週1日未満」の子どもと比べて、入学後の読書時間が1.5～2倍長くなる傾向にあり、また、早い段階で読書習慣を身に着けた子どもは、その後も長い時間読書をする傾向にあることが分かっています。

**今後の取り組みの視点**

- ◆時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取り組み  
(手軽に読める本の紹介や幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせ強化 等)  
⇒基本施策②⑤へ
- 時間がなく図書館に行けない層への取り組み  
(電子図書の利用促進・市役所での予約本受け取り周知 等) ⇒基本施策⑦へ
- ◆乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及・取り組みの推進 ⇒基本施策②⑤へ  
保護者の「読み聞かせ」「読書」の優先順位を上げる取り組み  
(読み聞かせの意義や「家読(うちどく)」の普及 等)
- ◆保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取り組み ⇒基本施策①へ
- ◆「図書館」と幼稚園・保育所・こども園・こどもセンター等の「子育て関連施設」の連携の強化  
⇒基本施策⑨へ
- ◆「図書館・幼稚園・保育所・こども園」と「地域ボランティア」の連携の強化 ⇒基本施策⑨へ

<sup>⑥</sup> 「子どもの読書行動の実態—調査結果からわかること—」(令和 5 年 10 月).ベネッセ教育総合研究所  
[https://benesse.jp/berd/up\\_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04\\_pdf.pdf](https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04_pdf.pdf),  
(参照 2025-7-15)

## 第4章 基本目標・基本方針・施策体系

### 1 基本目標

習志野市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようになるためには、子どもが生活を過ごす家庭・学校・地域等でそれぞれの読書環境を整備するとともに、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取り組みを進めることが重要です。

そこで、本計画では、本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえつつ、前期計画に引き続き次に掲げる基本目標に基づいて、子どもの読書活動を推進します。

## 全ての子どもが読書の楽しさを知り、 生きる力を育む読書環境づくり

### 2 基本方針

基本目標の実現に向け、次の2つを基本方針に、子どもの発達段階や社会・生活環境の変化、ICTの進展等に対応し、様々な施策に取り組みます。

#### I 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの実施

子どもたちが自主的に読書を楽しむためには、周りの大人が、子どもが自然に持つ「面白さを味わいたい、知りたい」という気持ちと本を繋いであげることが大切であるという考え方のもと、主に意識面に働きかけるという観点で、取り組みを実施します。

また、親子で一緒に絵本を読んだり、友達におすすめの本を紹介し合うなど、本を通して人と人の絆が生まれるような環境づくりや活動を実施します。

なお、子どもに本を読むことを無理に押しつけることは、読書の習慣化に繋がらず、読書自体が好きではなくなってしまうおそれがあります。本を読むことを勧める時は、子ども自らが読みたいと感じるような関わりを行うよう意識していきます。

#### II 読書環境の整備と連携体制の構築

子どもたちが読みたいときに本が身近にあることが大切であるという考え方のもと、市立図書館、学校等がそれぞれ読書環境の充実を図ります。また、障がいや日本語を母語としない等、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。

併せて、関係者、関係機関との連携をより強化し、子どもの読書活動の推進に向けて一体的に取り組みます。

## 基本目標

全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり

### 基本方針1

社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

- 基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施
- 基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信
- 基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み
- 基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上
- 基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進
- 基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

### 基本方針2

読書環境の整備と連携体制の構築

- 基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実
- 基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり
- 基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備
- 基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

#### 4 計画の目標値

本計画の目標値を以下のとおり設定します。

－小・中・高校生－

##### ① 読書が好きな子どもの割合

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	90.9%	90%以上を維持
小学校6年生	82.1%	86.0%
中学校3年生	78.5%	81.0%
高校2年生	63.5%	69.0%

##### ② 不読率(平日に本をまったく読まない子どもの割合)

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	12.5%	7.0%
小学校6年生	17.0%	12.0%
中学校3年生	22.0%	17.0%
高校2年生	70.4%	65.0%

※国・県の不読率の定義は、学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除き、「1ヶ月に本を1冊も読まない子どもの割合」としています。

※今後は、指標とは別に漫画、雑誌等、様々な媒体を通した文書図画に触れる機会の状況についても本市独自に把握します。

－未就学児－

##### ③ 子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
4歳児の保護者	65.5%	80.0%

## 第5章 計画の実現に向けた取り組み

基本目標及び基本方針の実現に向けて、次の施策に取り組みます。

### 基本方針Ⅰ 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

#### 基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施

子どもが本を読むきっかけをつくり、楽しい読書経験ができるよう、おはなし会や講座等の催しを開催します。

また、保護者に向け、子どもの読書活動の意義等の啓発を行うほか、親子で読書を楽しめるような取り組みを行います。

#### ★…前期計画での振り返り等を踏まえた重点施策

No.	事業	具体的な内容	担当
1	★おはなし会等の実施	子どもたちが絵本や物語に親しめるように、施設職員及びボランティア団体など、多様な主体による絵本や紙芝居の読み聞かせやおはなし会を実施します。 また、子どもが読み聞かせを楽しんでいる様子を保護者に見てもらったり、一緒に参加して親子で読書を楽しめるような企画を実施します。	図書館 こどもセンター きらっ子ルーム 公民館 小学校
2	講座の実施	図書館・公民館での子ども向け講座において、講座に関係した本を紹介するなど、本に関心のない子どもでも図書館や本に関心を持ってもらえるよう努めます。また、図書館でも工作会など、本に関心のない子どもでも参加しやすい講座の開催に努めます。	図書館 公民館
3	★大人向け講演会・講座の実施	子どもの読書や児童文学に関する講演会や絵本及び本の選び方に関する講座を開催し、子どもの読書活動の意義等についての啓発に努めます。 また、読書に関心がない大人に向けて周知方法等を工夫し、例えば、親子が気軽に来て一緒に楽しめるような企画や講座を開催します。	図書館

基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信

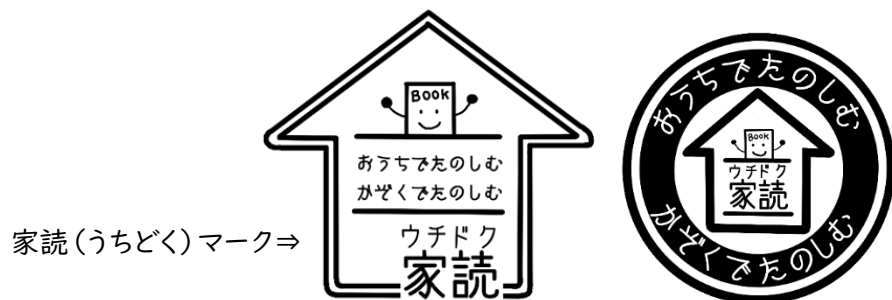
子どもが自分の興味のある本に出会い、読書の楽しさに気づいてもらえるよう、各関係機関からおすすめの本等の情報発信を行います。

また、仕事や家事で忙しい保護者でも、手軽に読み聞かせができるような絵本の紹介を行うなど、「家読(うちどく)※」の一助となる取り組みを実施します。

※家読(うちどく)とは

「家庭読書」の略。読書を通して「家庭の絆づくり」を目的とします。方法に決まりはなく、各家庭でそれぞれ本を楽しんでもらいます。

家庭は、子どもが初めて本や物語に触れる場所であり、保護者に乳幼児期の読み聞かせの体験や家族で読書を楽しむ「家読(うちどく)」が、本の好きな子どもを育て、子どもの読書への関心が高まることを理解してもらい、親子で楽しみながら読書をするのが大切です。



No.	事業	具体的な内容	担当
4	「家読(うちどく)」マークの活用	家族で読書を楽しむ「家読(うちどく)」について、市立図書館が作成した「家読(うちどく)マーク」を活用し、啓発や年齢に適した本の紹介に努めます。	関係各課 各施設
5	★広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信	市の広報紙や図書館報等で、子どもの読書活動の大切さについての理解や市立図書館利用について紹介します。	社会教育課 図書館
6	★子育てふれあい広場等での「家読(うちどく)」等の情報発信	就学前の子どもと保護者に本の読み聞かせに触れるきっかけづくりになるよう、各園で開催する子育てふれあい広場や施設開放等で、絵本の読み聞かせやおすすめの本の紹介をします。	幼稚園 保育所 こども園
7	★学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信	学校だよりや園だより等で、保護者に子育てや教育における読書の大切さや、おすすめの本等を紹介します。	幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 小学校 中学校 高校

No.	事業	具体的な内容	担当
8	家庭教育学級等での「家読(うちどく)」等の情報発信	育児や子育てについて学ぶ家庭教育学級、親子講座などで、子どもの読書活動の大切さなどを学ぶ講座を行います。	公民館
9	子育てハンドブックを活用した「家読(うちどく)」の普及	子育て家庭の方へ配布している「ならしの子育てハンドブック」に市立図書館の利用案内を引き続き掲載するとともに、「家読(うちどく)」の普及に努めます。	子育てサービス課 図書館 社会教育課
10	子どもや中高生向け展示コーナーの工夫	子どもや中高生が興味のある本と出会うきっかけを作るため、市立図書館司書が選んだ本を展示するコーナーの充実に努めます。	図書館
11	子ども向けホームページの充実	子どもが楽しみながら本を検索できたり、保護者が子ども向けのおすすめの本を検索しやすくなるよう、子ども向けホームページの充実に努めます。	図書館
12	★SNSの活用の推進	中高生の読書や市立図書館への関心を高めるため、本や図書館の魅力、情報を発信する手段として、SNSの活用を検討します。	図書館
13	図書館利用案内等の配布・活用	子どもを持つ保護者が利用する窓口や施設等、市立図書館以外の場所に、市立図書館の利用案内や読み聞かせのブックリストを配置し、市立図書館を利用していない方にも興味を持っていただくよう努めます。	図書館
14	「子ども読書の日」の普及	「子ども読書の日」(4月23日)の普及のために、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるという「子ども読書の日」の趣旨に合わせた事業や展示等を行います。	図書館
15	子どもの読書に関する相談サービス	子どもに読ませたい本を探すお手伝いや、薦める本の紹介など、図書館職員が子どもの読書に関する相談にお応えします。中央図書館では、専用カウンターにて相談を受け付けます。	図書館
16	★ブックリストの配布等	子どもの年齢に応じて作成したブックリスト「よんでみて!」を、市立図書館やこどもセンターなどの各施設及び市内の小・中学生に配布します。そのほか、毎回テーマの異なるおすすめの本の紹介などをする、対象者別の図書館報「ティーンズレター(中高生向)」、「としよかんはらっぱ4・5・6(小学校4・5・6年生向)」、「としよかんはらっぱ(小学校1・2・3年生向)」の発行を継続し、児童・生徒に配布しているタブレット端末に市立図書館のホームページでいつでも見られるようにします。	図書館 小学校 中学校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園

No.	事業	具体的な内容	担当
17	★中高生の保護者への情報発信	中高生になると読書時間が急激に減少する中で、自分の興味がある本に出会い、楽しんでもらえるよう、大人の中で一番近い存在である保護者に向け、子どもの年齢に合わせたおすすめの本の紹介などの情報発信を行います。	社会教育課 図書館 中学校 高校

### 基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み

子どもたちが本に触れたり、図書館に行くきっかけをつくり、楽しい読書体験ができるよう取り組みます。

No.	事業	具体的な内容	担当
18	ブックスタート事業の実施	赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとして、絵本をお渡しし、併せて読み聞かせも行います。	子育てサービス課
19	誕生記念図書館カードの配布	出生届出時に誕生記念用としてデザインした図書館カードとブックリスト「絵本であかちゃんと楽しいひとときを」を配布します。	図書館
20	小学1年生入学時の利用登録	1年生入学時における市立図書館の利用登録について、全小学校で実施します。	図書館
21	読書手帳の配布	子どもたちが、本を読むことに達成感を感じることで、読書意欲が向上することを目指して、読んだ本を記録できる読書手帳を、市内の全小学生に配付します。	図書館
22	1日図書館員の実施	夏休みを利用して小学生が、貸出・返却・配架等の図書館業務を体験することで、市立図書館に親しみを持ってもらいます。	図書館
23	職場体験の受入れ	中学校で行われる職場体験を受け入れし、貸出・返却・配架等の図書館業務の体験を通じて、市立図書館と読書への関心を高めます。	図書館
24	ジュニア司書の推進	市立図書館を会場に読書や図書館に関する講義や実習を開催し、カリキュラムを終了した生徒を「ジュニア司書」として認定する子ども司書 <sup>⑦</sup> 事業を推進します。	図書館

<sup>⑦</sup> 子ども司書：高学年の児童や中学生などを対象に、図書館の役割や司書の仕事、本の分類の仕方、カウンター業務などさまざまな図書館のことを講義や実習を通じて学び、カリキュラムを終了すると「子ども司書」として認定する事業。

No.	事業	具体的な内容	担当
25	学習室の設置による中高生の図書館利用の促進	中央図書館及び新習志野図書館の学習室に、図書館の魅力を紹介する案内を掲示するなど、学習室の利用を目的に来館した中高生を図書館利用に結びつける取り組みを実施します。	図書館
26	中央図書館の学校への図書館開放	市立図書館の使い方や本の探し方を伝え、図書館に親しむことを目的として、中央図書館の休館日に小学校のクラスや学年単位での開放を行います。	図書館
27	授業での図書館利用の推進	さまざまな授業科目や目的で学校図書館を利用・活用します。	学習指導課 小学校 中学校 高校
28	児童・生徒の読書に対する表彰の実施	読書感想文コンクールでの表彰を実施します。また、各学校の図書委員会では、学校図書館での貸出し冊数等に基づく表彰を実施しているところですが、学校長や教職員などが評価していく機会を拡充します。	小学校 中学校 高校
29	中高生の図書館事業への参加	中高生に市立図書館に親しみをもってもらえるよう、中高生本人からおすすめの本やイラストを投稿してもらい、中高生向けの図書コーナーに掲示・展示するなど、中高生同士や中高生と図書館のコミュニケーションの場を設け、図書館活動を共に行えるよう、事業を計画し、実施します。また、学校と連携し、中高生からおすすめの本についてのPOPや帯の投稿、学校図書館と市立図書館の本の交換展示などを実施し、図書館を中高生にとって、より身近なものにしていきます。	図書館 学習指導課 中学校 高校

#### 基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上

さまざまな家庭環境で過ごす子どもの読書活動を推進するためには、家庭以外で子どもたちが生活のほとんどを過ごす学校、幼稚園・保育所・こども園での読書指導が重要です。職員等の大人が読書の大切さを意識し、研修による知識、技術の向上に努めるほか、他校の好事例等の情報共有を行うことで、市全体で子どもの読書活動の推進を図ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
30	読書活動に関する研修会への参加	職員等が読書指導や読み聞かせの研修会に参加し、子どもの読書活動への理解を深めるとともに、知識、技術の向上に努めます。	小学校 中学校 高校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園

No.	事業	具体的な内容	担当
31	図書館職員の研修会参加	市立図書館職員の資質向上のため、千葉県や千葉県公共図書館協会等の主催するスキルアップ研修会等に積極的に参加します。	図書館
32	★教職員への学校図書館活用の意識付け	さまざまな授業科目や目的で学校図書館が活用されるよう、教職員や学校司書に働きかけを行います。	学習指導課 小学校 中学校 高校
33	★各学校図書館間・司書教諭間の情報共有	各学校司書が出席する司書会議、学習指導課と各学校の図書主任の教職員・学校司書が出席する図書主任会議を開催し、各学校への読書活動推進の働きかけや取り組みの共有を行います。	学習指導課 小学校 中学校 高校

#### 基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進

読書の習慣付けのきっかけとして、乳幼児期から絵本が身近にあることが重要です。乳幼児が家庭以外で過ごす時間の多い幼稚園・保育所・こども園で、保育者が絵本の読み聞かせ等を行ったり、乳幼児が絵本に触れられる環境を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
34	★幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせや図書館利用の推進	子どもが本に親しみ、本を読む習慣を身に付けられるように、地域ボランティアと連携しながら発達や興味、季節等に応じた絵本や紙芝居などを用いた読み聞かせやおはなし会を行います。 また、絵本の貸出し、保育の中での市立図書館の利用など、子どもが絵本に触れる機会を増やします。	幼稚園 保育所 こども園

#### 基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

学校図書館以外の場所でも学校内で本に触れる機会を作ることが、子どもたちにとって本がより身近な存在とするため、クラスで過ごす時間や放課後の居場所で読書に親しむ環境・機会を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
35	放課後児童会での読書活動の充実	子どもが静かに読書をする時間を設けることに加え、読み聞かせを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、放課後児童会間で蔵書の交換を行い、より多様な読書の機会を確保します。	児童育成課
36	学級文庫の充実	市立図書館の団体貸出しや朝の読書用図書セットを活用するなど、学校と図書館が連携し、学級文庫の充実や新鮮さを保つよう努めます。	図書館 小学校

No.	事業	具体的な内容	担当
37	学校での読書指導の充実	授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、子どもの成長に合わせた読書指導を行います。	小学校 中学校 高校
38	学校での「朝読」等の実施	子どもの読書量の増加を図るために、朝読書や市立図書館の団体貸出を活用した授業に取り組み、教科書以外の本に触れる機会を設け、読書の習慣化に向けた指導を行います。	小学校 中学校
39	★学校司書の配置と活用	学校図書館の環境を整備し、利用促進を図るため、学校司書の計画的な拡充について検討します。 また、司書教諭・図書主任教師や学校図書館ボランティアと連携しながら、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動 <sup>⑧</sup> 、教科書関連図書の収集、子どもが本を手にとりやすいような展示の工夫、本の紹介、授業への関わり等を行います。	学習指導課 小学校 中学校 高校
40	放課後子供教室での読書活動の充実	子どもが放課後を過ごす放課後子供教室で、静かに読書をする場所を設けることに加え、読書に親しむことができるプログラムを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、全学年の子どもが興味を持つような蔵書の整備に努めます。	社会教育課

⑧言語活動：「話す」「聞く」「書く」「読む」といった言語による様々な活動のこと。

## 基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

### 基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実

家庭や学校、図書館など、それぞれ子どもが過ごすところで本に触れられる場所があることで、子どもにとって本がより身近なものとなります。各機関で豊富な蔵書を揃え、手軽に本を手にとることができるような環境を整備します。

No.	事業	具体的な内容	担当
41	蔵書の充実等	市立図書館では、子どもが常に優れた本に囲まれた環境を提供できるよう、市立図書館の児童サービスの専門知識を有する職員が選書を行い、質の充実を図ります。 また、幼稚園・保育所・こども園、こどもセンター、きらっ子ルーム、放課後児童会では、図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して絵本のコーナーの充実を図ります。 また、公民館の図書コーナーでは、子どもが利用しやすいように書架の整理・周知を行います。	図書館 幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 児童育成課 公民館
42	★学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施	市立図書館では、各施設の読み聞かせや学校の調べ学習、小・中学校の朝読書を支援するため、学校に向けた団体貸出しを行います。 また、市内で活動している文庫や読み聞かせグループの円滑な活動を支援するため、利用希望が重なる年中行事に関する絵本等はできる限り複本で揃えます。	図書館
43	市民からの本の寄贈の受付と各施設への提供	市立図書館で、市民から子どもが読み終えた本の寄贈を募り、リサイクル本を希望する施設等に配布します。	図書館
44	★電子図書館の利用の促進	さまざまな読書環境や機会を提供するため、電子図書館 <sup>⑨</sup> の利用を促進・周知するとともに先進的な取り組みについて調査、研究します。	図書館
45	★学校電子図書館利活用の推進	小・中学校生1人ずつに配布しているタブレット端末からアクセスできる「学校電子図書館ナラシド♪ライブラリー」の利活用の拡大を図ります。	学習指導課 小学校 中学校
46	移動図書館の学校への巡回	令和8年度までは、市立図書館から離れた地域に住んでいる子どもも図書館の本を利用しやすくなるように、近くに図書館がない小学校に移動図書館が巡回し、本の貸出しを行います。令和9年度以降の移動図書館終了後は、図書館が学校へ団体貸出資料を配送することによって、児童・生徒が学校で利用できる図書の幅を広げます。	図書館

<sup>⑨</sup> 電子図書館：自治体等が電子書籍の閲覧サービスを提供している事業者と契約することにより、自治体の図書館に登録している利用者が、一定期間電子書籍を閲覧できるサービス。

No.	事業	具体的な内容	担当
47	予約本の市役所等での受け取りの普及	各市立図書館の予約本を、市役所等でも受け取りができることを周知します。	社会教育課 図書館

基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり

各学校では、子どもの年齢や教育に適した資料を充実させるほか、子どもたちが利用しやすい学校図書館の環境を整えます。

No.	事業	具体的な内容	担当
48	★学校図書館の資料の充実	学校図書館図書標準の維持を図りつつ、出版から古くなった本の買い替えを計画的にすすめ、「読書センター」としての機能だけでなく「学習・情報センター」としての機能の強化を図り、児童・生徒が手に取りたくなるような、選書を心がけます。	学習指導課 小学校 中学校 高校
49	★学校図書館のICT化の検討	学校図書館の情報センターとしての機能向上を図るため、インターネット環境の整備や蔵書の検索機の設置等を検討します。	総合教育センター 小学校 中学校 高校
50	★学校図書館の効果的な運用	授業において学校図書館を効果的に活用するために、各教科のカリキュラムに沿った学校図書館全体計画を作成します。 また、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動を様々な授業で推進していきます。	小学校 中学校 高校
51	図書委員会活動の活性化	図書委員会の活動を中心にビブリオバトル <sup>®</sup> や読書月間の設定等に取り組みます。	小学校 中学校 高校

⑩ ビブリオバトル：発表者たちがおススメの本の魅力を紹介しあい、参加者の投票でもっとも読みたい本を決めるゲーム。知的書評合戦ともよばれる。

基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもと関わる各関係機関が連携協力し、さまざまな読書体験を作り出すことが大切です。

No.	事業	具体的な内容	担当
52	★子どもの読書に関わる関係者のニーズ集約・連携・進捗管理	本計画に関わる関係者（市立図書館・各施設・ボランティア団体など）のニーズを集約するとともに、関係者間の連携ができるよう繋ぐ役割を担います。 また、地域住民やNPO、ボランティア、事業者等と連携した事業の推進に取り組みます。	社会教育課
53	★図書館と幼稚園・保育所・こども園との連携強化	子どもたちがさまざまな読書体験を得られるよう、市立図書館への訪問や本の団体貸出を行うなど、市立図書館と各園の連携を強化します。	図書館 幼稚園 保育所 こども園
54	★地域ボランティアとの連携・ネットワークづくり	公民館は、地域で文庫活動等の子どもの読書活動をしている団体に活動場所を提供します。 市立図書館は、公民館、学校、幼稚園・保育所・こども園等で読み聞かせをしている団体に長時間の図書館資料の貸出しにより活動を支援します。 また、これから地域で学校等で読み聞かせを始めようとしている方などを対象にしたおはなし会の仕方についての講座を開催します。	社会教育課 図書館 公民館 幼稚園 保育所 こども園 小学校

基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもなど、全ての子どもたちが読書を楽しむことができるよう、環境の整備及び機会の確保に努めます。

No.	事業	具体的な内容	担当
55	障がいのある子どもの読書活動の支援	市立図書館は、障がいのある子どもが、それぞれの興味・能力に合わせた読書活動ができるよう、録音図書、点字図書、LLブック <sup>⑩</sup> を収集します。市立図書館と学校、関係機関が連携して読書のバリアフリー化に努め、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。	図書館 小学校 中学校 高校 障がい福祉課 あじさい療育 支援センター ひまわり発達 相談センター
56	日本語を母語としない子どもの読書活動の支援	市立図書館は、日本語を母語としない子どもでも読書を楽しめるように、より様々な外国語で書かれた子どもの本や日本語を学ぶための本を収集します。 また、国際交流協会と連携しながら、効果的な図書の提供方法等について研究します。	図書館

⑩ LLブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるように、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容がわかりやすく書かれている本。

《子どもの発達段階に応じた取り組み》

子どもの読書習慣を形成するためには、発達段階に応じて途切れのないアプローチを行うことが重要です。基本施策①～⑩までの計56事業については、下の表のとおり年齢別に分類し、取り組みます。

<p>○幼稚園、保育所等の時期（6歳頃まで）</p> <p>乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。</p> <p>さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。</p>	<p>（事業番号・事業名）</p> <p>No.1 おはなし会等の実施</p> <p>No.2 講座の実施</p> <p>No.3 大人向け講演会・講座の実施</p> <p>No.4 「家読（うちどく）」マークの活用</p> <p>No.5 広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信</p> <p>No.6 子育てふれあい広場等での「家読（うちどく）」等の情報発信</p> <p>No.7 学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信</p> <p>No.8 家庭教育学級等での「家読（うちどく）」等の情報発信</p> <p>No.9 子育てハンドブックを活用した「家読（うちどく）」の普及</p> <p>No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫</p> <p>No.11 子ども向けホームページの充実</p> <p>No.12 SNSの活用の推進</p> <p>No.15 子どもの読書に関する相談サービス</p> <p>No.16 ブックリストの配布等</p> <p>No.18 ブックスタート事業の実施</p> <p>No.19 誕生記念図書館カードの配布</p> <p>No.21 読書手帳の配布</p> <p>No.34 幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせや図書館利用の推進</p> <p>No.41 蔵書の充実等</p> <p>No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施</p> <p>No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援</p> <p>No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援</p>
<p>○小学生の時期（6歳から12歳まで）</p> <p>低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読むようになるようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。</p> <p>中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現</p>	<p>（事業番号・事業名）</p> <p>No.1 おはなし会等の実施</p> <p>No.2 講座の実施</p> <p>No.3 大人向け講演会・講座の実施</p> <p>No.4 「家読（うちどく）」マークの活用</p> <p>No.5 広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信</p>

<p>れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。</p> <p>高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合があります。</p>	<p>No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫</p> <p>No.11 子ども向けホームページの充実</p> <p>No.12 SNS の活用の推進</p> <p>No.15 子どもの読書に関する相談サービス</p> <p>No.16 ブックリストの配布等</p> <p>No.20 小学1年生入学時の利用登録</p> <p>No.21 読書手帳の配布</p> <p>No.22 1日図書館員の実施</p> <p>No.26 中央図書館の学校への図書館開放</p> <p>No.27 授業での図書館利用の推進</p> <p>No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施</p> <p>No.35 放課後児童会での読書活動の充実</p> <p>No.36 学級文庫の充実</p> <p>No.37 学校での読書指導の充実</p> <p>No.38 学校での「朝読」等の実施</p> <p>No.39 学校司書の配置と活用</p> <p>No.40 放課後子供教室での読書活動の充実</p> <p>No.41 蔵書の充実等</p> <p>No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施</p> <p>No.45 学校電子図書館利活用の推進</p> <p>No.46 移動図書館の学校への巡回</p> <p>No.48 学校図書館の資料の充実</p> <p>No.49 学校図書館の ICT 化の検討</p> <p>No.50 学校図書館の効果的な運用</p> <p>No.51 図書委員会活動の活性化</p> <p>No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援</p> <p>No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援</p>
<p>○中学生の時期(12歳から15歳まで)</p> <p>多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。</p> <p>自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。</p>	<p>(事業番号・事業名)</p> <p>No.4 「家読(うちどく)」マークの活用</p> <p>No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫</p> <p>No.12 SNS の活用の推進</p> <p>No.15 子どもの読書に関する相談サービス</p> <p>No.16 ブックリストの配布等</p>

	<p>No.17 中高生の保護者への情報発信  No.23 職場体験の受入れ  No.24 ジュニア司書の推進  No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進  No.27 授業での図書館利用の推進  No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施  No.29 中高生の図書館事業への参加  No.36 学級文庫の充実  No.37 学校での読書指導の充実  No.38 学校での「朝読」等の実施  No.39 学校司書の配置と活用  No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施  No.45 学校電子図書館利活用の推進  No.48 学校図書館の資料の充実  No.49 学校図書館の ICT 化の検討  No.50 学校図書館の効果的な運用  No.51 図書委員会活動の活性化  No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援  No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援</p>
<p>○高校生の時期(おおむね 15 歳から 18 歳まで)  読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。</p>	<p>(事業番号・事業名)  No.4 「家読(うちどく)」マークの活用  No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信  No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信  No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫  No.12 SNS の活用の推進  No.17 中高生の保護者への情報発信  No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進  No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施  No.29 中高生の図書館事業への参加  No.37 学校での読書指導の充実  No.39 学校司書の配置と活用  No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施  No.48 学校図書館の資料の充実  No.49 学校図書館の ICT 化の検討  No.50 学校図書館の効果的な運用</p>

	No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
--	---

### ★子どもの読書活動の推進における大人の役割

#### 家庭（保護者など）

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。そのため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に図書館に行ったり、本を読んだりするなど、工夫して子どもが本に親しむ機会を作ることが大切です。

#### 学校・幼稚園・保育所・こども園（教職員・学校司書・保育士など）

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校等は大きな役割を担っています。学校等において読書する時間を確保することは、子どもが本を手取るきっかけとなり、本に親しむことにつながります。学校等では、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的な教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

#### 地域（市立図書館・ボランティア団体など）

地域では、それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる取り組みを一層推進することが必要です。

## ＜計画の推進＞

### (1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、教育・福祉・保健関係者、保護者、地域住民、NPO 法人、ボランティア、事業者等、子どもの読書活動の推進に係るあらゆる主体が連携・協力し、それぞれの役割の中で、各事業の推進に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、実施します。

### (2) 計画の進行管理

○各事業の進捗状況、実績等を「子どもの読書活動推進計画推進委員会」において定期的に点検し、設定した目標や効果が達成できているのか等を分析・評価します。



○各事業の実績や評価結果等を「習志野市教育委員会会議」及び「習志野市社会教育委員会会議」に報告し、各事業の改善点や効果的な実施について意見を求めます。



○これらの結果を受け、更なる事業の推進に取り組みます。

○計画期間中における、国・県の計画の変更や社会・生活環境の変化、情報通信技術（ICT）の進展等により、新たに必要とされる事業や見直しを求められる事業等の対応については、取り組み項目を適宜、追加・修正を行うなど必要に応じた見直しを行います。

## 【參考資料】

## 計画の策定プロセス

本計画を策定するにあたっては、前期計画（平成31（2019）～令和7（2025）年度）の成果検証や課題把握のため、令和6（2024）年度に「子どもの読書に関するアンケート」を行いました。これらの調査結果をもとに、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者及び学識経験者から構成する「習志野市社会教育委員会」における審議を経た上で、令和7（2025）年11月に「習志野市子どもの読書活動推進計画（令和8（2026）～令和15（2033）年度）（案）」を作成し、広報習志野や市のホームページを通じて市民から幅広く意見（パブリックコメント）を募集し、「令和8年習志野市教育委員会第3回定例会」での議決を経て策定しました。

### (1) 計画の策定経過

	日程	会議・作業等	内容
令和6年	2月1日	令和5年度第3回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査内容の検討
	5月1日～ 6月10日	アンケート調査の実施	
	8月22日	令和6年度第1回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査結果の報告
	9月25日	令和6年習志野市 教育委員会第9回定例会	アンケート調査結果の報告
令和7年	1月22日	令和7年習志野市 教育委員会第1回定例会	習志野市社会教育委員への諮問に関する審議
	1月30日	令和6年度第3回 習志野市社会教育委員会	計画策定に係る諮問
	6月24日	令和7年度第1回 習志野市社会教育委員会	策定に係る進捗報告・具体的施策の審議
	8月22日	令和7年度第2回 習志野市社会教育委員会	素案の審議及び答申案の検討、答申の決定
	9月24日	令和7年習志野市 教育委員会第9回定例会	習志野市社会教育委員からの答申についての報告
	10月22日	令和7年習志野市 教育委員会第10回定例会	パブリックコメントの実施について
	10月24日	臨時庁議	パブリックコメントの実施について
	11月12日	令和7年度第3回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメントの実施について
	11月15日～ 12月15日	パブリックコメントの実施	意見などの提出者数：1名 意見などの件数：1件
令和8年	2月6日	令和7年度第4回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメント結果について
	2月12日	令和8年習志野市 教育委員会第2回定例会	パブリックコメント結果について
	3月19日	庁議	最終案についての報告
	3月25日	令和8年習志野市 教育委員会第3回定例会	最終案についての審議

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

---

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領

---

### (設置)

第1条 習志野市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の推進及び評価にあたり、庁内連携を図るため、関係部署による習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画に関し、各事業の進捗状況や実績等の点検、評価に関する事項
- (2) その他推進計画に関し必要な事項

### (組織等)

第3条 推進委員会は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は生涯学習部次長を、副委員長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 推進委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

### (資料の提出等)

第4条 委員長は必要に応じて、推進委員会の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くこと及び関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

### (事務局)

第5条 推進委員会の事務局は生涯学習部社会教育課が行う。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】

1	生涯学習部次長(委員長)
2	社会教育課長(副委員長)
3	中央公民館長
4	中央図書館長
5	学務課長
6	指導課長
7	障がい福祉課長
8	こども保育課長
9	子育てサービス課長

## 子どもの読書活動 関係施設一覧

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
保育所	4園	20園	
幼稚園	3園	2園	
こども園	7園	5園	
小規模 保育事業所		11園	
ひまわり発達 相談センター	1施設		
あじさい療育 支援センター	1施設		

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
小学校	16校		
中学校	7校	1校	
高等学校	1校	1校	2校
特別支援学校			1校
こどもセンター きらっ子ルーム	9施設		
放課後児童会	38施設		
放課後子供教室	15施設		
公民館	6館		
図書館	4館		

### (ア) 保育所・幼稚園・こども園

#### ① 市立保育所(4園)

名称	所在地
谷津保育所	谷津2丁目20番2号
本大久保第二保育所	本大久保4丁目5番1号
秋津保育所	秋津3丁目8番1号
谷津南保育所	谷津3丁目1番13号

#### ② 私立保育園(20園)

名称	所在地
かすみ保育園	香澄4丁目1番1号
若松すずみ保育園	東習志野2丁目13番2号
明德そでの保育園	鷺沼1丁目14番16号
アスクかなでのもり保育園	奏の杜2丁目1番1号奏の杜フォルテ2階
アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜1丁目3番31号
キッズ☆ガーデン奏の杜園	奏の杜2丁目19番5号
谷津みのり保育園	谷津2丁目5番6号
そらまめ保育園 かなでの杜	奏の杜3丁目14番9号
ブレーメン津田沼保育園	津田沼2丁目9番1号
菊田みのり保育園	津田沼4丁目6番6号
COO 本大久保保育園	本大久保4丁目1番4号
京進のほいくえん HOPPA 津田沼ガ・タワー	谷津1丁目15番22号津田沼ガ・タワー2階
実籾保育園	実籾5丁目11番21号
そらまめ保育園津田沼駅前	谷津7丁目8番1号アーバンビル3階~5階
クニナ奏の杜保育園	奏の杜3丁目10番7号

リトルガーデンインターナショナル新習志野 保育園	茜浜2丁目2番1号 Mr.Max 新習志野ショッ ピングセンター内
キッズガーデン津田沼園	谷津2丁目9番18号
大久保みのり保育園	大久保2丁目7番7号
青葉保育園	津田沼3丁目14番17号
藤崎みつばし保育園	藤崎3丁目2番19号

③ 市立幼稚園(3園)

名称	所在地
谷津幼稚園	谷津5丁目1番17号
津田沼幼稚園	津田沼4丁目5番1号
屋敷幼稚園	屋敷2丁目1番1号

④ 私立幼稚園(2園)

名称	所在地
みもみ幼稚園	実籾3丁目13番15号
ホーリネス幼稚園	東習志野6丁目10番5号

⑤ 市立こども園(7園)

名称	所在地
東習志野こども園	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦2丁目5番3号
大久保こども園	泉町3丁目2番1号
新習志野こども園	香澄4丁目6番1号
向山こども園	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園	藤崎4丁目20番3号

⑥ 私立こども園(5園)

名称	所在地
みのりつくしこども園	藤崎6丁目6番13号
ブレーメン実花こども園	東習志野6丁目7番2号
幼保連携型認定こども園 青葉幼稚園	津田沼3丁目15番20号
幼稚園型認定こども園 第一くるみ幼稚園	谷津5丁目20番5号
幼稚園型認定こども園 習志野みのり幼稚園	藤崎4丁目20番3号

⑦ 小規模保育事業所(11園)

名称	所在地
サンライズキッズ保育園 津田沼園	津田沼4丁目11番11号 小倉第一ビル1階
サンライズキッズ保育園 奏の杜園	奏の杜1丁目12番13号 70-111奏の杜1階
サンライズキッズ保育園 谷津園	谷津6丁目15番1号 グラシア津田沼2 1階
杜の子保育園	奏の杜2丁目17番10号 West 奏の杜1階

ホピンスナーリ-スクール インモール津田沼	津田沼1丁目23番1号 インモール津田沼3階
スマイルセレソンスポーツ保育園谷津	谷津5丁目4番8号京成谷津駅前ビル2階
ひまわり保育園	大久保1丁目21番14号 琴富ビル2階C号室
ひまわり保育園2nd	大久保1丁目20番19号 エスタシオ1階
ひまわり保育園3rd	本大久保4丁目12番3-B号 パルテール習志野
ひまわり保育園 Sola	谷津6丁目16番19号スマートプラン津田沼 ツインビルB棟1階
ロゼッタ保育園	秋津5丁目5番6号

(イ) ひまわり発達相談センター

名称	所在地
ひまわり発達相談センター	秋津3丁目5番1号

(ウ) 障害児通所支援事業所

名称	所在地
あじさい療育支援センター	秋津3丁目4番1号

(エ) 小学校・中学校・高等学校

① 市立小学校(16校)

名称	所在地
津田沼小学校	津田沼4丁目5番2号
大久保小学校	藤崎6丁目9番28号
谷津小学校	谷津5丁目1番32号
鷺沼小学校	鷺沼3丁目1番1号
実籾小学校	実籾1丁目25番1号
大久保東小学校	大久保2丁目12番1号
袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1丁目1番1号
東習志野小学校	東習志野3丁目4番2号
袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦5丁目11番1号
屋敷小学校	屋敷2丁目1番1号
藤崎小学校	藤崎4丁目12番1号
実花小学校	東習志野6丁目7番2号
向山小学校	谷津2丁目16番32号
秋津小学校	秋津3丁目1番1号
香澄小学校	香澄4丁目6番1号
谷津南小学校	谷津3丁目1番36号

② 市立中学校(7校)

名称	所在地
第一中学校	奏の杜1丁目13番1号
第二中学校	実籾1丁目44番1号
第三中学校	袖ヶ浦4丁目3番1号
第四中学校	東習志野3丁目4番3号
第五中学校	藤崎2丁目3番16号
第六中学校	屋敷2丁目17番7号
第七中学校	香澄6丁目1番1号

③ 私立中学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦中学校	泉町2丁目1番37号

④ 市立高等学校(1校)

名称	所在地
習志野高等学校	東習志野1丁目2番1号

⑤ 県立高等学校(2校)

名称	所在地
津田沼高等学校	秋津5丁目9番1号
実籾高等学校	実籾本郷22番1号

⑥ 私立高等学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦高等学校	泉町2丁目1番37号

⑦ 特別支援学校(1校)

名称	所在地
千葉県立習志野特別支援学校	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)

(オ) こどもセンター・きらっ子ルーム(9施設)

名称	所在地
習志野市こどもセンター(鷺沼)	鷺沼1丁目8番24号
東習志野こども園こどもセンター	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園こどもセンター	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園こどもセンター	袖ヶ浦2丁目5番3号
新習志野こども園こどもセンター	香澄4丁目6番1号
大久保こども園こどもセンター	泉町3丁目2番1号
向山こども園こどもセンター	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園こどもセンター	藤崎4丁目20番3号
きらっ子ルームやつ	谷津5丁目5番3号 ステージエイト1階

## (カ) 放課後児童会

名称	所在地
袖ヶ浦西児童会	袖ヶ浦1丁目1番1号
大久保第一児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第二児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第三児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第四児童会	藤崎6丁目9番28号
鷺沼第一児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第二児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第三児童会	鷺沼1丁目8番28号
谷津第一児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第二児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第三児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第四児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第五児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第六児童会	谷津5丁目1番17号
大久保東児童会	大久保2丁目12番1号
東習志野第一児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第二児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第三児童会	東習志野3丁目4番2号
実花第一児童会	東習志野6丁目7番2号
実花第二児童会	東習志野6丁目7番2号
つだぬま第一児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第二児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第三児童会	津田沼4丁目5番1号
向山第一児童会	谷津2丁目16番32号
向山第二児童会	谷津2丁目16番32号
実籾児童会	実籾1丁目25番1号
藤崎第一児童会	藤崎4丁目12番1号
藤崎第二児童会	藤崎4丁目12番1号
屋敷第一児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第二児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第三児童会	屋敷2丁目1番1号
秋津児童会	秋津3丁目1番1号
袖ヶ浦東児童会	袖ヶ浦5丁目11番1号
香澄児童会	香澄4丁目6番1号
谷津南第一児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第二児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第三児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第四児童会	谷津3丁目1番36号

## (キ) 放課後子供教室

名称	所在地
大久保東小学校放課後子供教室	大久保2丁目12番1号(大久保東小学校内)
東習志野小学校放課後子供教室	東習志野3丁目4番2号(東習志野小学校内)
秋津小学校放課後子供教室	秋津3丁目1番1号(秋津小学校内)
袖ヶ浦西小学校放課後子供教室	袖ヶ浦1丁目1番1号(袖ヶ浦西小学校内)
袖ヶ浦東小学校放課後子供教室	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)
藤崎小学校放課後子供教室	藤崎4丁目12番1号(藤崎小学校内)
屋敷小学校放課後子供教室	屋敷2丁目1番1号(屋敷小学校内)
実花小学校放課後子供教室	東習志野6丁目7番2号(実花小学校内)
向山小学校放課後子供教室	谷津2丁目16番32号(向山小学校内)
香澄小学校放課後子供教室	香澄4丁目6番1号(香澄小学校内)
鷺沼小学校放課後子供教室	鷺沼3丁目1番1号(鷺沼小学校内)
津田沼小学校放課後子供教室	津田沼4丁目5番2号(津田沼小学校内)
大久保小学校放課後子供教室	藤崎6丁目9番28号(大久保小学校内)
谷津南小学校放課後子供教室	谷津3丁目1番36号(谷津南小学校内)
実籾小学校放課後子供教室	実籾1丁目25番1号(実籾小学校内)

※令和9年度開設予定:谷津小学校(習志野市こども若者まんなか計画)

## (ク) 公民館(6館)

名称	所在地
中央公民館	本大久保3丁目8番19号
菊田公民館	津田沼7丁目9番20号
実花公民館	東習志野6丁目7番2号
袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2丁目5番1号
谷津公民館	谷津4丁目7番10号
新習志野公民館	秋津3丁目6番3号

## (ケ) 図書館(4館)

名称	所在地
中央図書館	本大久保3丁目8番19号
東習志野図書館	東習志野3丁目1番20号
新習志野図書館	秋津3丁目6番3号
谷津図書館	谷津5丁目16番33号

## 習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果(抜粋)

### ○調査対象者及び調査方法

対象(※)	媒体	期間	対象者数	回答者数	回答率
4歳児保護者	インターネット	R6.5.14 ～ R6.5.31	351人	310人	88.3%
小学校3年生		R6.5.1 ～ R6.6.10	1,467人	1,162人	79.2%
小学校6年生			1,444人	1,291人	89.4%
中学校3年生			1,338人	990人	74.0%
高校2年生	紙	R6.5.14 ～ R6.5.17	316人	304人	96.2%

※4歳児保護者…市立幼稚園・保育所・こども園に通う4歳児保護者への連絡ツール「コドモン」に登録している保護者全員

小学校3年生・6年生…市立小学校(16校)の3年生・6年生全員

中学校3年生…市立中学校(7校)の3年生全員

高校2年生…習志野市立習志野高等学校の2年生全員

#### 【4歳児保護者への設問】

- ①子どもとの関係
- ②家族構成
- ③家庭で誰が子どもに読み聞かせをしているか
- ④読み聞かせは好きか
- ⑤読み聞かせの頻度
- ⑥一回あたりの読み聞かせの時間
- ⑦読み聞かせをして良かったこと
- ⑧本の入手方法
- ⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしているか
- ⑩読み聞かせをするうえで障壁となっていること
- ⑪図書館で月にどれくらい子どもの本を借りるか
- ⑫借りない理由はなにか(⑪で「借りない」人)
- ⑬回答者が子どもの頃、読み聞かせをしてもらったか
- ⑭通園している園名
- ⑮回答者自身は読書が好きか
- ⑯子どもがテレビやスマホなどを視聴することに対する制限の有無
- ⑰子どもの読書活動推進のため、今後充実してもらいたいこと(自由記載)

#### 【小学校3年生～高校2年生への設問】

- ①(高校2年生のみ)住まいは市内・市外のどちらか
- ②読書は好きか
- ③学校図書室に行く頻度
- ④こうなればもっと学校の図書室に行くということ
- ⑤地域図書館に行く頻度
- ⑥こうなればもっと地域の図書館に行くということ
- ⑦普段の読書時間(平日)
- ⑧普段の読書時間(休日)
- ⑨本の入手方法
- ⑩本を読むきっかけ
- ⑪(小・中学校のみ)通学している学校名

○アンケート調査結果(抜粋)

4歳児保護者(○は設問番号)

①あなたとお子さんの関係を教えてください。

回答	父親	母親	祖父	祖母	その他の親族等	計
回答数	47	263	0	0	0	310
割合	15.2%	84.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

③あなたのご家庭では、誰がお子さんに読み聞かせをしていますか。(複数回答)

回答	読み聞かせをしていない	父親	母親	子どもの兄弟姉妹	祖父	祖母
回答数	24	179	278	48	3	23
割合	7.7%	57.7%	89.7%	15.5%	1.0%	7.4%

回答	曾祖父母	その他の親族等	回答総数	回答者数
回答数	0	1	556	310
割合	0.0%	0.3%		

⑧読み聞かせに使う本は、主にどのように入手しますか。(複数回答)

回答	市立図書館から本を借りる(移動図書館きぼう号と電子図書館は除きます)	移動図書館きぼう号で本を借りる	市立図書館の電子図書館で本を借りる	幼稚園・保育所(園)等から本を借りる	本屋やインターネットで本を購入する	家にある本を利用する
回答数	98	9	4	13	166	224
割合	34.5%	3.2%	1.4%	4.6%	58.5%	78.9%

回答	電子書籍を利用する(電子図書館は除きます)	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・知人から本を借りる・もらう ・通信教育の教材として入手する ・他市(千葉市)等の移動図書館で本を借りる など
回答数	9	22	545	284	
割合	3.2%	7.7%			

⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしていきますか。(複数回答)

回答	市立図書館のブックリスト	市立図書館以外(出版社等)のブックリスト	子育て関連の本	子育て関連のウェブサイト	幼稚園・保育所(園)等からの情報	友人等からの情報
回答数	41	14	35	56	49	56
割合	14.5%	4.9%	12.4%	19.8%	17.3%	19.8%

回答	もともと知っている本から選ぶ	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・自分の子どもが選んだ本(記載多数) ・自分で探して選ぶ ・図書館からの情報 など
回答数	145	85	481	283	
割合	51.2%	30.0%			

## 第2次習志野市子どもの読書活動推進計画

- 発行年月：令和8年3月
- 発行：習志野市教育委員会
- 編集：生涯学習部社会教育課
- 所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
- 電話番号：047-451-1151(代表)

議案第15号

生涯学習施設改修整備計画【令和7(2025)年度改訂】の策定について

生涯学習施設改修整備計画【令和7(2025)年度改訂】を別記のように策定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

生涯学習施設改修整備計画を別記のとおり改訂するものである。

# 習志野市生涯学習施設改修整備計画(案)の概要

## 1. 計画および期間

本市では、生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る施策を着実に実行するための適正な施設、機能を確保することを目的に生涯学習施設改修整備計画を策定している。令和8年度を始期とする、市全体の「習志野市公共施設等総合管理計画」の改訂及び「第3次公共建築物再生計画」と整合を図りながら、前回の改訂(令和3年度)からの状況変化等を踏まえて改訂を行うもの。

計画期間は、習志野市第3次公共建築物再生計画の計画期間とあわせ、令和8(2026)年度から令和23(2041)年度までの16年間とする。

## 2. 課題

社会教育施設、スポーツ施設の老朽化が進む中、財政的な制約のもとで複合化・多機能化を図り、保有総量圧縮等を進める必要がある。その中で、これまで利用者の活動場所の確保や、デジタル化への対応、幅広い年齢層への配慮などが求められている。

## 3. 主な見直し内容

- ①「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第3次公共建築物再生計画」における改修方針に合わせ、改修内容、目標年次を設定する。
- ②菊田公民館の令和13年度末での機能停止に伴い、菊田公民館諸室機能の代替を確保する。
- ③実花公民館・東習志野図書館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、ICT環境の活用、既存利用サークル等の意見の反映、図書館学習スペースの確保等を図る。
- ④埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、以下の点について本計画に記載する。
  - ア) 実花公民館跡施設への(仮称)歴史資料展示室開設
  - イ) 雨漏り等老朽化が進む埋蔵文化財調査室の移転及び収蔵場所の確保
- ⑤旧鴛田家住宅及び旧大沢家住宅の茅葺屋根等改修について、工事時期を本計画に記載する。

## 4. 改修整備方針

### (1) 社会教育施設

- ①公民館は、社会変化に対応し、新たな時代の生涯学習に向けた魅力ある公民館となるため、施設利用や事業の充実を図る。

菊田公民館の令和13年度末での機能停止に伴い、菊田公民館諸室機能の代替を確保する。講堂の代替として、旧庁舎跡地に整備する公共機能としての多目的スペースを、また、その他の諸室の機能の代替として、令和9年度末をもって藤崎こども園へ機能統合する方針とされている津田沼幼稚園の閉園後の施設の一部の活用を検討している。

実花公民館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、利用サークル等の意見を反映させた設計となるよう調整を行うとともに、ICT環境を活用し、生涯学習の更なる充実を図る。
- ②東習志野図書館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、複合施設全体の床面積を削減する中での図書館閲覧スペースと書庫の拡大、ICタグによる蔵書管理システムの導入、学習スペースの確保等の機能向上を図る。
- ③埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、実花公民館跡施設に歴史資料展示室を開設する。施設の整備にあたっては、歴史資料に関する講座や、団体見学時の説明に使用する研修室を設置し、研修室の使用予定のない時は、一定程度、地域の方々の利用が可能となるよう検討していく。また、雨漏り等老朽化が進む埋蔵文化財調査室の移転及び収蔵場所の確保を進める。
- ④旧鴛田家住宅及び旧大沢家住宅の茅葺屋根等改修について、茅葺屋根の一般的な葺き替えサイクルに基づき、次のとおり実施する。
  - ・30年に1回程度の全葺き替え
  - ・15年に1回程度の表層葺き替え(屋根表面を中心に6~7割を葺き替える。)
  - ・5~7年に1回程度の差茅

### (2) スポーツ施設

- ①老朽化の深刻な秋津野球場と秋津サッカー場は、早期に長寿命化改修を実施し、安全性の確保と併せて、利便性の向上と利用用途の拡大を図り、スポーツにより多世代が交流し、生涯スポーツ推進の象徴となる施設とする。
- ②持続可能な生涯スポーツ推進を図るため、受益者負担の見直しを検討する。
- ③屋外スポーツ施設における人工芝、照明設備の改修実施時期については、人工芝は敷設後6年~10年を周期として、照明設備は設置後概ね20年で器具の改修を、概ね40年で支柱も含めた全面改修を行うことを基本とする。

# 生涯学習施設改修整備計画

【令和7(2025)年度改訂】

(案)

令和8(2026)年度～令和23(2041)年度

習志野市教育委員会

# 目 次

1. はじめに	3
2. 背景とこれまでの取り組み	4
(1) 背景	4
(2) これまでの取り組み	5
3. 計画の基本的な考え方	6
(1) 計画の目的	6
(2) 計画の位置付け	6
(3) 見直し内容	7
(4) 計画期間	7
(5) 対象施設	8
4. 生涯学習施設の現状と課題	9
(1) 人口推移・推計	9
(2) 生涯学習事業費の実績	13
(3) 生涯学習施設の利用状況と課題	14
5. 改修整備方針	23
(1) 社会教育施設等	23
(2) スポーツ施設	23
6. 改修整備実施計画	24
(1) 前提条件	24
(2) 実施計画	27

## 1. はじめに

習志野市では、これまで「文教住宅都市憲章」の理念のもと、教育に力を注ぎ、優れた文化を育むために、生涯学習施設の整備を進め、公民館での学習機会の提供、図書館での情報や資料提供、習志野文化ホールを拠点とした芸術文化活動の振興、野球場・サッカー場等を活用したスポーツ活動の充実など、様々な事業を展開し、その成果が地域活動に還元されるよう生涯学習を推進してきました。

しかしながら、近年、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、ICT技術の進展も著しく、社会情勢は大きく変化しており、市民一人ひとりが、それぞれの目的や志向、ライフステージに応じた学習・芸術・文化・スポーツ活動を行うことができる生涯学習環境の整備が求められています。

また、本市がこれまで整備してきた生涯学習施設は、他の公共施設と同様に老朽化が進展しており、改修、建替えが必要な時期を迎えています。本格的な少子高齢化社会の到来や、その先に予測される人口減少への対応が必要となっており、将来世代に過度な負担を先送りせずに、持続可能な都市経営を実現することが求められています。

習志野市教育委員会では、新たな時代に向けた本市の生涯学習の実現に必要な公民館や図書館などの社会教育施設、体育館や野球場などのスポーツ施設等の改修整備方針を「生涯学習施設改修整備計画」（以下、「本計画」といいます。）として、平成25（2013）年10月に策定し、本計画が反映された「習志野市公共施設再生計画」に基づき実施された大久保地区公共施設再生事業による生涯学習複合施設「プラッツ習志野」の整備や、東部体育館の大規模改修など、生涯学習施設の再編、再生に取り組んできました。

そのような中、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築物再生計画」が策定され、さらには一部施設の老朽化状況の悪化や市長事務部局への施設や事務の移管など状況変化があったことから、本市の生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る各種施策を着実に実行するため、適正な施設や機能を確保できる計画とするよう、令和4（2022）年3月に本計画を見直し、改訂を行いました。

今般、令和8（2026）年度を始期として、本市の最上位計画である次期「総合計画」が策定されることに合わせて、「習志野市公共施設等総合管理計画」の改訂及び「第3次公共建築物再生計画」の策定が同時に行われることとなりました。

このことから、本計画においてもこれらの計画との整合を図りながら、前回の改訂からの状況変化や新たな課題にも対応し、引き続き生涯学習施設の再生を進めるべく、改訂を行ったものです。

## 2. 背景とこれまでの取り組み

### (1) 背景

習志野市では、平成20(2008)年度に「公共施設マネジメント白書」を策定して、公共施設の老朽化対策に着手し、本市が保有する公共施設の老朽化は、全国的にも進んだ状況であり、持続可能な行財政運営と将来のまちづくりにとって非常に大きな課題であるとの認識のもと、平成24(2012)年5月に、公共施設のうち公共建築物に関する老朽化対策の基本方針をまとめた「公共施設再生計画基本方針」を策定しました。

その基本方針を受け、教育委員会においても、生涯学習活動の拠点となる公民館などの社会教育施設をはじめ、スポーツ施設及び青少年施設の改修や、機能集約、機能停止を示した本計画を取りまとめ、公共建築物の再生計画に反映するよう、平成25(2013)年11月に市長へ申し入れを行いました。

その後、生涯学習施設を含む市全体の公共建築物の具体的な再生計画である「公共施設再生計画」が平成26(2014)年3月に策定され、当該計画に基づき本市独自の公共施設の老朽化対策の取り組みが進められました。

このような中、平成25(2013)年11月に、国から「インフラ長寿命化基本計画」が公表され、平成26(2014)年4月には総務省から、この基本計画に基づく、公共施設の老朽化対策に関する「公共施設等総合管理計画」の策定要請があり、これまで本市が取り組んできた公共建築物に関する老朽化対策に加え、インフラ及びプラント系施設の老朽化対策の基本的な考え方や、取り組みの方向性を示す必要性が生じました。

そのため本市では、平成28(2016)年3月に「習志野市公共施設等総合管理計画」を策定して、「公共施設再生計画」の上位計画として位置づけ、「公共施設再生計画」は、「インフラ長寿命化基本計画」で規定される個別施設ごとの長寿命化計画(行動計画)として、本市が保有する建築物に関する「個別施設計画」として位置づけられました。

その後、「習志野市公共施設等総合管理計画」については、令和8(2026)年3月に見直しが行われています。また、「公共施設再生計画」は、令和2(2020)年3月に「第2次公共建築物再生計画」、令和8(2026)年3月に「第3次公共建築物再生計画」として、本市が保有する建築物を対象とした具体的な老朽化対策の事業計画となっています。

この間に教育委員会では、「公共施設再生計画」等に基づく「大久保地区公共施設再生事業」に市長事務部局と連携して取り組み、大久保地区周辺の生涯学習施設等8施設(7建物)の機能を保ちながら、中央公園周辺の3建物に集約・再生を行い、令和元(2019)年11月に習志野市生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を開設しました。

また、教育委員会が所管していた施設や事務のうち、平成27(2015)年度にコミュニティセンター等の自治振興施設に関することを、平成29(2017)年度に放課後児童会に関することを、市長事務部局へそれぞれ移管を行っています。更に、所管していた施設のうち藤崎青年館は、令和2(2020)年度から地域へ移管し、実花水泳プールは平成28(2016)年度から実花小学校の学校施設として、その位置づけを変更しています。

さらに、令和7(2025)年3月には、施設・設備の老朽化が著しく、また多様化する教育ニーズに対応するためには早急な対策が必要との判断から、「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」を策定し、「公共建築物再生計画」の基本方針の1つである「複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮」に基づき、東習志野図書館、実花公民館等との複合化により、早期の再整備を目指すこととしました。

## (2) これまでの取り組み

平成25(2013)年10月に策定した本計画が反映された「公共施設再生計画」等に基づき、生涯学習施設の機能集約と機能停止等に取り組んできました。

その結果、延べ床面積で約 1,500 m<sup>2</sup>の削減を実現するとともに、PFI 事業や指定管理者制度による民間活力の導入により維持管理・運営経費等の節減が図られています。

### 【機能集約、機能停止施設】

	施設名	築年	延床面積(m <sup>2</sup> )	取組種別
1	大久保公民館・市民会館	昭和41(1966)年	-2,007	機能集約
2	屋敷公民館	昭和52(1977)年	-350	機能集約
3	大久保図書館	昭和55(1980)年	-828	機能集約
4	藤崎図書館	平成4(1992)年	-878	機能集約
5	生涯学習地区センターゆうゆう館	昭和43(1968)年	-911	機能集約
6	あづまこども会館	昭和50(1975)年	-241	機能集約
7	藤崎青年館	昭和56(1981)年	-233	地域移管
8	市役所前体育館	昭和41(1966)年	-1,053	機能停止
9	市役所前グラウンド	昭和52(1977)年	—	機能停止
10	実花水泳プール	昭和56(1981)年	—	学校移管
11	勤労会館	昭和49(1974)年	-2,344	機能集約
12	生涯学習複合施設「プラッツ習志野」	令和元(2019)年	7,338	機能集約
削減延床面積			-1,507	

### 3. 計画の基本的な考え方

#### (1) 計画の目的

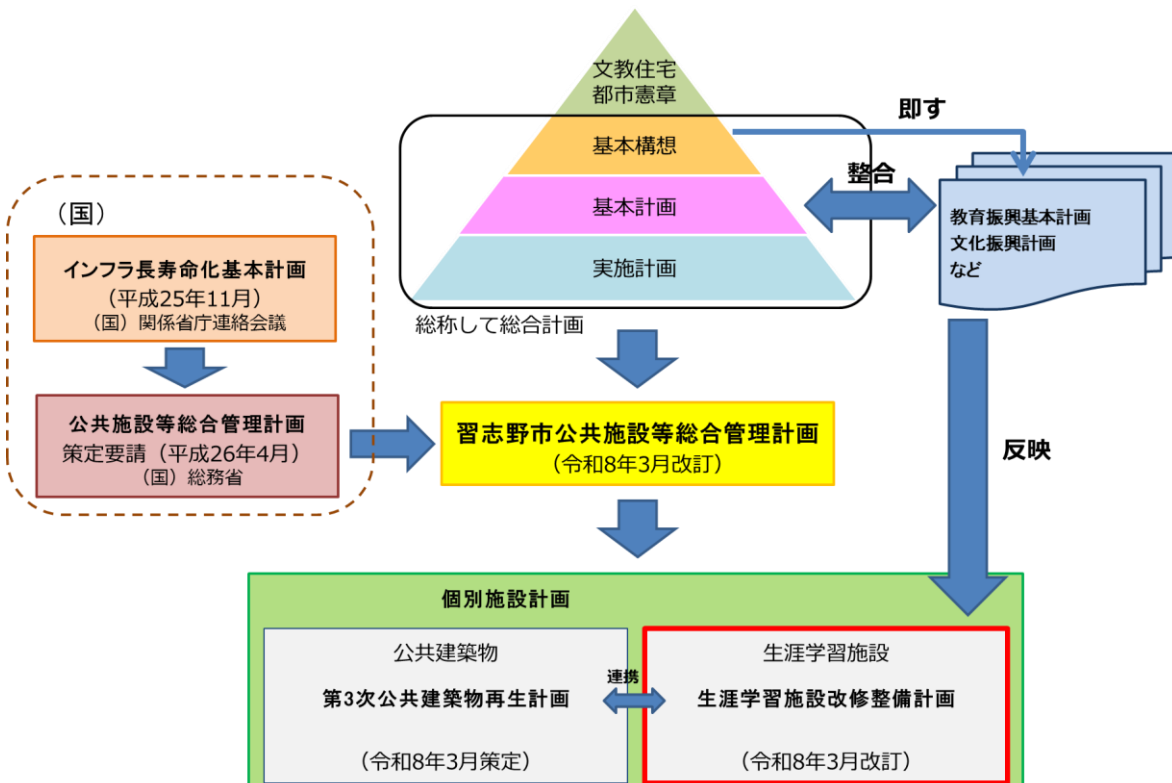
本計画により、教育委員会が所管する生涯学習施設の再整備を行うことで、総合計画をはじめ、「習志野市教育振興基本計画」等の各種行政計画で定める、本市の生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る施策を着実に実行するために、適正な施設、機能を確保することを目的とします。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第3次公共建築物再生計画」の**基本方針**である「**複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮**」、「**長寿命化の推進と適正な質の確保**」、「**資産の有効活用と財源の確保**」を基本としつつ、各種施策の推進に必要な生涯学習施設の再整備を図るための施設整備計画です。習志野市が保有する建築物の「個別施設計画」である「第3次公共建築物再生計画」と連携を図り、それぞれの計画の見直しを適宜反映させていきます。

また、「第3次公共建築物再生計画」の対象とならない小規模な建築物、屋外施設のうち計画的な改修が必要な設備（人工芝、屋外照明設備）、**文化財関係の建築物**に関しての、「個別施設計画」としての位置づけも有しています。

#### 【本計画の位置付け】



### (3) 見直し内容

今回の改訂にあたっては、令和4(2022)年3月改訂以後の様々な状況変化を踏まえ、以下の点について見直し、整合を図っています。

#### 【主な見直し内容】

- ①「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第3次公共建築物再生計画」との整合を図るため、両計画における改修方針に合わせ、改修内容、目標年次を設定する。
- ②菊田公民館の令和13(2031)年度末での機能停止に伴い、菊田公民館諸室機能の代替を確保する。
- ③実花公民館・東習志野図書館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、以下の点について本計画に記載する。
  - ア) ICT環境を活用し、生涯学習の更なる充実を図る。
  - イ) 実花公民館利用サークル等の意見を反映させた設計となるよう調整を図る。
  - ウ) 複合施設全体の床面積を削減する中での図書館閲覧スペースの拡大、学習スペースの確保、バリアフリー対応等の機能向上を図る。
- ④埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、以下の点について本計画に記載する。
  - ア) 実花公民館跡施設への(仮称)歴史資料展示室開設
  - イ) 雨漏り等老朽化が進む埋蔵文化財調査室の移転及び収蔵場所の確保
- ⑤旧鶴田家住宅及び旧大沢家住宅の茅葺屋根等改修について、工事時期を本計画に記載する。

### (4) 計画期間

「第3次公共建築物再生計画」の計画期間に合わせ、改訂後の本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和23(2041)年度の16年間とします。なお、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や事業実施状況などにより、適宜、事業計画の見直しを行っていくこととします。

## (5) 対象施設

本計画の対象施設は、教育委員会が所管する次表の生涯学習施設とします。

	施設名	種別	構造	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年度 (設置年度)		築年数 (2025 年度 時点)
						西暦	和暦	
1	中央公民館	公民館	RC	7,338	9,783	2019	R1	6
2	菊田公民館	公民館	RC	1,492	901	1971	S46	54
3	実花公民館	公民館	RC	582	実花小	1978	S53	47
4	袖ヶ浦公民館	公民館	RC	1,211	2,033	1980	S55	45
5	谷津公民館	公民館	RC	1,023	4,579	1982	S57	43
6	新習志野公民館	公民館	RC	1,863	6,265	1991	H3	34
7	中央図書館	図書館	RC	No.1に含む	No.1に含む	2019	R1	6
8	東習志野図書館	図書館	RC	411	東習CC	1982	S57	43
9	新習志野図書館	図書館	RC	No.6に含む	No.6に含む	1991	H3	34
10	谷津図書館	図書館	RC	761	谷津CC	1995	H7	30
11	富士吉田青年の家	青少年施設	RC	1,003	15,138	1973	S48	52
12	富士吉田体育館	青少年施設	S	900		1980	S55	45
13	暁風館	スポーツ施設	RC	545	5,130	1971	S46	54
14	袖ヶ浦体育館	スポーツ施設	RC	2,409		1971	S46	54
15	東部体育館	スポーツ施設	RC	2,912	4,666	1994	H6	31
16	秋津サッカー場	スポーツ施設	RC	3,257	13,743	1981	S56	44
17	秋津野球場	スポーツ施設	RC	3,510	23,934	1984	S59	41
18	実籾テニスコート	スポーツ施設	S	172	6,637	1980	S55	45
19	秋津テニスコート	スポーツ施設	RC	218	4,260	1987	S62	38
20	芝園テニスコート・フットサル場	スポーツ施設	S	93	6,999	2010	H22	15
21	中央公園体育館	スポーツ施設	RC	No.1に含む	No.1に含む	2019	R1	6
22	茜浜パークゴルフ場	スポーツ施設	W	73	13,625	2006	H18	19
23	袖ヶ浦テニスコート	スポーツ施設			2,440	1971	S46	54
24	中央公園野球場	スポーツ施設			12,100	1979	S54	46
25	中央公園パークゴルフ場	スポーツ施設			7,936	2000	H12	25
26	袖ヶ浦少年サッカー場	スポーツ施設			6,293	1996	H8	29
27	秋津公園多目的広場	スポーツ施設			8,553	1981	S56	44
28	茜浜近隣公園	スポーツ施設			13,200	1989	H1	36
29	旧大沢家住宅	文化財	W		154	1976	S51	49
30	旧鞆田家住宅	文化財	W		321	2000	H12	25

※面積は、いずれも小数点以下を四捨五入しています。

## 4. 生涯学習施設の現状と課題

### (1) 人口推移・推計

#### ① 総人口と年齢階層別人口の推移

習志野市は、昭和29(1954)年8月1日に津田沼町を母体として人口30,204人で誕生し、その後、高度経済成長と首都圏の人口急増などを背景に、JR 総武線の複々線化、2度の公有水面埋立による市域の拡大やそれらに伴う住宅団地開発などが行われる中、教育・福祉および文化の振興や住環境の保全などに力を注ぐ、文教住宅都市として発展してきました。

総人口の推移を分析すると、令和7(2025)年3月末現在の住民基本台帳人口は175,009人に達しており、市制施行から71年で市制施行時の人口の約5.8倍となっています。

平成2(1990)年までは、高度経済成長期に人口が急増し、昭和35(1960)年から平成2(1990)年の30年間において、急激に人口が増加しています。平成2(1990)年以降は、開発が鈍化したため、増加率は徐々に落ち着き、平成2(1990)～12(2000)年の10年間では、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成12(2000)年以降は、再び開発の影響などにより令和7(2025)年まで増加傾向となっています。

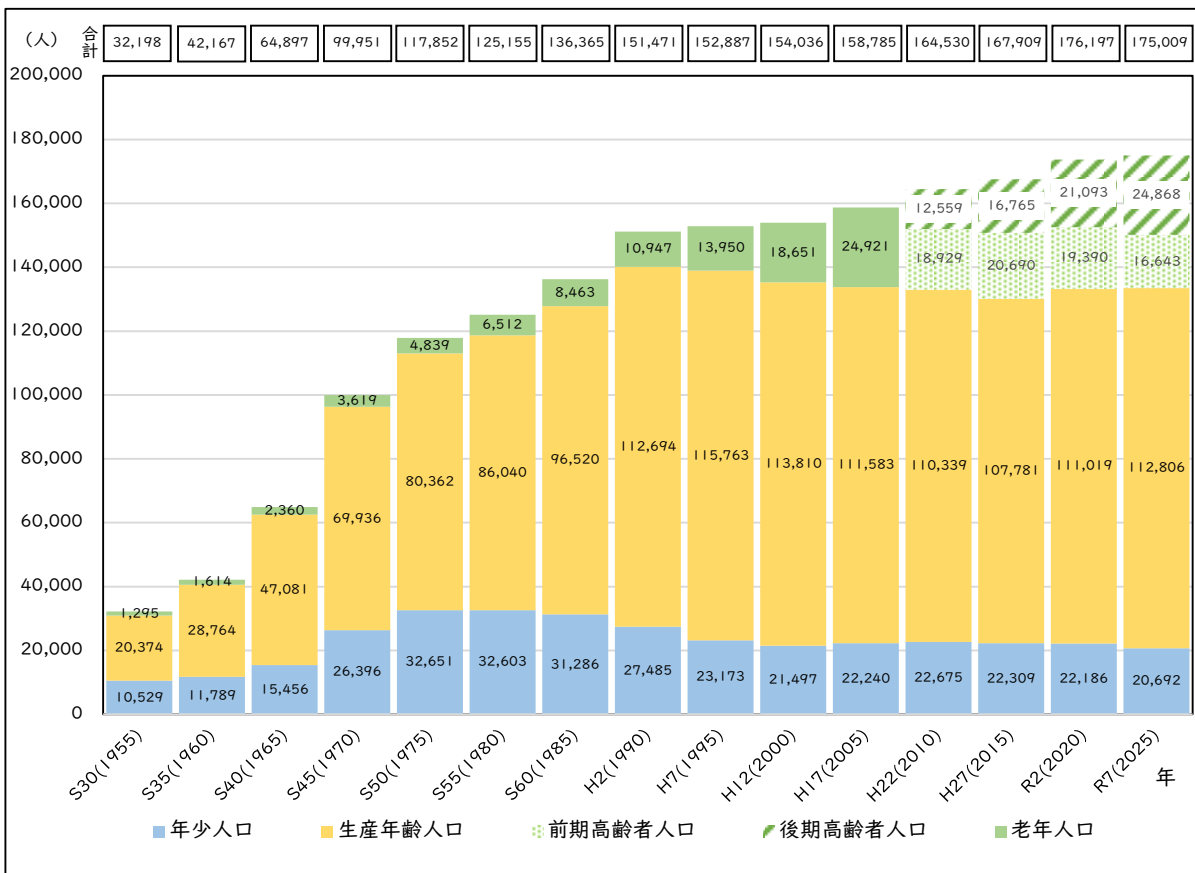
年齢階層別人口の推移を分析すると、年少人口(15歳未満)は、団塊ジュニア世代の誕生により、昭和50(1975)年には32,651人(総人口の27.7%)となりました。その後は減少傾向が続き、平成12(2000)年に21,497人(総人口の14.0%)となった以降は、概ね同程度で推移し、令和7(2025)年3月末時点では20,692人(総人口の11.8%)となっています。

生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は市制施行以来、急激な増加を続け、平成7(1995)年には115,763人(総人口の75.7%)となりました。その後、開発による人口流入があったものの、令和7(2025)年3月末時点では112,806人(総人口の64.5%)に減少しています。

前期高齢者人口(65歳以上75歳未満)は後期高齢者医療制度が開始された平成22(2010)年は18,929人(総人口の11.5%)であり、その後は増減を繰り返し、令和7(2025)年3月末時点では16,643人(総人口の9.5%)となっています。

後期高齢者人口(75歳以上)は、後期高齢者医療制度開始以降、平成22(2010)年は12,559人(総人口の7.6%)であり、その後は増加傾向が続き、令和7(2025)年3月末時点では24,868人(総人口の14.2%)となっています。

【総人口と年齢4階層人口の推移】



【補足】 上記グラフにおける合計には年齢不詳人口が含まれているため、内訳と一致しない年度がある。

(出典：「習志野市公共施設等総合管理計画」)

② 人口推計 (令和7(2025)年3月推計：「令和6年度習志野市人口推計結果 報告書」)

人口のピークは令和17(2035)年に178,591人となる見込みです。その後は緩やかに人口が減少し、本計画の計画期間の最終年度である令和23(2041)年には176,042人となる見込みです。その後も人口減少が続く、推計の最終年度である令和36(2054)年には167,441人となる見込みです。

年齢階層別人口の推計結果を分析すると、年少人口は、計画初年度の令和8(2026)年は20,348人(総人口の11.6%)であり、その後は減少を続け、計画最終年度の令和23(2041)年では16,027人(総人口の9.1%)となる見込みです。その後も減少を続け、推計最終年度の令和36(2054)年では14,106人(総人口の8.4%)となる見込みです。

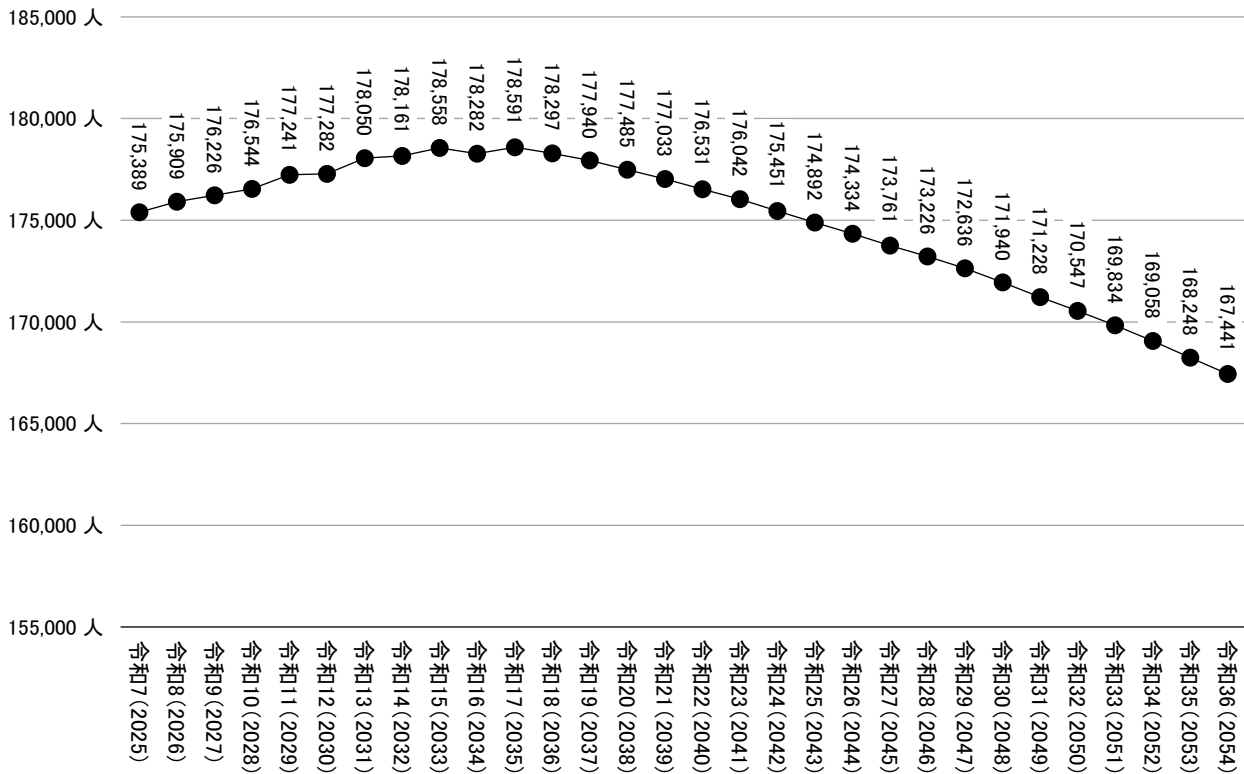
生産年齢人口は、計画初年度の令和8(2026)年では113,374人(総人口の64.5%)であり、令和13(2031)年度がピークで114,941人(総人口の64.6%)となり、その後は減少し、計画最終年度の令和23(2041)年では105,372人(総人口の59.9%)となる見込みです。その後も減少を続け、推計最終年度の令和36(2054)年では93,575人(総人口の55.9%)となる見込みです。

前期高齢者人口は、計画期間全体を通じて増加し、計画初年度の令和8(2026)年では16,570人(総人口の9.4%)であり、計画最終年度の令和23(2041)年では27,004人(総人口の15.3%)となる見込みです。その後は、令和24(2042)年がピークで27,264人(総人口の15.5%)となる以降は減少し、推計最終年度の令和36(2054)年では22,171人(総人口の13.2%)となる見込みです。

後期高齢者人口は、計画期間全体を通じて微増し、計画初年度の令和8(2026)年では25,617人

(総人口の14.6%)であり、計画最終年度の令和23(2041)年では27,639人(総人口の15.7%)となる見込みです。その後も増加を続け、推計最終年度の令和36(2054)年では37,589人(総人口の22.4%)となる見込みです。

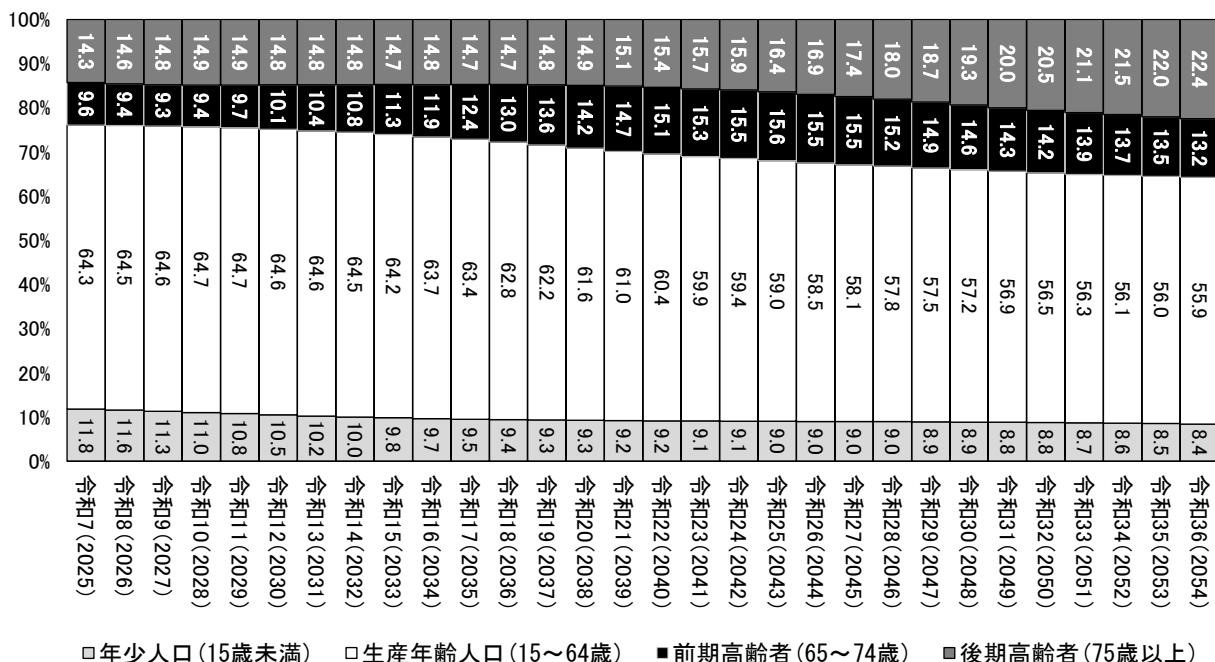
【人口推計結果】



令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)	令和 15 (2033)	令和 16 (2034)
175,389	175,909	176,226	176,544	177,241	177,282	178,050	178,161	178,558	178,282
令和 17 (2035)	令和 18 (2036)	令和 19 (2037)	令和 20 (2038)	令和 21 (2039)	令和 22 (2040)	令和 23 (2041)	令和 24 (2042)	令和 25 (2043)	令和 26 (2044)
178,591	178,297	177,940	177,485	177,033	176,531	176,042	175,451	174,892	174,334
令和 27 (2045)	令和 28 (2046)	令和 29 (2047)	令和 30 (2048)	令和 31 (2049)	令和 32 (2050)	令和 33 (2051)	令和 34 (2052)	令和 35 (2053)	令和 36 (2054)
173,761	173,226	172,636	171,940	171,228	170,547	169,834	169,058	168,248	167,441

(出典:「令和6年度習志野市人口推計結果報告書」)

【人口推計(中位)年齢4階層別人口の状況(割合)】



(出典:「令和6年度習志野市人口推計結果報告書」)

【人口推計(中位)年齢4階層別人口の状況(人数)】

(人)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)	令和 15 (2033)	令和 16 (2034)
年少人口(0-14)	20,715	20,348	19,874	19,465	19,148	18,592	18,215	17,836	17,555	17,208
生産年齢人口(15-64)	112,701	113,374	113,863	114,191	114,629	114,585	114,941	114,836	114,553	113,624
前期高齢者(65-74)	16,897	16,570	16,457	16,667	17,134	17,835	18,515	19,155	20,184	21,147
後期高齢者(75-)	25,076	25,617	26,032	26,221	26,330	26,270	26,379	26,334	26,266	26,303

	令和 17 (2035)	令和 18 (2036)	令和 19 (2037)	令和 20 (2038)	令和 21 (2039)	令和 22 (2040)	令和 23 (2041)	令和 24 (2042)	令和 25 (2043)	令和 26 (2044)
年少人口(0-14)	16,988	16,777	16,586	16,439	16,289	16,161	16,027	15,907	15,815	15,713
生産年齢人口(15-64)	113,140	112,009	110,743	109,325	107,913	106,641	105,372	104,299	103,176	102,053
前期高齢者(65-74)	22,134	23,217	24,254	25,206	26,089	26,602	27,004	27,264	27,212	27,046
後期高齢者(75-)	26,329	26,294	26,357	26,515	26,742	27,127	27,639	27,981	28,689	29,522

	令和 27 (2045)	令和 28 (2046)	令和 29 (2047)	令和 30 (2048)	令和 31 (2049)	令和 32 (2050)	令和 33 (2051)	令和 34 (2052)	令和 35 (2053)	令和 36 (2054)
年少人口(0-14)	15,624	15,524	15,391	15,255	15,101	14,937	14,761	14,573	14,343	14,106
生産年齢人口(15-64)	100,965	100,148	99,223	98,294	97,345	96,396	95,546	94,840	94,171	93,575
前期高齢者(65-74)	26,875	26,309	25,770	25,166	24,556	24,168	23,666	23,243	22,722	22,171
後期高齢者(75-)	30,297	31,245	32,252	33,225	34,226	35,046	35,861	36,402	37,012	37,589

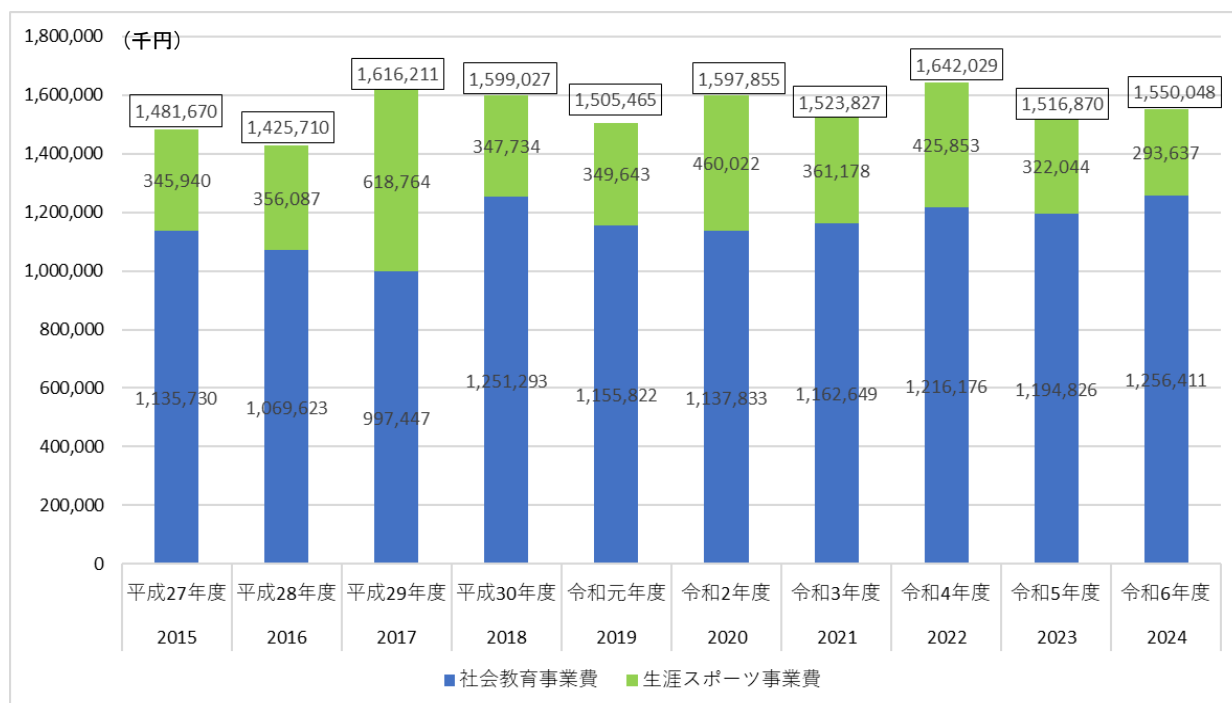
(出典:「令和6年度習志野市人口推計結果報告書」)

## (2) 生涯学習事業費の実績

過去10年間の生涯学習事業費に関する決算の状況は、各年度で行う工事等により増減はあるものの、14億円台から16億円台の間で推移しています。各年度で実施した大規模な工事は、平成27(2015)年度が旧鶴田家住宅の災害復旧工事、平成29(2017)年度が東部体育館大規模改修工事、平成30(2018)年度が習志野文化ホール大規模改修工事、令和元(2019)年度・令和2(2020)年度が袖ヶ浦体育館の非構造部材改修工事、令和4年度が芝園フットサル場人工芝全面張替工事、令和6年度が旧大沢家住宅茅葺屋根改修工事等となっており、決算額に影響を与えています。それらの増減を加味しなければ、生涯学習事業費は概ね横ばいで推移しているといえます。

今後、さらなる少子高齢化の進展に伴い、市の財政状況は厳しさを増していくことが予測されている中、限られた事業費で、より効果的・効率的な生涯学習事業の展開と、施設の再生手法を検討していく必要があります。

### 【過去10年間の生涯学習事業費決算の状況】



※本表の社会教育事業費は、一般会計の社会教育費から、少年自然の家費及び平成28年度以前の放課後児童会費を除いた額としています。また、生涯スポーツ事業費は、一般会計の保健体育費中、保健体育総務費の職員人件費、社会体育費及び体育施設費の合計額としています。

### (3) 生涯学習施設の利用状況と課題

#### ① 公民館の利用状況と課題

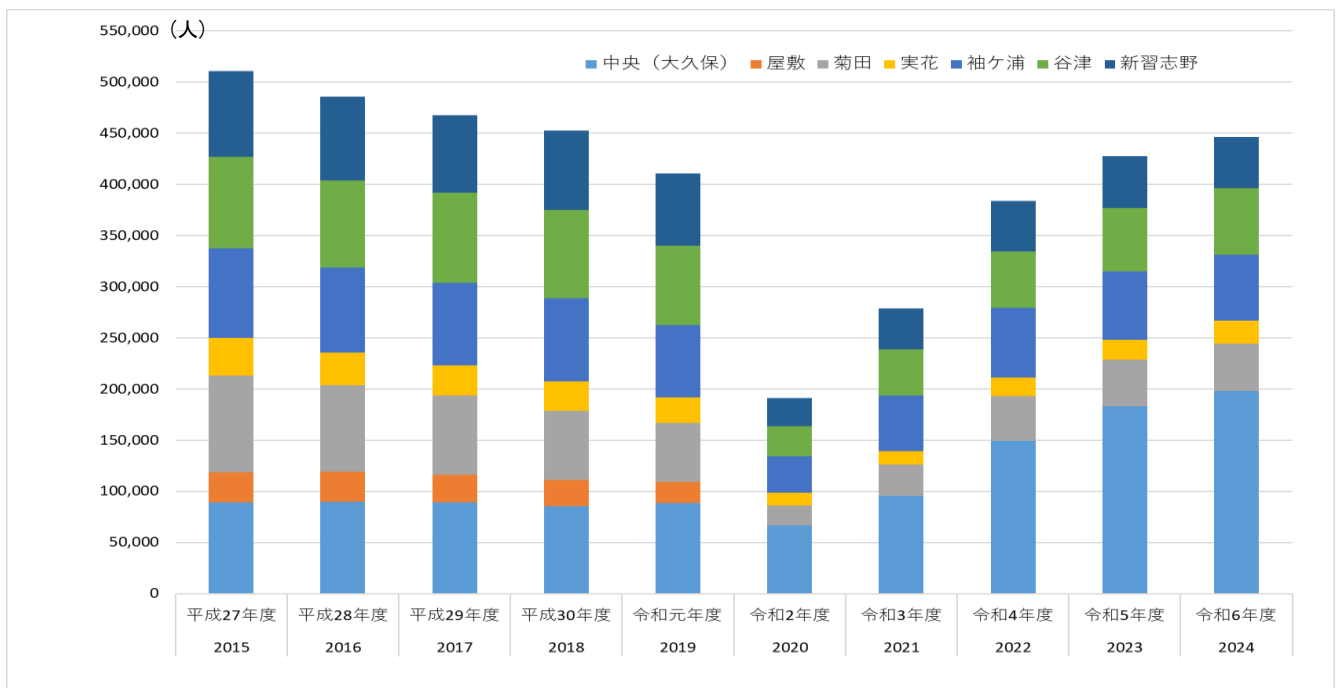
公民館は、サークルや団体の活動拠点としての場の提供として、諸室の貸し出しを行っています。

諸室利用者数は増加傾向にありましたが、平成27(2015)年度をピークに徐々に減少しています。また、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館や、人数制限等の影響により利用者数は激減しました。その後、利用者数は回復しつつありますが、利用者の高齢化、市民の活動の多様化等を踏まえ、より幅広い年齢にとって学習や文化活動が行いやすい場として機能していく必要があります。併せて、令和13年度末で機能停止となる菊田公民館の諸室機能の代替についても検討が必要です。

また、公民館講座及び市民文化祭やコンサート等の地域協働・文化活動の実施状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、その後は年々学級数を増加させ、事業の充実を図っています。

今後も公民館講座や事業の在り方を社会情勢の変化とともに見直しするとともに、利用者の利便性の向上のため、諸室の利用予約や講座の申し込みの電子申請、使用料の支払いへの電子決済の導入などデジタル化を検討していく必要があります。

#### 【公民館利用者延べ人数】



(単位:人)

公民館名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央(大久保)	88,962	89,907	89,308	85,142	88,576	66,548	95,421	149,504	182,936	197,856
屋敷	29,713	29,075	27,042	26,121	20,663	-	-	-	-	-
菊田	94,398	84,866	77,101	67,647	57,199	19,390	30,905	43,507	45,831	46,386
実花	36,959	31,611	29,610	28,292	25,560	12,840	13,017	18,260	19,022	22,286
袖ヶ浦	87,495	83,332	80,987	81,290	70,620	35,379	54,066	68,015	67,446	64,707
谷津	89,527	85,309	87,642	86,490	77,272	29,336	44,984	55,179	61,668	65,163
新習志野	83,730	81,757	75,644	77,718	70,543	27,342	40,586	49,536	50,970	50,090
合計	510,784	485,857	467,334	452,700	410,433	190,835	278,979	384,001	427,873	446,488

※屋敷公民館は令和2(2020)年3月末で閉館

## 【公民館講座・事業利用状況】

講座・事業領域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公民館講座	家庭教育	学級数(学級)	54	53	51	56	49	24	32	30	44	47
		参加延べ人数(人)	5,932	5,308	4,336	4,022	3,509	826	1,648	3,045	3,386	3,161
	少年親子	学級数(学級)	76	84	81	86	69	19	72	91	102	98
		参加延べ人数(人)	7,914	10,223	5,818	6,104	7,714	455	1,679	5,965	7,368	9,502
	青年	学級数(学級)	2	1	1	1	3	1	5	8	6	10
		参加延べ人数(人)	68	57	37	48	124	38	234	320	268	390
	成人	学級数(学級)	59	56	52	65	52	26	52	61	72	68
		参加延べ人数(人)	2,931	2,944	3,129	3,035	2,734	738	1,764	2,353	2,643	2,841
	高齢者	学級数(学級)	7	7	7	8	9	9	8	29	9	9
		参加延べ人数(人)	6,134	5,966	5,784	5,774	4,965	1,021	2,244	3,364	3,829	4,480
地域協働・文化活動	学級数(学級)	54	48	55	56	52	17	22	62	64	64	
	参加延べ人数(人)	11,319	22,636	28,106	31,456	26,587	239	393	14,029	19,411	22,256	
合計	学級数(学級)	252	249	247	272	234	96	191	281	297	296	
	参加延べ人数(人)	34,298	47,134	47,210	50,439	45,633	3,317	7,962	29,076	36,905	42,630	

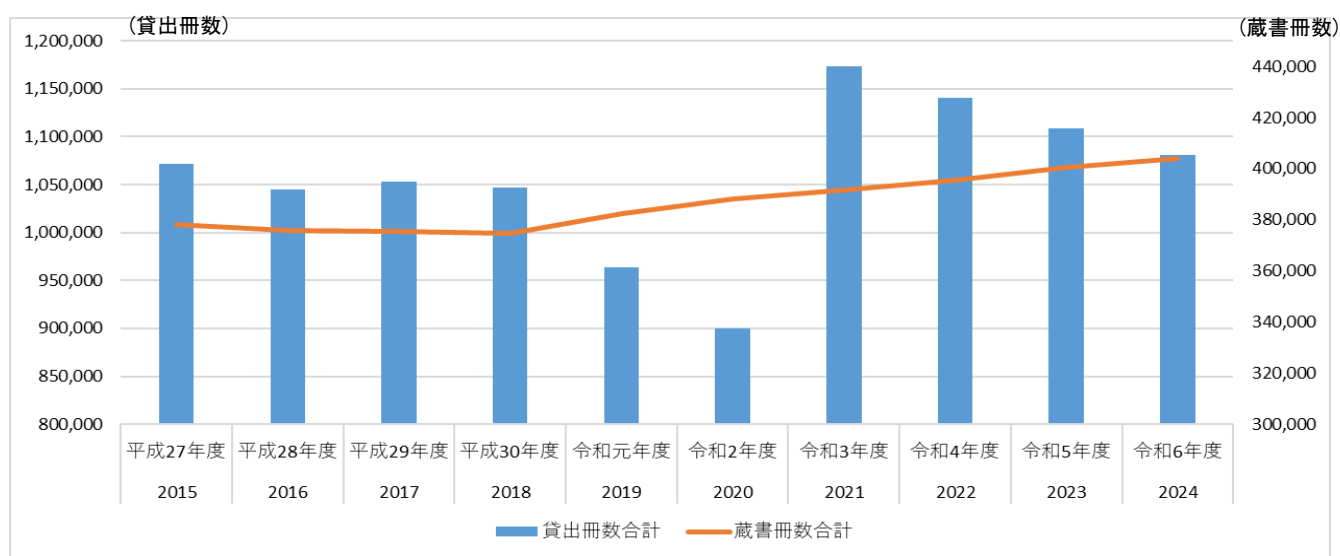
## ②図書館の利用状況と課題

図書館は、市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、図書資料等を収集し、その充実を図るとともに、貸出やレファレンス（資料相談）サービス業務等を実施しています。

図書資料の蔵書冊数については、拡大を図っており年々増加しています。しかしながら、常住人口1人あたりの蔵書冊数は、令和6（2024）年度末において2.30冊で千葉県内の平均3.2冊を下回っている状況であり、今後も蔵書数の拡大を図っていく必要がありますが、令和元（2019）年に開館した中央図書館を除く本市の図書館は規模も小さく、蔵書数を増加するためには、閲覧室や書庫のスペースが不足している状況です。

図書資料の貸出冊数については、近年減少傾向にあり、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけては、中央図書館が開館したものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休館等の影響を受け、大きく減少しました。コロナ禍が収まりつつあった令和3（2021）年度は臨時休館の期間がなかったこと等の理由から貸出冊数は過去最高となりましたが、その後は再び減少傾向に戻っています。今後は、中央図書館以外の図書館においても、閲覧室や書庫について、質及びスペースの充実を図るとともに、ICタグによる蔵書管理システムの導入や学習スペースの確保など、図書館サービスをさらに向上させ、より魅力的な図書館とすることによって来館を促し、図書に親しむ機会を増大させていく必要があります。

### 【図書資料貸出冊数と蔵書冊数】



### 【図書資料貸出冊数】

(単位:冊)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央（大久保）	292,290	274,346	270,479	252,027	211,353	324,471	456,342	450,840	432,871	423,487
東習志野	146,228	137,281	131,414	132,168	123,203	102,285	119,442	116,293	114,161	115,291
新習志野	220,955	209,994	202,393	199,270	180,201	139,956	167,075	161,321	161,858	151,824
藤崎 ※	96,738	93,194	88,117	81,428	84,269	131				
谷津	291,276	305,521	336,042	358,016	340,835	311,193	404,773	387,106	378,459	369,794
移動図書館	23,703	24,828	25,146	24,449	23,612	21,846	25,827	25,282	21,089	20,572
貸出冊数合計	1,071,190	1,045,164	1,053,591	1,047,358	963,473	899,882	1,173,459	1,140,842	1,108,438	1,080,968

※藤崎図書館は令和2（2020）年3月末で閉館

## 【図書資料蔵書冊数】

(単位:冊)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央(大久保)	101,306	101,921	103,032	109,228	119,809	170,787	175,474	179,974	184,756	188,475
東習志野	54,578	53,985	53,948	53,835	53,739	53,436	52,910	52,622	53,245	53,118
新習志野	77,511	77,148	76,534	76,570	73,699	73,675	73,242	72,741	72,539	72,359
藤崎	46,911	47,017	47,137	44,905	45,394					
谷津	85,070	83,627	83,442	84,123	83,500	83,646	83,555	83,874	83,887	84,055
移動図書館	12,689	12,111	11,291	5,829	6,245	6,627	6,448	6,328	6,243	6,094
蔵書冊数合計	378,065	375,809	375,384	374,490	382,386	388,171	391,629	395,539	400,670	404,101

※藤崎図書館は令和2(2020)年3月末で閉館

### ③ 富士吉田青年の家利用状況と課題

富士吉田青年の家は、青少年等が各種の研修、体育、野外活動等を富士山の自然の中で体験できる宿泊研修施設として昭和48(1973)年に開設し、建築後52年を経過しました。

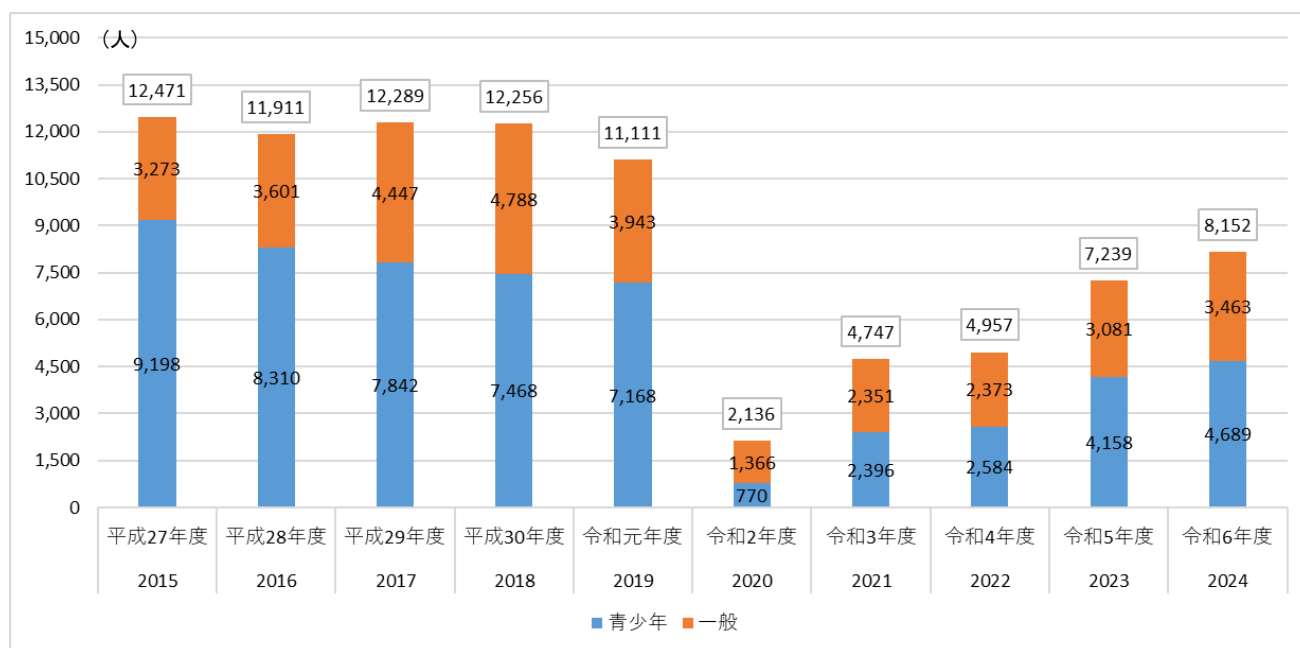
令和5(2023)年度から設計委託に着手し、令和7(2025)年度には研修棟を、令和8(2026)年度には体育館の長寿命化改修をすることにより、利用者が快適で安全・安心に利用できる環境が整う状況です。

一方、近年の利用状況は、平成27(2015)年度をピークに減少傾向にあります。また、令和元(2019)年度からの、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、令和2(2022)年度から利用者数は激減しました。当該特殊要因を除いた平成30(2018)年度までの傾向をみると、少子化の影響等により青少年の利用が減少している一方、一般利用は増加傾向にあり、利用者層に変化が生じています。

令和8(2028)年度には老朽化に対応する改修工事が完成することから、施設本来の目的である青少年健全育成のため、学校利用をはじめとした青少年の利用を拡大していくとともに、少子高齢社会のもと、一般利用も促進されるような取り組みが求められています。

富士山麓の豊かな自然環境のもと各種活動が行え、宿泊も可能な本市の財産として、新たな時代においてもその役割をさらに果たしていくことができるよう、社会変化に対応していくことが必要です。

【富士吉田青年の家利用者数】



(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊利用	青少年	5,567	4,847	4,777	4,675	4,491	12	351	1,616	2,309	3,049
	一般	1,751	2,126	1,678	1,913	1,725	166	251	886	1,217	1,323
	小計	7,318	6,973	6,455	6,588	6,216	178	602	2,502	3,526	4,372
日帰り利用	青少年	3,000	3,176	2,674	2,426	2,484	758	2,045	950	1,738	1,590
	一般	1,483	1,454	2,677	2,847	2,190	1,200	2,100	1,467	1,816	2,087
	小計	4,483	4,630	5,351	5,273	4,674	1,958	4,145	2,417	3,554	3,677
キャンプ利用	青少年	631	287	391	367	193	0	0	18	111	50
	一般	39	21	92	28	28	0	0	20	48	53
	小計	670	308	483	395	221	0	0	38	159	103
合計	青少年	9,198	8,310	7,842	7,468	7,168	770	2,396	2,584	4,158	4,689
	一般	3,273	3,601	4,447	4,788	3,943	1,366	2,351	2,373	3,081	3,463
	総計	12,471	11,911	12,289	12,256	11,111	2,136	4,747	4,957	7,239	8,152

#### ④スポーツ施設の利用状況と課題

本市では、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、誰もが参加できるスポーツ活動の機会を設けるため、身近な場所でスポーツ・運動を行える、多様な形態のスポーツ施設を整備してきました。

体育館のアリーナ利用状況は、平成29(2017)年度の東部体育館大規模改修工事、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけての袖ヶ浦体育館非構造部材改修工事及び令和元(2019)年度からの新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を除くと、概ね横ばいとなっています。

野球場、サッカー場及び広場等のフィールド系施設の利用状況も、平成23(2011)年度の東日本大震災による災害復旧工事及び令和元(2019)年度以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を除くと、概ね横ばいとなっています。秋津サッカー場は、令和8(2026)年度からの人工芝化により利用コマ数の拡大および多種多様なスポーツの受け入れを行い、施設を十分に活用していく必要があります。一方、照明塔のLED化が必要である他、秋津野球場を含め、施設の老朽化が深刻となっており、早期の対策が必要となっています。

芝園フットサル場は、平成23(2011)年度に開設した比較的新しい施設で、堅調な利用状況ですが、敷設されている人工芝、照明塔の計画的な改修が必要です。

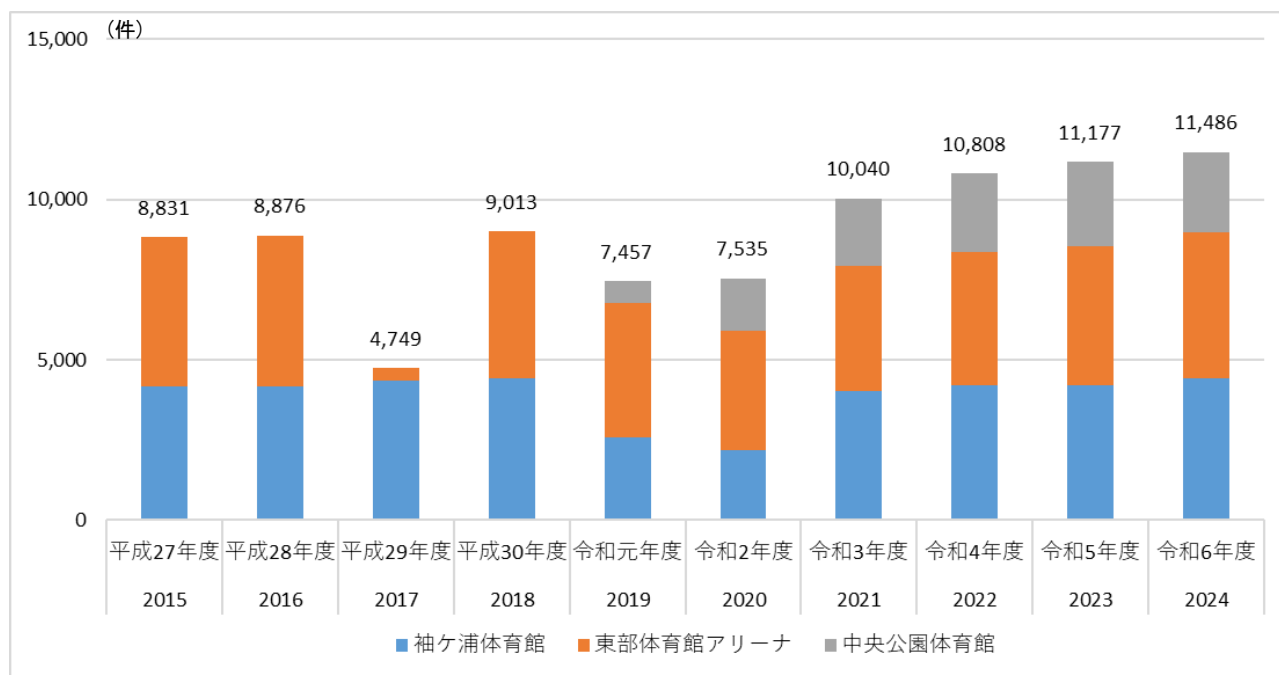
秋津公園多目的広場及び茜浜近隣公園は、無料施設であり自由度の高い広場でもあることから、一定の利用があります。しかし、照明設備が設置されており、広場の維持管理に加え、設備の改修も計画的に行う必要があることから、受益者負担の見直しを検討する余地があります。また、袖ヶ浦少年サッカー場も同様に無料施設であり、袖ヶ浦体育館の再整備時にその機能の必要性を含め、在り方を検討する必要があります。

テニスコートは、令和元(2019)年度以降も新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響は限定的で、平成29(2017)年度以降は若干の減少が見られるものの、利用は総じて堅調な状況です。そのため、いずれの施設も現状の機能を維持していくことが適切ですが、テニスコートのうち、袖ヶ浦、秋津、芝園は人工芝コートのため計画的な改修が必要です。秋津、芝園は、照明設備が設置されていることから、これらも計画的な改修が必要です。

パークゴルフ場は、中央公園パークゴルフ場の令和元(2019)年度における台風被害の影響を除き、概ね横ばいの利用状況となっていますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が、同じく屋外施設であるテニスコートよりも大きくなっています。茜浜パークゴルフ場には、小規模なクラブハウスが建築されており、こちらも適切な維持管理を行っていく必要があります。

## 【スポーツ施設利用件数】

### ○体育館利用件数



※本グラフでは東部体育館はアリーナ利用件数のみ

(単位: 件)

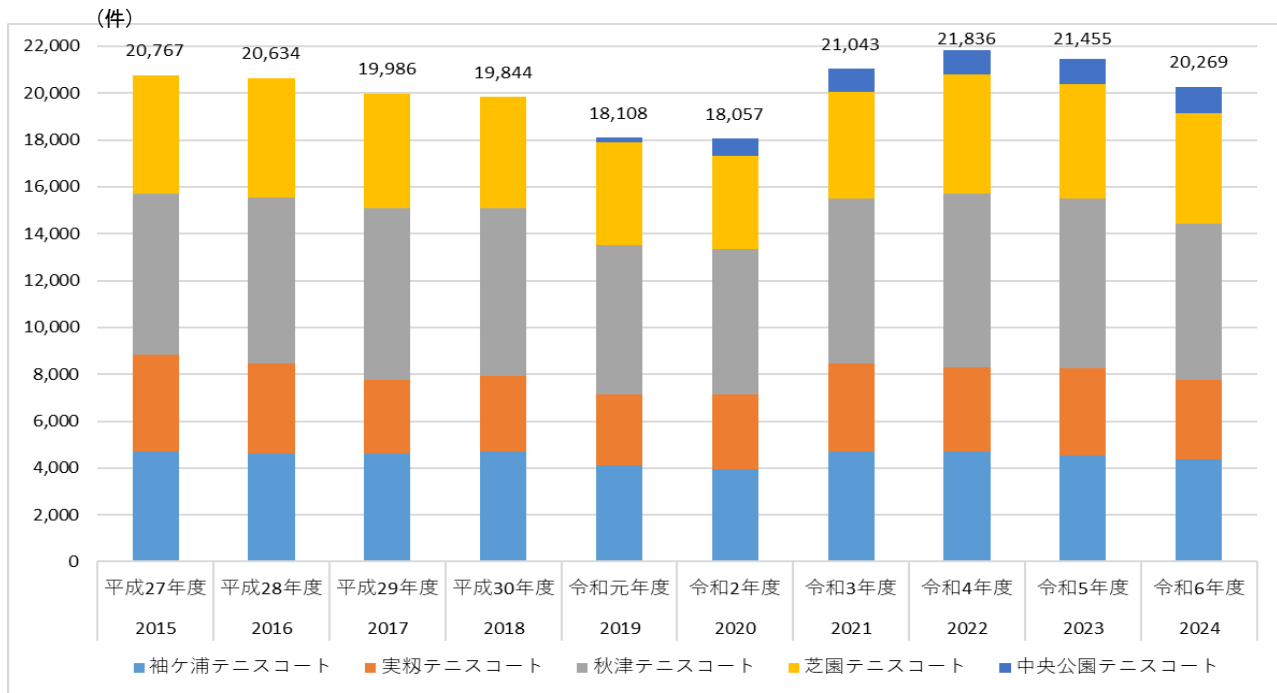
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
袖ヶ浦体育館	4,158	4,173	4,352	4,408	2,581	2,165	4,021	4,210	4,196	4,413
東部体育館	アリーナ	4,673	4,703	397	4,605	4,181	3,750	3,922	4,157	4,360
	トレーニング室	20,254	22,109	6,904	20,271	19,558	8,530	11,795	11,200	11,818
	講習室	1,098	1,104	395	797	838	640	910	807	799
	小計	26,025	27,916	7,696	25,673	24,577	12,920	16,627	16,164	16,977
中央公園体育館					695	1,620	2,097	2,441	2,621	2,519
合計	30,183	32,089	12,048	30,081	27,853	16,705	22,745	22,815	23,794	25,084

### ○野球場・サッカー場等

(単位: 件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
秋津野球場	106	104	123	129	96	45	100	126	84	90
秋津サッカー場	141	166	141	127	149	103	151	169	152	115
秋津公園多目的広場	622	732	651	622	572	304	591	612	556	564
芝園フットサル場	3,689	3,596	3,445	3,403	2,941	2,559	2,789	2,014	3,125	3,339
袖ヶ浦少年サッカー場	380	367	154	136	136	119	136	213	121	124
茜浜近隣公園	872	819	806	744	810	612	754	866	854	819
合計	5,810	5,784	5,320	5,161	4,704	3,742	4,521	4,000	4,892	5,051

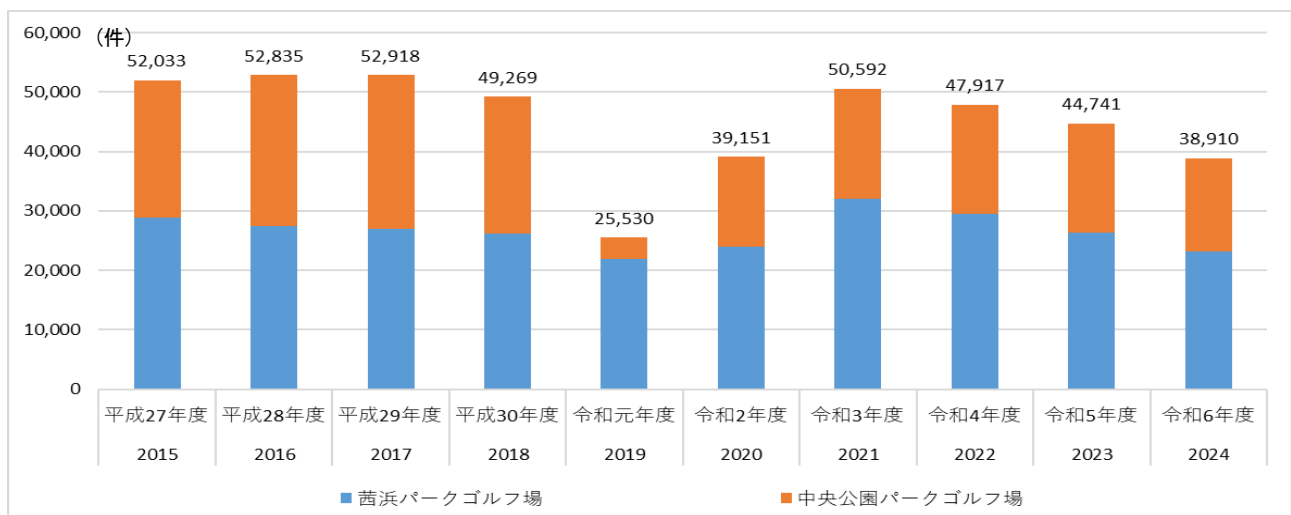
## ○テニスコート



(単位:件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
袖ヶ浦テニスコート	4,677	4,623	4,620	4,716	4,131	3,946	4,700	4,678	4,541	4,361
実籾テニスコート	4,157	3,837	3,140	3,227	3,017	3,181	3,762	3,615	3,703	3,403
秋津テニスコート	6,882	7,081	7,320	7,125	6,380	6,228	7,035	7,415	7,243	6,659
芝園テニスコート	5,051	5,093	4,906	4,776	4,389	3,966	4,555	5,085	4,887	4,732
中央公園テニスコート					191	736	991	1,043	1,081	1,114
合計	20,767	20,634	19,986	19,844	18,108	18,057	21,043	21,836	21,455	20,269

## ○パークゴルフ場



(単位:件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
茜浜パークゴルフ場	28,838	27,500	27,040	26,275	22,006	23,962	32,036	29,483	26,432	23,262
中央公園パークゴルフ場	23,195	25,335	25,878	22,994	3,524	15,189	18,556	18,434	18,309	15,648
合計	52,033	52,835	52,918	49,269	25,530	39,151	50,592	47,917	44,741	38,910

## ⑤文化財の利用状況と課題

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものであり、その保存や継承のためには、文化財への関心と理解が重要となります。

文化財の種類は、建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事等多様であり、特に重要なものは、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

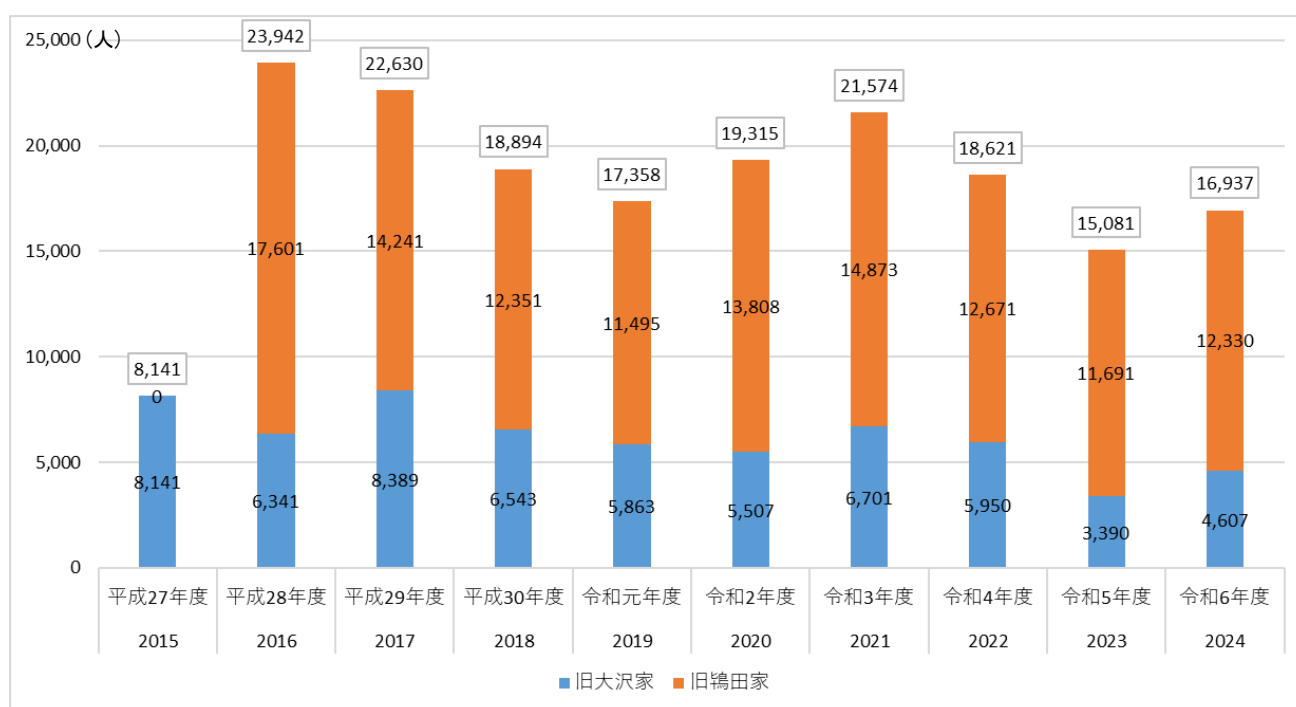
このうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴛田家住宅（いずれも千葉県指定有形文化財）は一般公開し、来館料を無料とすることで市民に気軽に足を運んでいただいています。

両住宅では、日常的な点検を実施しており、劣化や損傷に応じて補修を行ってまいりましたが、茅葺屋根の定期的な葺き替えの計画など、より長期的な視点での維持管理が必要です。

従前より市民からの要望が多い歴史資料や郷土資料を展示できる場については、これまで本格的な常設施設がなく、埋蔵文化財調査室や市役所展示スペース等で出土品や一部歴史資料を展示しています。

また、埋蔵文化財調査室については、日本大久保保育所園舎を活用していますが、雨漏りが発生するなど施設の老朽化が進行しています。

### ○旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅 来館者数



(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
旧大沢家	8,141	6,341	8,389	6,543	5,863	5,507	6,701	5,950	3,390	4,607
旧鴛田家	0	17,601	14,241	12,351	11,495	13,808	14,873	12,671	11,691	12,330
総計	8,141	23,942	22,630	18,894	17,358	19,315	21,574	18,621	15,081	16,937

※旧大沢家住宅は、茅葺屋根の改修工事により下記の期間休館しました。

(第1期) R5.12.15~R6.3.31 (第2期) R6.11.16~R7.3.7

※旧鴛田家住宅は、東日本大震災の災害復旧工事により平成27年度は休館しました。

## 5. 改修整備方針

本市の生涯学習や文化芸術の振興、及び生涯スポーツの推進に係る各種施策の着実な実行のため、次の方針により適正な施設や機能を確保するものとします。

### (1) 社会教育施設等

①公民館は、社会変化に対応し、新たな時代の生涯学習に向けた魅力ある公民館となるため、施設利用や事業の充実を図ります。

・菊田公民館の令和13(2031)年度末での機能停止に伴い、菊田公民館諸室機能の代替を確保します。講堂の代替として、旧庁舎跡地に整備する公共機能としての多目的スペースを、また、その他の諸室の機能の代替として、令和9(2027)年度末をもって藤崎こども園へ機能統合する方針とされている津田沼幼稚園跡施設の一部の活用を検討していきます。

・実花公民館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、利用サークル等の意見を反映させた設計となるよう調整を行うとともに、ICT環境を活用し、生涯学習の更なる充実を図ります。

②東習志野図書館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、複合施設全体の床面積を削減する中での閲覧スペースと書庫の拡大、ICタグによる蔵書管理システムの導入、学習スペースの確保等の機能向上を図ります。

③埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、実花公民館跡施設に歴史資料展示室を開設します。施設の整備にあたっては、歴史資料に関する講座や、団体見学時の説明に使用する研修室を設置し、研修室の使用予定のない時は、一定程度、地域の方々の利用が可能となるよう検討していきます。また、雨漏り等老朽化が進む埋蔵文化財調査室の移転及び収蔵場所の確保を進めます。

④旧鴫田家住宅及び旧大沢家住宅の茅葺屋根等改修について、茅葺屋根の一般的な葺き替えサイクルに基づき、次のとおり実施します。

・30年に1回程度の全葺き替え

・15年に1回程度の表層葺き替え(屋根表面を中心に6~7割を葺き替える。)

・5~7年に1回程度の差茅

### (2) スポーツ施設

①老朽化の深刻な秋津野球場と秋津サッカー場は、早期に長寿命化改修を実施し、安全性の確保と併せて、利便性の向上と利用用途の拡大を図り、スポーツにより多世代が交流し、生涯スポーツ推進の象徴となる施設とします。

②持続可能な生涯スポーツ推進を図るため、受益者負担の見直しを検討します。

③屋外スポーツ施設における人工芝、照明設備の改修実施時期については、人工芝は敷設後6年~10年を周期として、照明設備は設置後概ね20年で器具の改修を、概ね40年で支柱も含めた全面改修を行うことを基本とします。

## 6. 改修整備実施計画

### (1) 前提条件

実施計画の策定にあたっては、第3次公共建築物再生計画と同様、次の前提条件を基本として事業費、実施時期等を設定しています。

ただし、屋外スポーツ施設における人工芝、照明設備の改修事業費については実績額や概算見積額を用いて積算しています。また、旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅については、定期的に行う現状調査により、保存修理工事の必要性・内容を判断し、事業費等を積算します。

### ① 工事単価、標準工事期間

#### ・社会教育施設等

工事種別	設計		工事	
	標準工期 ※2	設計費単価	標準工期 ※2	工事費単価
建替 ※1	1年間	48,000 円/m <sup>2</sup>	2年間	756,000 円/m <sup>2</sup>
大規模改修	1年間	16,000 円/m <sup>2</sup>	1年間	233,000 円/m <sup>2</sup>
長寿命化改修・機能向上大規模改修	1年間	23,000 円/m <sup>2</sup>	2年間	282,000 円/m <sup>2</sup>

#### ・スポーツ施設

工事種別	設計		工事	
	標準工期 ※2	設計費単価	標準工期 ※2	工事費単価
建替 ※1	1年間	48,000 円/m <sup>2</sup>	2年間	680,000 円/m <sup>2</sup>
大規模改修	1年間	13,000 円/m <sup>2</sup>	1年間	186,000 円/m <sup>2</sup>
長寿命化改修・機能向上大規模改修	1年間	20,000 円/m <sup>2</sup>	2年間	254,000 円/m <sup>2</sup>

※1:建替には、建物工事、外構工事及び既存建物の解体工事が含まれます。

※2:延べ面積が200 m<sup>2</sup>未満の建築物については工事種別問わず、工期を設計1年、工事1年の計2年としています。

## ②各種工事等の定義

### 【長寿命化改修】

建築物の構造躯体に対する改修を含む以下の工事

- ・構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 超
- ・建築後40年以上を経過しているもの
- ・改修後は原則として30年以上使用
- ・平成23(2011)年度以前(「公共施設再生計画基本方針」策定前)に竣工した建物へ適用する工事
- ・「劣化部位の機能回復」や「社会的な要請への対応」を適切に行うだけでなく、「物理的耐用年数の延伸」を目的とする工事

### 【機能向上大規模改修】

建築物の構造躯体に対する改修を含む以下の工事

- ・構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 超
- ・建築後40年以上を経過しているもの
- ・改修後は原則として30年以上使用
- ・平成24(2012)年度以降(「公共施設再生計画基本方針」策定後)に竣工した建物へ適用する工事
- ・「劣化部位の機能回復」や「社会的な要請への対応」を適切に行う工事

### 【大規模改修】

- ・「劣化部位の機能回復」を適切に行う工事

### 【設備等修繕】

建築後一定の周期で実施する改修工事とは別に、必要に応じて実施する部位別の修繕工事

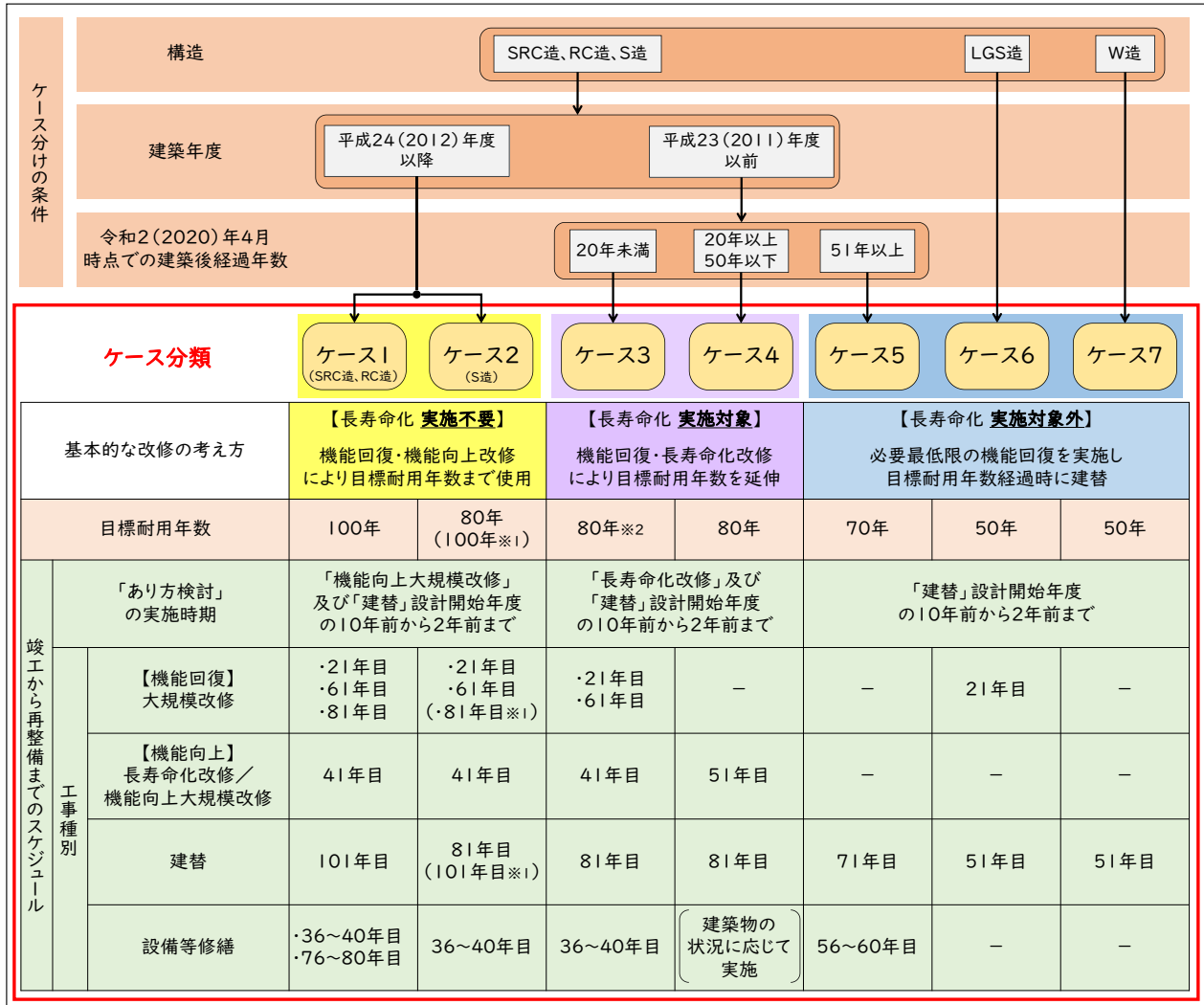
## ③目標耐用年数

各構造別の建築物の目標耐用年数は次表のとおりとします。

構造	目標耐用年数※1
SRC造またはRC造 〔鉄骨鉄筋コンクリート造 または 鉄筋コンクリート造〕	70~100年
S造(重量鉄骨造)	70~80年
LGS造(軽量鉄骨造)	50年
W造(木造)	50年

※1 建物の劣化状況、周辺施設との関係性や今後の施設の維持コストなどを考慮して、記載の年数より短い、または長い年数とすることもあります。

#### ④工事等種類の分類



※1 目標耐用年数を100年とするSRC造またはRC造の建築物と一体で整備された建築物については、目標耐用年数を100年とする場合がある。

※2 施設の劣化状況や工事履歴等を勘案し、目標耐用年数を100年とする場合がある。

※1 目標耐用年数を100年とするSRC造またはRC造の建築物と一体で整備された建築物については、目標耐用年数を100年とする場合がある。

※2 施設の劣化状況や工事履歴等を勘案し、目標耐用年数を100年とする場合がある。

(2) 実施計画

	施設名・基本情報			再整備内容																		
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23		
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041		
1	中央公民館 中央図書館 中央公園体育館			築後年数	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
				内容														設計	工事			
	構造	階数	延べ面積	事業費	2,245百万円(複合施設全体)																	
	RC	4	7,338 m <sup>2</sup>	分類	ケース1			工事時期	令和21-22			工事種別	大規模改修									
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI事業であり、事業期間中の日常的な修繕等は事業者が費用を負担して実施するが、建築後一定年数経過時の大規模改修等に係る費用は市が負担する。</li> <li>・大規模改修について、令和 21 ( 2039 ) 年度に設計、令和 22 ( 2040 ) 年度に工事を実施する。</li> </ul>																	
2019	R1	6																				
2	菊田公民館			築後年数	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70		
				内容						停機 止能												
	構造	階数	延べ面積	事業費																		
	RC	3+B1	1,492 m <sup>2</sup>	分類	機能停止(廃止)			工事時期	-			工事種別	-									
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の安全性を確認しながら日常的な維持管理を実施し、令和 13 ( 2031 ) 年度末で機能停止する。</li> <li>・菊田公民館の諸室機能については、閉園後の津田沼幼稚園跡施設(要改修)及び習志野市旧庁舎跡地活用事業における多目的スペースに移管する。</li> </ul>																	
1971	S46	54																				
参考掲載	津田沼幼稚園跡施設			築後年数	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68		
				内容		機能 統合		改修	改修													
	構造	階数	延べ面積	事業費	26百万円(参考値)																	
	RC	2	1,128 m <sup>2</sup>	分類	ケース4			工事時期	-			工事種別	所要の改修									
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 9 ( 2027 ) 年度末に藤崎こども園に統合する。</li> <li>・閉園後は令和 13 ( 2031 ) 年度末に機能停止予定の菊田公民館諸室の代替機能及び津田沼小学校放課後児童会として活用するため、所要の改修(防音、配管、トイレ、室内整備等)を行う。</li> </ul>																	
1973	S48	52																				
3	実花公民館			築後年数	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63		
				内容		設計	設計	工事	工事	工事												
	構造	階数	延べ面積	事業費	2,112百万円(複合施設全体)																	
	RC	2	582 m <sup>2</sup>	分類	ケース4			工事時期	令和9-13			工事種別	建替 (集約複合化)									
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5 ( 2023 ) 年 10 月に策定の「総合教育センター再整備基本方針」及び令和 7 ( 2025 ) 年 3 月に策定の「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」で定めた時期から1年度後ろ倒して位置付ける。</li> <li>・建替について、令和 9 ( 2027 ) ~ 10 ( 2028 ) 年度に設計、令和 11 ( 2029 ) ~ 13 ( 2031 ) 年度に工事を実施する。</li> <li>・機能移転後の実花公民館跡施設については、(仮称)歴史資料展示室として活用予定(実花小体育館棟長寿命化改修に併せて改修)。</li> <li>※令和 8 ( 2026 ) 年度に工事手法等を再検討する。</li> </ul>																	
1978	S53	47																				
4	袖ヶ浦公民館			築後年数	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61		
				内容	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕							設計	工事	工事				
	構造	階数	延べ面積	事業費	28百万円																	
	RC	2	1,211 m <sup>2</sup>	分類	ケース4			工事時期	令和8-12 令和19-21			工事種別	設備等修繕 長寿命化改修									
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和 8 ( 2026 ) ~ 12 ( 2030 ) 年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和 19 ( 2037 ) 年度に設計、令和 20 ( 2038 ) ~ 21 ( 2039 ) 年度に工事を実施する。</li> </ul>																	
1980	S55	45																				

施設名・基本情報				再整備内容																									
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23									
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041									
5	谷津公民館			築後年数	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59									
	内容					修繕	修繕	修繕	修繕	修繕								設計	工事	工事									
	構造	階数	延べ面積	事業費	23百万円															312百万円									
	RC	2	1,023 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和10-14 令和21-23				工事種別	設備等修繕 長寿命化改修														
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和10(2028)～14(2032)年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和21(2039)年度に設計、令和22(2040)～23(2041)年度に工事を実施する。</li> </ul>																								
6	新習志野公民館 新習志野図書館			築後年数	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50									
	内容				修繕	修繕	修繕	修繕	修繕																				
	構造	階数	延べ面積	事業費	42百万円																								
	RC	2	1,863 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和9-13				工事種別	設備等修繕														
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和9(2027)～13(2031)年度の間に実施する。</li> </ul>																								
8	東習志野図書館 (東習志野コミュニティセンター)			築後年数	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59									
	内容				設計	設計	工事	工事	工事																				
	構造	階数	延べ面積	事業費	2,112百万円(複合施設全体)																								
	RC	3	411 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和9-13				工事種別	建替 (集約複合化)														
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5(2023)年10月に策定の「総合教育センター再整備基本方針」及び令和7(2025)年3月に策定の「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」で定めた時期から1年度後ろ倒しして位置付ける。</li> <li>・建替について、令和9(2027)～10(2028)年度に設計、令和11(2029)～13(2031)年度に工事を実施する。</li> <li>※令和8(2026)年度に工事手法等を再検討する。</li> </ul>																								
10	谷津図書館 (谷津コミュニティセンター)			築後年数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46									
	内容								修繕	修繕	修繕	修繕	修繕																
	構造	階数	延べ面積	事業費	43百万円																								
	RC	2	976 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和13-17				工事種別	設備等修繕														
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和13(2031)～17(2035)年度の間に実施する。</li> </ul>																								
11	富士吉田青年の家 (本館棟、体育館)			築後年数	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68									
	内容			工事																									
	構造	階数	延べ面積	事業費	176百万円																								
	RC、S	2	1,903 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和8				工事種別	長寿命化改修														
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期工事(本館棟)については、令和7(2025)年度までに実施済。</li> <li>・第2期工事(体育館棟)については、令和8(2026)年度に実施する。</li> <li>・建替について、令和35(2053)年度に設計、令和36(2054)～37(2055)年度に工事を実施する。</li> </ul>																								

	施設名・基本情報			再整備内容																			
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23			
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041			
13	暁風館			築後年数	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70			
				内容						設計	工事												設計
	構造	階数	延べ面積	事業費						588百万円(体育館含む)						142百万円(体育館含む)							
	RC	2	545 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和13-14 令和23-25				工事種別	大規模改修 建替								
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模改修について、令和13(2031)年度に設計、令和14(2032)年度に工事を実施する。</li> <li>・建替について、令和23(2041)年度に設計、令和24(2042)～25(2043)年度に工事を実施する。</li> </ul>																		
	1971	S46	54																				
14	袖ヶ浦体育館			築後年数	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70			
				内容						設計	工事												設計
	構造	階数	延べ面積	事業費						588百万円(暁風館含む)						142百万円(暁風館含む)							
	RC	2	2,409 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和13-14 令和23-25				工事種別	大規模改修 建替								
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模改修について、令和13(2031)年度に設計、令和14(2032)年度に工事を実施する。</li> <li>・建替について、令和23(2041)年度に設計、令和24(2042)～25(2043)年度に工事を実施する。</li> </ul>																		
	1971	S46	54																				
15	東部体育館			築後年数	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47			
				内容					修繕	修繕	修繕	修繕	修繕										
	構造	階数	延べ面積	事業費					26百万円														
	RC	2	2,912 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和12-16				工事種別	設備等修繕								
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和12(2030)～16(2034)年度の間に実施する。</li> </ul>																		
	1994	H6	31																				
16	秋津サッカー場			築後年数	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60			
				内容	照明設計	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	設計	工事	工事										
	構造	階数	延べ面積	事業費	29百万円			892百万円															
	RC		3,257 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和9-13 令和13-15				工事種別	設備等修繕 長寿命化改修								
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明設備の設計を令和8年度に実施する。</li> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和9(2027)～13(2031)年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和13(2031)年度に設計、令和14(2032)～15(2033)年度に工事を実施する。</li> </ul>																		
	1981	S56	44																				
17	秋津野球場			築後年数	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57			
				内容					修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	設計	工事	工事							
	構造	階数	延べ面積	事業費					32百万円			962百万円											
	RC		3,510 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和12-16 令和16-18				工事種別	設備等修繕 長寿命化改修								
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和12(2030)～16(2034)年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和16(2034)年度に設計、令和17(2035)～18(2036)年度に工事を実施する。</li> </ul>																		
	1984	S59	41																				

施設名・基本情報				再整備内容																		
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23		
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041		
18	実籾テニスコート (クラブハウス)			築後年数	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61		
				内容	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕 設計	工事												
	構造	階数	延べ面積	事業費	2百万円				47百万円													
	S	1	172 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和8-12 令和12-13			工事種別	設備等修繕 長寿命化改修								
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和12(2030)年度に設計、令和13(2031)年度に工事を実施する。</li> </ul>																	
1980	S55	45																				
19	秋津テニスコート (クラブハウス・照明設備・人工芝)			築後年数	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54		
				内容	照明 設計							修繕	修繕	修繕	修繕	修繕 設計	工事	工事				
				内容 (芝)		張替								張替								
	構造	階数	延べ面積	事業費	2百万円							2百万円		2百万円	60百万円							
	RC	1	218 m <sup>2</sup>	分類	ケース4				工事時期	令和15-19 令和19-21			工事種別	設備等修繕 長寿命化改修								
建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明設備の設計を令和8年度に実施する。</li> <li>・人工芝の張替を令和9、17年度に実施する。</li> <li>・設備等修繕について、必要に応じて令和15(2033)～19(2037)年度の間に実施する。</li> <li>・長寿命化改修について、令和19(2037)年度に設計、令和20(2038)～21(2039)年度に工事を実施する。</li> </ul>																		
1987	S62	38																				
20	芝園テニスコート・フットサル場 (クラブハウス・照明設備)			築後年数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
				内容	照明 設計					設計	工事											
	構造	階数	延べ面積	事業費					18百万円													
	S	1	93 m <sup>2</sup>	分類	ケース3				工事時期	令和13-14			工事種別	大規模改修								
建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明設備の設計を令和8年度に実施する。</li> <li>・大規模改修について、令和13(2031)年度に設計、令和14(2032)年度に工事を実施する。</li> </ul>																		
2010	H22	15																				
20	芝園テニスコート (人工芝)			築後年数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
				内容					張替								張替					
	構造	階数	延べ面積	事業費					2百万円								2百万円					
			m <sup>2</sup>	分類	—				工事時期	—			工事種別	設備等修繕								
建築年度		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工芝の張替を令和12、20年度に順次実施する。</li> </ul>																		
2010	H22	15																				

	施設名・基本情報			再整備内容																		
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23		
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041		
20	芝園フットサル場 (人工芝)			築後年数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
				内容								張替										
	構造	階数	延べ面積	事業費								58百万円										
			m <sup>2</sup>	分類	—			工事時期	—			工事種別	設備等修繕									
	建築年度	築後経過年数		再整備の方針	・人工芝の張替を令和15年度に順次実施する。																	
	2010	H22	15																			
22	茜浜パークゴルフ場 (クラブハウス)			築後年数	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35		
				内容																		
	構造	階数	延べ面積	事業費																		
	W	1	73 m <sup>2</sup>	分類	ケース7			工事時期	令和38年度～39年度			工事種別	建替									
	建築年度	築後経過年数		再整備の方針	・建替について、令和 38 ( 2056 ) 年度に設計、令和 39 ( 2057 ) 年度に工事を実施する。																	
	2006	H18	19																			
23	袖ヶ浦テニスコート (人工芝)			築後年数	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70		
				内容	張替								張替									
	構造	階数	延べ面積	事業費	2百万円								2百万円									
			m <sup>2</sup>	分類	—			工事時期	—			工事種別	設備等修繕									
	建築年度	築後経過年数		再整備の方針	・人工芝の張替を令和8、16年度に順次実施する。																	
	1971	S46	54																			
24	中央公園野球場			築後年数	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62		
				内容																		
	構造	階数	延べ面積	事業費																		
			m <sup>2</sup>	分類	—			工事時期	—			工事種別	—									
	建築年度	築後経過年数		再整備の方針	・ネット、フェンス等設備の適切な補修を実施する。																	
	1979	S54	46																			
25	中央公園パークゴルフ場			築後年数	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41		
				内容																		
	構造	階数	延べ面積	事業費																		
			m <sup>2</sup>	分類	—			工事時期	—			工事種別	—									
	建築年度	築後経過年数		再整備の方針	・ネット、フェンス等設備の適切な補修を実施する。																	
	2000	H12	25																			

施設名・基本情報				再整備内容																				
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23				
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041				
26	袖ヶ浦少年サッカー場			築後年数	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45				
				内容																				
	構造	階数	延べ面積	事業費																				
				分類	—				工事時期				—				工事種別				—			
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	・ネット、フェンス等設備の適切な補修を実施する。																			
1996		H8	29																					
27	秋津公園多目的広場 (照明設備)			築後年数	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60				
				内容	照明設計																			
	構造	階数	延べ面積	事業費																				
				分類	—				工事時期				—				工事種別				設備等修繕			
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	・照明設備の設計を令和8年度に実施する。																			
1981		S56	44																					
28	茜浜近隣公園 (照明設備)			築後年数	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52				
				内容	照明設計																			
	構造	階数	延べ面積	事業費																				
				分類	—				工事時期				—				工事種別				設備等修繕			
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	・照明設備の設計を令和8年度に実施する。																			
1989		H1	36																					
29	旧大沢家住宅			築後年数	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65				
				内容				調査	工事					調査	工事					調査				
	構造	階数	延べ面積	事業費				※	※					※	※					※				
				分類	-				工事時期				5年毎に現状調査				工事種別				設備等修繕			
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	・おおよそ5年毎に現状調査を行い、必要に応じて茅葺屋根の差茅等の保存修理工事を行う他、計画の見直しを行う。 ※定期的に行う現状調査により、保存修理工事の必要性・内容を判断し、事業費等を積算																			
1976		S51	49																					
30	旧鍋田家住宅			築後年数	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41				
				内容	工事	工事					調査	工事					調査	工事						
	構造	階数	延べ面積	事業費	75百万円							※	※				※	※						
				分類	-				工事時期				R8～9 5年毎に現状調査				工事種別				設備等修繕			
	建築年度		築後経過年数	再整備の方針	・保存修理工事として、令和8(2026)～9(2027)年度に茅葺屋根の表層葺替工事を行う。おおよそ5年毎に現状調査を行い、必要に応じて茅葺屋根の差茅等の保存修理工事を行う他、計画の見直しを行う。 ※定期的に行う現状調査により、保存修理工事の必要性・内容を判断し、事業費等を積算																			
2000		H12	25																					

習志野市生涯学習施設改修整備計画

【令和7(2025)年度改訂】

- 発行年月：令和8年3月
- 発行：習志野市教育委員会
- 編集：生涯学習部社会教育課
- 所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
- 電話番号：047-451-1151(代表)

議案第16号

習志野市スポーツ推進計画の策定について

習志野市スポーツ推進計画を別記のように策定する。

令和8年3月25日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

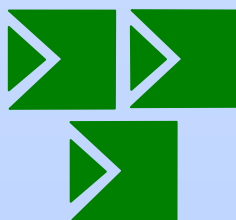
習志野市スポーツ推進計画を別記のとおり策定するものである。



# 習志野市スポーツ推進計画(案)

令和8(2026)年度~令和15(2033)年度

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化



習志野市教育委員会



## はじめに

スポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、人と人をつなぎ、地域に活力をもたらす大切な役割を担っています。仲間と一緒に体を動かす楽しさや、応援する喜び、地域で支えるやりがいは、私たちの暮らしを豊かにし、ウェルビーイングの向上にもつながっています。

国においても、スポーツ基本法に基づいた、第3期スポーツ基本計画により、多様な主体におけるスポーツの機会創出や健康増進、地方創生、まちづくり、スポーツを実施する者の安全・安心の確保等に取り組むことが求められています。

本市では、これまで「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」と「スポーツによるまちの活性化」を目指す将来像に掲げ、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいりました。現在は、子どもから高齢者まで幅広い世代が、健康づくりや交流を楽しむ姿が広がっています。

一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化により、スポーツに求められる役割も多様化しています。子どもたちの夢を育む場として、働く世代のリフレッシュの機会として、また高齢者の健康や生きがいづくりの場として、さらには障がいの有無を問わず誰もが安心してスポーツに参加できる環境を整えることがますます重要となっています。

このたび策定した「習志野市スポーツ推進計画」は、こうした課題と可能性を踏まえ、「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を基本理念として定め、「する」「みる」「ささえる」をスポーツ推進における施策の柱とし、誰もがスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体が活気あふれるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、習志野市スポーツ推進審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係者、関係団体の皆様に対して心より感謝申し上げます。

令和8年3月 習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

## 目 次

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 .....4
- 2 現代におけるスポーツの役割 .....4
- 3 本市のスポーツの現状と課題 .....5

### 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ ..... 16
- 2 スポーツの定義 ..... 18
- 3 計画の期間 ..... 18
- 4 基本理念 ..... 19
- 5 基本方針 ..... 19
- 6 施策の柱 ..... 20
- 7 目標値の設定 ..... 21
- 8 計画の進め方 ..... 22

### 第3章 計画の実現に向けた施策

- 1 施策体系 ..... 23
- 2 施策の展開
  - 1 「する」スポーツの推進 ..... 24
  - 2 「みる」スポーツの推進 ..... 26
  - 3 「ささえる」スポーツの推進 ..... 27
- 3 取組 ..... 28

### 資料編

- 1 用語の解説 ..... 29
- 2 生涯スポーツ課所有の用具一覧 ..... 33
- 3 スポーツができる施設・広場等の一覧 ..... 35
- 4 スポーツができる主な施設・広場等の写真 ..... 37
- 5 スポーツ施設、公園・広場等のマップ ..... 38
- 6 習志野市スポーツ推進審議会委員名簿 ..... 39
- 7 習志野市スポーツ推進計画策定についての諮問・答申 ..... 40

# 第1章 | 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、平成17(2005)年に「習志野市生涯スポーツ振興基本計画」を策定しました。

また、平成26(2014)年には、さらなる市民スポーツの推進を図るため、「習志野市スポーツ推進計画」を策定し、市民のスポーツニーズに対応すべく、さまざまな施策を展開しました。その後、令和2(2020)年に「習志野市スポーツ推進計画」を拡充させた計画を策定し、これまで多くの実績を重ねてきました。

国においては、スポーツ基本法に基づき、日本の「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4(2022)年に「第3期スポーツ基本計画」を策定しています。

本市においては、今後、人口減少、少子高齢化がますます進むことが見込まれ、スポーツに求められるものは大きく変化するものと捉えています。

このような状況を踏まえ、今後もさらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や健康づくりに視点を置いたスポーツ、さらには少子高齢化、環境問題、地域活性化、安全・安心など、現代社会が抱える諸問題に対しても適切な対応が求められ、スポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となります。

そこで、本市が目指すスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画(令和8(2026)年度策定)」を策定するものです。

## 2 現代におけるスポーツの役割

スポーツは、市民一人ひとりの心身の健康を支えるだけでなく、地域社会に活力をもたらす、人生の質を高めるための重要な要素です。特にコロナ禍を経た現代では、スポーツがもたらす「ウェルビーイング(※1)」の価値が一層注目されています。

### ○心身の健康の向上

コロナ禍では運動不足や孤立感が課題となりましたが、日常生活に適切な運動を取り入れることは、身体的な健康だけでなく、精神的な充実感を高めるためにも欠かせません。スポーツは、生活習慣病の予防や身体機能の維持に寄与するだけでなく、ストレス軽減や心の安定をもたらします。運動習慣を持つことで健康長寿や生活の質向上が期待されます。

※1 29 ページ用語の解説を参照、以下同様

### ○人々をつなぐコミュニティの形成

スポーツは、人と人をつなぐ力を持っています。地域のスポーツ活動やイベントを通じて生まれる交流は、孤独感の解消や地域全体の一体感を生み出します。個々の健康だけでなく、社会的なつながりは重要であり、スポーツはその基盤を築く役割を担っています。

### ○教育と人材育成

スポーツは、子どもたちに努力やチームワーク、フェアプレーの精神を教える貴重な教育の場です。また、地域全体でスポーツを支える活動を通じて、新たなリーダーや人材を育む機会ともなります。

### ○誰もが参加できる多様なスポーツ環境

高齢者、障がいのある人、子どもたち、そして忙しい生活を送る働く世代まで、誰もが自分に合った形でスポーツを楽しめる環境を整備することは重要です。多様なニーズに応じたスポーツ環境の提供が求められています。

### ○経済的・文化的発展への貢献

プロスポーツや地域スポーツイベントは、経済効果をもたらすだけでなく、習志野市の魅力を広く発信する場となります。さらに、スポーツ文化の振興は、市民の誇りと郷土愛を育む一助となります。

## 3 本市のスポーツの現状と課題

---

### 現行計画の検証

社会情勢の変化としては、コロナ禍によるスポーツ大会・イベントの中止、運動不足による健康二次被害、そして、新しい生活様式への対応が求められました。

その他、ICTなどのデジタル技術革新の進展、健康寿命の延伸、多様性を認め合うまちの実現、SDGsのスポーツでの貢献などの影響を鑑み、スポーツを推進しました。

今後も、社会情勢に順応しながら、本市の実情に合わせたスポーツの推進を展開することが重要です。

本市では、令和6(2024)年5月に「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」を実施しました。

本アンケートは、本市のスポーツや運動の現状・課題等を明確にし、市民ニーズに即した施策(取組)を推進していく事を目的とし、平成30(2018)年度に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」からの経年変化、さらには令和2(2020)年度策定の「習志野市スポーツ推進計画」における進捗の確認や評価、これらを踏まえた次期計画策定の基礎資料としています。

## アンケートの概要

実施年度	令和6(2024)年度
調査対象者	市内在住 満19歳以上の男女 各1,500名
調査期間	令和6(2024)年5月10日(金)~6月14日(金)
調査方法	【配布方法】郵送 【回答方法】郵送、WEB
回答者	886名
回答率	29.5%

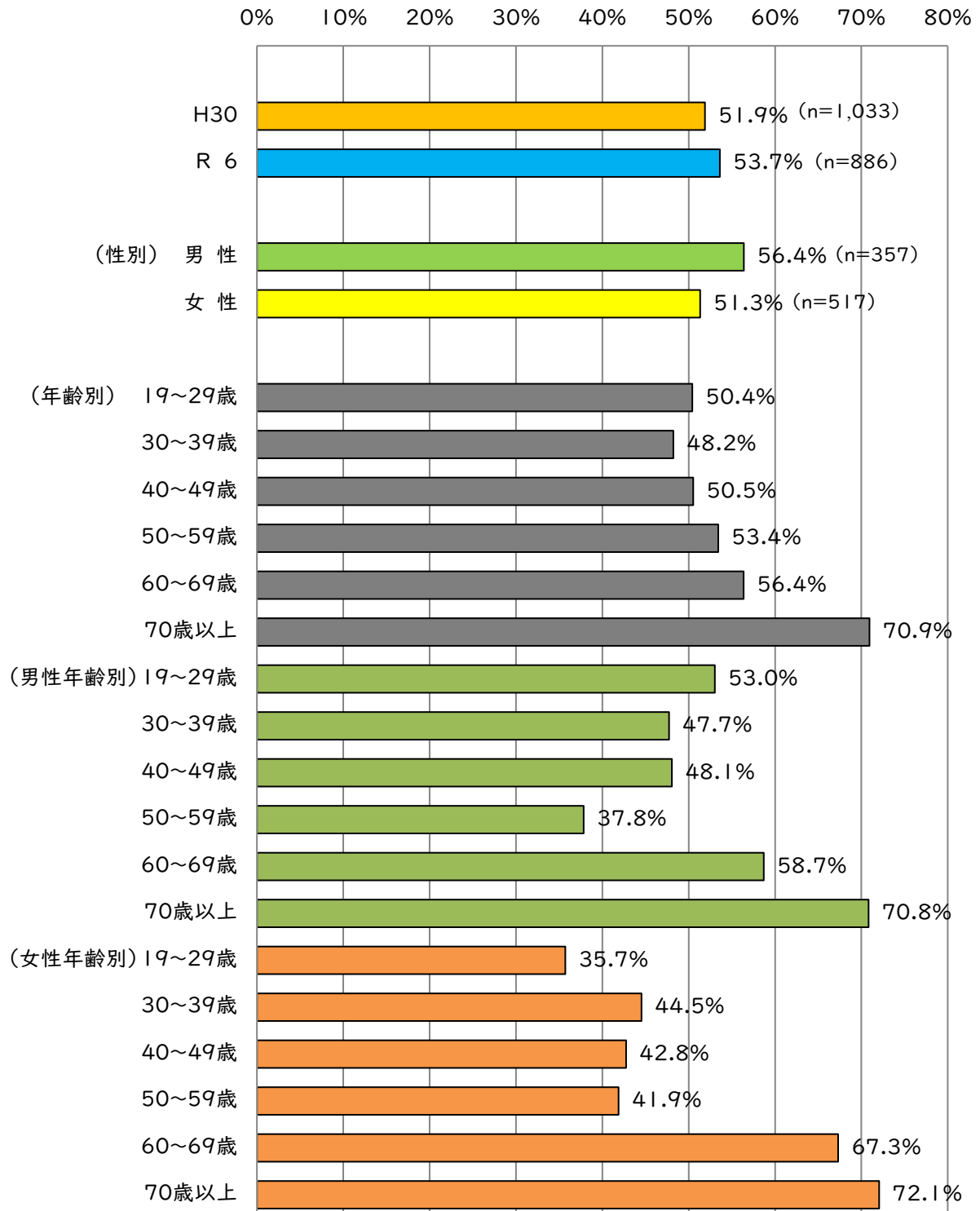
### 「する」スポーツの現状と課題

- ・本市のスポーツ・運動の実施頻度は、週1回以上(「ほぼ毎日」、「週3回程度」、「週1回程度」)の3区分の合計)と回答した人が全体の53.7%と、前回(H30:51.9%)から微増となっています。
- ・性別では、「男性(56.4%)」の方が「女性(51.3%)」よりも高い結果で、年齢別では、「70歳以上(70.9%)」が最も高く、「30~39歳(48.2%)」が低いという結果でした。男女・年齢別では、「男女ともに70歳以上(男性:70.8%、女性:72.1%)」が高く、低いのは、「男性50~59歳(37.8%)」、「女性19~29歳(35.7%)」という結果でした。
- ・スポーツ・運動をする目的は、高い順に「健康維持(39.8%)」「体づくり(20.2%)」「ストレス解消(13.9%)」となっています。
- ・スポーツ・運動をしない理由は「時間がない(65.3%)」が高く、次に「スポーツが苦手(22.7%)」「お金がかかる(19.6%)」の順でした。
- ・興味があるイベントは、4割近くが「一人でも参加できるイベント(37.0%)」と答えており、続いて「プロ選手と触れ合えるイベント(24.8%)」、「親子で参加できるイベント(21.2%)」の順となっています。

#### ■「する」スポーツの課題

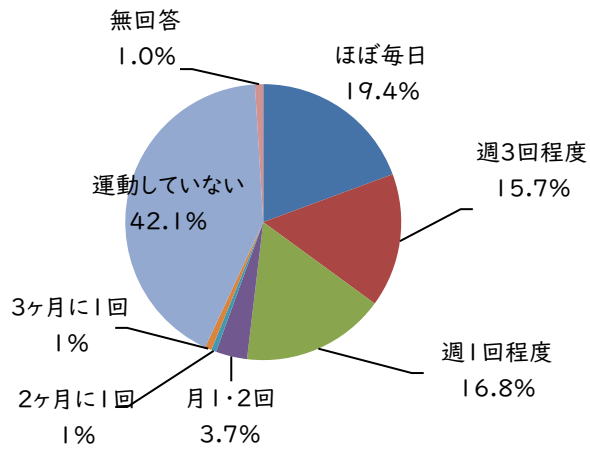
定期的にスポーツ・運動を実施するに至っていない4割の市民の多くがあげている理由が、「時間がない」ことや、スポーツ・運動をする目的は「健康維持」が最も多いことから、単に「スポーツを行う」「スポーツを楽しむ」のではなく、少ない時間で、フレイル(※2)予防等「健康維持」のために取り組むことができるような、スポーツの機会の提供等が必要と考えられます。

## スポーツ・運動を行った人の割合(週1回以上)

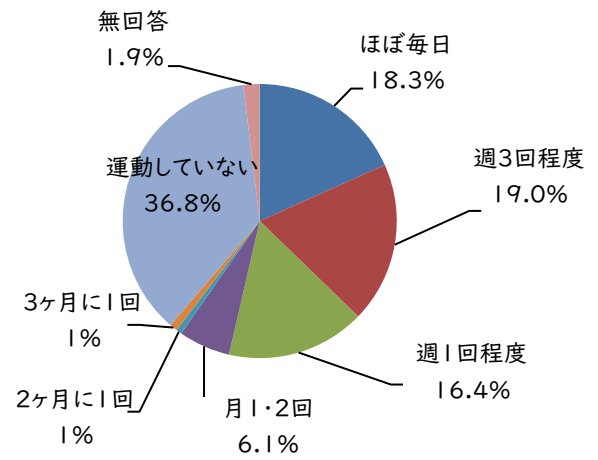


## スポーツや運動を行った人の実施回数

n=886



【H30年度】



【R6年度】

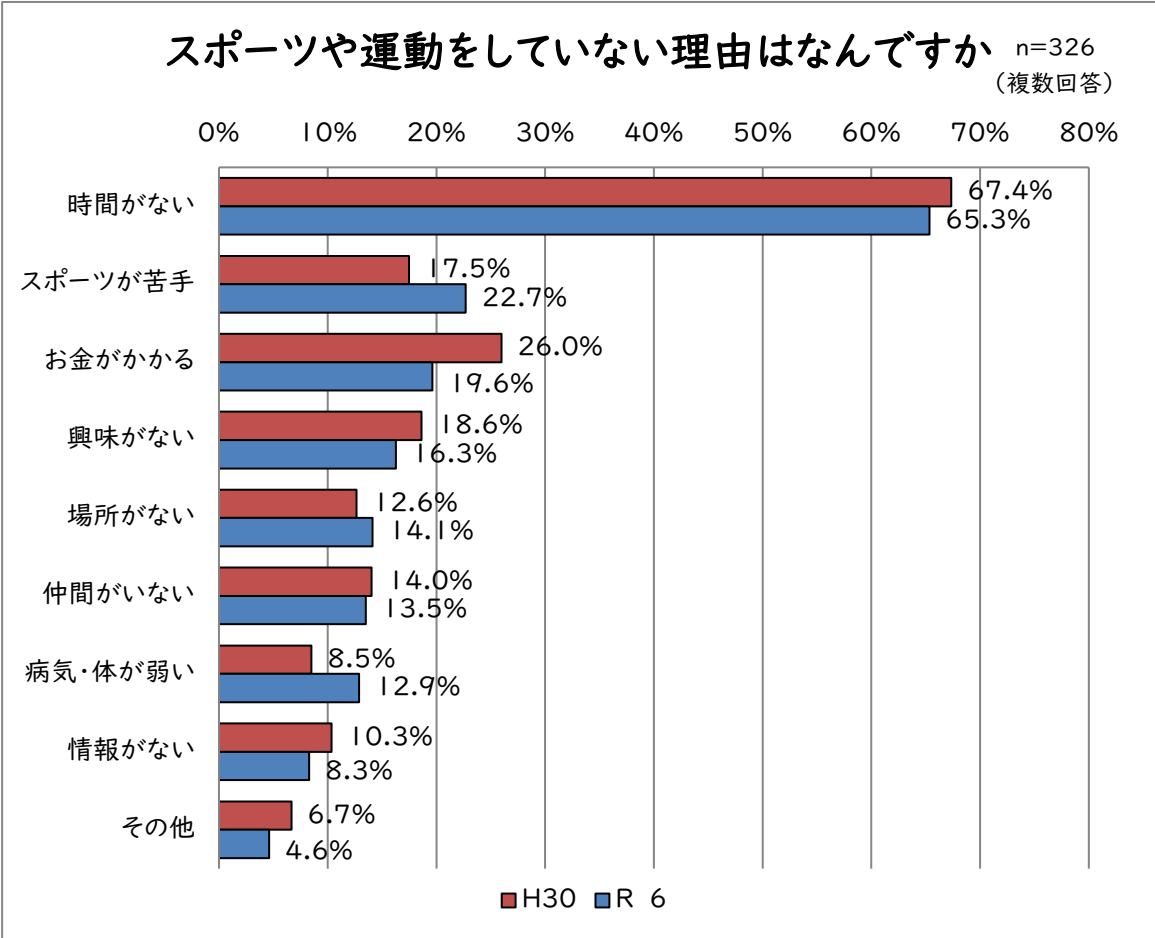
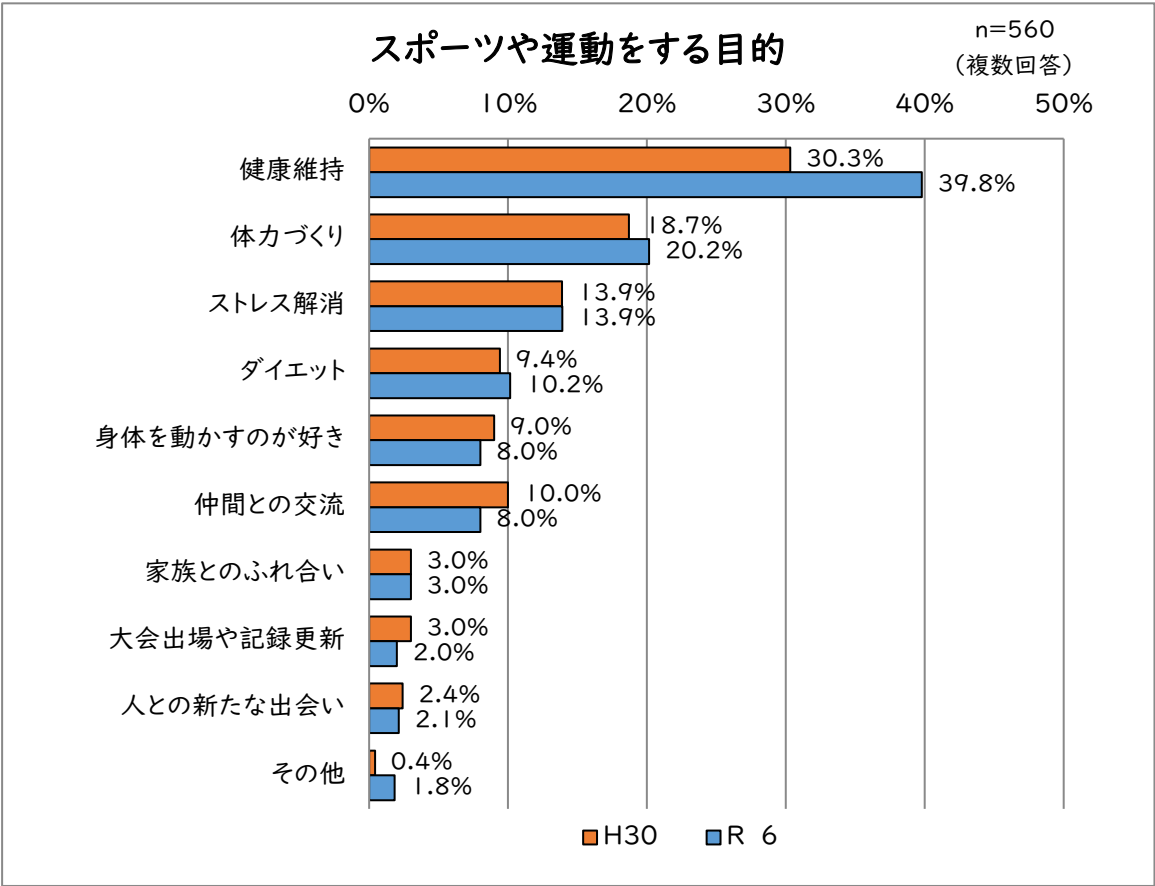
## スポーツ奨励大会 ニュースポーツフェスティバル

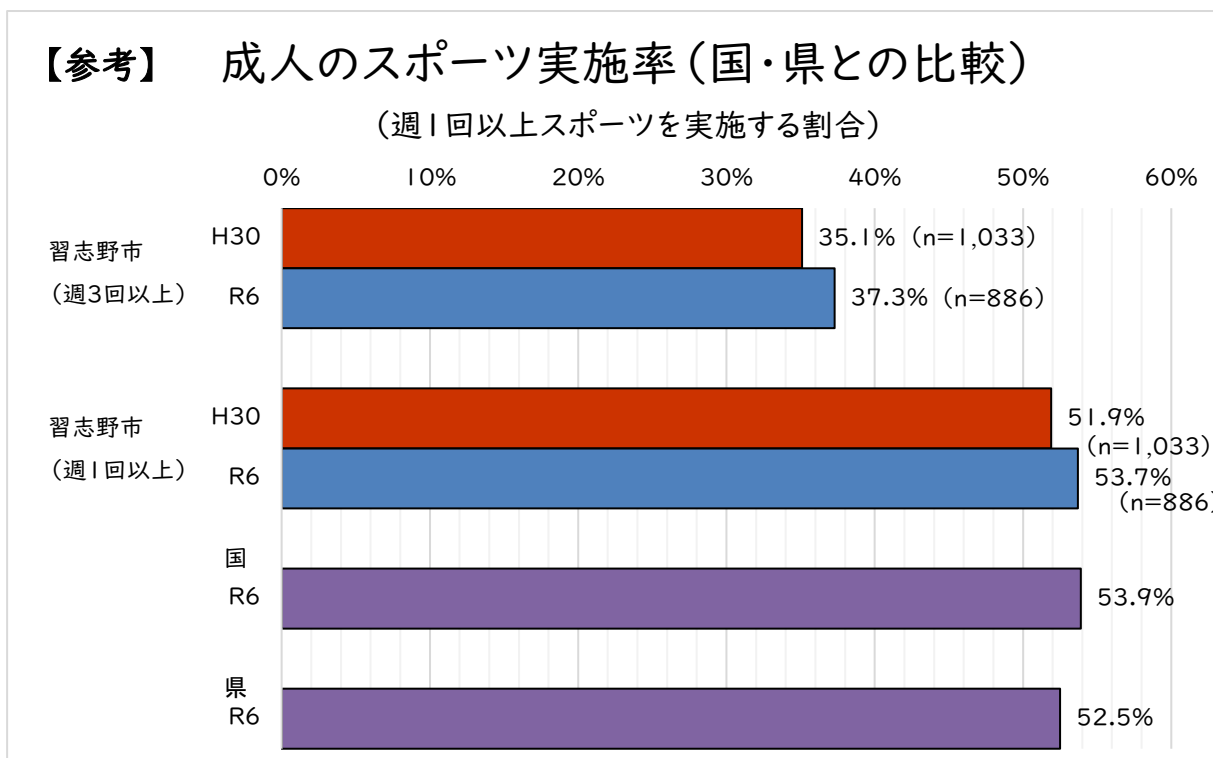
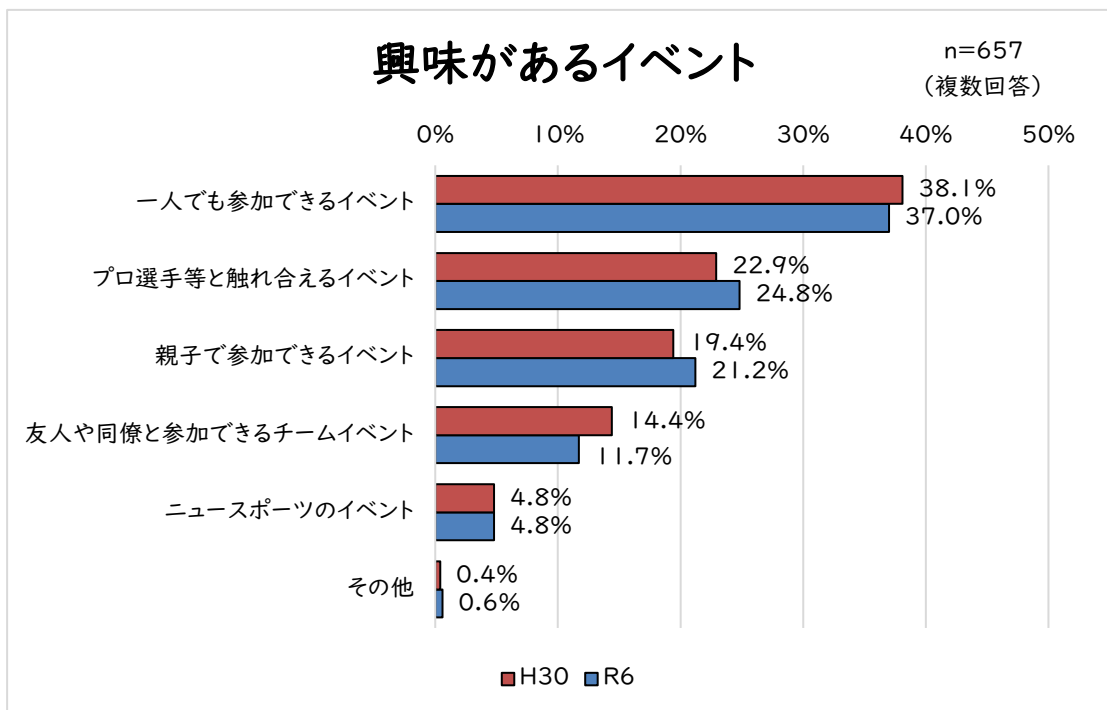


■ ドッジビー



■ ディスゲッターナイン





(出典)

スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和6年度11月実施)

千葉県「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」(令和6年度9月実施)

## 「みる」スポーツの現状と課題

- ・スポーツ観戦の状況は、「会場に行つて観戦する(28.0%)」は減少し、「テレビで観戦する(46.2%)」が増加した一方、「テレビなどでも観戦しない(23.8%)」も増加しました。
- ・性別では、「会場に行つて観戦する」男性(30.0%)が多く、年齢別では50～59歳(32.9%)が高いという結果でした。その一方で、「テレビなどでも観戦しない」では、30～39歳(37.1%)が他の年齢に比べて高い結果でした。
- ・「どこの会場で見ますか」の質問に対しては、「県内の市町村(54.3%)」「県外(34.8%)」「市内(9.6%)」という結果でした。
- ・スポーツを観戦しない理由は、「興味がない(78.7%)」が最も多く、続いて「時間がない(30.3%)」の順となっています。
- ・市内で活動等をしているスポーツチーム等の認知度は、「千葉ロッテマリーンズ(89.3%)」が最も多く、続いて「阿武松(おうのみつ)部屋(43.1%)」「オービックシーガールズ(43.0%)」の順でした。

### ■「みる」スポーツの課題

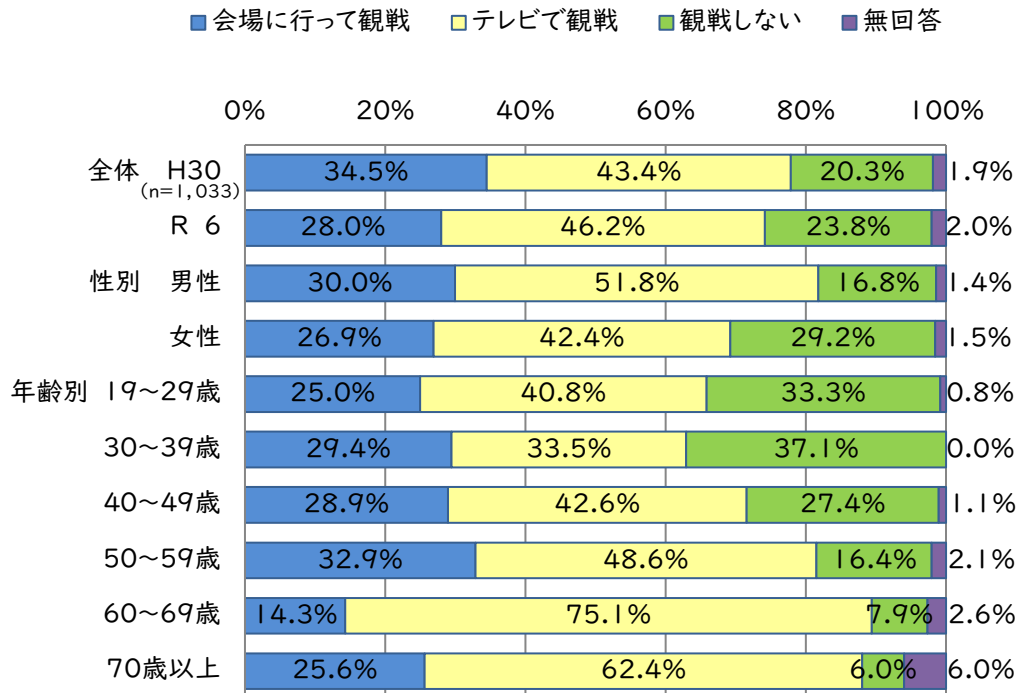
前回調査と比べ、「会場に行つて観戦する」人の割合が減少し、「テレビなどで観戦する」人の割合が増加しているのは、コロナ禍の影響や急速なIT化により、テレビやパソコン、スマートフォンなど観戦ができる媒体が増加・普及したためだと考えられます。そのような中で、さらなる「みる」スポーツの推進を進めるには、ITを最大限に利用した情報の周知や、実際に会場に足を運んでもらうための取り組みの工夫が必要と考えられます。



■ オービックシーガールズ ホームゲーム

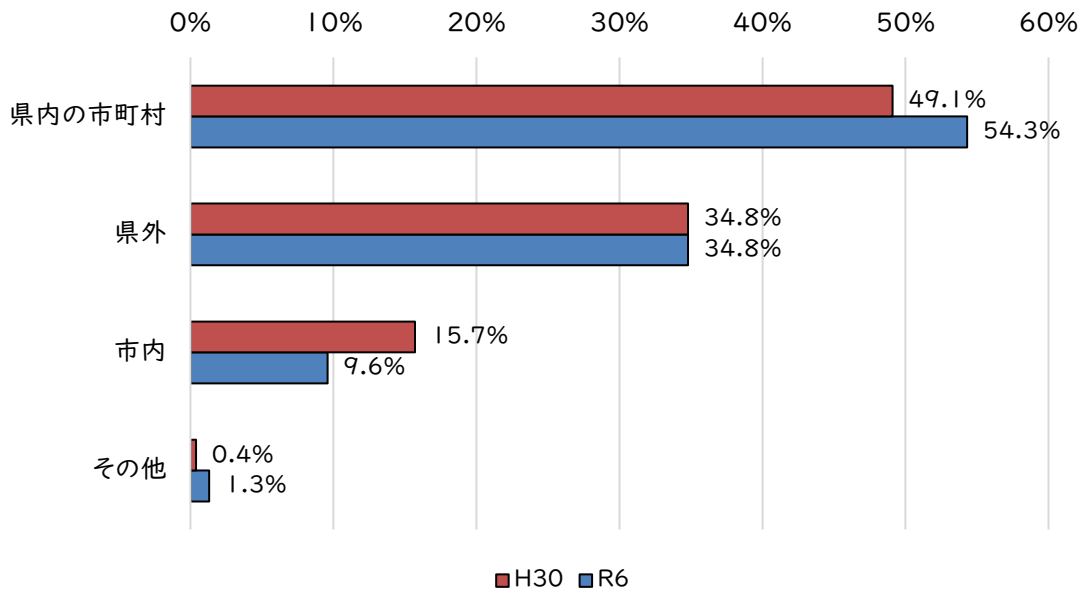
## スポーツの観戦状況

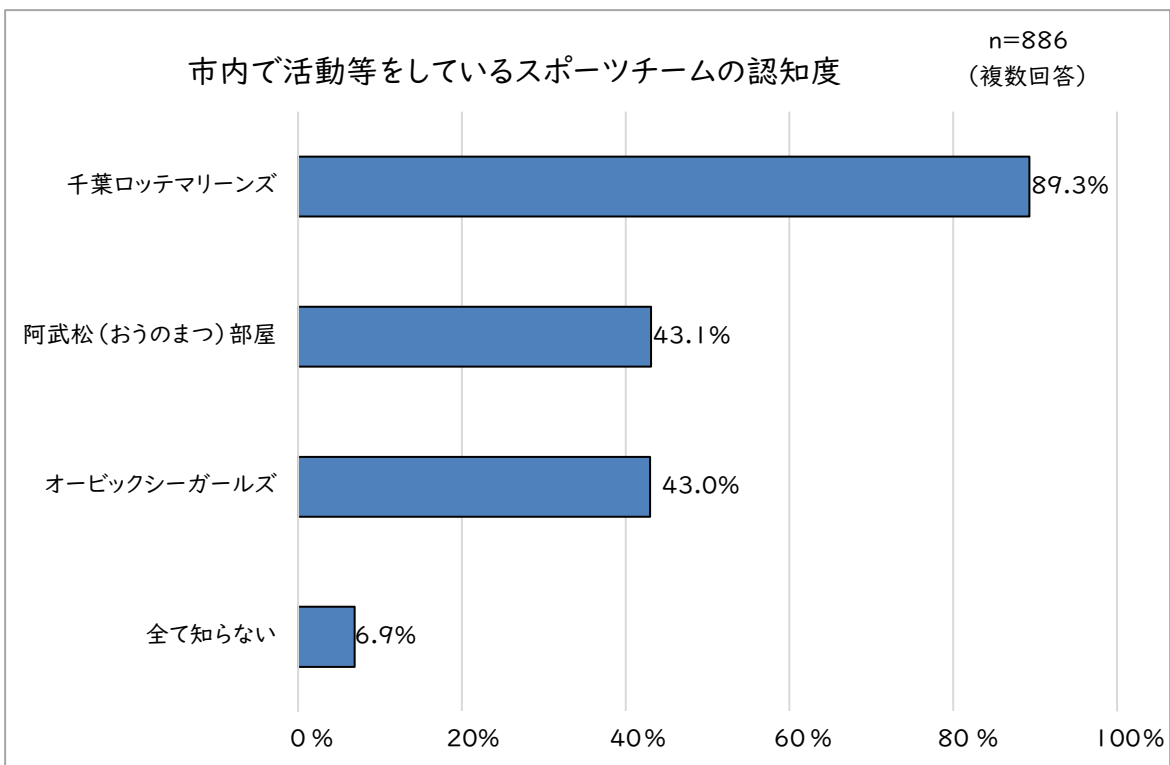
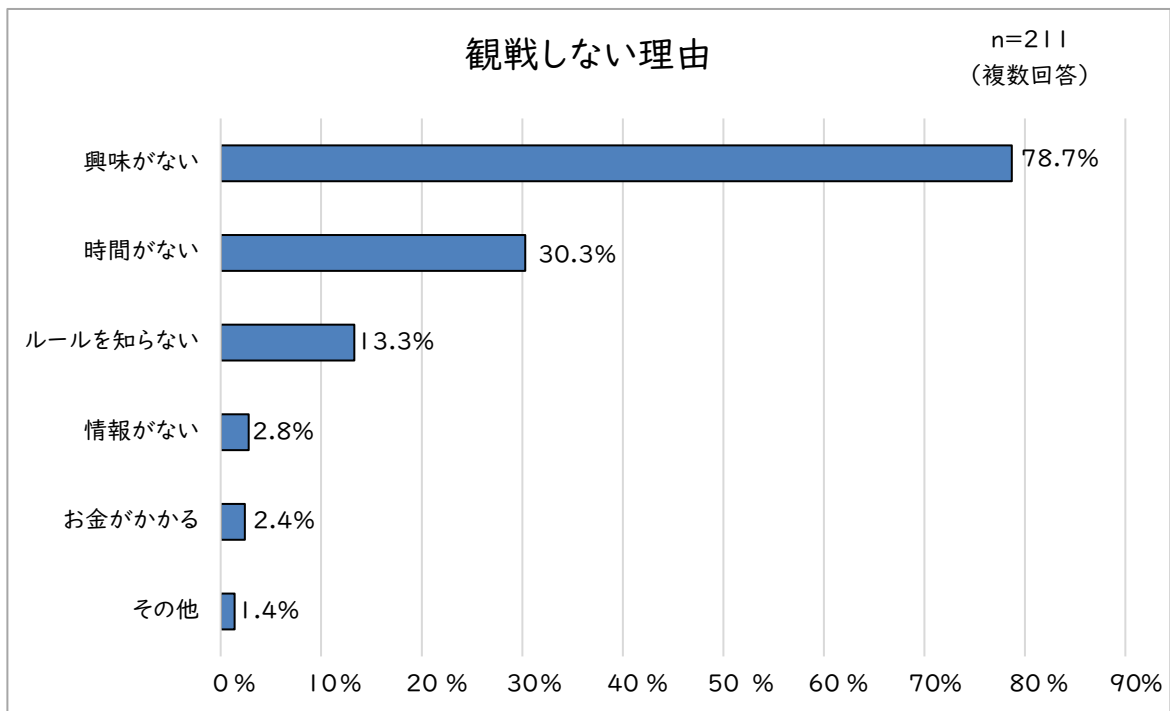
n=886



## どこの会場で見ますか

n=248  
(複数回答)





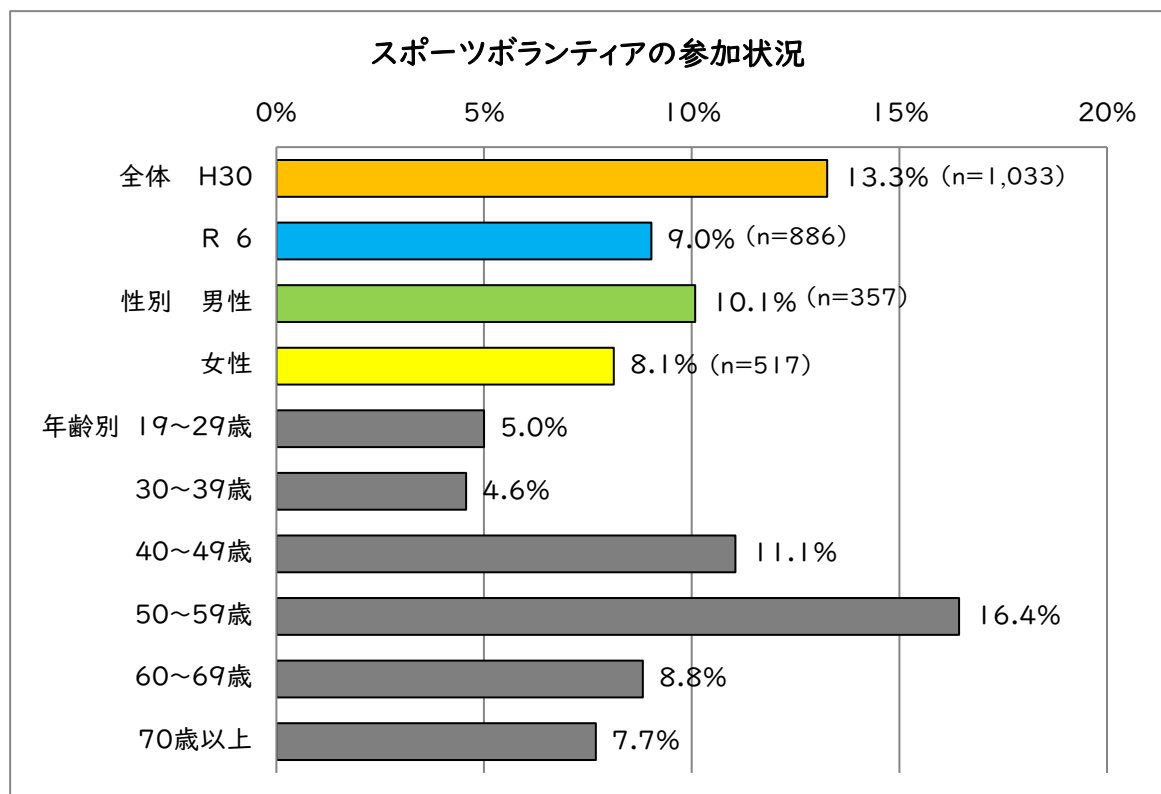
## ささえるスポーツの現状と課題

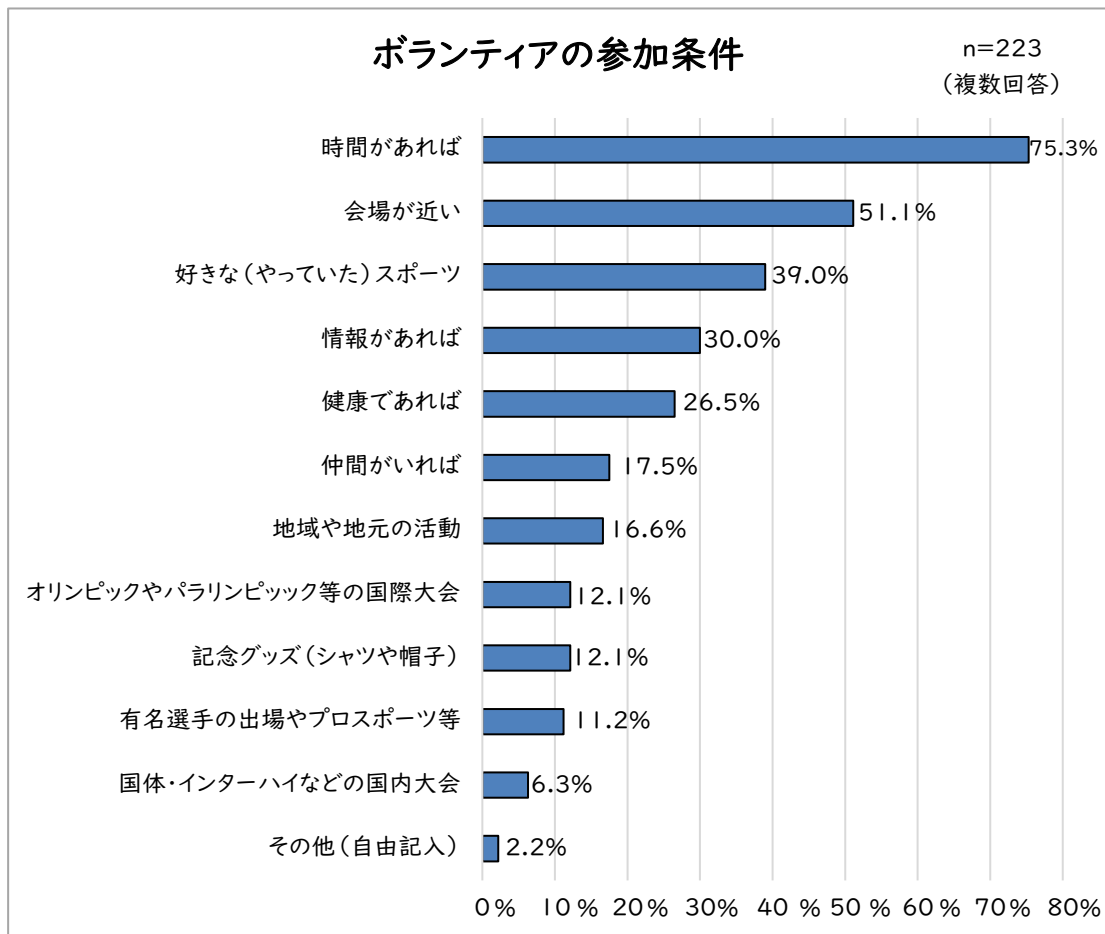
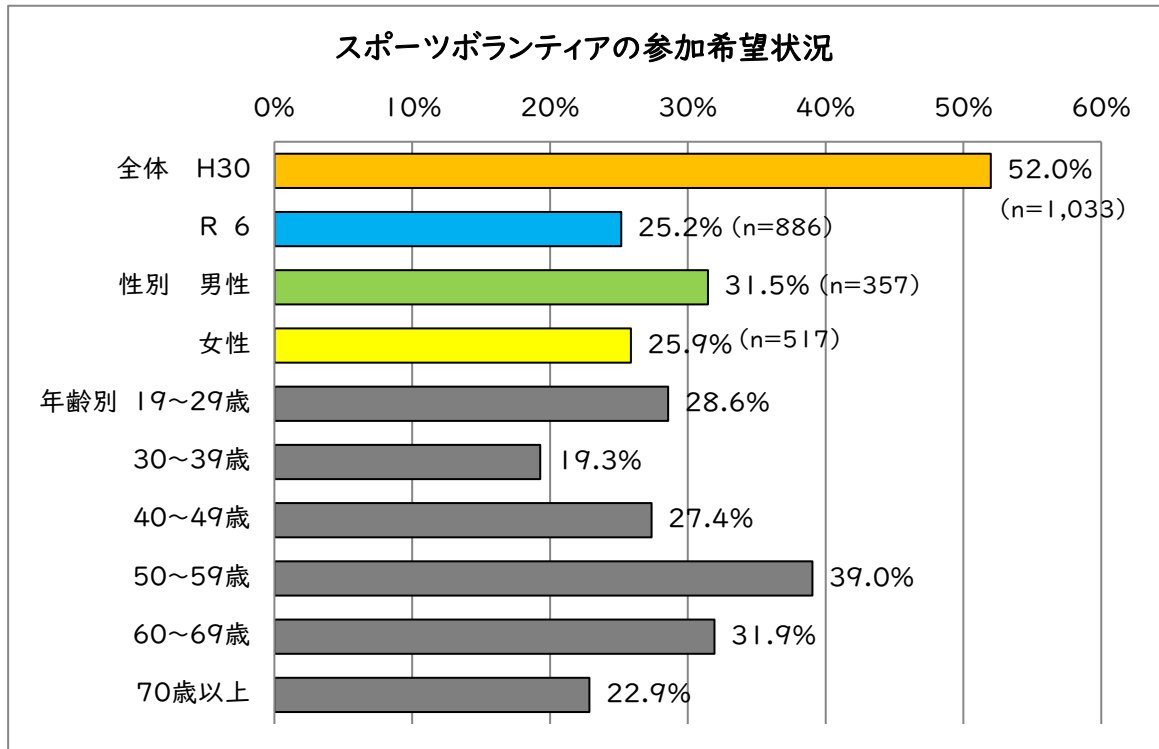
- ・スポーツに関するボランティア活動に「参加したことがある(9.0%)」の割合は、前回(13.3%)より減少しています。
- ・性別では、「男性(10.1%)」が高く、年齢別では「50~59歳(16.4%)」が高いという結果で、一方、参加状況が一番低かったのが「30~39歳(4.6%)」という結果でした。
- ・「今後ボランティアに参加したいですか」の質問に対しては、「今回(25.2%)」は、「前回(52.0%)」と比較して大きく減少しています。また、性別では、「男性(31.5%)」の方が高く、年齢別では、「50~59歳(39.0%)」が高いという結果でした。一番低かったのが「30~39歳(19.3%)」という結果でした。
- ・ボランティアへ参加したいと回答した人の参加条件は、「時間があれば(75.3%)」「会場が近ければ(51.1%)」「好きなスポーツであれば(39.0%)」の順となっています。

### ■ささえるスポーツの課題

前回調査と比べ、「スポーツボランティア活動を行ってみたい」と思っている市民が大きく減少していることから、スポーツボランティア活動の認知度の向上が課題です。

また、「時間があればやってみたい」という回答が多いことから、少ない時間で行うことができるスポーツボランティア活動等、参加しやすい環境を整備することも必要です。





## 第2章 | 計画の基本的な考え方

### 1 計画の位置づけ

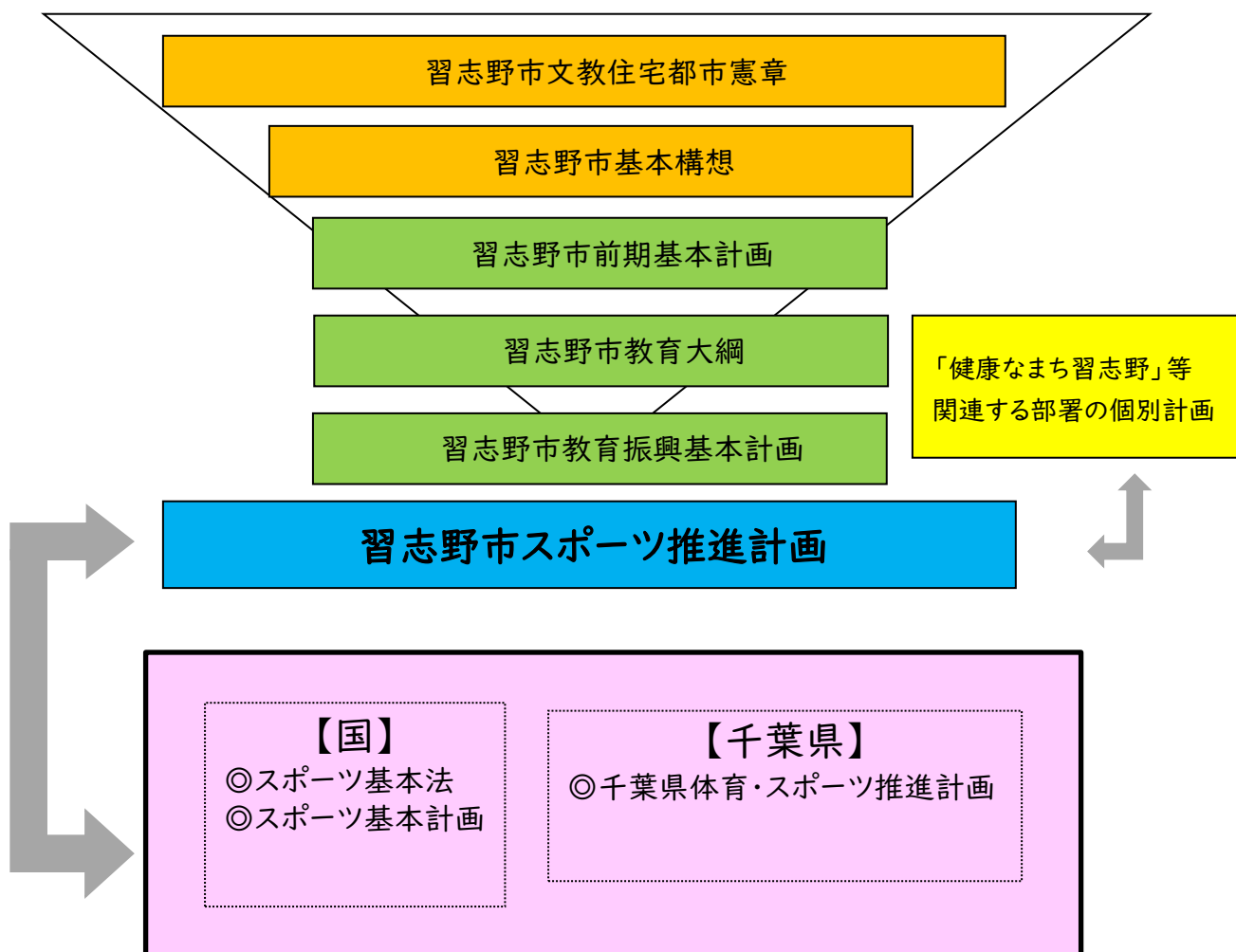
#### (1) 法律的な位置づけ

本計画は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条に規定される「地方スポーツ推進計画」と位置づけます。

#### (2) 上位計画や個別計画並びに国及び県との関係性

本計画は、習志野市文教住宅都市憲章の理念のもと、習志野市基本構想、習志野市前期基本計画や習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画と整合を図るとともに、関連する部署の個別計画と連携した計画とします。

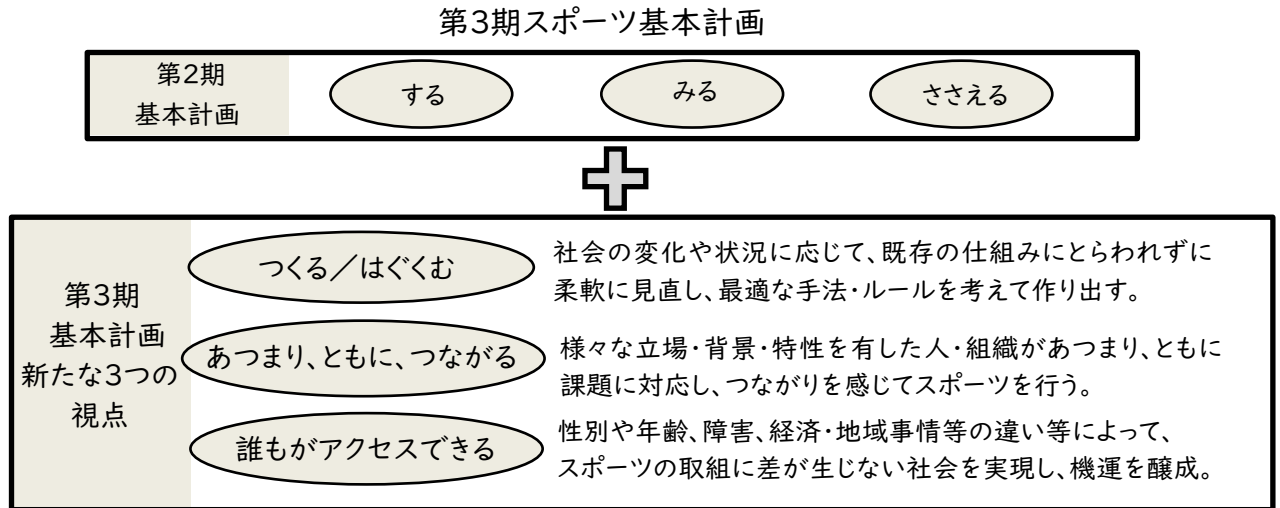
また、国や県の動向を踏まえ、本市の実情に即したスポーツ推進に関する計画とします。



## ■国の動向

国では、令和4(2022)年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。第2期期間中の様々な動向を踏まえ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の3つの新たな視点を加えています。

また、同計画の中では、「成人の週1回以上のスポーツの実施率が70%になることを目指す」としています。



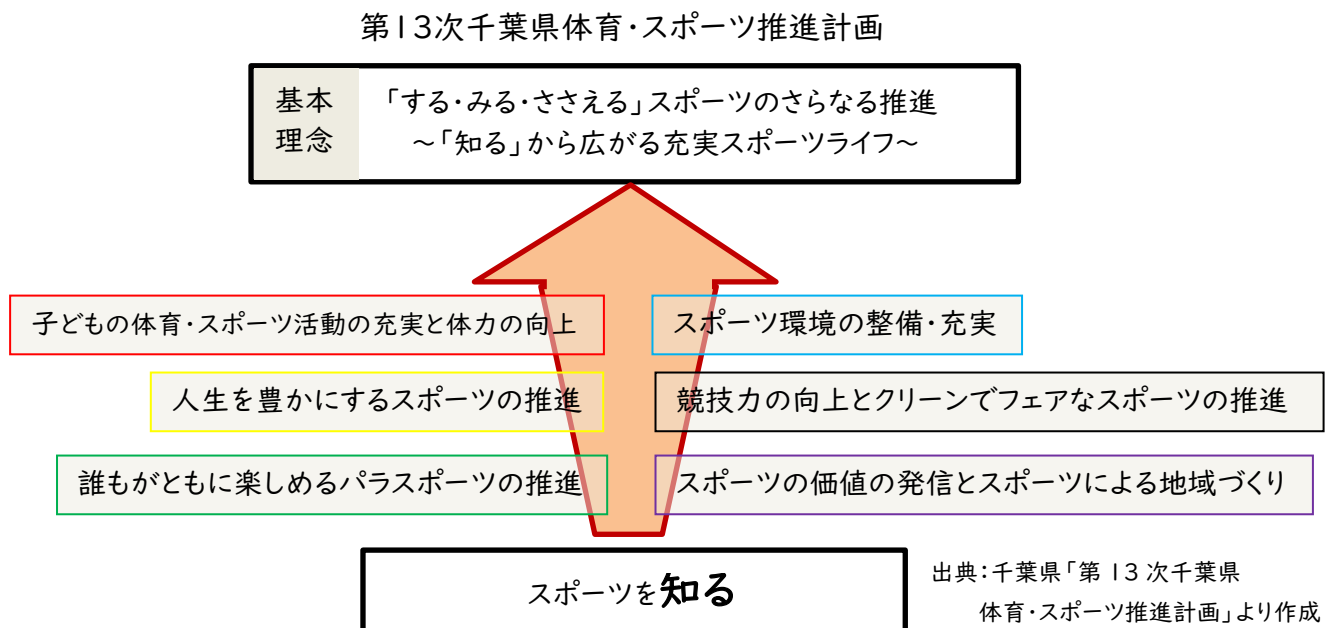
出典:スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」より作成

令和7年6月にスポーツ基本法が改正され、「する」「みる」「ささえる」に加え、新たに「集まる」「つながる」が明示されました。

## ■県の動向

県では、令和4(2022)年3月に「第13次千葉県体育・スポーツ推進計画」が策定されました。

第12次計画の成果と課題を踏まえ、「する」「みる」「ささえる」スポーツの基盤となる「スポーツを知る」という関わり方が、スポーツを推進する上で重要であるとしています。



## 2 スポーツの定義

スポーツ基本法で規定するスポーツとは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としております。

具体的には、国の第3期スポーツ基本計画に示されているとおり、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーションも含まれます。

本市では、これらを踏まえ、スポーツを広く捉えることとします。

## 3 計画の期間

本計画は、習志野市前期基本計画、習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画の期間に合わせ、令和8(2026)年度から令和15(2023)年度までの8年間とします。



## 4 基本理念

---

### 基本理念

#### スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

スポーツには、市民の健康増進や自己実現、生活の質を高め、夢や希望、感動を与えるとともに、活力ある地域社会を形成していく力があります。このスポーツの力を活かすとともに、市民がスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体が活気あふれるまちにするため、本計画の基本理念を「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」と定めます。

## 5 基本方針

---

前習志野市スポーツ推進計画（令和2年度～令和7年度）期間中に生じた社会変化や出来事を踏まえ、次のことを念頭に置き取り組んでいくこととします。

### 1 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

国の第3期スポーツ基本計画において新たに加わった「あつまり、ともに、つながる」の視点から、関係団体、関係部署との連携、他イベントとの同時開催、多方面からの人材の活用等、「ともに」課題の対応や活動の実施を図ります。

さらに、それぞれの立場や強みを生かした連携体制を築き、情報共有や相互支援を深めることで、より効果的で持続可能なスポーツ推進を実現します。

また、デジタル化が急速に進む現代において、人が集まり、人との豊かなつながりを創出することはとても重要であると考えます。このことを踏まえ、本市においてもスポーツを通じて、集まり、つながることができる環境づくりを進めていきます。

### 2 安全で安心な環境づくり

施設の適切な維持管理に取り組むとともに、市民の誰もが年齢や体力に応じて、安全かつ安心して気軽にスポーツに親しめる環境の整備を図ります。

特に近年の猛暑に伴う熱中症リスクの高まりを受け、スポーツ活動の安全確保を最優先に考えた取組を推奨します。水分補給の徹底、温度・湿度の確認体制の強化に加え、活動・大会の開催を涼しい時期や時間帯に設定するなど、柔軟な対応を行います。また、市民への啓発活動を通じて自己管理の意識を高めます。

## 6 施策の柱

---

本計画では、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの3つの施策の柱で、本市のスポーツ推進に取り組みます。

### 1 「する」スポーツの推進

市民のライフステージに応じたスポーツの場を提供し、スポーツを通じた市民の健康づくりを目指します。

### 2 「みる」スポーツの推進

市民がスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、市民のスポーツへの興味関心を高め、市民のスポーツライフの充実、さらにスポーツによる交流・地域の活性化を目指します。

### 3 「ささえる」スポーツの推進

指導者やボランティア等の育成、スポーツを気軽に楽しめる場や環境の整備、スポーツ施設の活用の拡大等に努め、市民のスポーツ環境（団体・指導者・施設等）の充実を目指します。

スポーツ奨励大会 オール習志野歩け歩け大会



## 7 目標値の設定

---

計画の推進状況を確認するため、3つの具体的な数値を目標値として設定します。

目標値は、令和6(2024)年5月に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」の結果を基に設定しています。

### 1 「する」スポーツの推進

市民の60%が週1回以上スポーツを行うことを目指します。

(週1回以上スポーツを行っている市民の割合)

51.9%(平成30年度)⇒53.7%(令和6年度)⇒**60.0%**(令和15年度)

### 2 「みる」スポーツの推進

市民の40%が競技会場でスポーツ観戦することを目指します。

(会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合)

34.5%(平成30年度)⇒28.0%(令和6年度)⇒**40.0%**(令和15年度)

### 3 「ささえる」スポーツの推進

市民の20%がスポーツボランティアなどの活動を経験することを目指します。

(スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合)

13.3%(平成30年度)⇒9.0%(令和6年度)⇒**20.0%**(令和15年度)

## 8 計画の進め方

### (1) 市民への理解

計画を円滑に推進するためには、より多くの市民に計画内容を理解していただくことが必要なことから、計画作成にあたっては、わかりやすい構成や表現に努め、多くの市民へ周知が図れるよう広報活動に努めます。

### (2) スポーツ団体、関係各課等との連携、協働による推進

計画の実施にあたり、スポーツ団体及びスポーツ関連の民間団体、市内大学等の関連団体との協働により推進するとともに、市の関係各課との連携を図ります。

### (3) 財源の確保・予算の効率的な執行

計画の推進には財源の確保が重要であり、スポーツに関する公的な補助金やスポーツ振興助成等を活用して、計画的かつ効率的な予算執行に努めます。

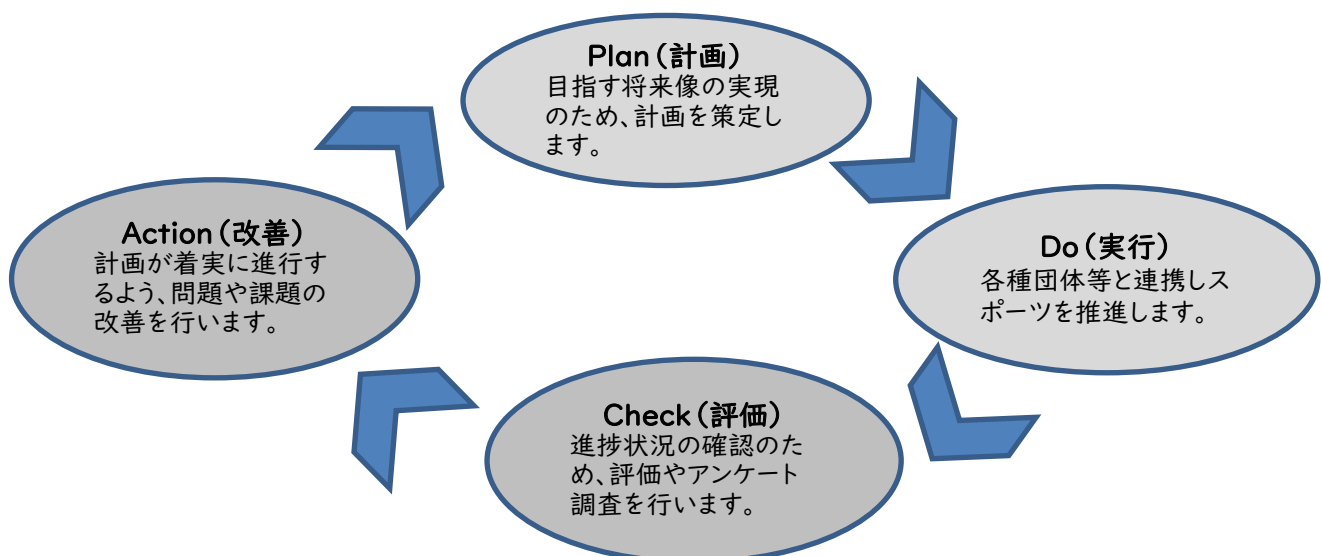
### (4) 取組の実施

本計画に沿った取組を実施するにあたり、取組を別掲とし、計画期間の中間年度に事業の新規・変更等を見直すことで、確実な遂行を目指します。(①令和 8(2026)年度～11(2029)年度、②令和 12(2030)年度～15(2033)年度)

### (5) 計画の進捗状況の検証と見直し

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルによる進行管理の方法を用いるとともに、進捗状況を把握するために定期的に市民アンケートを実施し、設定した目標値の達成状況(達成率)を確認します。また、必要に応じて計画を見直し、その時代に即した弾力性のある計画とします。

### PDCA サイクルによる進行管理



## 第3章 | 計画の実現に向けた施策

### 1 施策体系

習志野市基本構想（将来都市像） 「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」  
習志野市教育振興基本計画（基本目標） 「主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり」

スポーツ推進計画

#### 【基本理念】

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

#### 【基本方針】

- 1 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
- 2 安全で安心な環境づくり

#### 【施策の柱】

1 「する」 スポーツの推進	2 「みる」 スポーツの推進	3 「ささえる」 スポーツの推進
1 幼児期・ジュニア期における機会充実 2 働く世代・子育て世代への活動の支援 3 高齢者への支援 4 障がいのある人への支援 5 気軽に行えるスポーツの推進 6 健康増進への寄与	7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催 8 トップチーム・アスリートとの連携 9 スポーツ情報の発信	10 スポーツ推進団体への支援 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大 13 公共スポーツ施設の安全性の維持

取組

## 2 施策の展開

### 1 「する」スポーツの推進

市民のライフステージを「幼児期・ジュニア期」、「働く世代・子育て世代」、「高齢者」の3つと捉え、それぞれのステージに応じたスポーツの場を提供します。

併せて、障がい等に関わらず、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツの普及を推進します。

また、「(通称)習志野市健康なまちづくり条例(※3)」に基づき、健康増進という観点からスポーツを通じた市民の健康づくりを目指します。

#### 施策1 幼児期・ジュニア期における機会充実

---

幼児期やジュニア期は、将来の基本的な動きを身に付ける時期であり、運動習慣の定着に重要な時期と言えることから、外遊びなどの身体を動かし、楽しむ機会の充実を図ります。

また、児童や生徒などに対しては、学校体育や社会体育のそれぞれの分野に関わる団体等や地域とともに、子どもたちの発達段階に応じた多様なスポーツ活動が効果的・効率的に行われるよう支援することで、スポーツを楽しむ土台を築き、生涯にわたる健康で豊かな生活をサポートします。

#### 施策2 働く世代・子育て世代への活動の支援

---

働く世代及び子育て世代が、健康で充実した生活を送るために、スポーツ活動を身近で継続的に楽しめる環境整備等に努めます。また、この世代をスポーツに取り込むには、「親子や多世代での参加」が有効であることから、親子や家族で参加できるイベントの開催や取組を推進します。

また、地域コミュニティにおけるスポーツの普及を通じて、交流の場を広げます。

#### 施策3 高齢者への支援

---

年齢や体力に応じたスポーツの機会を提供します。健康体操やニュースポーツ(※4)など、多様なプログラムを通じて、健康づくりと交流の促進を図ります。また、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを進め、健康長寿のまちを目指します。

#### 施策4 障がいのある人への支援

---

障がいのある人が、安心してスポーツに親しみ、心身の健康を維持・向上できるよう、多様なスポーツを行う機会を提供します。

また、地域のつながりを深める活動を通じて、誰もがスポーツを楽しみながらともに活躍できる共生社会の実現を目指します。

## 施策5 気軽にできるスポーツの推進

気軽にできるスポーツやニュースポーツ等の普及を通じて、市民の誰もが気軽にスポーツに取り組む機会の充実を図ります。また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、オンラインやアプリを活用した身近にできるスポーツの支援について拡充を検討します。

さらに、スポーツのハードルを下げる工夫を施し、多くの人に参加するイベントの開催を支援することで、市民のスポーツ実践の機会につなげるとともに地域での交流や活性化を創出します。

## 施策6 健康増進への寄与

関係各課と連携体制を整え、各課の目的に応じたスポーツにおける健康、体力づくりを意識した取組を推進します。

また、市民一人ひとりが自分に合った運動習慣を身につけられる環境を整え、スポーツを介した健康的なライフスタイルの普及を進め、市全体の健康水準の向上を目指します。



■ あじさいクラブ大運動会



■ スポーツ奨励大会 みんなでモルック

## 2 「みる」スポーツの推進

スポーツ観戦を通じて、市民が感動や興奮を共有し、スポーツ文化をより身近に感じられる環境を整えます。また、効果的なスポーツ情報の発信により、市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、市民のスポーツへの興味・関心を高めます。

### 施策7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催

市民が観て楽しむことのできるスポーツイベント等の開催を支援し、市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図り、市民のスポーツへの興味・関心を高め、市民のスポーツライフの充実を目指します。また、市民のスポーツ実践の機会につなげるとともに、地域での交流や活性化を創出します。

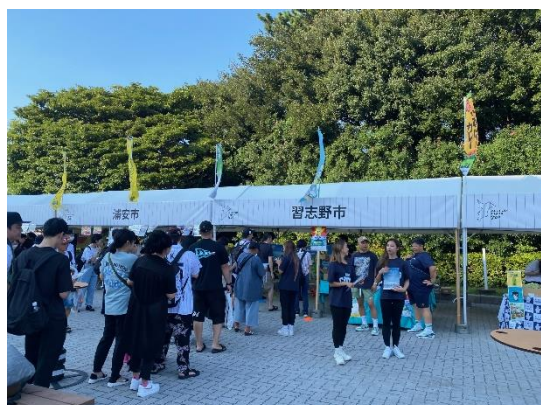
### 施策8 トップチーム・アスリートとの連携

地域のトップチームやアスリートと連携し、市民がスポーツの魅力や感動をより身近に感じられる機会を創出します。

また、地域スポーツイベントへの参加や協力を促進し、トップアスリートの経験や知識を活用して市民のスポーツへの関心を高めることにより、スポーツ文化の普及と地域での交流や活性化を図ります。

### 施策9 スポーツ情報の発信

スポーツに関するイベントや大会の情報を手軽に入手できるよう、さまざまな媒体において発信することで誰もがいつでもスポーツに関する情報を得られるように努めます。



■ 千葉ロッテ ALL FOR CHIBA ブース出展



■ アルティアリー千葉 ホームゲーム市民招待

### 3 「ささえる」スポーツの推進

「ささえる」スポーツでは、スポーツを「する人」だけでなく、運営側や支援者もスポーツ活動の一部として主体的に関わることで、地域全体でスポーツ文化を発展させることができます。この視点を重視することで、誰もが何らかの形でスポーツに関わることのできる環境を作り、スポーツの持つ社会的・文化的価値を最大限に活かすことができます。

本市では、これまで習志野市スポーツ推進委員（※5）や市独自の習志野市市民スポーツ指導員（※6）、習志野市スポーツ協会（※7）等のスポーツ推進団体により、「ささえる」スポーツの推進体制を整備してきました。その体制をより充実させていくために、市民のスポーツ活動を支えるスポーツ推進団体の活動やスポーツ指導者育成への支援、市民スポーツ指導員をはじめとするスポーツボランティアの育成と活動を支援します。

また、老朽化した施設の補修や維持保全など、施設の維持管理に取り組み、スポーツ施設の整備・活用の拡大等や運営支援を通じて、持続可能なスポーツ環境を構築します。

多くの市民が「ささえる」立場でスポーツに関与することで、地域の絆と活力を高め、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境の充実を目指します。

#### 施策10 スポーツ推進団体への支援

---

本市のスポーツにおける中心的な担い手であるスポーツの推進団体を積極的に活用し、より効果的にスポーツ活動が促されるよう活動を支援します。また、スポーツ推進団体の質的充実を図るため、研修会等を開催し、支援体制の構築を図ります。

#### 施策11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援

---

スポーツ活動の担い手となるボランティアの育成を支援し、「ささえる」スポーツの充実を図ります。また、「ささえる」スポーツへの理解を深めるため、スポーツボランティアの裾野を広げる方策として気軽にボランティアができるような情報発信について検討します。

#### 施策12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大

---

市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、誰もが参加できるスポーツ活動の機会の整備・確保・拡大に努めます。また、学校の体育施設を有効活用し、スポーツ環境の充実に取り組みます。

#### 施策13 公共スポーツ施設の安全性の維持

---

老朽化した施設の補修や維持保全など、施設の適切な維持管理に取り組みます。また、公共建築物再生計画、生涯学習施設改修整備計画を踏まえた施設改修など、安心して施設が使用できるよう、計画的な維持保全に努めます。

### 3 取組

各施策に係る主な取組は、別掲にて「取組事業」とし、確実な遂行を目指します。また、計画期間の中間年度に見直しを行います。(①令和 8(2026)年度～11(2029)年度、②令和 12(2030)年度～15(2033)年度)



■ オービックシーガルズ ホームゲームボランティア



■ 市民まつり 子ども広場



■ こども健康大学



■ オービックシーガルズ 学校訪問

## 資料編

### I 用語の解説（「(※)」で標記。※8～15は【取組事業】に標記。）

#### ※1 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福をいいます。

#### ※2 フレイル

加齢に伴い気力や体力が低下した状態をいいます。  
また、「健康」と「要介護」状態の中間の段階であり、早く気づいて予防することで、状態の維持・改善が可能です。

#### ※3 (通称)習志野市健康なまちづくり条例

平成24(2012)年12月に制定された条例で、正式名称を「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」といいます。

この条例は、個人の健康づくりと、個人の健康づくりを地域社会全体で支え守るために必要な社会環境の整備に、市・市民・市民活動団体・事業者および健康づくり関係者が連携・共同して取り組むことを目的として、それぞれの責務を定めた理念条例です。

#### ※4 ニュースポーツ

ニュー・コンセプトチュアル・スポーツ(新しい考え方のスポーツ)の略称で、いろいろなスポーツを組み合わせた、これまでのスポーツを簡素化して新しく創られたスポーツなどをいいます。技術やルールが比較的簡単で、「いつでも、どこでも、だれでも、いくつかからでも、いつまでも」気軽に楽しめる生涯スポーツといえます。

※生涯スポーツ課が所有しているニュースポーツ用具の一覧は、P33・34を参照。

#### ※5 習志野市スポーツ推進委員

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条に定められ、習志野市教育委員会より委嘱された市民の方々と、前「スポーツ振興法」の「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称が改められました。

市民スポーツ指導員が地域内の人々の交流を中心に活動しているのに対し、スポーツ推進委員は、全市的(オール習志野)な立場に立って、指導者、スポーツボランティアとして「する・みる・ささえる 習志野のスポーツ」を推進に向けた活動をしています。また、「スポーツ推進委員連絡協議会」を組織し、推進委員が相互に協力して、効果的な活動ができるようにしています。

## ※6 習志野市市民スポーツ指導員

各地区におけるスポーツ活動の活性化を図ることを目的に、習志野市教育委員会より委嘱された市民の方々の、昭和55(1980)年1月 スポーツを通じてのコミュニティ活動の推進と社会体育の専門的知識を有する指導者の育成講座を開講したことに始まります。当時は、社会体育指導者と呼んでいましたが、その目的や習志野市独自の制度ということから「習志野市市民スポーツ指導員」と命名され、令和7(2025)年3月末現在で222名の方を委嘱し、毎週土日に行っている学校体育施設開放事業の「管理指導員」としても活動しています。

また、市民スポーツ指導員は、全16地区の理事による「市民スポーツ指導員連絡協議会」を組織し、相互に協力してコミュニティスポーツを推進しています。

## ※7 習志野市スポーツ協会

習志野市の競技スポーツを統括する団体で、市制施行と同時に発足し、競技スポーツ団体を中心に発展を続け、現在はニュースポーツなどの団体も加盟し、活動しています。

令和2(2020)年度に「習志野市体育協会」から名称を変更しています。

<スポーツ協会 加盟団体>

No.	団体名	No.	団体名
1	野球連盟	18	ライフル射撃協会
2	水泳協会	19	スキー連盟
3	剣道連盟	20	アマチュアゴルフ協会
4	バレーボール協会	21	ボウリング協会
5	卓球連盟	22	空手道連盟
6	ソフトボール協会	23	なぎなた連盟
7	陸上競技協会	24	弓道協会
8	山岳協会	25	ユニバーサルホッケー協会
9	柔道連盟	26	パークゴルフ協会
10	(一社)サッカー協会	27	武道太極拳連盟
11	テニス連盟	28	グラウンド・ゴルフ協会
12	バスケットボール協会	29	ペタンク協会
13	ソフトテニス連盟	30	ダンススポーツ協会
14	クレー射撃協会	31	バウンドテニス協会
15	ボクシング連盟	32	合気道習志野道場
16	体操協会	33	スポーツ少年団
17	バドミントン協会		

## ※8 スポーツ奨励大会

スポーツ推進委員が中心となり運営しているスポーツ大会で、生涯スポーツの推進を図り、市民の健康・体力の保持増進や地域コミュニティづくり等を目的に開催しています。

令和6(2024)年度に実施した内容は、「オール習志野歩け歩け大会」「ニュースポーツフェスティバル」「パークゴルフのつどい」「みんなでモルック」「コミュニティバレーボール大会」の5つです。

## ※9 公益財団法人 習志野市文化スポーツ振興財団 (旧(公財)習志野市スポーツ振興協会)

昭和48(1973)年法人設立認可を受けて発足しました。「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進に取り組むとともに、習志野市スポーツ協会等のスポーツ関係団体や関係機関と連携し、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層のスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に努めています。また、指定管理者(令和6(2024)年度から令和10(2028)年度)として市内9つのスポーツ施設の管理・運営事業を行っています。

令和6(2024)年度に「(公財)習志野文化ホール」と合併し、名称を変更しています。

## ※10 総合型地域スポーツクラブ

「いつでも」「誰でも」「それぞれのレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しむことができる、地域密着型のスポーツクラブで、スポーツを通じた自身の健康づくりはもちろん、地域の人とのコミュニケーションづくりにも役立っています。習志野市には、市と市民の方が協働で立ち上げ、現在は3つの総合型地域スポーツクラブが地域の人の手で自主的に運営されています。また、市とクラブ間の連携を図るため「総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」が組織されています。

クラブ名(略称)	事務所所在地	連絡先	主な活動種目
習志野ベイサイド スポーツクラブ(NBS)	秋津3-1-1 秋津小学校1階	453-1334	テニス、女子サッカー、陸上、ラグビー等
習志野イースタン スポーツクラブ(NES)	東習志野3-4-5 東部体育館1F	474-3215	テニス、クライミング、ユニカール、卓球等
習志野中央 スポーツクラブ(中央)	本大久保3-8-19 プラッツ習志野南館1F	474-8651	テニス、スイミング、健康体操、フレッシュテニス等

## ※11 スポーツ少年団

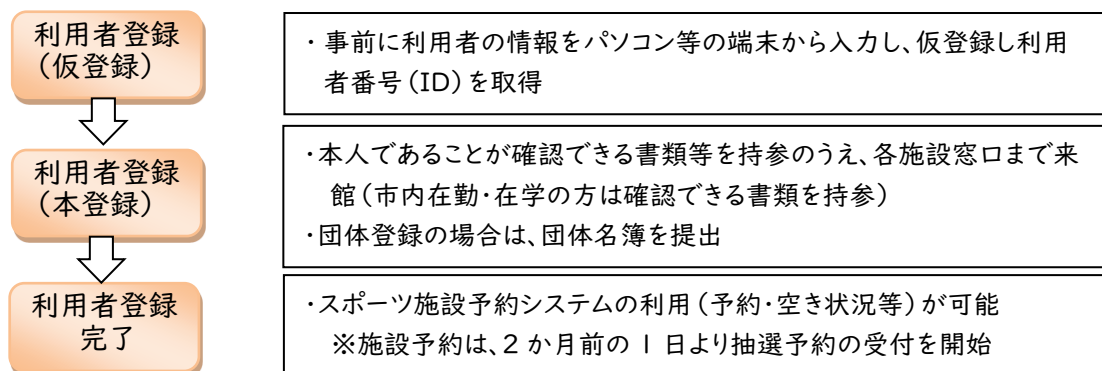
スポーツを通じて、青少年の健全育成を目的とする団体。市町村、都道府県、全国組織の日本スポーツ少年団で構成されています。

習志野市では、軟式野球、剣道、ソフトボール、サッカー、ミニバスケットボール、バレーボール、陸上の種目のチームが所属しています。

## ※12 施設予約システム

習志野市では、一部スポーツ施設の利用について施設の窓口に行かなくても、予約や抽選予約の申し込みができる「スポーツ施設予約システム」を導入しています。

システムを利用するためには、利用者登録が必要となります。



## ※13 転倒予防体操推進員

市の研修を受け登録し、地域でてんとうむし体操を広める活動をしています。

現在、市内各地に約130名の推進員がおり、さまざまな会場で、地域の皆さんとともに体操をしています。また、地域のお祭りなどのイベントで、体操を紹介する活動もしています。

## ※14 健康づくり推進員

バランスのとれた食生活や健康づくりのための運動、生活習慣病予防など、推進員として学んだ知識を生かして、自らの健康づくりの実践と、地域で健康づくりを進めるボランティアです。

「習志野市からだ・こころ・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」(平成24年度制定)に基づいて、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣の確立、定着を目指し、市民の健康づくりの実践活動を応援しています。

## ※15 指定管理者制度

地方自治法の改正により、それまで地方公共団体が運営していた公共施設の管理・運営等を民間企業や NPO などの団体に包括的に委託することができる制度のことです。

## 2 生涯スポーツ課所有の用具一覧

(令和8(2026)年3月現在)

No.	種 目	用 具
1	インディアカ	インディアカ(羽)
2	キンボール	キンボールセット
3	グラウンドゴルフ	スティックセット(大人用)ボール付
		スティックセット(少年用)ボール付
		スティックセット(幼児用)ボール付
		セット ・ホールポスト ・スイングマット ・ラウンド旗(8ホール)
		スタート表示板
4	ゴムバレーボール	ゴムボール
5	室内ペタンク	ペタンクセット(ゴム製ボール 6×2色)
		マット
6	スポーツ吹き矢	筒
		矢
		的
		的シート
		的スタンド
7	ソフトバレーボール	ネット
		補助支柱
		ボール
8	ターゲットバードゴルフ	ボール(シャトル)
		クラブ
		ショットマット
		ホール
		ホール杭
		セカンドボール
		室内用ホール立て
9	チュックボール	ボール(ハンドボール)
		ネット
10	ティーボール	バッティングティー
		バット
		ボール
11	ディスクゴルフ	フライングディスク
		ディスクキャッチャー(ゴール)
12	ディスクゲッターナイン	ディスクゲッターナインセット
		フライングディスク(ドッジビー)
13	ドッジビー	ディスク
14	なわとび	長縄跳び

No.	種 目	用 具
15	ノルディックウォーク	アグレッシブポール
		ディフェンシブポール
16	パークゴルフ	クラブ(少年用)
17	バウンドテニス	ラケット
		ネット・支柱
		マット
		ボール
18	バレーボール	ラインフラッグ
19	フラッグフットボール	ボール(小学生用、中学生用)
		フラッグセット
		ミニコーン
		スポットマーカー
20	フレッシュテニス	ラケット
		ボール
21	ふわどっち	ボール
22	ペタンク	ブール(金属製ボール)
23	ヘルスバレーボール	ボール
		空気入れ
24	ポッチャ	ボール
		レフェリーセット
		ランプ
25	モルック	モルックセット
26	ユニカール	スタンダードセット(大人用)
		ジュニアセット(子供用)
27	ユニホッケー	ゴール
		スティック・ボール
28	レクリエーション バレーボール	ボール
29	わなげ	輪投げセット

### 3 スポーツができる施設・広場等の一覧

#### 【屋外】

(令和8(2026)年3月現在)

	施設名	所在地	施設概要	照明
野球	秋津野球場	秋津 3-7-2	野球、ソフトボール (1,800席スタンド)	×
	中央公園野球場★	本大久保 3-8-19	野球	×
サッカー等	秋津サッカー場	秋津 3-7-3	サッカー等、人工芝 (2,100席スタンド)	○
	袖ヶ浦少年サッカー場	袖ヶ浦 5-1	少年サッカー	○
	芝園フットサル場	芝園 1-3-2	人工芝コート3面	○
テニスコート	袖ヶ浦テニスコート	袖ヶ浦 5-1-1	砂入り人工芝4面	×
	実籾テニスコート	実籾 6-29-1	クレ-6面	×
	秋津テニスコート	秋津 5-20-2	砂入り人工芝6面	○
	中央公園テニスコート	本大久保 3-8-19	ハード1面	○
	芝園テニスコート	芝園 1-3-2	砂入り人工芝4面	○
パークゴルフ	中央公園 パークゴルフ場	本大久保 3-8-19	9ホール、パー33、全長507m	×
	茜浜パークゴルフ場	茜浜 3-5-1	18ホール、パー66、全長895m	×
広場等	秋津公園多目的広場★	秋津 3-7	ソフトボール、少年野球、 サッカー等	○
	袖ヶ浦運動公園 ★	袖ヶ浦 5-1	ソフトボール、少年野球等	×
	茜浜緑地 ★	茜浜 3-5	ソフトボール、少年野球等	×
	中央公園多目的広場	本大久保 3-8-19	芝生広場	×
	実籾本郷公園★	実籾 2-24	ソフトボール、軟式野球等	×
	茜浜近隣公園	茜浜 1-3	サッカー等	○
	香澄近隣(ふれあい) 公園★	香澄 4-4	ソフトボール、少年野球等	×
	東習志野ふれあい広場★	東習志野 8-30	ソフトボール、少年野球等	×
野外キャンプ 公園 遊歩道等	富士吉田青年の家	富士吉田市 上吉田 4443	キャンプ場	
	鹿野山少年自然の家	君津市鹿野山 常緑平 731	キャンプ場	
	香澄公園	香澄 3、5、6丁目	野外炉	
	香澄公園内園路	周遊道		
	茜浜緑地・海浜公園内園路	周遊道		
	谷津千潟公園内園路	谷津 3丁目～秋津 5丁目 谷津千潟周遊路 1周 3.5km		
	ハミングロード	市東端(東習志野 5丁目)～臨海部(茜浜 3丁目)緑道 11.67km		

※★はボール遊びにおすすめの公園

【屋内】

区分	施設名	所在地	施設概要
体育館	袖ヶ浦体育館	袖ヶ浦 5-1-1	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他 観覧席 432 席
	東部体育館	東習志野 3-4-5	バレーボール、バスケットボール、卓球、体操ピット、バドミントン、フリークライミングウォール、トレーニングルーム他 観覧席 201 席
	中央公園体育館	本大久保 3-8-19	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
	富士吉田体育館 (富士吉田青年の家)	富士吉田市 上吉田 4443	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
	鹿野山少年自然の家 体育館	君津市鹿野山 常緑平 731	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
プール	千葉県 国際総合水泳場	茜浜 2-3-3	メインプール 50m×25 m 飛込みプール 25m×25 m 固定席 3,662 席 サブプール 50m×18.5 m 固定席 187 席 トレーニングルーム他

※付帯設備や貸出用具には、一部組立等に専門的な技術が必要なものがあります。

## 4 スポーツができる主な施設・広場等の写真

### <東習志野・実籾・大久保地区>



① 東部体育館



② 実籾テニスコート



③ 中央公園パークゴルフ場



④ 中央公園体育館  
(プラッツ習志野南館)

### <袖ヶ浦地区>



⑤ 中央公園テニスコート



⑥ 中央公園野球場



⑦ 袖ヶ浦体育館



⑧ 袖ヶ浦テニスコート

### <秋津地区>



⑨ 袖ヶ浦少年サッカー場



⑩ 袖ヶ浦運動公園多目的広場



⑪ 秋津テニスコート



⑫ 秋津サッカー場

### <茜浜・芝園地区>



⑬ 秋津野球場



⑭ 秋津公園多目的広場



⑮ 茜浜近隣公園



⑯ 茜浜パークゴルフ場



⑰ 芝園フットサル場



⑰ 芝園テニスコート

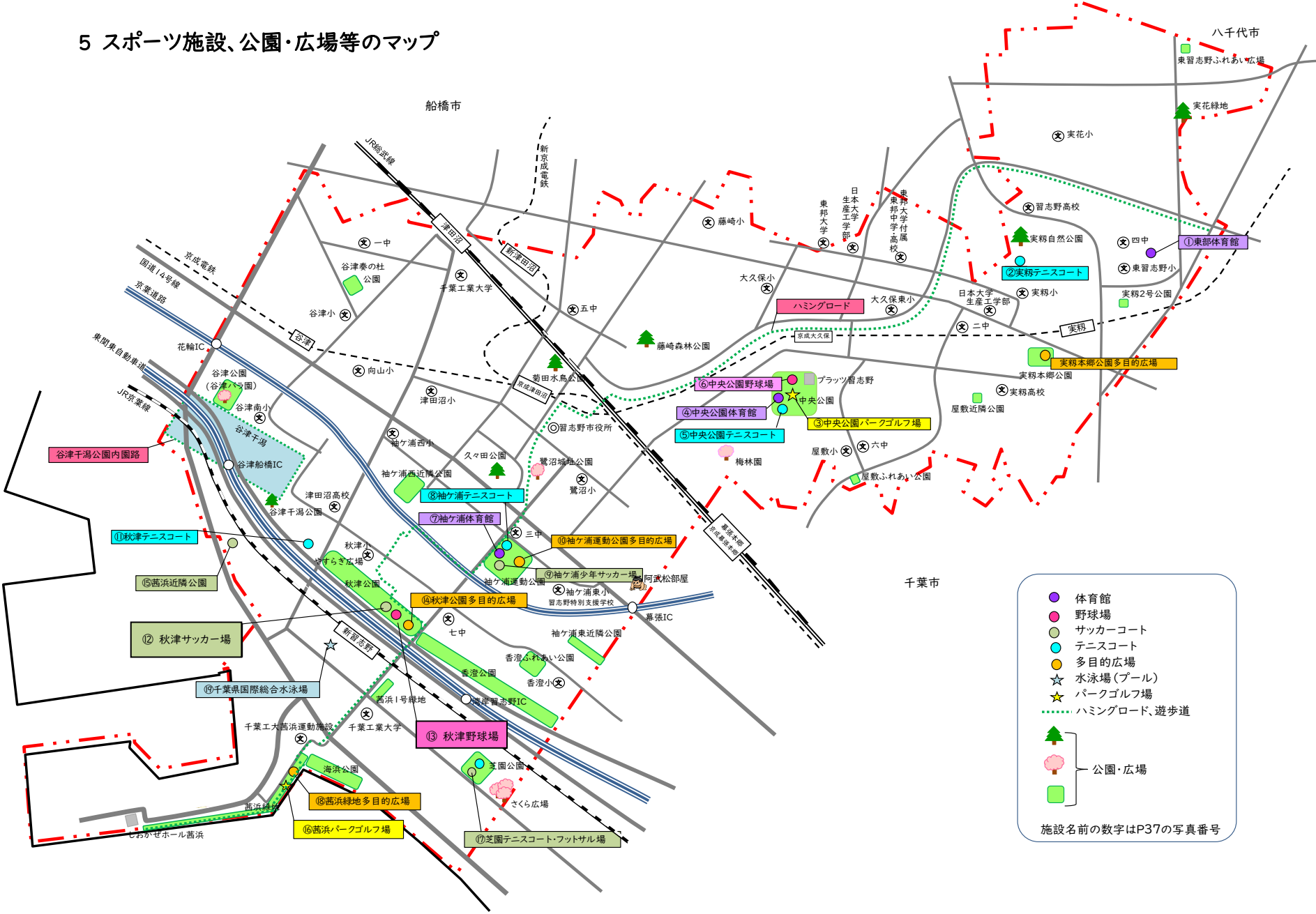


⑱ 茜浜緑地多目的広場



⑱ 千葉県国際総合水泳場

# 5 スポーツ施設、公園・広場等のマップ



	体育館
	野球場
	サッカーコート
	テニスコート
	多目的広場
	水泳場(プール)
	パークゴルフ場
	ハミングロード、遊歩道
	公園・広場

施設名前の数字はP37の写真番号

## 6 習志野市スポーツ推進審議会委員名簿

(令和8(2026)年3月末現在)

区分	氏名	職責等	備考
学識経験者	阿川幸平	習志野市スポーツ推進委員連絡協議会 副会長	会長
〃	山口一	習志野市スポーツ協会 副理事長	副会長
〃	大沢亜紀	習志野市医師会 医師	
〃	菊地俊紀	日本大学 生産工学部 教授	
〃	吉見知子	習志野市スポーツ協会 理事	
〃	引原有輝	千葉工業大学 創造工学部 教育センター 教授	
〃	澁川賢一	東邦大学 理学部 准教授	
〃	大久保菜穂子	順天堂大学 スポーツ健康科学部 先任准教授	
〃	杉山健一	習志野市小中学校体育連盟 副会長 谷津小学校長	
関係行政 機関職員	島本博幸	習志野市政策経営部長	

## 7 習志野市スポーツ推進計画策定についての諮問・答申

### 【諮問】

教 第 9 5 号  
令 和 7 年 2 月 5 日

習志野市スポーツ推進審議会会長 様

習志野市教育委員会

習志野市スポーツ推進計画の策定について(諮問)

習志野市スポーツ推進審議会条例(昭和47年条例第30号)第2条第1項第1号の規定により、「習志野市スポーツ推進計画」の策定について、習志野市スポーツ推進審議会の意見を求めます。

### 記

#### 1. 諮問事項

「習志野市スポーツ推進計画」の策定について

#### 2. 計画策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通して、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、現在までにさまざまなスポーツの施策を展開してきた。

今後も、さらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や、健康づくりに視点を置いたスポーツ・運動、さらにスポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となることから、本市の目指すべくスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画」を策定する。

## 【答 申】

令和7年9月24日

習志野市教育委員会 様

習志野市スポーツ推進審議会  
会長 阿 川 幸 平

習志野市スポーツ推進計画(素案)の策定について(答申)

令和7年2月5日付け教ス第95号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

### 記

習志野市スポーツ推進計画(素案)について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断するが、以下の意見に十分留意していただきたい。

#### 1. 計画及び情報の周知・広報について

本計画は、習志野市の実情を踏まえ、市民一人ひとりのニーズに応じた「する」「みる」「ささえる」スポーツの機会を持つことができるよう施策を掲げている。この施策を実現するためにも、市民、スポーツ団体、関係部署等と一層の連携・協力を図るとともに、計画を含め、スポーツに係る情報の積極的な周知・広報活動の充実に努められたい。

#### 2. 計画の進捗状況の把握と点検・評価について

本計画では基本理念として、「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を掲げている。その推進・具現化にあたっては計画に掲げた各施策の取組について、成果や課題等を評価・検証し、必要に応じた見直しにより、適切な進捗管理に努められたい。



# あしたのハーモニーが響くまち

習志野市



## 習志野市スポーツ推進計画

発行年月：令和8年3月

発行：習志野市教育委員会

編集：生涯学習部 生涯スポーツ課

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047(451)1151(代表)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>

# 習志野市スポーツ推進計画(案)

令和8(2026)年度～令和15(2033)年度

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

## 【取組事業】

習志野市教育委員会

## 目 次

---

1 施策体系	3
2 施策の展開	4
1 「する」スポーツの推進	
施策 1 幼児期・ジュニア期における機会充実	4
施策 2 働く世代・子育て世代への活動の支援	6
施策 3 高齢者への支援	7
施策 4 障がいのある人への支援	7
施策 5 気軽に行えるスポーツの推進	8
施策 6 健康増進への寄与	9
2 「みる」スポーツの推進	
施策 7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催	10
施策 8 トップチーム・アスリートとの連携	11
施策 9 スポーツ情報の発信	11
3 「ささえる」スポーツの推進	
施策 10 スポーツ推進団体への支援	12
施策 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援	12
施策 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大	13
施策 13 公共スポーツ施設の安全性の維持	13

注)用語の解説※8～15は、スポーツ推進計画内「資料編」に記載

## Ⅰ 施策体系

習志野市基本構想（将来都市像）

「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」

習志野市教育振興基本計画（基本目標）

「主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり」

スポーツ推進計画

### 【基本理念】

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

### 【基本方針】

1 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

2 安全で安心な環境づくり

### 【施策の柱】

1 「する」 スポーツの推進	2 「みる」 スポーツの推進	3 「ささえる」 スポーツの推進
1 幼児期・ジュニア期における機会充実 2 働く世代・子育て世代への活動の支援 3 高齢者への支援 4 障がいのある人への支援 5 気軽に行えるスポーツの推進 6 健康増進への寄与	7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催 8 トップチーム・アスリートとの連携 9 スポーツ情報の発信	10 スポーツ推進団体への支援 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大 13 公共スポーツ施設の安全性の維持

取組

## 2 施策の展開

### 1 「する」スポーツの推進

#### 施策1 幼児期・ジュニア期における機会充実

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・子どもたちが気軽に参加できるスポーツ奨励大会(※8)を開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・子どもが気軽に参加できる地区活動を市内16小学校区ごとに実施します。	
3	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・ジュニア育成(普及・技術向上)事業を開催し、ジュニアの体力・技術向上に努めます。	
4	文化スポーツ振興財団(※9)への活動支援	・子どものスポーツを行うきっかけづくりとして、キッズスポーツ教室(テニス、スイミング、サッカー、かけっこ等)を開催します。	
5	総合型地域スポーツクラブ(※10)への活動支援	・子どもの運動の機会を広げるため、幼児期・ジュニア期が参加できる定期活動を実施します。	
6	スポーツ協会・スポーツ少年団(※11)への支援	・ジュニア期におけるスポーツの充実を図るため、大会・イベント・研修等を開催します。	
7	トップチームやアスリートとの地域交流事業の推進	・千葉ロッテマリーンズやオービックシーガルズ、阿武松部屋(おうのみつ)と連携し、子ども対象の教室等を開催します。	
8	部活動支援事業	・専門的指導力を持つ指導者を必要とする中学校に対し、外部指導者を派遣します。	学習指導課
9	体力・運動能力の向上に向けた指導の推進	・体力・運動能力の向上を目指して、授業や行事、部活動等で発達段階に応じた指導を推進します。	
10	「遊・友スポーツチャレンジちば」への参加の奨励	・千葉県教育委員会が体力向上と社会性の育成を目的に実施している「遊・友スポーツチャレンジちば」への参加を奨励し、児童生徒の積極的な運動習慣の育成を推進します。	

No.	取組名	概要	所管
11	毎日楽しく体を動かす遊びの推進	・外遊びの時間の確保や年齢や発達に応じた環境づくりを通して、積極的に体を動かす態度や基礎的な運動能力を促し、多様な動き(バランス・移動・用具等の操作)を引き出し、経験できるようにします。	こども保育課
12	家庭・保護者・地域との連携・推進	・行事や子育てふれあい広場等で親子(未就園の親子を含む)と一緒に体を動かす楽しさや大切さを実感できる内容や機会を設けます。 ・地域のボランティアや外部講師を招いて、親子が体を動かす楽しさを味わえる機会を設けます。	
13	専門職による個別運動プログラム	・体の使い方が不器用な子どもや運動遊びに苦手さを感じている子どもに対して、理学療法士と作業療法士が専門的な評価を実施し、個別の状態に合わせた運動プログラムを提供します。	ひまわり発達 相談センター
14	幼児家庭教育学級	・3歳児を持つ親を対象に、親子での遊びや体操をプログラムに取り入れます。	各公民館
15	親と子のふれあい講座	・2歳児を持つ親を対象に、親子での遊びをプログラムに取り入れます。	各公民館
16	こどもセンター運営事業	・所内に親子が自由に遊び交流できる場を提供するとともに、毎日親子でのふれ合いと体を動かすことができる時間を設けます。	子育てサービス課
17	つどいの広場運営事業	・乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集まり交流する場で、毎日季節の歌を歌ったり、踊ったり、体操をする「きらっ子タイム」を実施し、親子でふれあい、体を動かす時間を設けます。	子育てサービス課

## 施策2 働く世代・子育て世代への活動の支援

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・働く世代・子育て世代が親子や家族で参加できるスポーツ奨励大会を開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・働く世代・子育て世代が親子や家族で参加できる地区活動を実施します。	
3	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・働く世代・子育て世代が参加できるスポーツ教室を開催します。	
4	文化スポーツ振興財団への活動支援	・保育の実施や、夜間・祝日の開催など、働く世代・子育て世代が参加しやすい親子体操など、親子で参加できる教室を開催します。	
5	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・働く世代・子育て世代が活動に参加しやすい定期活動やイベント実施します。	
6	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・働く世代や子育て世代が参加できるよう、市民総合体育大会を開催します。	

### 施策3 高齢者への支援

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ奨励大会において、高齢者が参加できる内容を検討します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・地区活動において、高齢者が参加できる内容を検討します。	
3	寿学級の活動	・学級講座において学級生の健康や体力づくりの他、相互の親睦を図り、生きがいづくりや社会参加の促す活動をします。	各公民館
4	あじさいクラブ連合会(老人クラブ)主催各種スポーツ大会への支援	・あじさいクラブ連合会会員を対象としたグラウンド・ゴルフ、パークゴルフ、ペタンク、レクリエーションスポーツの各種大会を支援します。	高齢者支援課
5	あじさいクラブ大運動会の開催	・60歳以上の高齢者を対象に体力づくり健康づくりの他、高齢者の親睦を深めるため高齢者向けの競技を実施します。	高齢者支援課
6	介護予防事業	・65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態にならず、いつまでも自立した生活が送れるよう、運動等の支援をします。	健康支援課
7	てんとうむし体操の推進	・転倒予防に効果的な市オリジナル体操を推進します。	高齢者支援課

### 施策4 障がいのある人への支援

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ奨励大会において、障がいのある人が参加できる内容を検討します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・地区活動において、障がいのある人が参加できる内容の検討をします。	
3	習志野市ユニバーサルスポーツ交流会の開催	・障がいのある人もない人も楽しめるイベントやレクリエーションの実施・情報提供します。	障がい福祉課

## 施策5 気軽に行えるスポーツの推進

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・誰もが気軽にスポーツが行えるよう、スポーツ奨励大会において、歩け歩け大会やニューススポーツが体験できるイベントを開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・気軽に行える運動の普及を図るため、地区活動において、ニューススポーツ等を実施します。	
3	市民スポーツ指導員養成講座の実施	・ニューススポーツの普及を図るため、養成講座において、ニューススポーツを講義内容に取り入れます。	
4	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・定期活動において、健康体操やニューススポーツを取り入れます。	
5	ニューススポーツ用具の貸出	・ニューススポーツ用具を団体や市民へ貸し出します。	
6	文化スポーツ振興財団への活動支援	・スポーツを行うきっかけづくりとして、スポーツ教室において、気軽を実施できる種目やニューススポーツを取り入れます。	

## 施策6 健康増進への寄与

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ奨励大会において、歩け歩け大会など、健康増進に寄与するスポーツ大会を開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・健康増進に寄与する地区活動を実施します。	
3	文化スポーツ振興財団への活動支援	・健康増進に寄与するスポーツ教室を開催します。	
4	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・健康増進に寄与する定期活動を開催します。	
5	体力・運動能力測定事業の実施	・5年に一度実施する成人と高齢者を対象とした体力・運動能力調査を実施します(計画期間内では令和12年(2030)度の実施予定)	
6	生活習慣病、フレイル予防につながる身体活動の啓発	・健康づくり推進員の活動、介護予防教室、生活習慣病予防の相談や健康教育等、各事業や取り組みの中で、年代に応じた身体活動を啓発し、健康増進につなげます。	健康支援課
7	健康なまち習志野推進月間の実施	・市民の健康への意識を高め、健康的な生活に主体的に取り組むことを目指し、毎年、健康なまち習志野推進月間を定め、健康フェア等の啓発活動を実施します。	
8	ならしの健康マイレージの実施	・市民の健康的な生活習慣のきっかけづくりとその継続、定着を目的とした健康マイレージ(生活習慣の目標設定・達成、各種健診やイベント等に参加した市民が、健康ポイントを100ポイント以上を貯めて特典が受けられる制度)を実施し、市民が健康的な生活を送ることができるようにします。	
9	健康に関する講座の実施	・成人を対象に健康や体力づくり等に関する講座を実施します。	各公民館
10	スポーツ・運動サークル・団体への活動場所の提供	・スポーツ・運動サークル・団体に対して、身近な場所にある公民館を活動の場所として提供します。	各公民館

## 2 「みる」スポーツの推進

### 施策7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・市民のスポーツ意欲の向上、地域住民の交流等を図るため、市民総合体育大会を開催します。	生涯スポーツ課
2	市内で活動しているトップチームの試合開催の支援	・市民が身近にスポーツ観戦する機会をつくるため、市内等で活動しているトップチーム(オービックスシーガルズのXリーグ等)の試合開催を支援します。	
3	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・地域の活性化につなげるため、スポーツイベントやまつりを開催します。	
4	スポーツ団体等による市民まつりにおけるスポーツコーナー運営支援	・市民まつりにおいて、スポーツ団体(スポーツ推進委員、市民スポーツ指導員、スポーツ少年団等)が運営しているスポーツコーナーを運営します。	
5	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・地域の活性化を図るため、地区活動を実施します。	

## 施策8 トップチーム・アスリートとの連携

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・地元のトップチーム・アスリートの技術等を生かした教室等の開催や、ジュニア育成事業を開催します。	生涯スポーツ課
2	トップチーム・アスリートとの地域交流事業の推進	・千葉ロッテマリーンズ、阿武松部屋、オービックシーガルズ等と連携したイベント等を開催します。	
3	千葉ロッテマリーンズへの協力・支援	・市民のスポーツ観戦機会の充実を図るため、千葉ロッテマリーンズの一軍の試合の市民招待を実施します。	
4	オービックシーガルズへの協力・支援	・オービックシーガルズのホームゲーム及びイベントや教室等について、広報等を行います。	産業振興課 生涯スポーツ課

## 施策9 スポーツ情報の発信

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ大会、イベントの情報発信	・市内で開催されるスポーツ大会やイベントの情報について、ホームページや市広報、市公式 X や LINE 等の SNS を活用した情報発信の充実を図ります。	生涯スポーツ課
2	文化スポーツ振興財団への活動支援	・ホームページの充実、スポーツイベントや施設情報の発信をします。	
3	施設予約システム(※12)の充実	・市民がいつでも施設の情報の取得や予約ができるように、施設予約システムの充実を図ります。	

### 3 「ささえる」スポーツの推進

#### 施策10 スポーツ推進団体への支援

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・市のスポーツ活動の企画・運営や市民との連絡・調整などの役割を果たしているスポーツ推進委員の活動を支援します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・各地区のスポーツの普及・振興を推進している市民スポーツ指導員の活動を支援します。	
3	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・競技スポーツ等の推進を図るため、スポーツ協会や加盟競技団体、スポーツ少年団の活動に対して支援します。	
4	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・総合型地域スポーツクラブの各クラブの活動や運営等を支援します。	
5	転倒予防体操推進員(※13)の育成・活動支援	・転倒予防体操推進員の研修会の開催や地区における活動を支援します。	高齢者支援課
6	健康づくり推進員(※14)の育成・活動支援	・健康づくり推進員の研修会の開催や活動を支援します。	健康支援課

#### 施策11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ推進委員の育成のため、研修等を実施します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・指導員の資質向上等のため、市民スポーツ指導員の自主研修会や市民スポーツ講演会を開催します。	
3	市民スポーツ指導員養成講座の実施	・市民スポーツ指導員の委嘱期間に合わせて、3年ごとに指導員を養成します。	
4	スポーツボランティア活動の場や情報の提供	・オービックシーガルズの試合、市民駅伝等の市内スポーツイベントやその他県内イベント等で、市民がスポーツボランティアとして活躍できる場や情報を提供します。	
5	部活動支援事業	・専門的指導力を持つ指導者を必要とする中学校に対し、外部指導者を派遣します。	学習指導課
6	転倒予防体操推進員の育成・活動支援	・転倒予防体操推進員の研修会を開催し、育成を図ります。	高齢者支援課
7	健康づくり推進員の育成・活動支援	・健康づくり推進員の研修会を開催し、育成を図ります。	健康支援課

## 施策12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大

No.	取組名	概要	所管
1	学校体育施設の開放	・市民のスポーツをする場の確保のため、身近な場所にある市内小学校の校庭・体育館の体育施設を土、日曜日に開放します。	生涯スポーツ課
2	学校プール開放事業の実施	・市民の水と親しむ場を確保のため、夏季休業中の学校プールを開放します。	
3	スポーツ施設の利用の拡大	・多様なニーズに応じたスポーツ施設の利用拡大に努めます。	
4	ウォーキング等の環境の維持・管理	・ハミングロードや谷津干潟遊歩道など、市民が気軽にウォーキングやランニングに取り組める環境を維持・管理します。	公園緑地課 道路管理課
5	大学との連携協働による健康なまちづくりの推進	・健康なまちづくりを推進するため、大学が保有する人的・知的資源を活用した、連携協働による健康づくり・体力づくりに取り組みます。	健康支援課
6	スポーツ・運動サークル・団体への活動場所の提供	・スポーツ・運動サークル・団体に対して、身近な場所にある公民館を活動の場所として提供します。	各公民館

## 施策13 公共スポーツ施設の安全性の維持

No.	取組名	概要	所管
1	スポーツ施設の管理・運営	・市民のスポーツ活動の中心であるスポーツ施設を適切に管理・運営し、快適なスポーツの場の提供に努めます。	生涯スポーツ課
2	指定管理者制度(※15)の活用	・市のスポーツ施設を民間業者が運営等行うことで、市民サービスの向上等を図ります。	
3	スポーツ施設の整備(改修)事業	・老朽化した施設を安全・安心に利用するために、計画的に施設の整備や改修を行います。	



あしたのハイモニが響くまち  
習志野市

習志野市スポーツ推進計画

【取組事業】

発行年月：令和8年3月

発行：習志野市教育委員会

編集：生涯学習部 生涯スポーツ課

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047(451)1151(代表)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>